阿南市地域防災計画

(一般災害対策編)

令和4年2月修正 阿南市防災会議 阿南市水防協議会

目 次

第1章 総則

第1節	計画の基本方針
第 1	計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2	計画の性格及び構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 3	他の計画との整合性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第 4	計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 5	計画の習熟等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節	防災に関する事務と業務の大綱
第 1	防災関係機関と本市市民の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2	各機関の事務と業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
/J _	
7J Z	
第3節	阿南市の概況
>10 —	
第3節	阿南市の概況
第3節 第 1	阿南市の概況 地勢 · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3節 第1 第2	阿南市の概況 地勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3節 第1 第2 第3	阿南市の概況 地勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3節 第1 第2 第3	阿南市の概況 地勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3節 第1 第2 第3 第4	阿南市の概況 地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及計画
第 1	主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
第 2	市民及び職員に対する防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
第 3	学校における防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第 4	職員に対する防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第 5	防災上重要な施設管理者に対する防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
第 6	災害教訓の伝承 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
₩ 0 ₩	P는 <<<=비성==+ Imi
第2節	防災訓練計画 主旨 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 1 第 2	主旨 ····································
第 3	
ある	
第3節	自主防災組織の育成に関する計画
第 1	主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第 2	災害対策の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 3	自主防災組織の結成促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
Arte 4 Arte	**************************************
第4節	都市防災化計画
第 1	主旨 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 2	防災空間の確保 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3	公的住宅の不燃化促進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 4	民間住宅の不燃化促進
第 5	
第 6	
第7	道の駅の防災拠点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5節	建築物災害予防計画
第 1	主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第 2	災害危険区域整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第 3	建築物等に対する防災上の指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
	気象業務整備計画
第 1	
第 2	内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
生っな しゅうしゅう	水果多院計画
第 1	水害予防計画 主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
	本市の主要河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
<i>7</i> 3	'T''Pマン上×/3/II

	第 3	河川防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
	第 4	内水排除対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
	第 5	地下空間の浸水対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
	第 6	豪雨災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
	第 7	局地的集中豪雨対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
	第 8	水害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
	第 9	防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
第	8節 厘	凤害予防計画
	第 1	主旨 · · · · · · · · · · · · · · · · · 90
	第 2	スーパーセル(巨大積乱雲)と竜巻・・・・・・・・・・・・・・・・90
	第 3	保安林整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第 4	農作物の被害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
	第 5	通信施設の防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
	第 6	電力設備の防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	9節 高	高潮·浸水等予防計画
	第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
	第 2	高潮・浸水予防施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
	第 3	高潮・浸水時の被害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
	第 4	河川河口部の高潮被害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
	第 5	地盤沈下の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
第	1 0節	土砂災害予防計画
	第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
	第 2	地すべり予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
	第 3	急傾斜地崩壊(がけ崩れ)予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
	第 4	土石流予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
	第 5	山地災害危険地区予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
	第 6	深層崩壊 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 1
	第 7	土砂災害警戒区域等における予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
	第 8	農業用ため池対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
第	11節	緊急輸送路の確保整備計画
	第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
	第 2	緊急輸送路の指定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
	第 3	緊急輸送ネットワークの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
第	12節	危険物等災害予防計画
	第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
	第 2	危険物災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

第 3	高圧ガス及び火薬類災害予防対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
第 4	毒物・劇物災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
第 5	放射線等災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	1
第 6	複合災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	3
第 7	海上特殊災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	3
第13節	林野火災予防計画	
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
第 2	林野火災に強い地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
第 3	火災気象通報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
第 4	林野所有(管理)者等への周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
第 5	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え ・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	5
第 6	被災者等への的確な情報伝達活動関係・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
第 7	防災知識の普及等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	5
第14節	防災施設等整備計画	
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
第 2	情報通信体制の運用管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
第 3	防災拠点施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2	20
第 4	応急物資等の備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2	20
第15節	ボランティア受入れ体制の整備及び運用に関する計画	
第15節 第1	ボランティア受入れ体制の整備及び運用に関する計画 主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 NPO・ボランティア等の連携と受入れ体制支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2	23
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2	23
第 1 第 2	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 NPO・ボランティア等の連携と受入れ体制支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2	3
第 1 第 2 第 3	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第 1 第 2 第 3 第 4	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 23 23 24
第 第 第 第 第 第 第 第 5	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 23 24 24
第 第 第 第 第 第	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 23 24 24
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 23 24 24 25 5
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 6 6 1 6 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 23 24 24 25 5
第第第第第第 16 第 第 1 2 3 4 5 6 第 1 2	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3 3 3 4 4 5 5 5 5
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3 3 3 4 4 5 5 5 5 5 5
第第第第第第 16 第第第第	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3 3 4 4 5 5 5 5 6
第第第第第第 1 第第第第第第第第 1 1 2 3 4 5	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3 3 4 4 5 5 5 5 6
第第第第第第 1 第第第第第 7 第 1 2 3 4 5 6 第 1 2 3 4 5 6 第	主旨 12 NPO・ボランティア等の連携と受入れ体制支援 12 情報共有会議の整備・強化 12 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築 12 専門ボランティアの活動への支援等 12 ボランティア災害活動マニュアル作成上の留意点 12 広域応援計画 主旨 12 市町村間の相互協定 12 消防機関の相互応援 12 民間団体等との応援・協力 12 民間団体等との応援・協力 12 成域応援・受援計画の整備 12 避難行動要支援者対策計画 主旨 12 社会福祉施設等対策 12	233344 255556 77
第第第第第第 1 第第第第第 7 1 1 2 3 4 5 6 第 1 2 3 4 5 第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233344 255556 77

第 5	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・131
第18額	· · · · = = · · = = · · · · · · · · · ·
第 1	
第 2	帰宅困難者に対する防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第19額	
第 1	主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
第 2	
第 3	孤立化の未然防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
第20節	
第 1	主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
第 2	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 3	
第 4	
第 5	
第 6	外出を控えさせるための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
第21餌	
第 1	主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
第 2	
第 3	
第 4	
第 5	災害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第22節	
第 1	
第 2	雪害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 1
第23節	京 原子力災害事前対策計画
第 1	
第 2	災害の想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
第 3	体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 5
第 4	情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 5	原子力防災に関する知識の普及と啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
第24節	市 徳島県戦略的災害医療プロジェクトの推進
第 1	主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
第 2	災害医療力の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148

第 3	要配慮者支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第 4	避難環境の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 5	情報共有機能の強化 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第25節	大規模停電・通信障害への備え
	大規模停電・通信障害への備え 方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画
第 1	主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
第 2	災害対策連絡本部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
第 3	災害対策警戒本部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152
第 4	災害対策本部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
第 5	災害対策警戒本部または災害対策本部設置準備・・・・・・・・・・・・・・・・157
第 6	災害対策本部の編成と連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
第7	支部の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
第8	現地災害対策本部の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159
第 9	地域ごとの各組織との連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159
第10	体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159
第2節 〕	職員の動員配備計画
第1	
第2	災害種別の配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3	動員体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 4	職員の服務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172
ж 4	叫(只V)IIX7D
第3節	近災関係機関応援計画
第 1	主旨 · · · · · · · · · · · · · 173
第 2	応援協力要請実施者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
第 3	応援要請の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
第 4	応援協力の要請区分等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
第 5	応援受入れ体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
第 6	広域応援部隊受入れ計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
第7	各関係機関の協力及び経費負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
第8	公共的団体等との協力体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177
第4節	自衛隊派遣要請計画
第 1	 _ 主旨 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 2	
	災害対策用ヘリポートの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179
	情報通信
第 1	主旨
第 2	気象に関する特別警報・警報・注意報・情報の伝達系統・・・・・・・・・・・ 182
第 3	水防計画(那賀川)の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 4	火災気象通報の伝達系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185

第6節	情報及び被害状況等の収集報告計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・186
第 2	情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 186
第 3	報告の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8 ⁻
第 4	- 報告責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
第 5	報告の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
第 6	報告の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
第 7	本市の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189
第 8	連絡窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189
第7節	災害情報広報計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・190
第 2	
第 3	広報の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19(
第 4	1,110,2100,000
第 5	放送の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
第8節	災害救助法適用計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
第 3	救助の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
第 4	災害救助法運用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
第 5	災害救助法の適用手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 196
第 6	災害救助法による救助の程度・方法・期間、及び実費弁償の基準・・・・・・ 196
第9節	消防活動範囲
第 1	主旨·········19 ⁻
第 2	基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 3	初動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
第 4	. 情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・199
第 5	火災防御活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
第 6	救助・救急活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 7	緊急消防援助隊の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201
第10節	5 水防計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
第 2	
第 3	水防体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
第 4	· 河川水位基準等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 5	水防法に定める水防警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・204
第 6	避難判断水位情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 206

第11節	救助計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
第 3	救助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
第 4	救助体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
第 5	救助活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
第 6	災害救助法適用時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・209
第12節	°P###≘⊥i ca i
	避難計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
第 2	実施責任者及び基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3	高齢者等避難の伝達・避難の指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 4	警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
第 5	避難誘導について・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第 6	避難所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
第7	避難所の選定と収容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第 8	避難所の運営····································
第 9	要配慮者への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・219
第10	避難の周知徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・219
第11	県知事に対する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
第12	災害救助法適用時の対象者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第13	避難所外避難者の支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 221
第13節	県消防防災ヘリコプター派遣要請計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 222
第 2	要請基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・222
第 3	県消防防災ヘリコプターの活動内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · 222
第 4	運航体制と出動要請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
第 5	飛行場外離着陸場の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
第 6	緊急運航の要請及び出動のフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
第14節	医療及び助産計画
第 1	主旨 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 2	実施責任者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 3	医療救護体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・224
第 4	応急医療需要の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 226
第 5	傷病者の搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第 6	医薬品等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 226
第 7	挫滅症候群について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 227
第 8	災害時コーディネーター(医療・保健衛生・介護福祉・薬務)の調整・・・・・・ 228

第15節	行方不明者・遺体の捜索及び収容・埋火葬計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第 3	行方不明者・死者の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・229
第 4	遺体の調査処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23(
第 5	遺体の埋火葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23(
第 6	海上漂流遺体の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
第16節	障害物の除去計画
第 1	主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第 2	実施責任者の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第 3	機械機器の調達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23 [°]
第 4	災害救助法適用時の費用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23~
第 5	災害廃棄物の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
第17節	分務需給計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
第 3	支払いの基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
第 4	従事命令または協力命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
第 5	労務者の雇用方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 234
第 6	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 234
第18節	給水計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・235
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 235
第 3	確保水量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 235
第 4	飲料水の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 235
第 5	水道施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 236
第 6	県への要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 236
第19節	食料供給計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237
第 3	応急食料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237
第 4	食料供給需要の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237
第 5	食料供給能力の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237
第 6	食料供給活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 238
第 7	液化石油ガスの供給等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 239

第20節	被服等生活必需品供給計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240
第 3	調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第 4	生活必需品の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第 5	配給後の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
第 6	物資輸送の交通手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241
第 7	孤立集落等への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
第21節	感染症予防計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
第 3	感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
第 4	感染症対策の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第 5	防疫用資材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第 6	報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
第 7	家畜防疫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
第 8	参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
第22節	保健衛生計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
第 2	災害時(保健衛生)コーディネーター・・・・・・・・・・・・・・・・・244
第 3	健康相談等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・244
第 4	栄養・衛生指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245
第 5	派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・245
第 6	災害時保健衛生活動の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・245
第 7	トイレの確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245
第23節	被災者のこころのケア
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246
第 2	被災者が陥りやすい精神症状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246
第 3	心的外傷後ストレス症候群(PTSD)・・・・・・・・・・・・・・ 246
第 4	こころのケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
第 5	アニマルセラピー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
第 6	災害時こころのケアチーム(DPAT)・・・・・・・・・・・・・ 248
第24節	要配慮者への支援対策の実施
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 249
第 2	社会福祉施設等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・249
第 3	障がい者及び高齢者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 249
第 4	児童に係る対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250

第 5	外国人に対する対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25	0
第 6	災害時(介護福祉)コーディネーターとの連携・・・・・・・・・・・・ 25	Ο
# 0 5 # 5		
第25節	帰宅困難者対策計画 主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	
第 1		
第 2	帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	1
第26節	廃棄物の処理計画	
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	2
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25	2
第 3	ごみ・し尿処理及び災害廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・25	2
第27節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	
第 1	主旨 · · · · · · · · · · · · · · 25	
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	
第 3	住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	
第 4	応急仮設住宅の建設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25	
第 5	公営住宅等の斡旋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25	8
第28節	義援金品受付·配分計画	
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	9
第 2	義援物品の取扱いに関する広報・・・・・・・・・・・・・・・・・25	
第 3	義援金品の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	
第 4	義援金品の配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	
第29節	ボランティア団体等支援計画	
第 1	主旨 · · · · · · · · · · · · · · · 26	Ο
第 2	ボランティア団体等の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・26	Ο
第30節		
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26	2
第 2	実施責任者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 3	Xing it is	
第 4	緊急輸送手段····································	
第 5	輸送力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26	
73 U		\cup

第31節	道路確保計画	
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	
第 2	予想される状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	34
第 3	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	34
第 4	実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	35
第 5	道路の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	36
第 6	交通マネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	36
第32節	心急教育計画	
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	
第 2	実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	
第 3	被害状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	
第 4	児童・生徒の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	
第 5	文教施設の災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	86
第 6	応急教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	86
第7	教材・学用品の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	39
第 8	就学援助費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26	39
第 9	学校給食の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27	7 O
第10	特記事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	7 O
第33節	施設の応急対策計画	
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	7 1
第 2	公共土木施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 1
第 3	鉄道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	73
第 4	電力施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27	73
第 5	LPガス供給施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27	74
第 6	水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	75
第7	下水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	75
第 8	通信設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	76
第 9	危険物施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	78
第10	農業用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	3 1
第34節	集落の孤立化対策計画	
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	32
第 2	孤立化した場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	32
第35節	海上災害対策計画	
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	33
第 2	海難救助対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	
第 3	緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・28	34
第 4	関係者への情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	34

第 5	流出油対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	4
第36節	石油コンビナート災害応急対策計画	
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	7
第 2	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	7
第 3	対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	7
第 4	災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	7
第37節	原子力災害応急対策計画	
第37節 第 1	原子力災害応急対策計画 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	8
第 1	基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
第 1 第 2	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28 情報収集・連絡体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	8
第 1 第 2 第 3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 9 0

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本方針
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 293
第 2	復旧・復興計画時の基本フレーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・293
第2節	復旧・復興対策
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294
第 2	総合計画と復旧・復興施策(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294
第 3	計画的復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・296
第3節	公共施設災害復旧事業計画
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・300
第 2	災害復旧事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第4節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
第 2	法律により一部負担または補助するもの・・・・・・・・・・・・・・・ 302
第 3	激甚災害に係る財政援助措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5節	被災者の生活確保
第 1	主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305
第 2	被災者生活再建支援金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 3	災害弔慰金等の支給、貸付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第 4	
第 5	- - 市税等の減免等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309
第 6	
第 7	· · 生活相談 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 8	
第 9	
第1C	
第1 1	

第1章 総則

第1節 計画の基本方針

【各部各班】

第1 計画の目的

阿南市地域防災計画(一般災害対策編)は、災害対策基本法(昭和36年、法律第223号)第4 2条の規定に基づく本市内における災害の予防と災害時の対策を、阿南市及び行政区域内の防災関係機関と協働して、総合的な予防、応急対策及び復旧・復興対策を定め、本市市民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的とし、以下の事項を定めた。

対策の大綱

- 1. 阿南市及び本市行政区域内の公共的団体その他防災上重要な施設管理者の処理すべき事務あるいは業務の大綱と住民の責務
- 2. 阿南市の防災に関する組織・訓練計画
- 3. 防災施設の新設や改良、防災のための調査研究・教育等による災害予防計画
- 4. 災害が発生し、または発生するおそれがある場合の災害防御・応急救助・災害拡大防止等を図る 災害応急対策計画
- 5. 災害復旧に関する計画
- 6. その他必要な計画

第2 計画の性格及び構成

この計画は、本市市域において過去に発生した風水害や火災の一般災害状況を基礎資料として、防災対策を記したもので、昨今の想定外ともいえる異常天然現象の対処においては、必要があると認めるとき、阿南市防災会議に諮り、速やかに修正する。

本編の構成

構成	記 述 内 容
1. 総則	計画の基本方針(目的)のほか、計画の効果的な推進、防災関係機関等の責務と処理すべき事務・業務、想定される災害と被害、防災対策の推進方向について定める。
2. 災害予防計画	災害の発生を未然に防止しまたは減災効果をもたらす事前対策等について定める。
3. 災害応急対策計画	発災時から応急復旧に至るまでの災害対策本部及び防災関係機関が行うべき応急対 策について定める。
4. 災害復旧·復興計画	公共施設の災害復旧と本市市民の生活安定の緊急措置等を定める。

第3 他の計画との整合性

この計画は、本市市域の災害対策に関する総合的・基本的な性格を有しており、徳島県が策定した「徳島県地域防災計画。令和3年12月。徳島県防災会議」や「令和3年度 徳島県水防計画。徳島県」あるいは、指定行政機関や公共機関が作成した「防災業務計画」等との整合を図るものとする。

また、市は、南海トラフ巨大地震や風水害など大規模地震時のリスク軽減を図るため、阿南市国土 強靭化地域計画を作成し、計画に基づきハード・ソフト両面から防災対策を推進するものとする。 なお、災害対策に関する法律は、先の災害対策基本法以外では、概略次のとおりとなる。

(1) 基本法関係

- → 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年、法律第136号)

(2) 災害予防関係

- ◇ 砂防法(明治30年、法律第29号)
- ◆ 建築基準法(昭和25年、法律第201号)
- ◆ 森林法(昭和26年、法律第249号)
- ◆ 気象業務法(昭和27年、法律第165号)
- ◆ 地すべり等防止法(昭和33年、法律第30号)
- ◆ 河川法(昭和39年、法律第167号)
- ◆ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年、法律第57号)
- ◆ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年、法律第57号)
- ♦ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(特定農業用ため池)

(3) 災害対応対策

- ◆ 災害救助法(昭和22年、法律第118号)
- ◆ 消防法(昭和23年、法律第186号)
- ◇ 水防法(昭和24年、法律第193号)

(4)組織

- ◆ 消防組織法(昭和22年、法律第226号)
- ◆ 海上保安庁法(昭和23年、法律第28号)
- ◆ 警察法(昭和29年、法律第162号)
- ◆ 自衛隊法(昭和29年、法律第165号)

(5)第6次阿南市総合計画の位置づけ(2021年度から2028年度まで)

第6次阿南市総合計画は、社会の変化に的確に対応し、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、地域防災計画は総合計画を補完し具体化するものである。

基本政策Ⅱ

安全で安心な暮らしを実感できるまちづくり (安全・安心)

<基本的な方向性>

全ての市民が安全で安心な暮らしを実感できるまちづくりに向けて、多種多様な災害に対応した総合防災体制の確立や、減災、火災予防に努めます。また、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難所における支援等を行い、ハード・ソフト両面から市民を守るための対策を図ります。都市の長期的な展望の下、立地適正化計画において、防災指針を作成し安全なまちづくりを推進します。

空き家等対策では、市民の民間事業団体、行政が連携して、所有者等の管理意識の向上を図り、 管理不全空き家の発生予防に努めるとともに、倒壊等により、津波からの避難や応急活動の妨げと なる可能性のある空き家の除却を推進します。

第4 計画の修正

前述のとおり、この計画は災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは、阿南市防災会議に諮り、修正を行う。

第5 計画の習熟等

本市行政職員は、平素から防災に関する訓練・研究その他の方法により、この計画の習熟と周知徹底に努めるとともに、各担当部局で実施する個別計画の作成・推進を行うものとする。

第2節 防災に関する事務と業務の大綱

【各部各班】

第1 防災関係機関と本市市民の活動

1. 阿南市

本市は、本市地域防災の第一次責務者として、市域及び市民の生命・身体と財産を保護するため、 徳島県を始めとした防災関係機関や、市民の協力を得て、速やかな防災活動を展開する。

2. 徳島県

県は、以下のような防災事象においては、必要とする防災関係機関と連携を取り、本市の防災活動を支援、あるいは調整をする。

- ・ 災害が市域を越えて、広範囲に及ぶとき
- ・ 大規模災害で、本市のみでの対応が困難なとき
- 防災活動において、市町村間での連絡調整を必要とするとき

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定地方行政機関単独、もしくは他の指定地方行政機関と相互に協力した防 災活動を実施するとともに、本市防災活動が円滑に進む勧告・指導・助言等の措置を取る。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自らの機関内での防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行動できるように、その業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を実施するとともに、 本市及び、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 市民

「自らの命は、自らが守る」、自助の精神こそが防災の基本であり、本市市民はこの自覚を持ち、 平時から災害に備えるための対策を講じておくことが重要である。「私達の地域は、私達で守る」と いう共助の心で、防災まちづくりの輪が広がり、『住み良いまち・阿南』になれば、発災時の各自の 対処法も異なってくる。

直前にその危険が迫るまで、危機的状況を認めようとしない「正常化の偏見」をなくし、本市・県・国、その他防災関係機関の実施する防災活動にも積極的に参加・協力するという意識のもと、自主防災活動を実施することが、本市市民の責務ともいえる。

第2 各機関の事務と業務の大綱

阿南市、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、以下の事務と業務を行う。

1. 阿南市

本市は県に準じた以下の対策をたてて災害に対処するが、災害救助法発令後は、知事の補助機関として災害救助にあたる。

- (1) 阿南市防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 本市地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 住民等に対する災害広報
- (8) 警報の伝達及び避難の指示
- (9)消防・水防その他の応急措置
- (10)被災者の救難、救助、その他の保護
- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保
- (13) 施設及び設備の応急復旧
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (15) 緊急輸送等の確保
- (16) 災害復旧の実施
- (17) 本市内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- (18) 地区防災計画に関する事項
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) その他災害発生の防御または拡大防止のための措置

2. 徳島県

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 住民等に対する災害広報
- (8) 警報の伝達及び避難の指示
- (9)消防・水防その他の応急措置
- (10)被災者の救難、救助、その他の保護

- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急教育
- (12) 食料、医薬品、その他の物資確保
- (13)施設及び設備の応急復旧
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送等の確保
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- (21) その他災害発生の防御または拡大防止のための措置

3. 指定地方行政機関

- (1)中国四国管区警察局四国警察支局
- ◆ 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- ◆ 他管区警察局及び警察庁との連携
- ◆ 管区内防災関係機関との連携
- ◆ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告・連絡
- ◇ 警察通信の確保及び統制
- ◆ 警察災害派遣隊等の運用
- ◆ 管区内各県警察への津波警報の伝達

(2)四国総合通信局

- ◆ 災害に備えた電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための調整及び電波の 統制監理
- ◆ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理
- ◆ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
- ◆ 災害時における通信機器、移動電源車等の貸出し
- ◇ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議

(3)四国財務局徳島財務事務所

- ◆ 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費の検査立会
- ◆ 地方公共団体に対する災害融資
- ◆ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- ◇ 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置

(4)四国厚生支局

◆ 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整

(5) 徳島労働局

- ◆ 工場、事業場における労働災害の防止
- ◆ 被災者に対する早期再就職の斡旋等
- ◇ 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等

(6) 中国四国農政局

- ◇ 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地、農業用施設等の防 護
- ◆ 農地保全施設または農業水利施設の維持管理の指導
- ◇ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
- ◇ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び、病害虫防除所及び家 畜保健衛生所の被害状況の把握
- ◆ 農地農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援
- ◆ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等の融 資に関する指導
- ◇ 応急用食料・物資の供給に関する支援

(7)四国森林管理局(徳島森林管理署)

- ◆ 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
- ◆ 国有保安林の整備保全
- ◇ 災害応急対策用木材(国有林)の供給
- ◆ 民有林における災害時の応急対策等

(8)四国経済産業局

- ◇ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
- ◆ 被災商工業・鉱業等事業者の業務の正常な運営の確保
- ◇ 災害時における電気・ガス事業に関する応急対策等

(9) 中国四国産業保安監督部四国支部

- ◆ 電気、ガス事業、高圧ガス、LPガス及び火薬類の保安の確保
- ◇ 石油コンビナート等の災害防止
- ◆ 鉱山における災害の防止
- ♦ 鉱山における災害時の応急対策

(10)四国地方整備局

- ア河川、道路、港湾、空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施
- イ 海上の流出油等に対する防除措置
- ウ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地方公共団体への派遣
- ① 徳島河川国道事務所
- ◆ 被災道路管理施設の復旧(直轄区域)

- ◆ 四国横断自動車道(阿南~徳島沖洲)の整備と維持管理
- ◆ 四国横断自動車道(阿南~徳島沖洲)の災害復旧
- ◆ 国道 55 号の直轄区間の整備と維持管理
- ◆ 国道 55号の直轄区間の災害復旧
- ② 那賀川河川事務所
- ◆ 那賀川・桑野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
- ◇ 水防のための洪水予報(那賀川)、氾濫警戒情報(派川那賀川・桑野川)並びに水防警報 (那賀川・派川那賀川・桑野川)及び情報の伝達
- ◇ 被災河川管理施設の復旧(直轄区域)

(11)四国運輸局徳島運輸支局(本庁舎)

- ◆ 海上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- ◆ 海上における緊急輸送の確保
- ◇ 海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

(12)四国運輸局徳島運輸支局(応神町庁舎)

- ◆ 陸上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- ◆ 陸上における緊急輸送の確保
- ◆ 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

(13) 徳島地方気象台

- ◆ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- ◇ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ◆ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並び に警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ◆ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ◆ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(14) 徳島海上保安部

- ◆ 海上災害の予防
- ◆ 災害情報の収集・連絡
- ◆ 海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供
- ◆ 海上における救助、救急及び消火活動
- ◆ 海上交通の安全確保
- ◆ 人員、物資等の緊急輸送
- ◆ 海上における治安、社会秩序の維持
- ◆ 危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置

(15)中国四国地方環境事務所

- → 環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び 提供
- ◇ 廃棄物処理施設及びび災害により生じた廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の情報収集・ 伝達
- ◇ 家庭動物の保護等に係る支援

4. 指定公共機関

- (1)日本郵便株式会社四国支社
- ◇ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ◇ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ◇ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ◆ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
- (2)日本銀行高松支店・徳島事務所
- ◆ 銀行券の発行及び通貨、並びに金融の調節
- ◆ 資金決済の円滑確保を通じた信用秩序の維持に資するための措置
- ◆ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- ◆ 金融機関による金融上の措置
- ◆ 各種措置に関する広報

(3)日本赤十字社徳島県支部

- ◆ 救護班の編成及び医療、並びに助産等の救護の実施
- ◇ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整
- ◆ 義援金品の募集配分
- ◇ ボランティア活動体制の整備

(4)日本放送協会徳島放送局

- ◆ 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
- ◆ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

(5)四国旅客鉄道株式会社

- ◆ 鉄道施設等の保全
- ◆ 救助物資及び避難者の輸送の協力
- ◇ 災害時における旅客の安全確保

(6) 西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社 NTT ドコモ四国支社徳島支店

- ◆ 電気通信施設の整備
- ◆ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ◆ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

- (7)日本通運株式会社徳島支店、四国福山通運株式会社徳島支店、佐川急便株式会社、ヤマト運輸、株式会社徳島主管支店、四国西濃運輸株式会社徳島支店
 - ◆ 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (8) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社
- ◆ 電力施設等の防災管理
- ◆ 電力供給
- ♦ 被害施設の応急対策及び災害復旧
- (9) KDDI 株式会社四国総支社、ソフトバンク株式会社
- ◆ 電気通信施設の整備
- ◆ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ◆ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

5. 指定地方公共機関

- (1)四国ガス株式会社徳島支店
- ◆ ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
- (2)四国放送株式会社、一般社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島
- ◆ 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
- ◆ 社会事業団体等による義援金品の募集協力
- (3) 一般社団法人徳島県バス協会
- ◆ バスによる避難者の輸送の協力
- ◇ バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の搬送
- (4) 一般社団法人徳島県トラック協会及び徳島通運株式会社
 - ◆ 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (5) 土地改良区
- ◆ 農業用施設の整備及び管理
- ◆ たん水防排除施設の整備及び活動
- ◆ 地震発生後の農業用ダム・農業用ため池の緊急点検
- (6)一般社団法人徳島県医師会
- ◆ 救護班の編成及び医療、並びに助産の救護の実施
- (7) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会
- ◆ LP ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

- (8) 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
- ◇ ボランティア活動体制の整備
- ◆ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
- (9) 公益計団法人徳島県看護協会
- ◇ 災害時における医療救護の実施
- ◇ 避難所における避難者の健康対策

(10) 一般社団法人徳島助産師会

- ◇ 災害時における妊産婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
- ◇ 避難所における避難者の健康対策

(11)一般社団法人徳島県歯科医師会

- ◆ 災害時における歯科医療救護の実施
- ◆ 避難所等における被災者の災害歯科保健医療
- ◇ 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

(12) 一般社団法人徳島県建設協会

◆ 災害時における公共施設への応急対策業務への協力に関すること

6. 白衛隊

- (1) 陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部
- ◆ 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- ◆ 阿南市が実施する防災訓練への協力
- ◇ 災害派遣の実施(被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、 道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水 及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)
- ◆ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
- (2) 海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊24航空隊
 - ◆ 情報収集
 - ◆ 救援物資の空輸
 - ◆ その他災害対策

7. 市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1)農業協同組合
- ◆ 本市が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- ◆ 農作物等の災害応急対策の指導
- ♦ 被災農家への融資または斡旋
- ◆ 農業生産資材及び農家生産資材の確保・斡旋

(2)自動車運送事業会社

- ◆ 災害時における生活必需物資・産業用資材の緊急輸送の確保
- ◆ 災害時における輸送用・作業用車両及び荷役機械の確保とこれらの緊急出動

(3) 森林組合 • 漁業協同組合

- ◆ 本市が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- ◆ 組合員の被害状況調査及び応急対策の協力
- ♦ 被災組合員に対する融資または斡旋

(4) 土地改良区

- ◆ 水路等の施設整備及びその防災管理と災害復旧対策
- ◆ 災害時における農地・農業用施設の被害調査の実施
- ◆ 農地・農業用施設の災害復旧計画の策定と実施

(5)阿南商工会議所•商工会

- ◆ 災害時における物価安定についての協力と実施
- ◆ 救助・救援物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- ◆ 被災商工業者に対する資金の融資または斡旋

(6)一般社団法人徳島県建設業協会阿南支部

- ◆ 災害時における公共施設への応急対策業務への協力に関すること
- ◆ 災害時における道路啓開の実施に関すること

(7) 阿南市医師会

- ◆ 医師会救護班の編成と連絡調整
- ♦ 災害時における医療活動

(8) 阿南市社会福祉協議会

- ◆ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

(9) 危険物関係施設管理者

◇ 災害時における危険物の保安措置

(10) 水防管理団体(※注1)

- ◆ 水防施設資材の整備
- ◇ 水防計画の策定及び水防訓練
- ◇ 水防活動
- ※注1. 消防組織法(前掲)第10条第1項の規定に基づく本市の消防本部・消防署の事務分掌 は、資料編の警防本部事務分掌 No.90 に参照した。

第3節 阿南市の概況

【各部各班】

第1 地勢

1. 概要

阿南市は、本県中部をほぼ東西方向に連ねた四国山地の東端にあたり、臨海部は紀伊水道と太平洋 に面している。

平成18年3月20日、那賀川・羽ノ浦2町と合併し、北部は小松島市から勝浦町に、西部は那賀町に、また南部は美波町に隣接した、かつての「徳島東部都市計画区域指定地(※注1)」でもある。

総面積は、279.25km²(令和 2 年 10 月現在)で、本県全体の6.7%を占め、山林が36.6%(102.18km²)、田地が14.3%(40.06km²)と山地のみならず、平地や低地も存在した多様な地形状況を取っている。

人口(令和2年3月現在)は、72,193人(男性35,018人、女性37,175人)で、 人口密度(258.52人/km²)は、過疎化の進む本県の174.04人/km²(令和2年9月)よりは、高い密度人口比率となっている。

市内をJR牟岐線(※注2)と、国道55号阿南道路や一部併用の55号日和佐道路等によって、 徳島市や県南地域と結ばれ、また神戸淡路鳴門自動車道で、京阪神地方へのアクセスも図られ、県南 の中核都市となっている。

また、四国横断自動車道や地域高規格道路(※注3)阿南安芸自動車道の整備促進も軌道に乗りつつあり、今後は今以上の中核都市活動体制への基幹軸が強化されつつある。

なお、古くは昭和39年1月30日に、「徳島東部新産業都市区域」の承認があり、辰己・見能林・幸野・鵠・土井崎地区合計で、約2.2km²の埋立造成施工で臨海工業地区が形成され、現在に至っている。

蒲生田岬の南東には、岩礁が断続的に存在するが、その東方(約6.0km)に伊島がある。

伊島は、本島、前島、棚子島の三島からなり、本島の南西部に全島民170人余りが生活する住居が密集している。

アクセスは、橘湾内の答島港から連絡船での交通が主体である。

※注1 徳島東部都市計画区域

徳島市を含む5市3町の行政区域で、「ゆとりあるネットワーク型の都市形成」を目指した徳島県指定の区域。本市は約1/3の101.38km²が指定されている。

※注2 JR 牟岐線

本市の停車駅は、羽ノ浦・西原・阿波中島・阿南・見能林・阿波橘・桑野・新野・阿波福井の9駅があり、通勤・通学の乗降客が主体となって利用されている。

※注3 地域高規格道路

2車線以上を確保し、自動車専用道路と同等の規格を有し、60km/時以上の速度規定のある地域構造強化を計った高速交通網。

阿南市位置図



2. 地形

2-1. 那賀川•桑野川

本市は、那賀川・桑野川中下流域に広がる北方・東方の沖積平野・臨海埋立地と、四国山地(中部山渓を含む)東端に位置する西方・南方の山地からなる。

那賀川は、四国山地の次郎笈を源とし、本市では大田井川・加茂谷川・熊谷川等の支流を持つ、 流路延長 125km、流域面積 874km²の本県第 2 となる一級河川であるが、河床勾配は大きく、 急流のまま紀伊水道に注ぐため、豪雨時の下流域高水流量が多くなっている。

桑野川は、中部山渓の矢筈山を源とし、南川・竹稜川・岡川等の支流を合わせ紀伊水道に注ぐ流路延長27kmの河川(一部大臣管理の一級河川)であるが、那賀川とは異なり、緩やかな蛇行流路を取っている。

2-2. 沖積平野部・埋立造成地

(1) 那賀川下流域北岸

江野島・色ヶ島・出島・中島等の地名で称されるように、島状の平坦地で形成された微地形があり、浜堤やその背後の潟湖(ラグーン)・湿地帯等の存在を考慮すれば、度重なる那賀川氾濫 堆積の三角州地形と判断される。

(2) 那賀川下流域南岸

海成作用が主体の堆積地形で、砂州と砂丘発達が顕著な地形となる。砂州地形は、黒津地・向原・福村・齢・見能方・林崎・大潟等で、砂丘地形は、中林・北ノ脇・南林等で観察される。

(3) 福井川流域

福井町辺川付近を水源とし、流域に盆地を形成し、橘湾に注いでいる。侵食が激しく、河岸段 「地形を取り、例えば茶畦付近の動々原礫層がよく知られている。

(4) その他

椿泊湾に注ぐ椿川も、中下流部で平地を形成するが、河床勾配は緩い。

2-3. 山地

本市中央部を通過する仏像構造線(本編 P20参照)を境にして、山体は北部側が急峻で標高 も高く、また全山体とも東方側(紀伊水道側)ほど、緩やかとなっている。

山体比較表(例)

- ・北部山体(西) 太龍寺山……熊谷川源流…… 鍛冶ヶ峰(東)618m 481m 228m
 - ~~~~仏像構造線~~~~~
- 南部山体(西) 矢筈山……明神山(※注1)……蒲生田山頂(東)570m442m109m
- ※注1 明神山は、本県内8箇所で設けられた一等三角点位置である。

上記のとおり、山地の連なる走向は東西方向ゆえ、形成された谷地形が東西方向ならば、地形性状に沿った適従谷となり、南北方向ならば地形性状に逆らった逆従谷となる。

一般的に、逆従谷は河岸を洗掘しやすい。

適従谷と逆従谷(例)

適従谷 ―――― 北谷川・堂谷川・椿川

• 逆従谷 ———→ 若杉谷 • 阿瀬比川 • 加茂谷川

3. 地質

3-1. 概要

本県の地質構造は、中央構造線(※注1)・御ばは構造線(※注2)・仏像構造線(※注3)の大断層によって、北方より和泉層群(※注4)・三波川帯(※注5)・秩父帯(※注6)・四万十帯(※注7)の地層に区分される。

本市は、上記仏像構造線以北の秩父帯と、以南の四万十帯の地質区にあたる。

なお、同構造線は、阿瀬比町から津峯山麓を通過し、中林町の海岸線を横断している。

※注1 中央構造線

西南日本を内帯と外帯に区分する我が国第一級の大断層。本県では阿讃山麓沿いに連なり、池田町・三野町・美馬町・阿波町等で露頭している。第4紀更新世(200万年前)以降も活動したとされる活断層である。

※注2 御荷鉾構造線

三波川帯南縁から秩父帯北縁にかけて、緑色の塩基性片岩が分布している。原岩は、塩基性溶岩や火成砕屑岩類で、海底堆積作用で枕状溶岩も観察される。

※注3 仏像構造線

高知県土佐市の地名「仏像」を模式地とした大断層。秩父帯中の三宝山帯南帯と四万十帯北帯との境界をなす逆断層で、三宝山帯が四万十帯の上に乗り上げるような構造となっている。断層面の上を上盤、下の方を下盤というが、上盤が下方に移動しているのを正断層、上盤が上方に移動しているのを逆断層という。なお逆断層のうち断層面の傾斜角が45°以下のものを衝上断層と呼ぶが、北山・川西地区を通過している仏像構造線は、典型的な衝上断層である。

※注4 和泉層群

中央構造線以北に分布する西南日本内帯の礫岩・砂岩・泥岩等の堆積岩で構成された地層群。

※注5 三波川帯

低温高圧型の広域変成岩分布域をいい、三波川結晶片岩層を主体としている。結晶片岩は、緑色片岩・黒色片岩・石英片岩等であるが、緑色片岩(~緑泥片岩)は、阿波の青石としての石材利用がある。

※注6 秩父帯

本節 3-2. 秩父帯参照

※注7 四万十帯

本節 3-3. 四万十带参照

3-2. 秩父带

北方より、狭義の秩父帯・黒瀬川帯(※注1)・三宝山帯(※注2)と細分されるが、これらはプレートテクトニクス(※注3)に基づいて堆積した付加帯(※注4)主体の地層で、石灰岩・チャート・礫岩・砂岩・泥岩の堆積岩のみならず、黒瀬川帯では火成岩類や変成岩類も存在している。

国会議事堂には、本県産の大理石が多量に使われており、本市内では阿瀬比町・加茂町・桑野町・ 津乃峰町・宝田町産出の石材が利用されている。

※注1 黒瀬川帯

秩父帯中にあって、高度に変成された岩石類や、石灰岩・圧砕花崗岩類などが、蛇紋岩ととも にレンズ状に分布する地帯。本市では、楠根町や城山等に分布する寺野変成岩類や三滝火成岩類 などをいう。

※注2 三宝山帯

秩父帯の南縁に分布する地層。チャート・礫岩・砂岩・泥岩等からなる。なお最近では、秩父帯を北方から、雲早山帯・正木帯・吉ヶ平帯・坂州帯・那賀川帯の5区分とした考え方が有力となっている。

※注3 プレートテクトニクス

大陸移動説や海洋底拡大説から発展してきた、プレート(板)とテクトニクス(構造)の造語。 プレートは、対流するマントルに乗って動いていると考えられ、プレート同士が相互に影響しあって、地震を起こしたり、火山噴火を起こすなどの地学現象が生じているとされる。海洋プレートがマントルに沈み込む場所を海溝というが、四国沖のこの海溝は南海トラフと呼んでいる。

※注4 付加帯

四国は、ユーラシアプレート(大陸プレート)に乗った形で存在する。上述のプレートテクトニクスにより、フィリピン海プレート(海洋プレート)が南海トラフに沈み込む時、フィリピン海プレート上部に乗っていた堆積物は、ユーラシアプレートに付加されるが、この堆積物が付加帯である。

3-3. 四万十帯

砂岩・泥岩等のタービダイト層(※注1)を主体に、緑色岩類・チャートなどの岩塊を覆ったメランジェ層(※注2)を特徴とした堆積岩が主体となる。四万十帯地層も付加帯と考えられている。

※注1 タービダイト層

海底に沈積した砂や泥が、海底地震等で移動する時は、非常に密度の大きい流れとなる。この時の乱泥流堆積過程をタービダイトという。この流れが停止すると、粒子は大 ──→ 小の順に堆積・ 固化し、礫岩 ──→ 砂岩 ──→ 泥岩のような級化層理面が形成される。

※注2 メランジェ層

フランス語の混合を意味し、時には径数 km にも達する岩塊が泥質基質 (マトリックス) 中に包含されている岩層をいう。なお発音の違いで、メランジュを日本名とする学者もいる。

4. 那賀川・桑野川・福井川の浸水想定区域

水防法第14条第1項及び2項に基づき、那賀川水系那賀川・派川那賀川・桑野川(国管理区間)では平成28年5月に、浸水想定区域(想定最大規模)の指定と浸水深が県国より公表され、平成30年5月には那賀川水系那賀川・桑野川(県管理区間)、平成31年1月には福井川の浸水想定区域(想定最大規模)の指定と浸水深が県より公表された。

本市北部は、那賀川下流域にあたり、河口周辺の低平地を中心に富岡・宝田・中野島・大野・加茂谷・那賀川・羽ノ浦等、多くの地区でO.5m未満から5m以上の浸水想定区域が存在する。

また、椿地川・椿川についても重要水防区域が設定されており、洪水防御対策が求められる。

なお、国管理区間の那賀川及び桑野川の浸水想定区域の計画雨量は、那賀川は2日間の総雨量が1,198mm、派川那賀川・桑野川は24時間の総雨量が1,144mmで設定されている。国土交通省管理の河川は、次のとおりである。

- 1) 那賀川 (18.04km~紀伊水道)
- 2)桑野川 (7.0km~派川那賀川)
- 3)派川那賀川(3.63km~紀伊水道)

5. 土砂災害危険個所

本市における土砂災害危険箇所の種別は、地すべり防止区域・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地危険箇所(I・II・III)・山地に起因する災害危険箇所・土石流危険渓流(I・II・III)である。

主な土砂災害危険箇所は、長生・大野・加茂谷・桑野・見能林・新野・福井・椿・橘・羽ノ浦地区となっている。

ここに急傾斜地崩壊危険箇所($I \bullet II \bullet II$)、土石流危険渓流($I \bullet II \bullet III$)の定義は以下のとおりである。

• 急傾斜地崩壊危険箇所

◇ 急傾斜地崩壊危険箇所 I

傾斜角度30°以上、かつ高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満でも官公署・学校・病院・社会福祉施設等の要配慮者利用施設等がある場合を含む)ある箇所

◇ 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

傾斜角度30°以上、かつ高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所

◆ 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

傾斜角度30°以上、かつ高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家はないが、今後新規に住宅が立地する可能性がある箇所

• 土石流危険渓流

◆ 土石流危険渓流 I

土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または人家5戸未満であっても官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等に被害を生じるおそれがある渓流

◆ 土石流危険渓流Ⅱ

土石流発生の危険性があり、1~4戸の人家に被害を生じるおそれがある渓流

◆ 土石流危険渓流Ⅲ

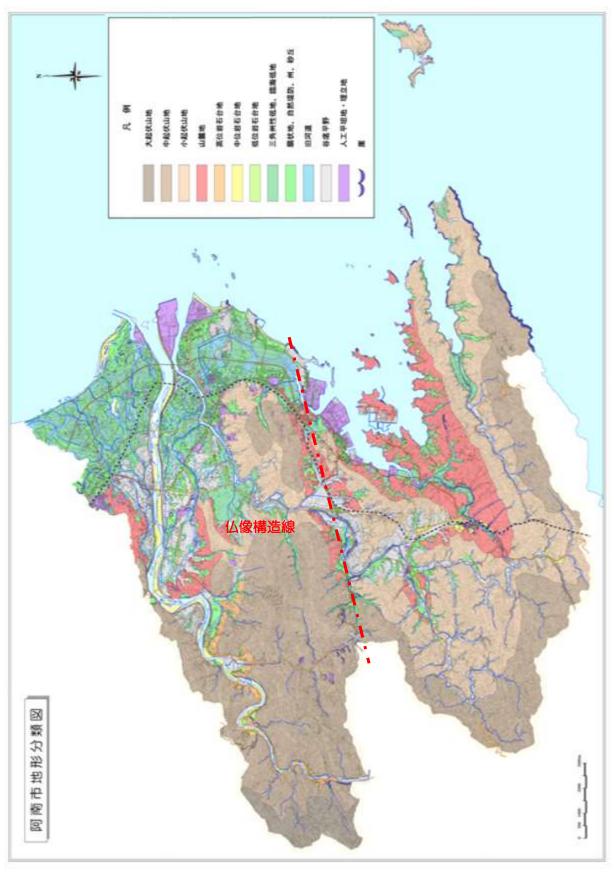
土石流発生の危険性があり、現在は被害の及ぶ場所に人家はないが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる場所の渓流

・地すべり危険箇所

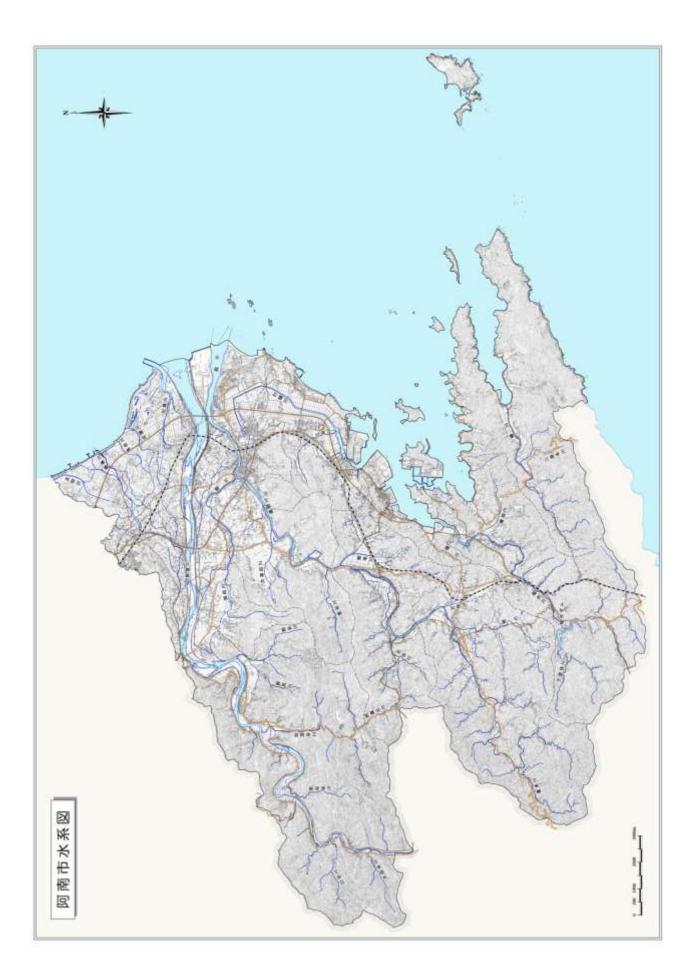
◆ 地すべり防止区域 地すべり等防止法(昭和33年、法律第30号)によって、国指定の告示番号を持つ地すべ りのおそれのある区域

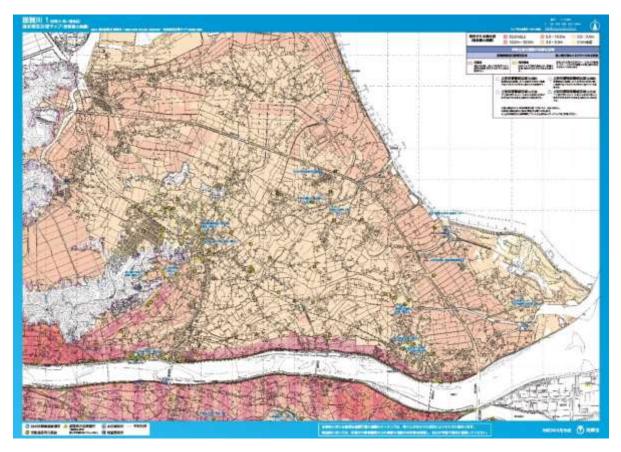
◇ 地すべり危険箇所 地すべりが発生するおそれのある区域

阿南市地形分類図

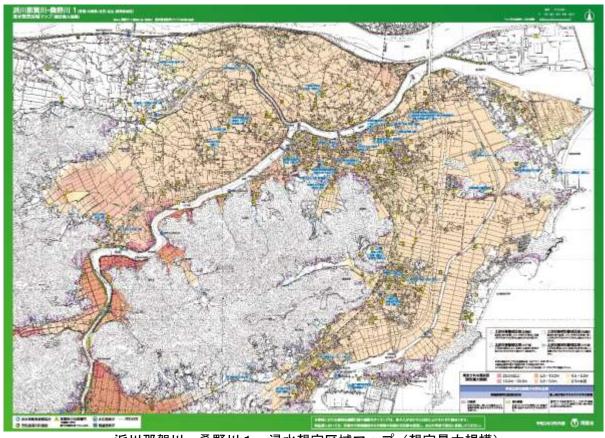


出典:阿南市地域防災計画(地震災害対策編):阿南市防災会議,平成21年3月,PP11-12

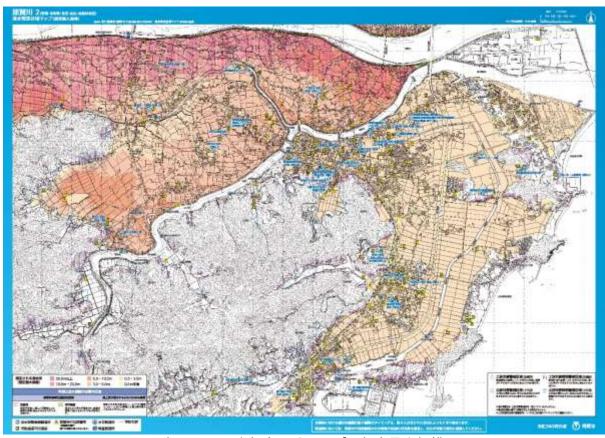




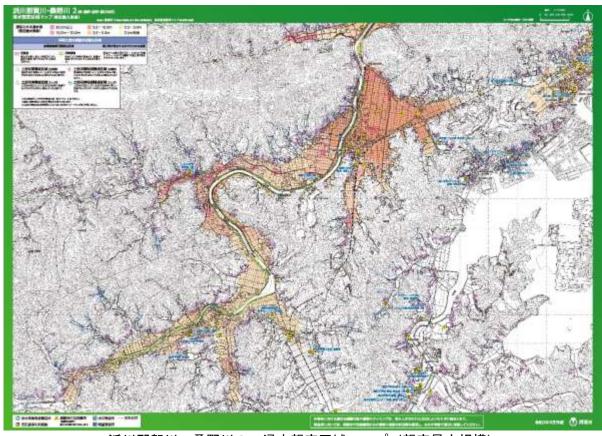
那賀川1 浸水想定区域マップ(想定最大規模)



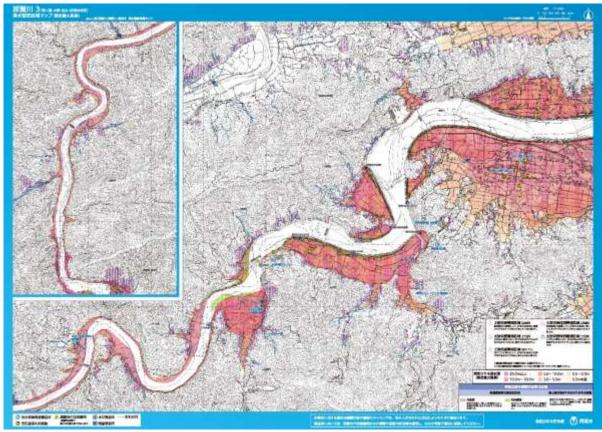
派川那賀川・桑野川 1 浸水想定区域マップ(想定最大規模)



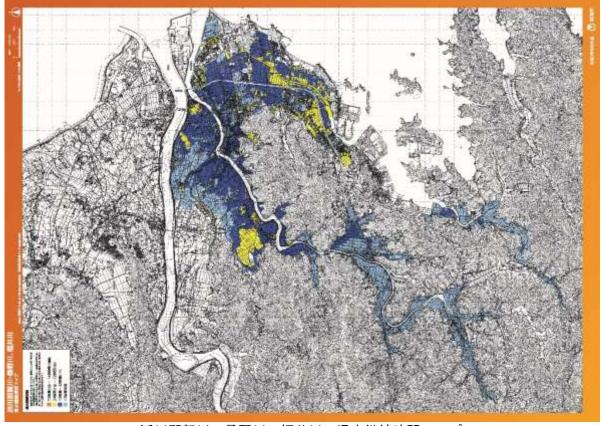
那賀川2 浸水想定区域マップ(想定最大規模)



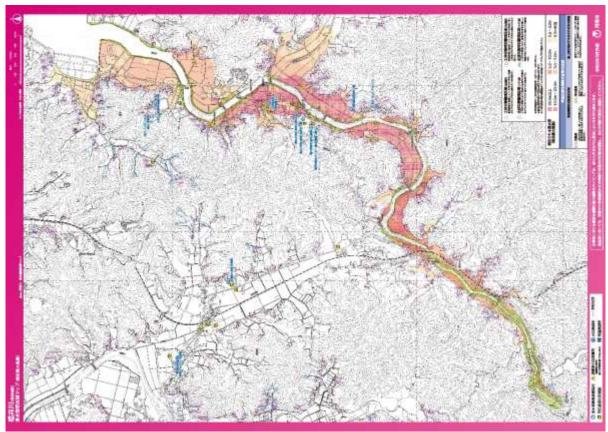
派川那賀川・桑野川2 浸水想定区域マップ(想定最大規模)



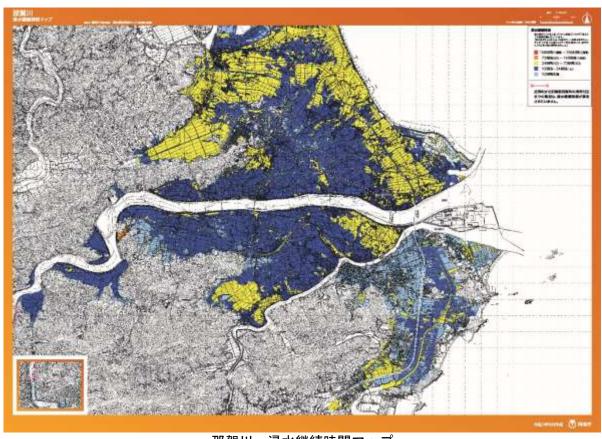
那賀川3 浸水想定区域マップ(想定最大規模)



派川那賀川・桑野川、福井川 浸水継続時間マップ

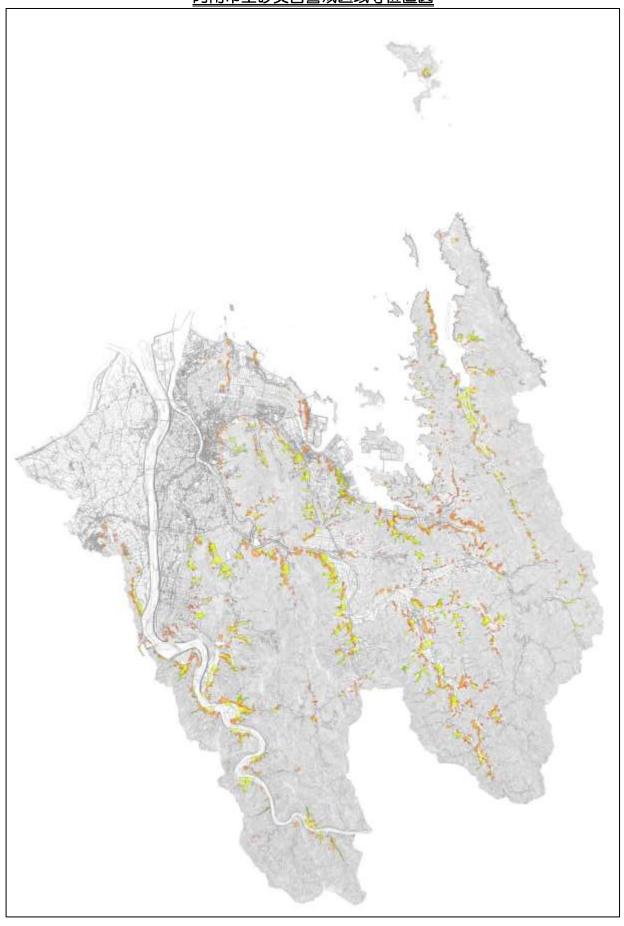


福井川 浸水想定区域マップ(想定最大規模)

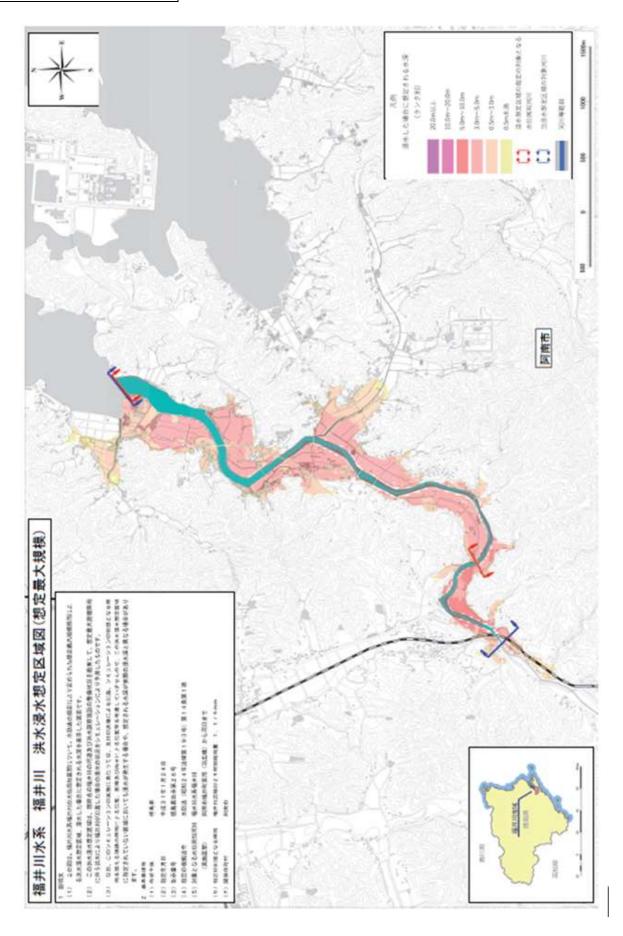


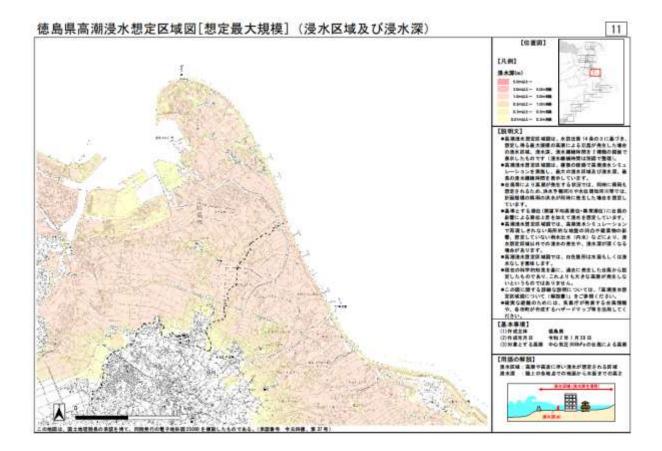
那賀川 浸水継続時間マップ

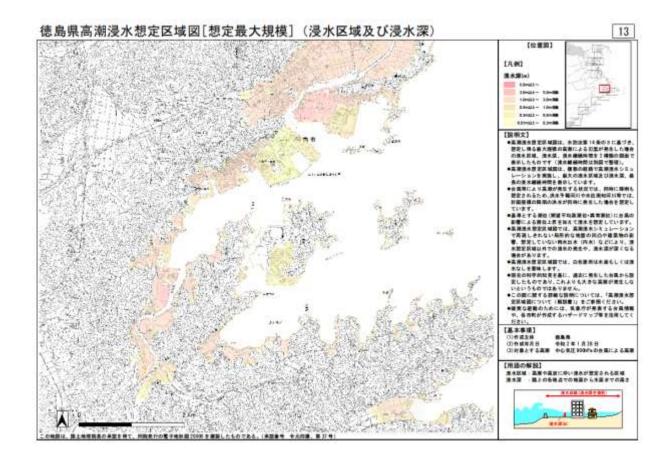
阿南市土砂災害警戒区域等位置図

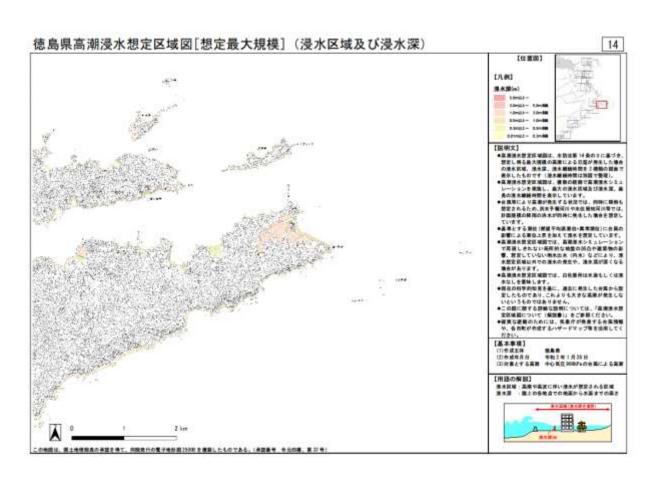


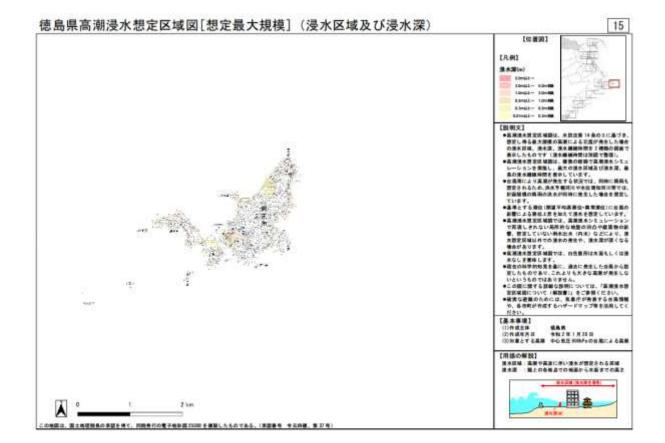
福井川 浸水想定最大規模











第2 社会条件

1. 人口の推移

阿南市統計書(令和元年版)による、世帯・人口の推移あるいは人口動態は、以下のとおりである。

世帯人口の推移

年加	世帯	数	J			
年次	世帯	増減数	総数	男	女	人口増減数
平成28年	30,553	345	75,228	36,397	38,831	△585
平成29年	30,654	101	74,459	35,948	38,511	△769
平成30年	30,768	114	73,834	35,714	38,120	△625
令和元年	30,935	167	73,133	35,436	37,697	△701
令和2年	31,051	116	72,193	35,018	37,175	∆940

人口動態

年/四		自然動態				増減人口	
年次	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	- 追溯入口
平成28年	511	966	△ 455	1,706	1,956	△ 250	△ 705
平成29年	505	940	△ 435	1,677	1,924	△ 247	△ 682
平成30年	466	989	△ 523	1,694	1,944	△ 250	△ 773
令和元年	446	915	△ 469	1,729	2,112	△ 383	△ 852
令和2年	422	948	△ 526	1,636	1,959	△ 323	△ 849

資料「徳島県の推計人口」

世帯数は増加しているが、人口減少が進んでおり、核家族化の傾向が考えられる。

また出生率の増加はなく、死亡者が年々増加の傾向にある。

転入・転出も、減少傾向にある。

以上を考えると、老々世帯が増加しており、災害時の避難行動要支援者が増え、支援者が減少傾向にあるといえる。

なお、本市の避難行動要支援者名簿(「第2章 第17節 避難行動要支援者対策計画」参照)には、8,715人(R3年2月25日現在)が登録されている。

また産業別就業人口等は、以下のとおりである。

産業別就業人口

産業区分	総 数	第一次産業	農業	林業	漁業	第二次産業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	第三次産業	水道等で気・ガス	運輸・通信	卸売 飲食店 売	金融・保険	不動産業	サービス業	公 務	分類不能の産業
(X)	33,021	3,213	2,669	41	503	9,902	16	2,678	7,208	19,510	468	1,516	4,246	653	227	10,984	1,416	396
構成比 (%)	100	9.7	8.1	0.1	1.5	29.9	0.0	8.1	21.8	59.2	1.4	4.6	12.9	2.0	0.7	33.3	4.3	1.2

資料「平成27年国勢調査」

土地利用状況(ha)

	合計	\blacksquare	畑	宅地	池沼	山林	牧場・原野	雑種地	その他
ĺ	19.942	4,004	1,154	1,641	25.8	10,218	58	577	2,262

令和2年版 阿南市統計書 地目別面積より

地形的には、山岳地~平地と変化に富んでいるが、産業別就業人口を見ると、第1次産業の占める割合は少なく、今後は、人口や産業の集積度合を考慮し、自然環境との調和を図りながら、第1次産業振興を促進し、水源涵養配慮の防災計画も必要となる。

2. 地区別にみた人口・世帯分布

下表に記すように、令和2年版の阿南市統計書では、富岡・見能林・那賀川・羽ノ浦地区に人口・世帯が集中傾向にあり、人口密度もこの4地区に加え、中野島・宝田地区の6地区が500人/Km²以上となっている。

このような人口集中地区では、住居が密集するため、防災対策として、市街地の耐震・耐火建築 推進を図るとともに、大規模災害時の医療救護所配分計画には十分な対処が必要となる。

また、これらの地区は那賀川下流域の低地部でもあり、見能林地区を除き、那賀川・桑野川の浸水想定区域でもある。洪水時の避難対策が特に重要な区域である。

地区別人口・世帯数・人口密度等

令和2年3月31日現在

地区	人D (人)	世帯数 (世帯)	面積 (k m ²)	人口密度 (人/km²)
富岡	10,539	4,819	12.75	826.6
見能林	10,287	4,439	13.90	740.1
橘	2,246	1,136	7.34	329.3
中野島・宝田	7,602	3,296	10.28	750.4
大野•長生	5,195	2,237	29.33	177.1
那賀川	10,669	4,583	18.65	572.1
羽ノ浦	13,244	5,340	8.52	1,554.5
加茂谷	1,927	786	49.26	39.1
桑野	3,741	1,515	23.18	165.5
新野	3,326	1,398	38.32	86.8
福井	2,030	881	33.90	59.9
椿	1,240	552	34.13	36.3
伊島	147	69	1.58 (椿地区に含まれる)	93.0
合計	72,193	31,051	279.56	258.2

※注 上記の地区区分は、平成23年3月発行の『阿南市都市計画マスタープラン』によって、都市計画区域として決定された富岡、見能林、橘、中野島〜宝田、大野〜長生、那賀川、羽ノ浦の7地区に加え、地形・字毎に区分した加茂谷、桑野、新野、福井、椿、伊島の6地区によって、本市を地区割りした集計表である。

出典:阿南市ホームページ 令和2年版 阿南市統計書より参照

第3 阿南市の気候・気象

1. 気候

徳島県は、剣山に代表される広義の四国山地によって、北部は瀬戸内気候、南部は太平洋型気候となる。本市は、後者の太平洋型気候に分類され、紀伊水道から南風で運ばれた水蒸気が四国山地にぶつかるために、降水量が極端に多く、異常豪雨が特に発生しやすい地形となっている。

周知のとおり、昨今は地球規模での温暖化の影響もあって、異常気象は増加の一途をたどり、本市でも上記に記す地形要因と相まって、想定外の猛烈な雨が降る可能性もあり、防災対策上このことも考慮した計画が必要となる。

2. 気象

下表は、徳島地方気象台の蒲生田地域気象観測所における観測資料である。本市の気温は温暖で、令和2(2021)年の平均気温は17.1°C、総降水量は2,069mmと、農林業にとっては恵まれた気象状況となっている。

なお、風向・風速はまちまちであるが、風浪の高さは吹送距離によって決定されるので、当距離が長くなる南風の場合にはうねりが高くなるので、海上作業・交通には注意が必要である。

<u>蒲生田地域気象観測所資料</u>

(単位:℃,mm,m/s,h)

令和2年		気温(℃)		降水量	를 (mm)	風向]•風速 (m,	/s)	日照時間(h)
月 別		==		//\=		平均	最大	風速	/Wn+88
	平均	最高	最低	総量	最大日雨量	風速	風速	風向	総時間
1月	6.6	10.2	3.4	73.5	29.0	2.6	11.4	東南東	185.4
2月	9.1	13.3	5.0	65.0	50.0	2.9	11.3	西南西	199.4
3月	12.0	15.8	8.2	223.0	53.5	3.2	13.8	東南東	196.6
4月	14.9	18.8	11.4	162.0	54.0	3.2	12.1	東南東	226.9
5月	18.6	21.9	15.6	267.0	70.0	2,8	12.8	東	159.2
6月	22.1	25.3	19.7	237.5	71.0	2.5	16.6	東	153.6
7月	26.0	29.3	23.3	179.0	80.0	2.3	9.1	南西	218.5
8月	26.6	29.9	24.1	476.0	107.5	3.4	16.3	南西	171.4
9月	24.5	27.7	22.2	193.0	57.0	2.4	15.2	東南東	128.8
10月	20.5	23.9	17.9	53.0	41.5	2.5	12.5	北東	210.9
11月	14.5	18.4	11.0	111.5	48.0	2.4	15.5	東南東	187.3
12月	9.5	13.3	6,2	28.0	12.0	2,8	9.9	西	225.7

2021年3月2日より、アメダスの日照時間は「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値となりましたので、日照計による観測値と単純比較できません。

(引用:気象庁ホームページより)

第4 過去の災害

1. 風水害

平成21年以降、本市に被害をもたらした風水害は、次表のとおりである。

風水害被害(平成21年~平成28年)

年 月 日	原因	被害内容
平成21年8月8日~ 8月11日	低気圧·台風第9号	県内全域で局地的に、1時間雨量80mmを超える猛烈な雨となり、県内で行方不明2名、負傷者2名、本市内でも住宅被害が多数発生し、JR牟岐線は運休。那賀川氾濫危険情報は8月10日に発表。
平成22年7月10日~ 7月16日	梅雨前線による大雨	日和佐で1時間雨量108.5㎜の猛烈な雨を観測。農作物に多大な被害。
平成23年7月19日~ 7月20日	台風第6号	徳島県南部に上陸した台風第6号は、蒲生田で21.0m/sの最大風速を記録。那賀川氾濫危険情報も発表され、床上・床下浸水発生、葉たばこ・チンゲン菜(0.5ha)被害。

年 月 日	原因	被害内容
平成23年8月30日~ 9月6日	台風第12号	高知県東部に上陸。蒲生田では最大瞬間風速31.8m/sを記録。阿南・三好・佐那河内で死者3名の犠牲を出し、本市内での床上・床下浸水被害多発。
平成23年9月15日~ 9月22日	台風第15号	阿南市に土砂災害・浸水被害発生。徳島市では負傷者1名。
平成24年7月11日~ 7月14日	低気圧(前線)	美波町で1時間雨量81.0mmの猛烈な雨を記録。本市内でも農作物被害。
平成24年9月15日~ 9月19日	台風第16号	那賀町木頭で502.5mmの総雨量。那賀川氾濫危険情報発表。
平成25年9月15日~ 9月16日	台風18号	阿南市蒲生田で437.5mmの総雨量。本市内でも床上・床下浸水被害が10棟以上。
平成26年8月1日~ 8月6日	台風12号	蒲生田では降り始めの8月1日から6日までの総雨量が662.0mmを記録。本市内では住宅の床上浸水115棟、床下浸水566棟の被害。がけ崩れも多発し、椿泊では道路の寸断で住民や、YMCA阿南に宿泊していた児童が一時孤立状態になった。
平成26年8月7日~ 8月10日	台風1 1号	高知県東部に上陸。蒲生田では降り始めの8月7日から10日までの総雨量が662.0mm、最大瞬間風速が東南東の風44.0mを記録。加茂谷地域の無堤地区では河川が氾濫するなど、本市内では住宅の半壊3棟、床上浸水162棟、床下浸水329棟の被害があった。
平成26年10月13日	台風19号	高知県西部に上陸。蒲生田では最大瞬間風速34.1m/sを記録。本市内では負傷者が2名発生した。
平成27年7月15日~ 7月17日	台風11号	幼稚園の屋根の一部損壊、加茂町でがけ崩れが1箇所。

(徳島気象台資料・気象速報を参照した)

2. 那賀川の洪水概要

那賀川水系での既往出水状況等は以下のとおりである。

那賀川概要と著名出水

源流	剣山山系次郎笈
流域面積	874km² (山地 803km² • 平地 39km² • 川 32km²)
基準地点	古庄上流 765km ² • 大原上流 69km ²
上流流域面積	 長安ロダム上流 538.9km²(直接 494.3km²,間接 44.6km²)
流路延長	那賀川 125km・派川那賀川 3.6km・桑野川 27km
計画高水流量	那賀川(古庄地点)基本高水のピーク流量 11,200m ³ /s、計画高水流量 9,300m ³ /s 桑野川(大原地点) パ 1,300m ³ /s、 パ 1,300m ³ /s
氾濫防御区域	国管理区間内 73km ²
国管理区間	那賀川 52.41km 那賀川本川 31.57km(下流18.04km, 上流13.53km) 派川那賀川 3.63km 桑野川 7.00km・菖蒲谷川 1.49km 坂洲木頭川 8.57km・拝宮谷川 0.15km
既往著名出水	那賀川 昭和25年9月3日(ジェーン台風) 古毛地点 約9,000m³/s 昭和46年8月30日(台風23号) 古庄地点 約7,300m³/s 昭和50年8月23日(台風6号) パ 約7,600m³/s 平成2年9月19日(台風19号) パ 約7,100m³/s 平成16年10月20日(台風23号) パ 約8,100m³/s 平成23年9月3日(台風12号) パ 約7,700m³/s 平成26年8月10日(台風11号) パ 約9,500m³/s 平成27年7月17日(台風11号) パ 約8,100m³/s 平成27年7月17日(台風11号) パ 約8,100m³/s 平成10年5月16日(パ) パ 約670m³/s 平成11年6月29日(梅雨前線) パ 約770m³/s
	- 一

(引用:四国地方整備局那賀川河川事務所資料より)

3. 林野火災

大規模災害となる林野火災は以下のとおりとなっている。

林野火災状況

年月日	焼失面積(ha)	被害額(千円)
昭和45年3月7日	11.0	3,810
平成7年4月8日~9日	11.18	2,216

(阿南市地域防災計画・一般災害対策編、平成21年3月、阿南市)

第4節 防災対策の推進方向

【各部各班】

第1 計画づくりの視点

1. 阿南市の地域特性

阿南市の地域特性を見ると、西部の四国山地に連なる山間地、剣山系から流れ出る急流那賀川沿いの沖積平野、紀伊水道、太平洋に面する海岸地帯より構成され、市内には急流那賀川及びその支川が流れ、台風、豪雨等の影響を受けやすい自然条件を有している。

また、中心市街地においては、家屋の密集や老朽化といった課題を抱え、都市化の進展や臨海部における工業地の形成など、防災的観点からも配慮を要する都市構造を有している。本市のこうした防災的特性にかんがみ、市域の災害の危険性を的確に把握し、地域特性に応じた適切な防災対策の推進と市民の安全を守ることは本市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。

したがって、阿南市地域防災計画策定においては、特に以下の点に留意して計画づくりを進めるものとする。

2. 地域特性に配慮した計画づくり

阿南市の北部は、那賀川下流域の沖積平野に発達した米作地帯や都市化の進む市街地部で、南部は橘湾沿岸に良港を有するとともに、その隣接部は工業開発の拠点ともなっている。また、西部は四国山系の東端に連なる山地であり、紀伊水道、太平洋に臨む海岸地域は、海岸美を有し、海洋性レクリエーションの拠点となっている。

このように、本市は「市街地部」、「臨海部」、「中山間地部」のように、地形条件や土地利用、機能、人口集積など、その特性が異なる地域が集まって構成されている。

このため、災害特性も下表に示すように地域によって異なり、地域防災計画の推進に当たっては、 このような地域の特性を考慮して進める必要がある。

区分	予想される被害	該当区域		
山間地防災型	土砂災害 洪水災害	桑野地区•新野地区		
河川流域防災型	土砂災害 浸水•洪水災害	長生地区•大野地区•加茂谷地区		
市街地防災型	浸水·洪水災害 都市災害 危険物施設等災害	富岡地区・宝田〜中野島地区 那賀川地区・羽ノ浦地区		
臨海部防災型	土砂災害 高潮·台風災害 危険物施設等災害	見能林地区·福井地区·橘地区 椿地区·伊島地区		

地域特性による災害区分

3. 要配慮者と避難行動要支援者

本市は高齢者(特に独居老人)比率が年々増加の一途をたどり、その他障がい者も含む要配慮者が増加している。

したがって、防災教育・防災訓練のソフト対策や防災施設施工のハード対策両面から、要配慮者に 配慮した施策を、他の福祉施設との連携で実施する必要がある。 特に『避難行動要支援者(※注)』対策にあっては、名簿作成を速やかに実施し、発災時に的確な支援が実施できるように、整備する必要がある。

※注 避難行動要支援者

『災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、自ら避難することが著しく困難で、 避難確保に特に支援を要する者』をいう。災害対策基本法の一部改正(平成25年法律第5 4号、平成25年6月1日公布)によって、規定された。

4. 防災情報提供体制の整備と情報の共有化

防災情報の迅速な収集・伝達は、的確な災害応急対策に繋がることから、収集・伝達体制の強化 推進と防災関係機関・住民との防災情報共有体制の確立を図る必要がある。

5. 集落の孤立化対策

山間地防災型や河川流域防災型に分類される区域の集落は、山間部や谷あいに沿った交通アクセスのため、大規模災害が発生すれば、孤立化を余儀なくされる。

したがって、主要交通路の防災対策の推進や情報伝達手段の確保を図るとともに、避難所施設と 食料品等の備蓄対策を整備しておく必要がある。

また、伊島集落も同様で、集落周辺の防災対策、情報伝達手段確保、避難所施設と食料品等備蓄対策の整備が必要である。

6. 総合的・効果的な施策の展開

災害に強いまちづくりに当たっては、防災空間の整備や市街地の面的整備、建築物などの耐震対策等のハード面からの対応に加えて、地域住民の自主防災活動等のソフト面からの取組みも求められ、それらを相互に補完し支えるしくみづくりが必要である。

このため、施策を展開するに当たっては、多様な行政領域の取組を適切に組み合わせながら、効果的に実施する必要がある。

第2 防災ビジョン

1. 概要

防災ビジョンは、本市の災害に対する危険性の見直しと対策において、防災行政上の基本姿勢、 住民の防災意識、防災施策の大綱を定めるものである。

本計画では、以下のような基本理念・基本目標を目指し、本市の防災まちづくりを推進する。

2. 基本理念

(1)各地域(14地域)の災害特性に応じた一般災害に強いまちづくりを推進するとともに、 「自らの命は自らが守る」という自助の精神と「助け合い」という共助の精神に基づく自主防災 組織体制の確立を目指し、各組織間でのネットワークづくりと育成強化を図る。

また公助となる市民と行政上の防災関係機関相互の連携・協力体制の構築を図る。

- (2)避難行動要支援者を含む要配慮者対策を推し進め、ユニバーサル社会としてのまちづくりを推進する。
- (3) 各地域の災害特性に応じたハード面での防災対策整備を検討・実施する。

3. 基本目標

(1) 基本フレーム

災害から市民の生命・財産を守るまちづくりにあたっては、防災都市としての機能向上と、市民一人ひとりが、災害や防災対策に関する正しい知識を持ち、知り得た知識での行動を発揮することが重要となる。

したがって、『災害に強いまちづくり』『災害に強い人づくり』『災害に強いシステムづくり』 を3本柱とした基本フレームとする。

(2) 災害に強いまちづくり

治水事業や砂防事業、地すべり事業等の災害の未然防止対策や災害危険区域の対策、公共施設等の耐震化等のハード面での防災対策を推進するとともに、災害時の避難路・輸送路や避難場所の体系化など、ソフト面での災害に強いまちづくりを進める。

◆ 山間地防災型

砂防事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の土砂対策事業を推進するとともに、災害時に地域住民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難所や避難路確保の充実を図る。 また、集落の孤立化も想定されることから、支援体制を整備する。

◆ 河川流域防災型

河川改修や砂防事業等の総合的な治水対策の実施により、より一層の災害予防対策を講じるとともに、洪水ハザードマップ等による浸水想定区域の周知徹底と、安全かつ迅速に避難できる避難所や避難路の整備充実を推進する。

◆ 市街地防災型

災害に強い都市づくりを推進するため、木造建築物密集市街地の都市区画整備、ライフライン施設の防災性向上と長寿命化対策、空家対策の整備を図る。

加えて、建築物の不燃化・耐震化整備を推進する。

◇ 臨海部防災型

津波高潮対策として、海岸保全施設の整備や、作成した津波防災マップの周知等による安全対策を進める。

また、臨海部に立地する工場施設等の耐震性の強化・不燃化や、工業団地全体の防災性の向上を推進する。

(3) 災害に強い人づくり

防災担当従事者となる本市職員はもとより、市民の一人ひとりが、自らの安全性に配慮しながら、家族・隣人を助け、率先して防災活動を行う必要がある。

このことを踏まえ、本市職員及び市民の防災活動向上に向けた、防災訓練や防災知識普及の啓発、自主防災組織連合のネットワークづくりのバックアップ体制を整備する。

◇ 山間地防災型

山間集落地では、少子高齢化と相まって防災力の低下が予想されることから、地縁(知縁) による防災コミュニティづくりを推進し、災害時にはお互いに助け合い、地域で一丸となっ て防災活動が行える体制づくりを推進する。

◆ 河川流域防災型

浸水想定区域等の危険区域では、事前に自主避難するなど、地区住民側の対応が特に重要となる。このため、地域で自発的に避難・誘導や防災活動を行う自主防災組織の結成促進や、要配慮者の支援対策の充実に努める。

◇ 市街地防災型

市街地部の防災力の向上や住民主体の防災まちづくり活動を効果的に行うためにも、その活動の調整や誘導を的確に行える防災まちづくりリーダーの育成に努める。

◇ 臨海部防災型

津波・高潮からの安全確保のため、地域住民に対し、津波・高潮に対する防災知識の普及啓発を行うとともに、地域住民による自主防災組織の育成、強化に努める。

また、組織の活性化を図るためにも、青年層や女性層の組織への参加を促進する。

(4) 災害に強いシステムづくり

災害が発生、あるいは発生が予測されるとき、的確な災害対策活動を行うには、移動系防災行政無線や防災無線、衛星通信システム、災害時情報共有システム等の多様な情報収集・伝達体制構築が必要となる。

また、本市職員と市民との間で、災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制整備も重要である。

◆ 山間地防災型

土砂災害に対しては、地域住民に平時から災害危険箇所の周知と危険性予知等の防災知識 啓発を行い、適切な避難体制の構築に努める。

また上述のとおり、山間地集落は災害時に孤立しやすい地形要因を備えており、情報連絡システムと支援体制整備構築が必要である。

◆ 河川流域防災型

河川浸水想定区域等の注意を要する箇所について河川整備事業を進める一方で、洪水ハザードマップ等による危険区域の周知システムや、早期の警戒避難システムの整備を図る。

◇ 市街地防災型

安全で安心な地域社会をつくるためにも、「自助」「共助」「公助」のあらゆるシステムをこれまで以上に適切に組み合わせながら市街地の防災力の向上に努める。

また、自主防災組織の育成、活動の活性化とともに、組織のネットワーク化を推進し、災害時における効果的な助け合いネットワークの構築を図る。

◇ 臨海部防災型

津波高潮等の注意を要する箇所について、津波防波堤や岸壁の耐震化等の整備を進める一方で、津波防災マップ等による災害予想区域の周知システムや、台風災害等の早期の警戒避難システムの整備を図る。

(5) 関係諸法令との調整

危害のおそれのある土地等に関する諸法令(条例)は、以下のとおりであり、これらを遵守し た防災計画が必要である。

建築・開発等での土地等に関係する諸法令等

		産木 70010 くりエル	<u> 子に関係する語本力寺</u>			
		法 律 等	指 定 等 の 区 域			
土		砂防法	砂防指定地			
砂災	ᅂ	地すべり等防止法	地すべり防止区域			
災害	防止	急傾斜地の崩壊の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域			
0	に	森林法	保安林、保安施設地区			
	関す	建築基準法	災害危険区域			
	る	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域			
	事 項		農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (特定農業用ため池)			
土地の現状に	関する事項	統計法	人口集中地区			
建		都市計画法	市街化区域・市街化調整区域・準都市計画			
築や		離島振興法	区域			
開		過疎地域振興特別措置法	離島振興対策実施地域			
発の	動	総合保養地域整備法	過疎地域			
	向	自然公園法	特定地域			
	に関	都市緑地保全法	国立公園・国定公園・都道府県立自然公園			
	す	自然環境保全法	緑地保全地区			
	る事項		原生自然環境保全地域 · 自然環境保全地域 特別地区			
阿南		土砂等の埋立て等に関する徳島県生活	土壌環境基準・水質基準			
市	条 例	環境保全条例	特定事業の埋立て・盛土(土砂の移動)			

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

【総務部、情報部、対策部】

第1 主旨

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大防止と本市市民の生命・身体・財産を守るためには、防災関係機関が実施する防災対策のみならず、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という自助の精神と災害に対する適切な認識をもって、平時から発災時に沈着冷静な行動力・活動力を身につけることが重要である。

こうしたことから、本市及び防災関係機関は、より一層の防災教育の推進に努めるとともに、効果的な時期設定により、防災・減災思想の普及・啓発活動を行い、本市職員も含めた市民の防災・減災意識の向上を図るとともに、各地域ごとの自主防災組織と各事業所の防災体制の充実を図るとともに、これらの組織が発災時に円滑にかつ速やかに活動できるように、実践的な総合あるいは個別の防災訓練を実施する。

なお、防災知識の普及にあっては、避難行動要支援者を含む要配慮者への広報にも配慮し、また 男女共同参画の視点から防災体制の確立を図る。

また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

第2 市民及び職員に対する防災教育

1. 防災教育の必要性

市民の防災に対する意識の高揚を図り、発災時には職員と市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、防災週間等に防災教育を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災教育は、幼少期から実施することが有効で、児童・生徒等が災害や防災の基礎的・ 基本的事項を理解し、発災時には状況を適格に判断し、落ち着いて適切な避難行動ができるよう な教育体制作りが必要である。

2. 防災教育

(1) 防災講習会

市民と市職員を対象として、適宜防災に関する講習会を実施する。

市民向けの講習会では、地域での活動を円滑にする観点から、自主防災組織の協力により実施する。

(2) 研修会

災害対策に関する防災関係法令の概要説明・研究等を行い、また土木・建築・水防・砂防の知識と応急対策技術の習得を図る。

(3)課題検討会

防災訓練後に課題検討会を開催し、実施した訓練内容の反省点と今後の課題を抽出し、より密度の高い災害対応に向けた知識の普及啓発を図る。

3. 普及・啓発の内容

- ◆ 簡単な気象知識(昨今の異常気象等)
- ◆ 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動
- ◇ 災害危険箇所
- ◆ 過去の主な被害事例
- ◆ 災害対策の現状
- ◆ 災害時における応急措置と措置後の心得
- ◆ 指定緊急避難場所(一次避難場所)・安全な親戚、知人宅、ホテル、旅館等を含めた適切な 避難場所の選択・指定避難所(二次避難所)・避難経路、広域避難の実効性を確保するため の、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識
- ◆ 住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等)の準備
- ◆ 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- ◆ 自主防災組織への参加
- ◆ 地震、津波及び風水害に関する一般的知識
- ◆ 地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ◆ 南海トラフ地震に関する事項
 - 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき 行動に関する知識
 - 正確な情報の入手方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険筒所等に関する知識
 - 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の 備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施 方法
 - ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- ◆ 「平時の延長が災害時にも役に立つ」考え方

4. 実施時期

普及内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行うものとする。

- ◆ 防災の日 9月1日
- ◆ 防災週間 8月30日から9月5日まで

- ◆ 水防月間 5月1日から5月31日まで
- ◆ 山地災害防止キャンペーン 毎年5月20日から6月30日まで
- ◆ 土砂災害防止月間 6月1日から6月30日まで
- ◇ 防災とボランティアの日 1月17日
- ♦ 防災とボランティア週間 1月15日から1月21日まで
- ◇ 津波防災の日 毎年11月5日

5. 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種広報媒体を活用するとともに、地域・職場等での各種講座・ 集会等の場を利用する。

- ◇ テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- ◆ 広報紙・広報車の利用
- ◇ 映画・ビデオ等の上映普及
- ◆ パンフレットの利用
- ◇ 防災マップの配布及び解説
- ◆ 講習会・講演会等の開催及び訓練の実施
- ◇ インターネットや携帯電話の利用

第3 学校における防災教育

1. 避難行動の啓発

災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害時の危険に際して、自 らの命を守り抜くため主体的に行動ができるようにする。生きること、命を守ることの大切さを 教える。

2. 災害時の予備知識

自然災害発生の原因や、発災時の防災関係機関が果たす役割、応急手当の方法等、児童・生徒 の発達段階に応じて、正しい知識を習得させる。

3. 社会貢献

発災時・発災後に支援者となる役割が果たせ、今後の未来が担える情操教育を心がける。

4. 避難訓練の実施

防災教育実施後に、大規模災害を想定した避難訓練を実施する。実施にあたっては、校区内の 自主防災組織、防災関係機関とPTA関係者(保護者含む)の協力を得て実施する。

第4 職員に対する防災教育

1. 職員研修

本市は、県の協力を得て、関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

2. 教育の内容

- ◆ 防災計画及び各機関の防災体制と職員が果たすべき役割
- ◆ 災害発生の原因、対策等の科学的・専門的知識
- ◆ 過去の主な災害事例
- ◆ 防災関係法令の運用
- ◆ 土木・建築その他災害対策に必要な技術

3. 教育の方法

- ♦ 講習会 研修会
- ◇ 防災活動の手引等、印刷物の配布
- ◇ 見学、現地調査

第5 防災上重要な施設管理者に対する防災教育

病院、スーパーマーケットなどの不特定多数の者が出入りする施設や危険物を取扱う施設等防災 上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力し、防災訓練や安全講習会等により、職員の防災意 識の高揚を図り、避難・出火防止・初期消火等災害時における的確な行動力を養う。

また、職場内での自衛消防隊組織整備にあたる。

第6 災害教訓の伝承

本市は、過去に発生した大規模災害の教訓等を後世に語り継ぐため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集整理し、一般公開するとともに、適切な保管管理に努める。

伝承の素材

- (a) 文献資料·史実
 - 既往災害履歴のデータや、伝説あるいはことわざ
- (b) 災害実績の痕跡 災害があったことの崩壊跡や霞堤などの土木遺構の痕跡
- (c)人々の心理・行動

災害を受けた者、あるいは災害対策従事者からの聞き込み

第2節 防災訓練計画

【各部各班】

第1 主旨

防災の基本は、平時からの備えと心構えである。

本市は、風水害に対しても防災体制を構築することが急務であり、とりわけ防災訓練は被害低減を図るうえで特に重要である。

阪神・淡路大震災の被災者に神戸市消防局が実施した調査概要では、震災前の 「地震を想定した訓練への参加」は約8%と極端に低かったが、震災後データで 「今後は地域への防災訓練に積極的に参加する」は、約68%と向上した。

このことから、本市における災害対策本部運営機能の向上、及び防災関係機関や自主防災組織等との協力体制の更なる構築強化を目的として、先端技術を活用した各種防災訓練を定期的に実施し、効果を検証するものとする。

なお、本市市民はこれらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得する必要がある。

また、訓練終了後にその検証(反省会)を行い、実施した防災対策の課題抽出とともに、次回の訓練では改善措置を実践する。

第2 総合防災訓練

1. 市総合防災訓練

市民の防災意識の高揚、地域防災力向上と防災関係機関相互の連携強化、及び災害対応能力を高めるため、市民と防災関係機関その他自主防災組織等団体の協力を得て、市内小学校校区の区分で総合防災訓練を実施する。

訓練内容は、各地域ごとに特有の災害種別とし、1回/1年を基準とした実践訓練とする。 訓練項目は、以下のとおりである。

- ◆ 動員及び災害対策本部設置・運営
- ◇ 交通規制及び交通整理
- ◆ 避難準備及び避難誘導、避難所開設と運営、炊き出し訓練
- ◆ 要配慮者、避難行動要支援者、傷病者の救出・救助、救護・応急医療
- ◆ 火災消火
- ◇ 道路復旧、障害物除去
- ◇ 緊急物資輸送
- ◆ 災害情報の収集と伝達
- ◆ ライフライン復旧
- ◆ 特別警報対応訓練
- ◆ その他、災害時に起こり得る被害を想定し、幅広い内容の訓練とする

2. 図上訓練(ロールプレイング)

速やかな職員初動体制の確立を目指して、災害対策本部及び支部を運営する職員の熟度の向上(組織体制、災害対応力の向上)、及び円滑な運営の検証と運営上の課題を明らかにする。

課題抽出後は、その反省点を踏まえ、改善策を講じた再訓練を実施する。

なお、この訓練においては、複合災害も考慮した図上訓練とする。

第3 個別防災訓練

1. 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、異常気象による水害を想定し、水防管理団体と防災関係機関が協力し、以下の項目にしたがった水防訓練を行う。

- ◆ 観測(水位・潮位・雨量・風速)
- ◇ 通報(水防団動員・居住者の応援)
- 令 輸送(資材・器材・人員)
- ◇ 工法(各水防工法)※注1
- ◆ 樋門・角落しの操作
- ◆ 避難・立退き(危険区域居住者の避難)

※注1 水防工法の種類は「阿南市水防計画 第6章水防活動 第5節水防作業 水防工法一 覧表」参照

2. 消防訓練

本市は、災害時における災害規模・災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集・通信連絡・火災防御技術・救助等の訓練を実施する。

3. 避難•救助救護訓練

本市その他の関係機関は避難及び、救助救護活動の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の災害防護活動との併用も考慮し、医療関係機関との連携のもとで、応急救護訓練・応急手当・救命処置訓練を行う。

さらに、避難行動要支援者を含む要配慮者を対象とし、トリアージも考慮した避難訓練シミュレーションや移送訓練によって、速やかな避難誘導体制の確立を図る。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護 するための避難訓練を随時実施するように指導する。

4. 非常通信訓練

発災時には、優先通信系の途絶や混線が予想され、無線設備にも被害を被ることが考えられる。 このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、徳島地区非常通信協議会に属する各無線局と連携し、定期的に非常時の通信訓練を実施する。

5. 災害情報連絡訓練

災害時において本市(災害対策本部)と本市の出先機関との災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を実施する。

特に、有線通信系の途絶または利用が困難となることを想定し、県総合情報通信ネットワークシステムの利用や市内のアマチュア無線局の協力を募るなど、実践的な訓練を行う。

6. 職員参集訓練

災害時において、迅速な応急対策を実施するために必要な職員については、動員配備計画に基づき、勤務時間内と勤務時間外の2区分で参集訓練を行う。

以上の訓練計画を次表に取りまとめた。

防災訓練プラン

	区分	実施主体	実施期間	実施場所	実施方法・内容等
総合防災訓練	市総合防災訓練	市・関係機関	適切な時期	災害の恐れのある	地域防災力向上と防災関係機関相互の市民参加
				場所あるいは訓練	型訓練、災害時の総合的応急対策活動
				効果のある場所	
	図上訓練	市•関係機関	台風時期あるいは	災害対策本部設置場所	職員の初動体制確立と組織体制・災害対応への
			最も効果のある時期		円滑な運営と改善措置の課題抽出
防 災 訓	水防訓練	水防管理団体	水害が予想される時期	水害が予想される場所	各種観測:通報:輸送:工法:樋門・角落し
		• 関係機関			の操作:避難実施訓練
	消防訓練	消防本部	冬季の乾燥時期	住宅密集地	非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助訓練
		• 関係機関			
	避難、救助	市・関係機関	適切な時期	適切な場所	学校、病院、育児施設、集会所等の建造物内の
	救護訓練				人命保護の避難誘導体制確立の訓練
	非常通信訓練	市•関係機関	適切な時期	災害対策本部設置場所	徳島地区非常通信協議会に所属する各無線局が
					参加する非常通信に関する訓練
	災害情報	市・関係機関	適切な時期	災害対策本部設置場所	有線通信系の途絶等に対処するための衛星携帯
	連絡訓練				電話の利用や市内アマチュア無線局の協力に
					よる実践的訓練
	職員参集訓練	市•関係機関	適切な時期	災害対策本部設置場所	動員配備計画に基づく職員の参集訓練
			(勤務時間内・時間外)	避難施設設置場所	

第3節 自主防災組織の育成に関する計画

【各部各班】

第1 主旨

災害時の被害防止や低減は、自治体や防災関係機関の活動とともに、本市市民の自主的な防災活動が重要で、特に出火防止や初期消火、あるいは要配慮者への共助の取組みは欠かすことができない。

本市は、地域住民、事業者(要配慮者利用施設の施設管理者を含む。)が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、「自助、共助」に基づく自発的な地区内の防災活動を推進し、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。

以上を考慮し、本市は地域ごとに組織される自主防災組織の促進を図り、組織内での地区防災計画の策定、各種訓練の実施・検証が行える育成強化に努める。

また、男女双方の視点に配慮した組織が望ましいことから、組織づくりの当初から女性の参画を拡大させ、男女共同参画の視点に立った体制づくりに努める。

第2 災害対策の役割分担

1. 市民の役割(自助)

『自らの身の安全は自らが守る』といった考え方に基づき、市民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。

- 2. 地域の役割(共助)
 - 地域連携の防災活動をいい、市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。
- 3. 行政の役割(公助)

行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強いまちづくりを実現する活動をいう。

第3 自主防災組織の結成促進

1. 組織の結成単位・規模

本市は、地域ごとの各組織の上位に公民館単位(14地区)の協議会を、さらに14協議会による連合会組織を構成し、発災時には自主的・積極的な防災活動の輪が広がる自主防災組織づくりに努めている。

自主防災組織の現状

令和3年4月現在

区分	管内所帯数:@	自主防災組織数	組織内所帯数: 6	組織率 b / a		
阿南市	31,206世帯	233団体	30,743世帯	98.5%		
※注 組織内所帯数は(6)は、それぞれの自主防災組織がその活動範囲としている地域の全世帯数である。						

※注 組織内所帯数は(b)は、それぞれの自主防災組織がその活動範囲としている地域の全世帯数である。
各自主防災組織の名称等は、資料編No.24-1参照とする。

2. 防災講座等の開催と補助制度

既設組織では、県の防災出前講座や防災に関する講演会等の参加で、防災対策の知識習得に努めながら、定期的に防災訓練も実施している。

今後も自主防災組織の組織率100%を目標に、本市市民への防災啓発を図る。

なお、本市では、自主防災組織を新規設立した場合や、すでに結成している自主防災会に防災 備品の支給や補助金を交付し、防災資機材の充実と防災活動の活性化を図っている。

- ヘルメット等防災備品の支給
- ・補助金の交付

3. 自主防災づくり

防災計画上の機能性・利便性を考慮し、細分化した自主防災組織づくりを推進する。 まだ結成されていない地域住民にも、自主防災組織の結成や防災活動活性化の必要性を啓発する。 なお、細分化された本市の組織編成(案)と活動内容は、以下のとおりである。

◇ 編成

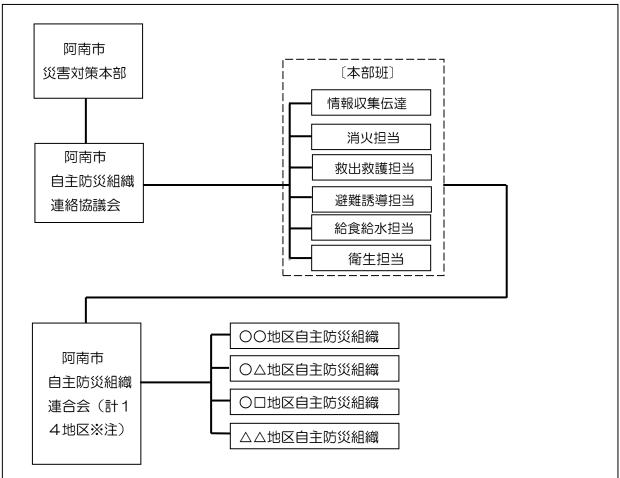
各防災組織の上部に公民館単位の連合会を設け、さらに、これら14連合会上位に連絡協議会を設立する。

◇ 活動内容

- a. 災害時にあっては、地区内の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止と初期消火、救出・ 救護、避難命令の伝達・誘導、給食・給水、避難所での衛生管理等を行う。
- b. 平時においては、防災知識の普及、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の把握を行う。また、二次災害で大規模災害の原因となりやすい火気使用器具や火災警報器等の点検整備を定期的に実施する(トラッキング現象も火災の要因である)。 なお、本市地域防災計画を参考に地域ごとの危険因子を考慮した地区防災計画を作成することも必要かと考えられることから、本市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- c. 自主防災活動は、長期に渡り、その時々の反省を踏まえながら、継続的に行われることが必要であり、活動のマンネリ化、参加者の減少化や固定化を打破するための、工夫をこらした自主防災活動を推進しなければならない。

次頁に自主防災組織と同組織本部編成図(案)を表した。

自主防災組織と同組織本部編成(案)



※注 阿南市自主防災組織連合会

羽ノ浦・那賀川・桑野・椿・福井・新野・橘・見能林・加茂谷・大野・長生・宝田・中野島・富岡の計14地区が連合会の組織となる。

(伊島地区の自主防災組織は、椿地区連合会に属している。)

※注 支部組織の災害活動内容は以下のとおり。

- 1. 自主防災組織リーダーは、避難施設内での組織リーダーを務めるとともに、避難誘導班長を兼務する。したがって、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の所在有無を常時把握しておく必要がある。
- 2. 情報収集伝達では、避難施設内での正確な情報の収集を行い、速やかに避難者への伝達を行う。
- 3. 救出救護では、負傷者の救助救護の他、自主防災組織リーダー指示による要配慮者の救助救護を行う。
- 4. 消火は、避難時の住居の出火防止初期消火を行うとともに、火災発生時の消火活動を行う。
- 5. 給食給水では、避難施設内での炊き出しの実施や給食給水を行うとともに、生活 必需品の物資支給を行う。
- 6. 衛生面では、避難施設内での衛生管理を行う。

4. 事業所あるいは施設等の自衛消防隊

(a) 組織

多数の人が出入りする事業所あるいは施設等においては、届け出の防火管理者が主体となり、 自衛消防隊の育成、指導によって、職員の防災対策を図る。

(b) 来所者の安全確保と帰宅困難者への支援

事業者は、災害時の初動対応として、防火管理者の指揮の下、来所者や事業所職員、及び 地域住民の安全確保を優先させるため、地域内の自主防災組織と連携し、災害情報の収集・伝達、 初期消火、避難誘導、救出・救護等に積極的な支援を図るものとする。

また、事業所を含め地域周辺で帰宅困難者(※注1)等が発生している時は、当該帰宅困難者等に災害情報、連絡手段、一次避難場所等の提供や支援を行う。

※注1 帰宅困難者について

詳細は、「本章 第18節 帰宅困難者対策計画」参照。

5. 危険物施設あるいは高圧ガス取扱い施設等の自衛消防隊

危険物施設を持つ施設管理者は、予防規程及び自衛消防隊組織の具体化に加え、自主的な防災組織の充実を図らなければならない。

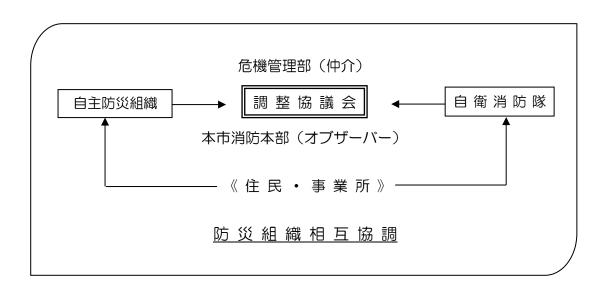
また高圧ガスは、爆発性・可燃性・毒性等の特性があり、一般的な消防活動で困難な事態も想定 される。

したがって、専門的知識を有する関係業界との協調の下、地域的な自衛消防隊を組織し、防災体制の確立を図る必要がある。

【メモ】			

6. 各防災組織相互の協調

自主防災組織内で、事業所の自衛消防隊が存在する場合、住民組織と事業所組織の連携を促進 させる調整協議会開催によって、相互協調を図るものとする。



第4節 都市防災化計画

【総務部、対策部、警防部】

第1 主旨

地球環境の変化や都市化の進展とともに、今日では複雑化・多種多様化した災害の発生が懸念される。

本計画ではこのような状況を考慮し、防災空間の確保や建築物の不燃化促進、あるいは市街地再開発化事業の実施によって、低頻度大規模災害に備えた都市の防災化計画を推進させる。

第2 防災空間の確保

災害危険区域内における居住建築物の建築禁止やその他建築物の建設に関する制限を行い、被害の未然防止に努める。

1. 緑の基本計画

緑の基本計画は、自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、本市市民が豊かさを実感できる生活環境を形成することにある。

したがって、本市は緑地の保全及び緑化の推進を総合的・計画的に整備していくものとする。

2. 都市公園の整備

本市の東部沿岸域の多くは軟弱地盤で、木造住宅が中心となっており、昨今の異常気象等に対し、 不完全な都市構造であることから、環境保全・スポーツ・レクリエーション機能の充実とともに、 都市防災機能を有した都市公園を設置する。

第3 公的住宅の不燃化促進

公的住宅等については、不燃化を促進し、住宅団地そのものの防災強化を図り、周辺地域の防災拠点としても利用できるように、オープンスペースなどの適切な配置を考慮した団地整備を推進する。

第4 民間住宅の不燃化促進

民間住宅は、現在も木造家屋が中心で、大規模災害時には避難に困難をきたすことも想定される。 特に市街地周辺では密集家屋も多いことから、建物の不燃化構造に対する指導を進め、民間住宅の 不燃化を推進する。

第5 市街地再開発事業の推進

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、一層の防災機能の充実を目的とし、以下の地域で市街地再開発事業の推進を計画する。

- JR阿南駅周辺整備
- 周辺部市街地の整備

なお、この市街地再開発事業には、第1種(権利変換方式)事業と第2種(用地買取方式)事業があるが、公共性・緊急性が高い区域は、第2種事業となり、以下の条件をクリアする必要がある。

- (a) 地区内建物の全面的除去(面積O. 5ha以上)
- (b) 敷地の総合・不燃化共同建物の建築
- (c) 公園・緑地・街路等の整備
- (d) その他
- → 都市再開発法(昭和44年法律第38号)

第6 宅地開発の防災対策

開発行為の指導にあたっては、関係法令(危害のおそれのある土地等に関係する諸法令)の適切 な運用により、無秩序な開発の防止に努め、地域環境の保全他、道路・排水・緑地・消防施設等の 整備や防災に配慮した開発行為を推進する。

第7 道の駅防災拠点化

道路管理者と連携し、「道の駅」の持つ基本機能の継続に加え、災害時に対応した防災機能の充実 に努める。

第5節 建築物災害予防計画

【総務部、対策部、警防部】

第1 主旨

建築基準法(昭和25年5月、法律第201号)第39条・第40条の規定に基づく災害危険区域内の建築物については、以下の計画により、建築物の被害防止・軽減を図る。

第2 災害危険区域整備計画

津波・高潮・出水等による危険性があるか、あるいは気候・風土の特殊な状況によって、安全性・ 防火性等に問題のある場所での建築物にあっては、建築の禁止、または建築制限を実施し、被害の 未然防止を図る。

また上記災害危険区域内にある建築物については、所有者(あるいは管理者)に適切な行政指導を行い、安全確保に万全を図る。

第3 建築物等に対する防災上の指導等

1. 建築物

(1) 建築基準法に基づく特定建築物の安全確保について

建築基準法第 12 条に基づき、学校、体育館、旅館、百貨店、マーケット、病院、集会場等の特定建築物及びその設備について、構造上及び防火上での欠陥の有無を確認するとともに、必要に応じ指導を行う。

- (2) 消防法に基づく建築物等の安全確保について
 - 消防法第4条に基づき、あらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所及び同法第16条の5に基づき、危険物を貯蔵する施設に対し、構造上及び防火上欠陥のあるものについて、その有無を確認するとともに、必要に応じ指導を行う。
- (3) 著しく劣化している建築物の安全確保について 防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発するものとする。
- (4)落下物等による災害防止について

建物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物、並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発を行う。

- (5) 水害常襲地の建築物における耐水化について
 - 床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水深以上の盛土、基礎高の確保、または浸水を防止する防止板等の設置指導を行うものとする。
- (6) 市街化区域における屋根ふき材に対する強風対策の推進

令和4年1月1日より、建築基準法にて、新築時の全ての建築物の瓦屋根施工について「ガイドライン工法」が義務付けられる。都市計画法(昭和43年法律100号)第7条第2項に規定する市街化区域おいては、世帯数が多く、強風時の屋根飛散による甚大な被害が想定される。市街化区域においては、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、屋根診断及び屋根改修によって、強風時の減災を図る。

2. 特記事項

上記建築物で、特に通学路沿いや避難場所周辺については、定期的な点検や補強を指導する。

第6節 気象業務整備計画

【各部各班】

第1 主旨

本市は、平成26年の台風第11号及び第12号の襲来により甚大な被害を受ける等、時期が接近して襲来する複数の台風や近年異常気象による被害を受けてきた過去がある。そのため災害応急対策時の基礎となる、特別警報、警報、注意報及び気象情報等の受領あるいは伝達計画を速やかに行うため、県及び防災関係機関との連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。

第2 内容

1. 警戒レベル、居住者がとるべき行動、行動を居住者等に促す情報を用いた防災気象情報の提供 (1) 5段階の警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を 5 段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報(避難情報等)」とを関連付けるものである。

※警戒レベルは、災害発生の高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報を関連付けている。各警戒レベルに対応する行動と情報は以下のとおり。

促す情報を関連付	けている。各警戒レベルに対応する行	動と情報は以下のとおり。
警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル 1	・防災気象情報等の最新情報に注意	・早期注意情報 (警報級の可能性)
(今後気象状況	するなど、災害への心構えを高め	(気象庁が発表)
悪化のおそれ)	る	
	・ハザードマップ等により災害リス	・注意報(大雨・洪水・高潮が対象)
警戒レベル 2	ク、避難場所や避難経路、避難の	(気象庁が発表)
(気象状況の悪	タイミング等の再確認、避難情報	・キキクル(危険度分布)「注意(黄)」
化)	の把握手段の再確認・注視など避	(気象庁が発表)
	難に備え自ら避難行動を確認する	• 氾濫注意情報
		(河川管理者と気象庁が発表)
	・※高齢者等は、危険な場所から避	・高齢者等避難(市が発令)
	難(立退き避難又は屋内安全確保	・注意報(高潮警報に切り替える可能性
	する。)	が高い) (気象庁が発表)
	※避難を完了させるのに時間を要	・警報(大雨・警報が対象)
	する在宅又は施設利用者の高齢者	(気象庁が発表)
	及び障害のある人等、及びその人	・キキクル(危険度分布)「警戒(赤)」
警戒レベル3	の避難を支援する者	(気象庁が発表)
(災害の恐れあ	・高齢者等以外の人も必要に応じ、	• 氾濫警戒情報
り)	出勤等の外出を控えるなど普段の	(河川管理者と気象庁が発表)
	行動を見合わせ始めたり、避難の	
	準備をしたり、自主的に避難する	
	タイミングである。地域の状況に	
	応じ、早めの避難が望ましい場所	
	の居住者等は、このタイミングで	
	自主的に避難することが望ましい	
	・危険な場所から全員避難(立退き	・避難指示(市が発令)
	避難又は屋内安全確保)する	・警報・特別警報(高潮が対象)
数量。公司		(気象庁が発表)
警戒レベル4		・土砂災害警戒情報(気象庁が発表)
(災害のおそれ		・キキクル(危険度分布)「危険(紫)」
高い)		(気象庁が発表)
		・氾濫危険情報
		(河川管理者と気象庁が発表)

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5 (災害発生又は切 迫)	・指定緊急避難場所等への立退き避難することが、かえって危険である場合、緊急安全確保するただし、災害発生・切迫の状況で、本行動をとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとはかぎらない	・緊急安全確保(市が発令) (必ず発令される情報ではない) ・氾濫発生情報 (河川管理者と気象庁が発表)

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報(避難情報等)」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2)警戒レベル相当情報

四国地方整備局、徳島地方気象台、県は、避難指示等の発令基準に活用する防災情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、その提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供することで、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

2. 特別警報・警報・注意報・気象情報等

(1)大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大 な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい 場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示し て、基本的に市町村単位である二次細分区域毎(美馬市は「美馬市脇・美馬・穴吹」と「美馬 市木屋平」に、つるぎ町は「つるぎ町半田・貞光」と「つるぎ町一宇」に分割)に発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

本市は、下図のとおり、一次細分は「南部」、市町村等をまとめた地域は「阿南」、二次細分は「阿南市」となる。なお、細分区域の詳細は資料編 No.30 を参照。

特別警報・警報・注意報の概要

種	類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こ	
付別言も	ŧΙΧ	るおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそ
	れがある場合、その旨を警告して行う予報。
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがあ
注思報 	る場合に、その旨を注意して行う予報。

徳島県の気象警報・注意報や天気予報の発表区域の図



徳島県の気象警報・注意報や天気予報の発表区域の表

府県 予報区	一次細 分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等(二次細分区域)	
	北部	徳島・鳴門	德島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、 北島町、松茂町	
		美馬北部•阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、 石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光	
徳島県		美馬南部•神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、 つるぎ町一宇	
		三好	三好市 、東みよし町	
	南部	阿南	阿南市	
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町	
		海部	海陽町、美波町、牟岐町	

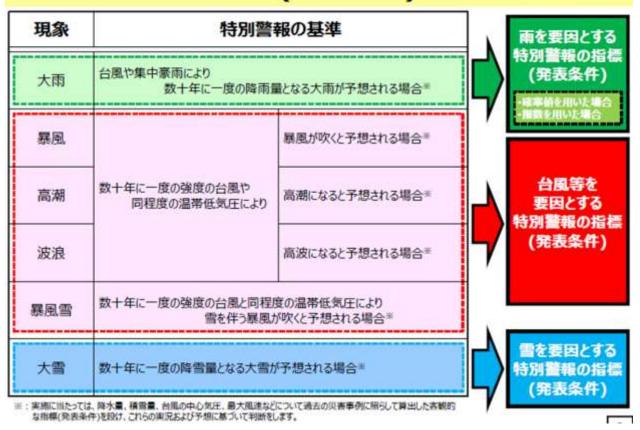
(2) 徳島地方気象台等が発表する特別警報・警報・注意報・気象情報の種類と概要及び発表基準 (数値は、予想される気象要素値である)

☆ 特別警報

気象に関する特別警報の種類と概要

スタに因う On Dual Hix On 住 校 C M 女
概 要
大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに
発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水
害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記さ
れる。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ち
に身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに
発表される。
暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに
発表される。
一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きい
ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程
障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき
に発表される。
台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生する
おそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相
当。

各基準と指標(発表条件)との関係



ア 雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)

大雨特別警報(浸水害)の場合

以下①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、大雨警報(浸水害)の危険度分布又は洪水警報の危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に発表する。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数(※1)において、50年に一度の値以上となった5km格子が、50格子以上まとまって出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数(※1)において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現(ただし、3時間降水量が150mm(※2)以上となった格子のみをカウント対象とする)。

大雨特別警報(十砂災害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この 基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激し い雨(※3)がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に発表する。

※1土壌雨量指数:降った雨が地下の土壌中にたまっている状態を表す値。

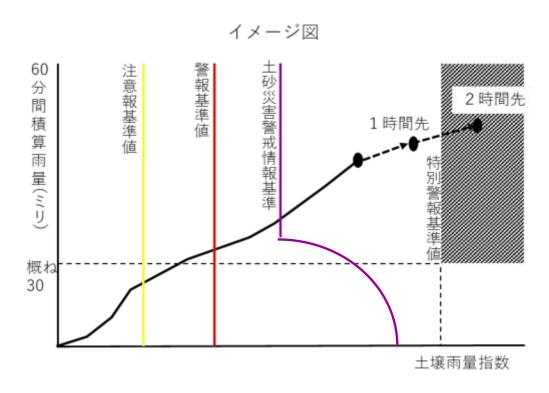
※2 3時間降水量150mm: 1時間50mmの雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3時間続くことに相当。

※3 激しい雨: 1時間に概ね30mm以上の雨

雨に関する阿南市の50年に一度の値(令和3年3月25日現在)

地域				50	年に一度の	D値	
都道 府県	府県 予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた区域	二次細分 区域	R48	R03	SWI
徳島県	徳島県	南部	阿南	阿南市	696	222	338

- 注 1) 略語の意味は右のとおり。R48:48 時間降水量(mm)、R03:3 時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数(Soil Water Index)。
- 注 2) 「50 年に一度の値」の欄の値は、阿南市にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。
- 注3)50年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の雨に関する阿南市の 50年に一度の値については、気象庁ホームページに掲載されている。
 - (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf)
- 注4) R48、RO3、SWI いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 注 5) 個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。



台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に特別警報が発表される。

ただし、沖縄地方、奄美地方、小笠原諸島については中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上となっている。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標(発表条件)となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・ 通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報 が、特別警報として発表されることに留意。

温帯低気圧については、指標(発表条件)となる最大風速と同程度の風速が予想される地域に おける、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されること に留意。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸 一日以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

徳島県の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深の値(令和元(2019)年10月30日現在)

都道 府県	府県 予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深	警報基準 (12時間降雪の深さ) (cm)
徳島県	徳島県	徳島	11*	42	10

- 注 1) 「50年に一度の積雪深」の値が小さな地域については、既往最深積雪深の値なども用いて 指標(発表条件)を設定している。
- 注 2) 「50 年に一度の積雪深」の値の"*"は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。
- 注3)50年に一度の積は過去の観測データから推定した値である。
- 注 4) 50 年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の徳島県の 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深については、気象庁ホームページに掲載されている。

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50yuki.pdf)

- 注5)50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 注 6) 個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

<参考>

特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

現象の種類	発 表 基 準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報 を特別警報に位置づける)
火山噴火	住居地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル 4 以上) 及び 噴火警報(居住地域) を特別警報に位 置づける)
地震(地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度 6 弱以上) を特別警報に位置づける)

☆ 警報

気象に関する警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され
	る。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土
	砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂
大雨警報	災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。
	表面雨量指数が 22
	土壌雨量指数が 149
	※ 土壌雨量指数は、地域メッシュ(1km格子)毎に基準が異なる。
	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され
大雪警報	ි
	具体的には、「12時間降雪の深さ」が10㎝に到達することが予想されたとき。
	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され
	る。具体的には、平均風速が陸上で20m/s、海上で25 m/sに到達することが予
暴風警報	想されたとき。
	台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の
	検討も必要。
	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等
暴風雪警報	による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s、海上で 25 m/s に到達す
	ることが予想されたとき。
	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され
波浪警報	る。
	具体的には、有義波高が 6.0m に到達することが予想されたとき。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが
高潮警報	あると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	具体的には、潮位が標高 2.0mに到達することが予想されたとき。

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。※流域雨量指数基準と※複合基準による。なお、両基準は気象庁のホームページによる。 【流域雨量指数基準】 桑野川流域=25.5 打樋川流域=12.4 南川流域=13.3 福井川流域=10.8 岡川流域=12.8 【複合基準】 桑野川流域= (18、21.7) 打樋川流域= (18、10.6) 椿川流域= (12、9.7) 岡川流域= (12、9.7)
	※ 複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)
	の組み合わせによる基準値を示している。
那賀川 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに四国地方整備局那賀川河川事務所と徳島地方気象台が共同して発表される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
那賀川 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、以下の基準を満たしているときに四国地方整備局那賀川河川事務所と徳島地方気象台が共同して発表する。 ・古庄(上流)・古庄(下流)のいずれかの基準点の水位が、氾濫危険情報の発表基準を満たしているとき。
那賀川 氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、以下の基準を満たしているときに四国地方整備局那賀川河川事務所と徳島地方気象台が共同して発表する。

・古庄(上流)・古庄(下流)いずれかの基準点の水位が、氾濫警戒情報の発表基準を満たしているとき。

☆ 注意報

気象に関する注意報の種類と発表基準

	スタに関する注意報の性類し光衣基準 発 表 基 準
性 知	73 2 4 1
	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザ
	ードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が
	必要とされる警戒レベル2である。
大雨注意報 	具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。
	表面雨量指数が 15
	土壌雨量指数が 119
	※ 土壌雨量指数は、地域メッシュ(1km格子)毎に基準が異なる。
 大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
八当江忠和	具体的には、「12時間降雪の深さ」が5㎝に到達することが予想されたとき。
	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の
強風注意報	倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
	具体的には、平均風速が陸上で 12m/s、海上で 15m/s に到達することが予想
	されたとき。
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され
	る。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」
風雪注意報	のおそれについても注意を呼びかける。
	具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s、海上で 15m/s に到達に到
	達することが予想されたとき。
油油冷菜和	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報 	具体的には、有義波高が 3.0m に到達することが予想されたとき。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると
	予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない
	場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自
高潮注意報	らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える
	 可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベ
	ル3に相当。
	具体的には、潮位が標高 1.4mに到達することが予想されたとき。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、
雷注意報	発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の「突風」や「ひょう」による災
	害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼び
	かけられる。
	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
融雪注意報	具体的には、融雪により浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると

	きに発表される。
·曲=>	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
農霧注意報	具体的には、視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m以下と予想されたとき。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され
 乾燥注意報	る。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想あれた場合に発表される。
1 年20年/土忠報 	発表基準としては、気象台において最小湿度が 40%以下で、実効湿度が 60%
	以下が予想されたとき。
	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	具体的には、「積雪の深さ」が 50 cm以上あり、次のいずれかが予想されたと
 なだれ注意報	き。
10.7C1 07.1.7EX1	1 降雪の深さが 20 ㎝以上
	2 気象台における最高気温が7℃以上
	3 降水量が 10 mm以上
	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体
低温注意報	的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著
	しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	阿南市では、気象台における最低気温が-3°以下が予想されたとき。 ■
康 冷辛却	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的
霜注意報 	には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 阿南市では、晩霜期を対象とし最低気温が 4℃以下が予想されたとき。
	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され
	る。
着氷注意報	~。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに
	発表される。
	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され
	ి ె
=	具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発
着雪注意報	表される。
	阿南市では、気温−2℃~2℃の条件下で、「24 時間降雪の深さ」が 20 cmに
	到達することが予想されたとき。
	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれが
	あると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リ
洪水注意報	スク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2で
	ある。
	具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。※流域雨量指数基準
	と※複合基準による。なお、両基準は気象庁のホームページによる。
	【流域雨量指数基準】
	桑野川流域=20.4 打樋川流域=8
	南川流域=10.6 福井川流域=10.9

	椿川流域=8.6	岡川流域=10.2
	【複合基準】	
	那賀川流域=(8、49.4)	桑野川流域=(8、19.5)
	打樋川流域=(12、7.4)	南川流域=(8、10.6)
	福井川流域=(12、8.9)	椿川流域=(12、6.9)
	岡川流域=(8、9.9)	
	※ 流域雨量指数基準は、各流域のす	べての地点に設定しているが、ここには主要
	な河川における代表地点の基準値を表	示している。
	※ 複合基準は、主要な河川における	代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)
	の組み合わせによる基準値を示してい	いる。
	氾濫注意水位に到達し更に水位の	上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で
	かつ避難判断水位未満の状態が継続	しているとき、避難判断水位に達したが水位
	の上昇が見込まれないときに発表さ	れる。避難に備えハザードマップ等により災
那賀川	害リスク等を再確認するなど、自ら	の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル
氾濫注意情報	2に相当。	
(洪水注意	具体的には、以下の基準を満たし	ているときに四国地方整備局那賀川河川事務
報)	所と徳島地方気象台が共同して発表す	する。[吉野川洪水予報実施要領(令和元年5
	月 29 日)による]	
	・古庄(上流)・古庄(下流)いず	れかの基準点の水位が、氾濫注意情報の発表
	基準を満たしているとき。	

- 注 1) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」 として発表する。
- 注 2) 発表基準欄に記載した数値は、阿南市における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。
- 注 3) 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報又は注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。
- 注 4) 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用 洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。
- 注 5)大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。
- 注 6) 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。
- 注7) 警報・注意報の発表基準値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の徳島県及び 阿南市の基準値については、気象庁ホームページに掲載されている。

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/tokushima.html)

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で
(大雨警報(土砂災害)の危	1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先ま
険度分布)※	での雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更
	新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表さ
	れたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することがで
	きる。
	・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫):避難が必要と
	される警戒レベル4に相当。
	•「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難
	に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当であ
	る。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上
(大雨警報(浸水害)の危険	で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 1 時間先
度分布)	までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、
	大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている
	場所を面的に確認することができる。
	・「警戒」(赤)、「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃
	い紫):避難情報の発令の検討も必要。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及
洪水キキクル	びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で
(洪水警報の危険度分布)	河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間
	先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新してお
	り、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を
	面的に確認することができる。
	•「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「整式・(ま):高松本祭の窓群が必要とされる警戒レベル4に相当。
	「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「冷棄」(禁): 2000年10月10日 「冷棄」(禁): 2000年10月10日 1000年10月10日 1000年10日 1000年1
	•「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を
	再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル
	2相当である。
流域雨量指数の予測値 	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及
	びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水
	危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて 会際度を各分はした時で別できませばおりの問題はまでの表見分をのる
	危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予しい。1911(1824年1月3日) た取り3.4.7。 冷域に降った雨が河川に集
	測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まればれてる場では第一人に対した「流域で最大器」について
	まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、
	洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で
	表示したものを、常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」(濃い紫):警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

その他

以下の基準値は、地域メッシュコード(1km四方)毎に値を設けている。

- ・ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)の基準値
- ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の基準値

この基準値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の値については、気象庁ホームページに掲載されている。(https://www.ima.go.jp/ima/kishou/know/kijun/tokushima.html)

<参考>

土壌雨量指数:降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。大雨に伴って発生する土砂災害(がけ崩れ・土石流)には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生の危険度を判定した結果は「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」で確認できる。

表面雨量指数:短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。表面雨量指数は、 地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、 タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報(浸水 害)・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「浸水キキクル(浸水害)の危険度分布」で確認できる。

流域雨量指数:河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。洪水害発生の危険度を判定した結果は「洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)」で確認できる。

(4) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(徳島県:北部・南部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(徳島県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・ 警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録 的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に 関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高 まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線 状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の 気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合「大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、徳島県と徳島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ア) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、 土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報(図1)と して作成・発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

(発表基準)

大雨警報(土砂災害)発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出 した土壌雨量指数が警戒基準に達すると予想される(集中的な土砂災害発生の危険度が高まった) とき、発表対象地域(図2)に発表される。

なお、地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

(解除基準)

土壌雨量指数が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき、 発表対象地域(図2)ごとに解除する。

(ウ) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報を補足する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は気象業務 法第11条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は「災害対策基本法第55条」及び「土砂 災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)第27条」に基 づき市町村長に伝達する。

(エ) 土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な

土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面 における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・ 時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、 山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。そのため、土砂災害警戒情 報の発表がない場合であっても、土砂災害が発生する可能性があることに留意が必要である。

土砂災害警戒情報発表例(図1)

徳島県土砂災害警戒情報 第○号

令和○年○月○日 ○時○分

徳島県 徳島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

阿南市 勝浦町 那賀町鷲敷地域 那賀町相生地域 牟岐町 美波町日和佐地域

【警戒解除地域】

三好市東祖谷 那賀町木沢地域 那賀町木頭地域

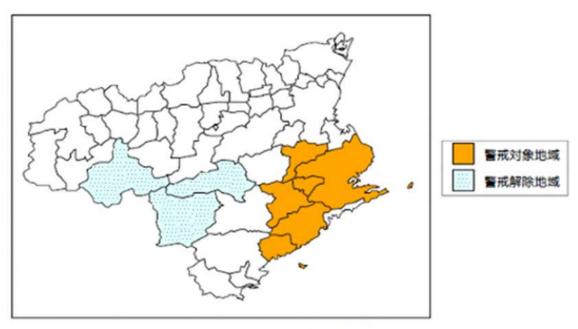
【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】。崖の 近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、 市町村から発表される 避難指示などの情報に注意してください。



問い合わせ先 088-621-2541 (徳島県県土整備部 砂筋防災課) 088-622-3857 (徳島地方気象台)

発表対象地域(図2)

発表対象地域名(松茂町、北島町、藍住町、阿波市吉野町を除く発表対象地域数 44)



(7) 記録的短時間大雨情報

徳島県内(北部・南部)で大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1時間降水量	110ミリ以上 を観測又は解析したとき
徳島県南部	1時間降水量	120ミリ以上 を観測又は解析したとき

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(徳島県:北部・南部)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所について、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜

巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(徳島県:北部・南部)で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例(目撃情報を含まない場合)

徳島県竜巻注意情報 第〇号 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例(目撃情報を含む場合)

徳島県竜巻注意情報 第〇号 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

【目撃情報あり】徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。 徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

(9) 那賀川洪水予報等の種類及び発表基準

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。 那賀川については、四国地方整備局 那賀川河川事務所と徳島地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2~5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
		氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。
洪水警報	氾濫発生情報	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要とな
洪小言報 		る。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行
		動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

		-
		氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続して
		いるときに発表される。
	氾濫危険情報	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対す
		る対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。
		避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
		氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に
	氾濫警戒情報	水位の上昇が見込まれるときに発表される。
		高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要と
		される警戒レベル3に相当。
		氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意
	 氾濫注意情報	水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判
洪水注意報		断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。
		避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するな
		ど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

◆ 洪水予報区間

左岸は、阿南市十八女町から河口まで、右岸は阿南市加茂町から河口まで。

◇ 水位又は流量の予報に関する基準点 古庄(上流)・古庄(下流)

◆ 担当官署名

那賀川河川事務所、徳島地方気象台

◇ 発表基準

- a 古庄(上流)・古庄(下流)のいずれかの基準点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、那賀川河川事務所と徳島地方気象台が共同して(以下同じ)那賀川氾濫注意情報(洪水注意報)を発表する。
- b 古庄(上流)・古庄(下流)のいずれかの基準点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、(同) 那賀川氾濫警戒情報(洪水警報)を発表する。
- c 古庄(上流)・古庄(下流)のいずれかの基準点の水位が氾濫危険水位に達したときに、(同) 那賀川氾濫危険情報(洪水警報)を発表する。
- d 洪水予報区間内で氾濫が発生したときに、(同) 那賀川氾濫発生情報(洪水警報)を発表する。

◆ 那賀川洪水予報の基準水位

観測所名	位 置(緯度経度)		所在	E 地	平常水位 (m)	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	計画高 水位 (m)		
古庄 (上流)	北緯	33°	56′	15″	阿南市羽ノ浦町古庄		0,0	3.5	5.0	5.4	5.8	8,823
古庄 (下流)	東経	134°	37′	15″			0.0	3.5	5.0	7.9	8.8	0,023

(10)台風予報、台風情報

◆ 台風に関する予報・情報

気象庁では、台風の実況を3時間ごとに発表している。台風の1日(24時間)先までの12時間刻みの予報を3時間ごとに発表し、さらに5日(120時間)先までの24時間刻みの予報を6時間ごとに発表する。

令和2年9月9日からは、台風及び24時間以内に台風に発達すると予想される熱帯低気圧(以下、「発達する熱帯低気圧」)について、台風接近時の防災行動計画(タイムライン)に沿った対応を効果的に支援するため、5日先までの予想進路や強度を台風情報として発表している。

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ(強風域:平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲)を3段階、強さ(最大風速:10分間平均風速の最大値)を4段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の強 風域の半径	分類
500km未満	
500km以上800km未満	大型(大きい)
800km以上	超大型(非常に大きい)

台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s以上33m/s未満	
33m/s以上44m/s未満	強い
44m/s以上54m/s未満	非常に強い
54m/s以上	猛烈な

3. 火災気象通報

(1) 火災気象通報

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条の規定により、気象の状況が火災の 予防上危険であると認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に対して通報し、徳島県を通 じて本市や消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

発表基準

「乾燥注意報」基準(実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下)と「強風注意報」基準 (平均風速12m/s以上)と同一。

ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

(2) 火災警報

市長は、前(1)の火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

4 火山に関する警報・予報等

気象庁は、噴火災害軽減のため、全国 111 の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき、火山ごとに警戒等を必要とする市区町村を明示して、噴火警報・噴火予報を発表する。

(1) 噴火警報(居住地域)•噴火警報(火口周辺)•噴火警報(周辺海域)

気象庁及び大阪管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生が予想される場合やその危険が及び範囲の拡大が予想される場合に火山名「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。

噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火予報

気象庁及び大阪管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴 火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

気象庁及び大阪管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

(4) 噴火速報

気象庁及び大阪管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち 早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要 な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)。
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
 ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、 関係機関からの通報等も活用する。

(5) 火山の状況に関する解説情報

気象庁及び大阪管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(6) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、 定期的(3時間ごと)に発表。
- 18 時間先(3 時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山(注 1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後15分程度で発表。
- 噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
- 注 1 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報(詳細)

- ・噴火が発生した火山(注 2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、 噴火発生後40分程度で発表。
- 噴火発生から 6 時間先まで(1 時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
- 注2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。 詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。 https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_g uide,html

(7) 火山ガス予報

気象庁及び管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合 に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(8) 火山現象に関する情報等

気象庁及び管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説する ため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・ 噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

第7節 水害予防計画

【各部各班】

第1 主旨

水害予防計画は、各水系ごとに一貫したものとし、治山・砂防・河川改良(改修)及び地すべり防止事業等を総合的・計画的に推進し、災害の防除化と軽減を図る。

第2 本市の主要河川

本市の主要河川は下表のとおりで、県が行う河川改修事業は以下のとおりとなっている。

- (1) 広域河川改修事業 (2) 総合流域防災事業 (3) 特定構造物改築事業
- (4)流域貯留浸透事業 (5)床上浸水対策特別緊急事業 (6)地震・高潮対策河川事業 (徳島県の河川と海岸、平成30年3月、徳島県参照)

水 系	河川名	水 系	河川名	水 系	河川名
那賀川	那賀川 那賀川		福井川	那賀川	畑田川
11	桑野川	その他河川	椿川	11	蛭地川
11	岡川	11	苅屋川	11	北谷川
11	南川	11	幾島川	福井川	椿地川
11	出島川	11	太田川	その他河川	落合川他

注1 国管理の国管理区間の河川は、以下のとおりである。

那賀川 (紀伊水道 ~ 18.04 k m上流)

桑野川 (派川那賀川 ~ 7.0km上流)

派川那賀川 (紀伊水道 ~ 3.63 k m上流)

注2 本市の準用河川は37河川である。

本市の主要河川一覧

第3 河川防災対策

1. 河川警戒体制の整備

国直轄河川及び県管理河川等においては、水害対策を軽減させるため、各河川の水位と雨量情報を収集し、的確な警報の伝達や避難措置を図るための警戒体制整備が進められている。

水防警報河川及び水位情報周知河川では、設定水位に達した段階で水防警報が発令され水防団の 準備・出動となるが、本市はこれらの情報提供を受け、迅速な警戒体制の確立を図る。

なお、河川警戒に関する用語(令和3年度 徳島県水防計画)は、以下のとおりである。

河川警戒用語(定義)

洪水予報河川	水防法第10条第2項または第11条第1項の規定により、国土交通大臣または 都道府県知事が洪水により国民経済上重大または相当な損害が生ずるおそれがあ るとして指定した河川で、気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川をいう。
水位周知河川 (水位情報周知河川)	水防法第13条第1項または第2項の規定により、国土交通大臣または都道府県 知事が洪水により国民経済上重大または相当な損害が生するおそれがあるとして 指定した河川で、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定めて、当該河川の水位 がこれに達したときにその旨を通知及び周知する河川をいう。
水防警報河川	水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が洪水により国民経済上重大または相当な損害が生ずるおそれがあるとして指定のうえ公示した河川で、水防警報を行う河川をいう。
洪水予報	洪水予報河川において洪水のおそれがあると認められるときに、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して、水位または流量(国の機関が行う洪水予報については、これに加えて氾濫した後における水位若しくは流量または氾濫により浸水する区域及び水深)を示して、当該河川の状況を通知及び周知させるために行う発表(氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・洪水発生情報)をいう。
水防警報	国土交通大臣または都道府県知事が水防警報河川において洪水・津波または高潮により重大または相当な損害を生ずるおそれがあると認められるとき、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に対し、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表(待機・準備・出動・解除)をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土 交通大臣または都道府県知事が洪水予報河川及び水位周知河川について指定す る。当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、氾濫した場合に 浸水が想定される区域をいう。

2. 維持管理の強化

本市では、平時から各河川を巡視して河川堤体・堤内等の状況を見極め、異常を発見したときは、 直ちに県や施設管理者に異常箇所の補修・補強を要請する。

3. 避難体制の整備

(1) 河川水位の定義と氾濫の危険レベル

洪水等に関する防災情報(水位情報)での河川水位の定義は、以下のとおりである。

<u>河川水位情報</u>

区分	説明
水防団待機水位 (通報水位)	洪水又は高潮のおそれがある場合において、当該水位を超えるときに水防管理者又は量水標管理者がその水位の状況を関係者に通報する水位であり、水防警報河川において水防警報(水防団の準備)を発表する基準となる水位をいう。
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位で、当該水位を超えるときに量水標管理者がその水位の状況を公表する水位であり、洪水予報河川において氾濫注意情報を発表し、水防警報河川において水防警報(水防団の出動)を発表する基準となる水位をいう。
氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫注意水位を超える水位であって市町村長の「高齢者等避難」発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫警戒情報を発表する基準となる。
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫危険情報を発表する基準となる水位をいう。なお、水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

また、氾濫の危険レベルと水位及び発表情報の関係は、以下のとおりである。

発表する警報等の名称 水位 レベル 氾濫の発生 5 那賀川氾濫発生情報 発 ・緊急安全確保発令の目安(災害が発生) 生 氾濫開始相当水位到達 4 - 緊急安全確保発令の目安(災害が切迫) 危険 氾濫危険水位 那賀川氾濫危険情報 3警 ・避難指示発令の目安 載 避難判断水位 那賀川氾濫警戒情報 2注意 高齢者等避難発令の目安 那賀川氾濫注意情報 氾濫注意水位 ・ 水防団出動の目安 1

流域面積の大きい河川で、水位や流量の予報が行われる河川(那賀川)

なお、水防団の活動における水防体制は、以下の4段階となる。

水防団待機水位

- ◆ 待機……水防団の足留めを行う体制
- ◆ 準備……水防資機材の点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部等の出動を行いうる体制
- ◆ 出動……水防団が出動する体制
- ♦ 解除……水防活動の終了

※注 災害復旧事業の解釈

災害復旧事業は、異常な天然現象により被害を受けた施設の復旧に適用される。河川災害の場合は、警戒水位以上の出水または、警戒水位の設定がない河川においては、河岸高の5割程度以上による被害が対象となる。また、河川以外の施設災害は、最大24時間雨量80mm以上の降雨、最大風速15m(10分間平均)以上の暴風、もしくはその影響による異常な高潮・波浪または津波などの影響により被害を受けた施設が対象となる。

(2) 市内主要河川の水位情報

市内主要河川の水位情報は、以下のとおりである。

本市河川の水位情報一覧(単位 m)

河川名	観測	所名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	氾濫 発生 水位	管理地
那賀川	古庄 上流 <u>無堤</u> 有堤		3.5	5.0	5.4	5.8	①7.6 ②9.8	
		下流			7.9	38.8	49.8	
	大原	無堤	3.4	4.15	% 4.0	4.7	☆ ⑤5.3	
 桑野川		有堤	5.4	4.15	5.3	66.1	77.9	
条野川 	内		2.8	3.7	4.0	84.7	95.44	
	新野(秋山)		1.3	2.0	2.0	103.1	11)3.61	県
福井川	大西(山下)		2.1	2.7	2.7	123.3	134.11	

※タイムラインに準じる

備考 古庄(上流):北岸堰から上流 古庄(下流):北岸堰から下流

大原 (無堤): 津乃峰橋から新宝橋間の南岸流域 大原 (有堤): 長生橋より下流 (無堤地区を除く)

☆ 那賀川、桑野川下流の無提地区では、溢水により、県道が浸水し始める水位を氾濫発生水位 とし、この段階で緊急安全確保を発令する。

加茂地区のみ緊急安全確保を発令する目安の水位を設定水位(6.1m)とする。

- ※ 桑野川(大原:無堤)はこの水位の名称を避難準備水位とする。
- ① 古庄(上流) 7.6m は持井地区において浸水が始まる水位を古庄地点に換算した水位
- ② 古庄(上流) 9.8m は右岸15k6における堤防天端高を古庄地点に換算した水位
- ③ 古庄(下流) 8.8m は左右岸7k2 (川の終点から7.2km上流) における HWL を古庄地点に 換算した水位
- ④ 古庄(下流) 9.8m は左岸 7k4 における堤防天端高を古庄地点に換算した水位
- ⑤ 大原(無堤) 5.3m はおわた地区の避難路が浸水する概ねの水位を大原地点に換算した水位
- ⑥ 大原(有堤) 6.1m は左右岸 8k8 における HWL を大原地点に換算した水位
- ⑦ 大原(有堤)7.9m は左右岸 8k8 における堤防天端高を大原地点に換算した水位
- ⑧ 内田橋 4.7m は左岸 11k16 における HWL を内田橋地点に換算した水位
- ⑨ 内田橋 5.44m は左岸 15k2 における堤防天端高を内田橋地点に換算した水位
- ⑩ 新野 3.1m は右岸 20k4 における堤防天端高に達する1時間前の水位を新野(秋山)地点に 換算した水位
- ⑪ 新野 3.61m は右岸 20k4 における堤防天端高を新野(秋山) 地点に換算した水位
- ① 大西 3.3m は右岸 3k9 における堤防天端高に達する 1 時間前の水位を大西(山下)地点に換算した水位
- ③ 大西 4.11m は右岸 3k9 における堤防天端高を大西(山下)地点に換算した水位

(3) 避難指示等の判断基準

避難指示等の判断基準は、『避難情報の取組みに関するマニュアル、令和3年5月、阿南市』の(P32~P57)の基準を運用する。

(4) 河川浸水想定区域図等の周知と避難指示対象地

那賀川、桑野川、福井川、各河川の浸水想定区域図(洪水ハザードマップ)の作成・配布によって、周辺住民に周知するとともに、水位情報等に基づき浸水想定区域内の住民に避難指示等を発表する。(なお那賀川、派川那賀川及び桑野川の浸水想定区域図と、桑野川及び福井川のハザードマップは、「第1章 第3節 第1 地勢、P25~P29」に参照した。)

公表される情報と対象地域

河川名		公表される情報	対象となる地域	
那賀川	上流 (北岸堰から上流)		那賀川右岸地域特に、吉井地区、加茂地区、水井地区 那賀川左岸地域特に、持井地区、楠根地区、深瀬地区、 十八女地区、大井地区	
	下流 (北岸堰から下流)		大野地区、羽ノ浦地区、長生地区、中野島地区、那賀川地区	
桑野川	上流 (県管理:安行橋〜重友橋)		安行橋~重友橋間の桑野川流域新野地区	
	中流 (県管理:重友橋〜長生橋)		重友橋〜長生橋間の桑野川流域桑野地区及び長生地区	
	下流 (国管理:無堤地区)	災害発生情報	長生大原地区内の次の地区(津乃峰橋〜新宝橋間の南岸流域)	
福井川			実用、内歩、高田、山下、大宮、大西、湊 各地区	
※注 公表される情報は、各河川によって異なるが、その詳細は、『避難情報の取組みに関するマニュアル。令和3年 5月 阿南市』参照				

なお、印刷物において、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な 区域」として明示する。

(5) 避難指示等の伝達

上述の高齢者等避難、避難指示の伝達は、防災行政無線、本市及び本市消防本部等の広報車、サイレン、インターネット等による他、NHK等の報道機関による放送(※注1)を活用し、当該区域住民の安全確保を図る。

※注1. 避難情報の放送に係る申し合わせ、平成18年7月 ―― 資料編 No.103 参照

(6)要配慮者が利用する施設への伝達

本市は、要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図れるよう、 洪水予報・河川水位情報・避難情報等の伝達を以下のとおりとする。

◆ 伝達方法

洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設には、FAX、電話、メール等で 洪水予報等を伝達する。

◆ 伝達内容

伝達内容は、気象庁、国土交通省、県からの防災情報及び避難情報(準備・指示・災害発生)

◆ 伝達係

伝達内容を確認した防災担当部門は、生活福祉課・地域共生推進課・こども課・学校教育課・ 生涯学習課にその内容を連絡し、担当課が対象となる施設に正確な情報を伝達する。

避難確保の必要性が有るとされた施設の所有者または管理者は、水防法の規定により当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し、1年に1回以上避難訓練を実施しなければならない。なお、詳細は資料編No.17を参照とする。

(7) 防災行動計画(タイムライン)の策定

大規模な水災害による被害を最小化するために、那賀川水系河川整備計画及び福井川水系河川 整備計画に基づく河川整備に加えて、整備途上段階における防災・減災対策として洪水を対象と した防災行動計画(タイムライン)(案)を関係機関とともに作成した。

※洪水時における情報提供の充実に向けて適宜見直すため、本防災行動計画(タイムライン)には、(案)を付している。

なお、詳細は資料編 No.31-1、 No.31-2 を参照とする。

第4 内水排除対策

本市内各地での浸水被害対策は、以下のとおりとする。

1. 排水路等の整備

排水路・水門等の整備により、雨水排水事業を展開する。

2. 総合的排水計画

(1)根幹的整備

都市化の進行した排水対策は、汚水排除施設の整備とともに浸水防除を図る必要があり、公共 下水道(分流式)と都市下水路事業を促進させる。

(2)局部的整備

排水路の新設改良や都市浸水対策事業で、排水能力を高め、内水排除対策を検討する。 また、現況の施設整備の維持管理を徹底し、排水機能の維持に努める。

(3)阿南市防災会議内水被害対策専門委員会

「阿南市防災会議内水被害対策専門委員会」の意見や助言を参考に庁内関係部署で構成する「内水被害対策庁内検討会」で今後のソフト・ハード対策について検討する。

3. 河川の整備改修等

現在、『那賀川水系河川整備計画(国土交通省四国地方整備局・徳島県)』による、浸水対策 防除の築堤工事(無堤地区)や流水断面確保の河道掘削、あるいは堤防強化策が実行中で、本市 は福井川等も含めた河川の整備改修を支援する。

第5 地下空間の浸水対策

本市は、ビルの地下室や地下駐車場、道路等のアンダーパス等、集中豪雨や洪水による浸水災害の発生を防ぐための対策を推進する。

1. 危険性の周知徹底

ビルや地下駐車場の管理者に対しての地下空間における浸水災害の危険性について周知し、 意識啓発を図る。道路等のアンダーパスについては、防災訓練・パンフレット・広報誌等のあら ゆる伝達手段で市民に対する意識啓発を実施する。

2. 地下空間の実態把握

ビルの地下室、地下駐車場、道路等のアンダーパスといった地下空間の浸水災害が発生しそうな 施設等について、関係機関と連携し実態調査に努め、危険筒所についての位置情報を明確にする。

3. 地下空間への浸水災害の予防

地下空間での浸水災害が発生しそうな地域においては、雨水対策や内水排除対策等の事業を推進し、浸水災害の発生予防に努める。

4. 避難体制の確立及び整備

地下空間の管理者及び関係機関と連携し、円滑な避難誘導に向けた避難計画等の整備に努め、 浸水災害を想定した訓練の実施等を推進する。

第6 豪雨災害対策

本市は、豪雨災害時における避難指示等の発令の判断や防災情報の強化に関し、「避難情報等の取組みに関するマニュアル。令和3年5月改訂」及び「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に基づき、県、他市町村、防災関係機関、マスメディアなどが連携し、住民の安全な避難行動に結びつけていく。

第7 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、全国における 1 時間降水量80mm以上の年間発生回数の最近 10 年間(2011年から2020年)の平均回数(約26回)は、アメダス観測による統計期間の最初の 10 年間(1976年から1985年)の平均回数(約14回)と比べて約1.9倍に増加している。

このため、全国各地で局地的集中豪雨により多くの災害が発生しており、その対策が重要な防災上の課題となっている。

1. 気象情報の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測することが難しい。そこで、大雨・洪水警報の 発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダ ムの放流量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

2. 市民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や、「避難指示」などの避難情報の発表については、防災行政無線等の告知端末装置などにより、住民に対し迅速・適切に周知を図る。

3. 消防等による警戒

阿南市消防本部や消防団等においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の 救助体制確認のため、以下の事項について警戒し、必要な対応を行う。

- ◆ 各地域の雨量の動きや降水量の把握
- → 局的豪雨が発生した場合における「浸水または水位上昇」などにより事故発生が予想される 地域の警戒
- ◇ がけ地などの危険箇所等の警戒
- ◆ ダム放流が通知された場合における、急激な水位上昇により、事故発生が予想される地域の警戒

4. 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によって 危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- ◆ 雨天時の工事中止等の検討
- ◆ 気象情報等の取得体制の強化とその活用
- ◆ 避難行動の事前確認の徹底
- ◆ 作業現場及び周辺の点検

5. 施設管理者の安全対策

本市の各施設管理者は、以下の項目に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- ◆ 気象情報の迅速な収集と活用
- ◆ 土石流、地すべり、がけ崩れ、道路法面などの危険筒所の警戒や対応
- ◆ 早期の道路の通行規制

第8 水害に強いまちづくり

本市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、 豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、地方公 共団体は、前述の評価を踏まえ、防災・減災を目標設定し、下記の事項を重点として総合的な水害 対策を推進することにより、水害に強いまちを形成するものとする。

- 1 本市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土 地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 2 本市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機 となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- 3 本市は、河川、下水道、ため池について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、 内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の 耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における 排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。
- 4 県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川(以下「洪水予報河川等」という。)等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

本市は、その情報を予め定めた伝達経路で本市市民へ周知する。

- 5 本市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- 6 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができるものとする。
- 7 県及び本市は、土砂災害の恐れのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

- 8 県及び本市は、山地災害危険地、地すべり防止区域等における治山施設や保安林の整備、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地の周知等の総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進するものとする。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地のパトロールや治山施設等の定期点検等を実施するものとする。
- 9 県は、擁壁、法面等で土砂災害等により崩壊する恐れのある工作物等について、建築基準法等の関係法令に定める技術基準に適合するよう指導を徹底する。
- 10 水災については、国及び都道府県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。
- 11 国は、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者だけの取組ではなく、国・県・市町・ダム管理者などの関係者により那賀川水系の流域で進める治水対策として「那賀川流域治水プロジェクト」を行う。

第9 防災知識の普及

- 1 県及び本市は、国と連携しながら、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で 避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、 住民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図るものとする。
- 2 四国地方整備局、徳島地方気象台、県及び本市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響を踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 3 四国地方整備局、徳島地方気象台、県及び本市は、各地域において、防災リーダーの育成等、 自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災 害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 4 四国地方整備局、徳島地方気象台、県及び本市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネージャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 5 四国地方整備局、徳島地方気象台、県及び本市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災 情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が 情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。
- 6 県及び本市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第8節 風害予防計画

【各部各班】

第1 主旨

本市は、強風・竜巻等による風害予防を図るため、強風防護施設の整備推進や、耐風性の高い農作物品種の導入推進、通信施設・電気施設の防災対策強化を図る。

第2 スーパーセル(巨大積乱雲)と竜巻

1. スーパーセル

幅が数10kmから100kmに及ぶ巨大で寿命の長い積乱雲をいう。雲内部に上昇気流域 (メソサイクロン)を持ち、平均数時間の荒天が続き、大量の雹(ひょう)霰(あられ)や強風・突風・竜巻・落雷あるいは集中豪雨・ゲリラ豪雨を発生させる。

2. 突風·竜巻·雷

気象庁では、上述の積乱雲にともなう突風は雷注意報として発表し、竜巻による激しい突風が 予想される時には、雷注意報を発表する。また、竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する<u>竜巻、ダウンバースト</u>などの激しい突風(以下「竜巻等」)に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を 補足する情報として発表する。

我が国で発生する突風は7月~10月に多く、時刻は14時~17時がピークとなっている。 また竜巻は沿岸部に集中するが、台風シーズンの9月に特に顕著となっている。もし、竜巻注意 報が発表されれば、約1時間程度は以下の対処が必要である。

- ◆ 頑丈な建物内に避難し、1階の窓の無い部屋に移動する。
- ◇ 窓のある所では、カーテンを閉め、窓から離れて身を小さくする。
- ◆ 屋外では、物置・車庫・仮設構造物・電柱・樹木の傍から離れ、身を小さくする。

3. ダウンバースト

スーパーセル内で、上昇気流(メソサイクロン)と分離した下降気流のうち、極端に強く、地面にぶつかって広がっていく気流あるいはその現象をダウンバーストと称し、4km以上の広がりを持つ気流をマクロバースト、4km未満の局地的な気流をマイクロバーストと区分している。風速が速く、被害規模が大きいのは、マイクロバーストである。

なお、ダウンバーストの規模は、最大瞬間風速にも用いられている藤田(F)スケールを使用することもある。

4. 日本版改良藤田スケール(JEFスケール)

気象庁は、竜巻などの突風の強さを評定する際に用いてきた現在の「藤田スケール」を改良した、日本の建築物等の被害状況から、より精度良く突風の風速を評定することができる「日本版改良(F)藤田スケール(JEFスケール)」を平成27年12月に策定し、平成28年4月より突風調査に使用されている。新たな階級、風速の範囲、主な被害の状況は次頁のとおりである。

日本版改良藤田スケールにおける階級と風速の関係

階級	風速の範囲	主な被害の状況(参考)	
JEFO	25~38m/s	 ・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 ・園芸施設において、被覆材(ビニルなど)がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 ・物置が移動したり、横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・コンクリートブロック塀(鉄筋なし)の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 ・樹木の枝(直径2cm~8cm)が折れたり、広葉樹(腐朽有り)の幹が折損する。 	
JEF1	39~52m/s	 ・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 ・軽自動車や普通自動車(コンパクトカー)が横転する。 ・通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀(鉄筋あり)が損壊したり、倒壊する。 ・樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。 	
JEF2	53~66m/s	 ・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷(ゆがみ、ひび割れ等)する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 ・普通自動車(ワンボックス)や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーポートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀(控壁のあるもの)の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。 	
JEF3	67~80m/s	 ・木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。 	
JEF4	81~94m/s	・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、 脱落する。	
JEF5	95m/s~	・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、 倒壊する。・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが 著しく変形したり、脱落する。	

(参照:気象庁「日本版改良藤田スケールにおける階級と風速の関係」)

第3 保安林整備計画

本市は、風害・飛砂・潮害等防止のため、保安林の適正な管理によって、背後地の耕地や住宅の 災害予防及び被害の軽減を図る。

第4 農作物の被害予防対策

気象情報に留意して、常に予防措置及び対処等を講じるとともに、海岸部においては潮風害にも 留意した対策を図る。

また、風害を予防するため、適地適作及び、防風林・防風生垣、防風ネット等の設置を検討する。 さらに、耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化、枝幹部の誘引等により農作物の倒伏 及び風による擦傷の防止を図る。

第5 通信施設の防災対策

電気通信施設は、弱体施設の早期発見と設備補強・更改を図る。

第6 電力設備の防災対策

電力設備は、弱体設備の補強とともに、強風時の予防巡視を強化する。

第9節 高潮•浸水等予防計画

【各部各班】

第1 主旨

昭和31年の海岸法制定後、本市臨海部はチリ津波(昭和35年)及び第2室戸台風(昭和36年)で津波・高潮被害を受け、以降は海岸高潮対策・侵食対策で堤防・護岸を整備してきた。

しかし、昭和40年代を過ぎて、汀線の後退が進み、堤体補強や緩傾斜堤あるいは人工リーフなどの前浜回復が主体となっている。

本市はこのことを考慮に入れ、高潮対策として、以下の漁港の護岸・防潮堤の整備を海岸保全 事業と位置付け、予防計画の実施に努める。

高潮対策が必要な漁港等

	区分	名 称		
重要湾港 橘港				
İ	也方湾港	富岡港、中島港		
` <u>'</u>	第1種	大潟、小杭、後戸、曲		
漁港	第2種	今津、中林、椿泊		
	第4種	伊島		

※注

重要湾港:国の利害に重大な関係を有する港湾

地方湾港:重要湾港以外の主要湾港

第1種漁港:利用範囲が地元の漁業主体の漁港

第2種漁港:その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さない漁港

第4種漁港:離島あるいはその近辺にあって、漁場の開発または漁船避難上必要な漁港

第2 高潮・浸水予防施設の整備

1. 海岸保全施設の管理

高潮による災害等を防ぐため設置された海岸堤防の維持管理は、その設置者が行うが、非常時に おける水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、事態に即応した適切な措置となるような体制整備を講じる。

2. 漁港管理施設

漁港における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、事態に即応し、適切な措置が 講じられるように、あらかじめその体制を整えておく。

第3 高潮・浸水時の被害予防対策

- 1. 本市及び防災機関は、高潮の危険や避難方法等を市民等に対して広く啓発する。 また、最大クラスの高潮に係るハザードマップを作成・公表し避難確保等を図ることとする。
- 2. 港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた 防災対策を推進するものとする。
- 3. 本市は、高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し、高潮浸水想定区域図等の整備を行い、避難指示等の基準を検討し、住民等に対し周知を図るよう努めるものとする。

4. 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令情報は、海岸の状況や気象状況等も考慮した総合的な判断でなければならないが、参考となる情報は、以下のとおりである。

避難指示等の判断基準は「避難情報の取組みマニュアル」(令和3年5月)阿南市の高潮災害等の基準を運用する。

5. 情報伝達の強化

- (1) 県は、高潮被害を軽減するため、沿岸の水位情報を収集するとともに、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備し、これらの情報を市町等に提供する。
- (2) 水位周知海岸(讃岐阿波沿岸、紀伊水道西沿岸、海部灘沿岸)においては、切迫する高潮から住民等が緊急的に屋内の上階や近隣の建物などへ避難する目安となる高潮特別警戒水位に達した場合、高潮氾濫発生情報として市町等に通知する。

6. 警戒避難体制の整備

(1) 本市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定めるものとする。

- (2) 本市は、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
 - なお、印刷物において、海岸近傍や浸水深の大きい区域については「早期の避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。
- (3) 本市は、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

避難指示等の判断基準

避難対象地区	徳島県高潮浸水想定区域図に示された浸水地域
世 無八久地区	
	1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が言及された
5 \$\ 2 \$ \$\ \$\ \$\ \$\ \$\ \$\ \$\ \$\ \$\ \$\ \$\ \$\ \$\	場合(概ね1時間先に高潮警報が発表される状況のときに発表)
高齢者等避難	2 高潮注意報が発表されている状況において、台風の暴風域が市に
発令時期	かかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれ
	る場合
	3 強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過すること
	が予想される場合(夕刻時点で発令)
	4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に気象台から特
	別警報発表の可能性がある旨、発表された場合
	次のいずれかに該当するとき
	1 高潮警報(警戒レベル4相当[高潮]) あるいは高潮特別警報(警
	戒レベル4相当[高潮])が発表されたとき
避難指示発令時期	2 高潮注意報が発表されており、当該注意報が警報に切り替わる可
	能性が言及され、かつ暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合
	3 高潮注意報が発表され、当該注意報が夜間から翌早朝までに警報
	に切り替える可能性が高い旨言及された場合(夕刻時点で発令)
	(災害が切迫)
	1 高潮氾濫発生情報(警戒レベル5相当)が発表された場合
	2 潮位が※危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合
緊急安全確保	3 水門、陸閘等の異常が確認された場合
発令時期 発令時期	3
光 T 时 别	(火音光生を確認/ 1 海岸堤防の倒壊や決壊が発生した場合
	2 異常な越波・越流の発生した場合
	3 高潮氾濫が発生した場合
→ +、'nt ## 18 =r'	指定緊急避難場所(高潮災害が想定されている地区に所在)
主な避難場所	対象地区:那賀川地区、羽ノ浦地区、富岡地区、中野島地区、
	橘地区、椿地区、見能林地区、福井地区
	▶・高潮警報が解除され、災害対策本部がその危険性がなくなったと判
避難解除時期	断したとき
25 XE /JT W E 1 70]	・浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解
	消した段階を基本として、解除する

危険潮位:その潮位を超えると、海岸堤防等を超えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定されるものであり、阿南市においては、福井町袴傍示地区の護岸高さを基準にTP+2. Omが設定されている

7. 避難勧告等の伝達

上述の高齢者等避難、避難指示の伝達は、防災行政無線、本市及び本市消防本部等の広報車、サイレン、インターネット等による他、NHK等の報道機関による放送(※注1)を活用し、当該区域住民の安全確保を図る。

8. 要配慮者が利用する施設への伝達

本市は、要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図れるよう、 高潮警報・高潮氾濫危険情報・避難情報等の伝達を以下のとおりとする。

◆ 伝達方法

高潮災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設には、FAX、電話、メール等で洪水予報等を伝達する。

◆ 伝達内容

伝達内容は、気象庁、国土交通省、県からの防災情報及び避難情報(準備・指示・災害発生)

◆ 伝達係

伝達内容を確認した防災担当部門は、生活福祉課・地域共生推進課・こども課・学校教育課・ 生涯学習課にその内容を連絡し、担当課が対象となる施設に正確な情報を伝達する。

避難確保の必要性が有るとされた施設の所有者または管理者は、水防法の規定により当該施設の利用者の高潮災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し、1年に1回以上避難訓練を実施しなければならない。なお、詳細は資料編No.17を参照とする。

第4 河川河口部の高潮被害予防対策

河川河口部における高潮被害の発生を考慮し、1級河川那賀川・桑野川・派川那賀川・2級河川 幾島川・打樋川・出島川・鵠川・福井川・椿川等、市内河川河口部における高潮災害への警戒体制 確立に努める。

第5 地盤沈下の防止

1. 概要

地下水採取の適正化により、地盤沈下状況はほぼ安定した状況となっているものの、本市の 那賀川下流域は、徳島県生活環境保全条例の徳島東部地域(昭和58年8月指定)に指定されて いる。

2. 地下水採取の削減

地下水を保全し、あわせて地下水水位の異常な低下や地盤沈下防止を図るため、本市那賀川下流域では、地下水を採取する揚水設備が一定規模を超える時は、県の承認を得る必要がある。

第10節 土砂災害予防計画

【各部各班】

第1 主旨

本市及び防災関係機関は、地すべり・がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、災害危険箇 所の警戒巡視体制の強化や、必要な災害防止対策を推進する。

第2 地すべり予防対策

1. 概要

斜面の一部あるいは斜面全体が、地下水等に起因してすべる現象またはこれにともなって移動 する現象をいい、活動状況は継続性や再発性をともなっている。

この前兆現象は、以下のとおりである。

地すべりの前兆現象

- ◇ 斜面に段差ができたり、き裂が生じる。
- ◇ 凹地ができたり、湿地が生じる。
- ◆ 斜面から水が湧き出したり、湧水が濁ったり、湧き方が急変する。
- ◆ 石積が押し出されてきたり、擁壁にひび割れが生じる。
- ◆ 舗装道路や人家周辺にひび割れ等の変化が生じる。
- ◆ 地鳴りがする。
- ◆ 樹木、電柱、墓石等が傾く。
- ◇ 浮石、落石が発生する。
- ◇ 家屋内の戸やふすまの開閉が悪くなる。 集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2. 予防対策

本市には、地すべり防止区域が10か所、地すべり危険箇所が9か所指定されており、各指定地域の実態を把握し、情報収集・伝達及び避難方法の整備を図るものとする。

地すべり災害の発生に備え、本市は警戒避難体制を確立するとともに、長生地区、加茂谷地区、 桑野地区、見能林地区、新野地区、椿地区、伊島地区、羽ノ浦地区を対象として、自主防災組織と 連携しながら、危険箇所のパトロール等を実施する。また、必要に応じて県等の支援を要請する。 さらに、地すべり災害を未然に防止するよう、対策工事等の事業の推進を県に要請する。

なお上記の地すべり防止区域・地すべり危険箇所の詳細は、資料編 No.5、6 に参照した。 また、上記の「区域、並びに箇所」は、徳島県のホームページに公表されている。

第3 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)予防対策

1. 概要

傾斜度が30°以上ある土地(通常でのがけ)が、集中豪雨や台風あるいは地震等で地山がゆるみ、斜面が崩れ落ちる現象をいう。

このような危険度の高いがけは、以下のとおりとなる。

危険度の高いがけ

- ◇ ひび割れ(クラック)の入ったがけ
- ♦ 表土の厚いがけ
- ◆ オーバーハング(ひさしのように突き出た岩壁)しているがけ
- ◇ 浮石、落石の多いがけ
- ◆ 割れ目の多い基岩からなるがけ
- ◆ 湧水のあるがけ
- ◆ 表流水の集中するがけ
- ◆ 傾斜度が30°以上、高さ5m以上のがけ 集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

2. 予防対策

本市は、がけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者利用施設等の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全とともに、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、警戒雨量基準による警戒避難体制を確立させ、本市住区の公民館単位で組織された自主 防災組織連合会等14団体(羽ノ浦・那賀川・桑野・椿・福井・新野・中野島・橘・見能林・加 茂谷・大野・長生・宝田・富岡)との連携により、危険箇所のパトロール等を実施する。

【メモ】			

3. 危険箇所の周知

昨今の土地改変にともなう社会条件の変化と、地球温暖化による異常気象の増加等で、急傾斜 地被害も顕著となっている。

本市では、平成30年4月1日時点で、急傾斜地崩壊危険区域(※注1)が52箇所、急傾斜地崩壊危険箇所(I及びI※注2)が957箇所存在しており、本市職員ならびに関係者住民も、気象情報には常に注意を払い、危険箇所の日頃の自主点検も必要となる。

なお、上記急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所名等は、資料編の No.3、4に参照 した。

また、上記の「区域、並びに箇所名」は、徳島県のホームページに公表されている。

※注1 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが 予測される土地及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基 づいて指定された区域

※注2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地で、被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満でも官公署・学校・病院・社会福祉施設等がある場合を含む)の箇所を急傾斜地崩壊危険箇所 I とし、被害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所 II としている。

また、被害想定区域に人家は無いが、今後新規に住家が立地する可能性のある箇所を急傾 斜地崩壊危険箇所皿としている。

【メモ】					

第4 土石流予防対策

1. 概要

土石流とは、山腹や川底の土石あるいは土砂が長雨や集中豪雨によって、一挙に谷や斜面を流下する現象をいい、一般に河床勾配が15°以上の渓流で発生し、速度は異常に速いことが特徴である。

この前兆現象は、以下のとおりである。

土石流発生の前兆現象

経緯	2~3時間前	1~2時間前	発生直前
			土臭い匂いがする
現象		渓流内で土石が動く音がする	地鳴りがする
以 次 3	流水が異常に濁る	流木が観察される	流水が急激に濁る
			渓流水位が激減する

2. 予防対策

上述のように、土石流は台風や集中豪雨で発生しやすいが、長雨時は地山がゆるみ、以降少雨の時でも発生することがある。

また発生直前で記した渓流水位が激減した時に危険であるのは、上流側の山腹崩壊で『天然ダム』が形成された可能性が想定される故である。

本市には、土石流危険渓流 I・I(※注1)が319箇所あり、土石流発生危険予想地域への 簡易雨量計の設置に努めるとともに、警戒避難体制を確立させ、急傾斜地崩壊予防体制と同様の 自主防災組織連絡協議会との連携により、危険箇所のパトロール等を実施する。加えて、土石流 発生危険予想渓流には、土石流流下を未然に防止する堤防等の砂防工事施工を県に要請する。

また、上記の「区域、並びに箇所」は、徳島県のホームページに公表されている。

※注1 土石流危険渓流は、以下のとおりに区分される。

土石流危険渓流 [

土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家または人家5戸未満でも官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等に被害を生じるおそれがある渓流

• 土石流危険渓流Ⅱ

土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生じるおそれがある渓流

• 土石流危険渓流Ⅲ

土石流発生の危険性があり、現在は被害の及ぶ場所に人家は無いが、今後住宅等の新築の 可能性があると考えられる場所にある渓流

第5 山地災害危険地区予防対策

近年、開発が逐次山地に向かって進んでいるため、山地荒廃に起因する人家、公共施設等についての自然気象による災害が多発する傾向にある。この災害は、台風や集中豪雨に伴って発生することが多い。

本市では、山地に起因する災害危険箇所(山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区)が60 か所あり、これらの災害を未然に防止するため、特に加茂谷地区、新野地区については、警戒避難 体制の強化を図り減災に努める。

なお、当危険地区の詳細は、資料編 No.8 に参照した。

第6 深層崩壊

1. 概要

集中豪雨や地震・融雪等で山地及び丘陵地斜面が、表土層あるいは風化岩層のみならず、硬質な基盤岩まで崩壊に至る現象で、移動土塊・岩塊の動きが突発的ゆえ、移動(崩壊)速度が大きく、また移動土量が10、000m³以上と、ひとたび発生すると大災害になる。

平成23年9月の紀伊半島大水害は記憶に新しい所であるが、本県内でも深層崩壊事例があり、 平成16年8月の台風第10号による那賀町(旧木沢村)で、大規模崩落があった。

2. 予防対策

崩壊を助長させるような、砂防指定地・地すべり防止区域での切土・盛土等の行為制限を行うとともに、施設整備として砂防工事・急傾斜地崩壊防止工事の整備促進を県に要請する。

なお避難にあっては、急傾斜地崩壊予防対策での警戒雨量基準に基づき、行動する。

深層崩壊は総雨量が600mm~1、000mmを越えるような大雨の後に発生することが多いとされており、早めの避難がなにより重要である。また、深層崩壊により天然ダムが形成される河道閉塞が起き、被害が広範囲に及ぶことがある。そのため、避難にあたっては、早期の避難と広域的な避難を検討する必要がある。

【メモ】			

第7 土砂災害警戒区域等における予防対策

1. 概要

国民の生命及び身体を土砂災害から守るために、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律』が平成13年4月に施行された。

この法律に基づき、土砂災害発生のおそれがある箇所について、現地形・地質状況・土地利用 状況・警戒避難体制等に関する基礎調査が、おおむね5年ごとに各都道府県で実施されている ところであり、調査結果から土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表し、住民に 周知される。

警戒区域は以下のとおり区分されている。

警戒区域の区分

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
土砂災害のおそれがある区域で、発生すると、	土砂災害が発生した場合に、住民の生命または
住民の生命または身体に危害が生ずるおそれが	身体に著しい危害が生ずる区域で、崩壊・流出
あると認められる土地の区域	した土砂が建築物を直撃する可能性が高い区域

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等管理者は、地域防災計画、ハザードマップ等の情報を活用して、要配慮者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難確保計画を作成し、1年に1回以上避難訓練を実施しなければならない。

2. 土砂災害の警戒避難体制整備

法に基づく警戒避難体制整備の項目は、以下のとおりとなっている。

避難体制整備の項目

- ◆ 設定された警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載(2回目以降の調査)※注1
- ◆ 自主防災組織等の有無
- ◆ 伸縮計等の計測機器の設置状況
- ◇ 設置済みの雨量計の位置・管理者
- ◆ 基準雨量の設定状況
- ◆ 雨量情報、災害発生の予報(警報・注意報)や被災情報を伝達するシステム整備状況
- ◇ 避難路の設定、避難場所(危害のおそれのある土地等の区域外)、避難施設の建築構造
- ◆ 防災マップ配布等、住民への防災知識・情報の周知状況
- ◆ 防災訓練の実施状況
- ♦ その他

※注1 資料編 No.3、4を参照。

※注1 今後は、県告示によるイエローゾーン・レッドゾーンのゾーン指定によって、詳細区分を 実施する。

また、上記の「指定の詳細区分」は、徳島県のホームページで公表されている。

3. 避難指示等の判断基準

避難指示等の判断基準は、『避難情報の取組みに関するマニュアル、令和3年5月、阿南市』の 土砂災害(P58)の基準を運用する。

避難指示等の判断基準

νπ+ ### . Ι	各地区の土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警
<u></u> 避難対象区域	戒区域及び土砂災害が発生又はその兆候を確認した区域
	避難情報の発令は原則、阿南市の各地区単位で行う。
	次の何れかに該当するとき
	1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分
	布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害]となった
	場合(できるだけ発令対象を地区以下のエリアに絞り込む)
高齢者等避難発令時期	****
	大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及された場合(タ
	対時点で発令)(この際、注意報に記されている注意警戒期間、
	降水短時間予報も勘案する。)
	3 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが
	予想される場合
	次の何れかに該当するとき
	1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)が発表された場合
	(土砂災害の危険度分布を参照し、できるだけ発令対象を地区以
	下のエリアに絞り込む)
	2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベ
避難指示発令時期	ル4相当情報[土砂災害]となった場合
	3 市域で避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風
	等の、接近・通過が予想され、夜間から明け方に接近・通過→夕
	刻時点で発令、また同様の台風の接近・通過が予想され、立退き
	避難が困難な暴風が予測→暴風警報の発表後、速やかに発令
	4 土砂災害の前兆現象(61頁参照)が発見された場合
	(災害が切迫) 1.大悪特別繁報(大砂災害)(繁武」 ダル 5 担火情報 [大砂災害])
	1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])
	が発表された場合
緊急安全確保発令時期	
	地区の絞り込みに活用する。
	(災害発生を確認)
	2 土砂災害の発生が確認された場合
主な避難場所	土砂災害警戒区域及び危険区域外の指定避難施設
エは型無物別	(ハザードマップによる)
`啦 ## #2 P ◇ □± #□	土砂災害警戒情報及び大雨警報(土砂災害)が解除された段階を
避難解除時期	基本とし、災害対策本部がその危険性がなくなったと判断したとき

- ※土砂災害警戒(特別警戒)区域内の警戒避難体制整備については、県告示する毎、その 地区単位に土砂災害警戒避難計画及びハザードマップを作成・配布している。
- ※地滑りは危険箇所を確認した場合、国又は県が調査を行い、その結果土砂災害防止法に 基づく緊急調査結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ市が避難情報を発令

4. 避難勧告の伝達方法

高齢者等避難開始、避難指示は、防災行政無線、市及び消防本部・消防団の広報車、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用するとともに、NHK等報道機関による 放送(「避難情報の放送に係る申し合わせ」平成18年7月1日施行)を活用するなど地域住民に確実に伝達し、当該区域住民の安全確保を図る。

このとき、高齢者・障がい者等要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難 情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

5. 避難指示等の伝達

上述の高齢者等避難、避難指示の伝達は、防災行政無線、本市及び本市消防本部等の広報車、サイレン、インターネット等による他、NHK等の報道機関による放送(※注1)を活用し、当該区域住民の安全確保を図る。

※注1. 避難情報の放送に係る申し合わせ. 平成18年7月 ――― 資料編 No.103 参照

6. 要配慮者が利用する施設への伝達

本市は、要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図れるよう、 土砂災害警戒情報・避難情報等の伝達を以下のとおりとする。

◆ 伝達方法

土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設には、FAX、電話、メール等で洪水予報等を伝達する。

◆ 伝達内容

伝達内容は、気象庁、国土交通省、県からの防災情報及び避難情報(準備・指示・災害発生)

◆ 伝達係

伝達内容を確認した防災担当部門は、生活福祉課・地域共生推進課・こども課・学校教育課・ 生涯学習課にその内容を連絡し、担当課が対象となる施設に正確な情報を伝達する。

避難確保の必要性が有るとされた施設の所有者または管理者は、水防法の規定により当該施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し、1年に1回以上避難訓練を実施しなければならない。なお、詳細は資料編No.17を参照とする。

第8 農業用ため池対策

1. 農業用ため池の現況

本市には77箇所の農業用ため池(以下「ため池」という。)があるが、農業従事者の減少や都市化にともなう農地の減少、用水施設整備等により、ため池の利用頻度は低下し、維持管理、点検補修が十分に行われていないものが増えている。

また、ため池は土堤構造がほとんどであり、築造年代も相当古いもの(江戸時代以前)が多く、 地震を考慮して築造されたものはない。

2. 現在の管理形態

ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等の地元受益者が独自に運営管理している。 大規模な改修については、国、県、市の補助を受けている場合が多いが、基本的には受益者で維持管理されている。

3. 被害の想定

平成7年の阪神・淡路大震災(マグニチュード 7.3)では、ため池の集中している箇所での大地震であったため、震源地から半径30kmを超える範囲で総数1、362箇所のため池が被災した。そのうち1、111箇所が二次災害防止のための応急工事が必要であった。

また平成23年の東日本大震災(マグニチュード9.0)では、多数のため池が被災し、ため池決壊により大量の水が流出することにより、下流域の集落が被災した事例も見られた。

本計画における想定地震規模(マグニチュード 9.0)を考慮すると、大地震が発生した場合は、 ため池が被災し、最悪の場合には決壊することも考えられ、その場合、貯留水による二次災害が 想定される。

4. 一斉点検、耐震調査及び耐震化対策整備計画の策定

平成25年度より、県において「震災対策農業水利施設整備事業」を実施しており、本市におけるため池のうち、一定規模以上の箇所について一斉点検(現状での漏水、クラック等の確認)及び耐震調査(ボーリング等による土質調査)を行い、「警戒すべきため池」を選定するとともに、耐震化対策整備計画を策定することとしている(現在、事業実施中)。

また、上記調査の結果を受けて、42箇所(令和2年11月時点)の「ため池ハザードマップ」 を作成している。

5. 緊急点検

前項による「警戒すべきため池」のうち「警戒ため池」(※注)について、以下により地震後の 緊急点検を行う。

(1) 対象地震

本市のため池は全て堤高15m未満であり、その場合、過去の地震による被災例からみて震度4での被害はほとんど発生していないこと等を考慮し、気象庁震度階級の震度5弱以上の場合に緊急点検を実施する(「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案)」(平成18年3月31日、一部改正農林水産省農村振興局)より。)(以下「緊急点検要領(案)」という。)

(2) 実施主体

地震後の緊急点検は、ため池管理者または市町村が行うこととされており(緊急点検要領 (案))、「警戒ため池」の選定後、各ため池管理者と協議して決定する。

(3) 実施方法

緊急点検要領(案)に基づいて行うものとする。

6. ハザードマップ等の作成及び耐震化・統廃合の推進

県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、 人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップの作製・周知、緊急連絡体制等 を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、耐震化や統廃合等を推進する ものとする。

※注 震災対策農業水利施設整備事業において「警戒すべきため池」とは、警戒ため池、老朽 ため池、重点整備ため池、監視ため池の総称である。

第11節 緊急輸送路の確保整備計画

【対策部】

第1 主旨

人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定する。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておくものとする。

また、事業中の緊急輸送路については、最新の基準に基づき、事業の促進に努める。また、緊急輸送路を保全対象に含む斜面対策事業の整備促進を図る。

なお、輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークを整備するものとする。

主な実施機関は、徳島県(県土整備部関係課)、徳島県警察、徳島空港事務所、四国地方整備局、 西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、自衛隊、徳島海上保安部

第2 緊急輸送路の指定等

(1) 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

(2) 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、総合県民局、東部県土整備局、県警察、市町村 役場及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道 路

(3)第3次緊急輸送道路

1次、2次路線を補完し、防災拠点と接続する幹線道路。

第1次緊急輸送道路			
国道55号	\rightarrow	徳島市〜海部郡海陽町 高知県境	国管轄
国道55号 阿南道路	\rightarrow	国道55号(小松島市)~国道55号(阿南市)〈事業中〉	11
四国横断自動車道	\rightarrow	徳島沖洲IC~ 阿南IC(仮称)〈事業中〉	11
国道55号 桑野道路	\rightarrow	阿南IC(仮称)~桑野IC(仮称)〈事業中〉	11
国道55号 福井道路	\rightarrow	桑野IC(仮称)~ 小野IC(仮称)〈事業中〉	11
国道55号 日和佐道路	\rightarrow	国道55号(阿南市)~国道55号(美波町)	11
大林津乃峰線 ->		全線(小松島市~阿南市)	県管理
戎山中林富岡港線	\rightarrow	大林津乃峰線(阿南市)~ 市道新浜南線(阿南市)	県管理
小勝島公園線	\rightarrow	全線(阿南市)	11
小勝ふ頭線	\rightarrow	臨港道路全線(阿南市)	
市道大潟団地海岸線		市道新浜南線(阿南市)~ 橘港(大潟地区)	
市道新浜南線		全線(阿南市)	
市道荒井幹線		全線(阿南市)	
市道荒井川原線	\rightarrow	市道荒井幹線(阿南市)~ 阿南医療センター	11

第2次緊急輸送道路				
国道195号	\rightarrow	国道55号(阿南市)~ 那賀町木頭 高知県境	県管理	
富岡港線	-	大林津乃峰線(阿南市)~ 国道55号 阿南道路(阿南市)	11	
日和佐小野線	\rightarrow	美波町由岐支所 ~ 国道55号(阿南市)	11	
大京原今津浦和田津線	\rightarrow	→ 国道55号(阿南市)~ 陸上自衛隊徳島駐屯地		
第3次緊急輸送道路				
		福井線(阿南市) ~ 黄断自動車道(阿南IC(仮称))~徳島上那賀線(勝浦町)	県管理	
羽ノ浦福井線	大林津	大林津乃峰線(阿南市上中町)~国道55号(阿南市福井町)		

緊急輸送道路の橋梁の老朽化対策については、定期的な点検に基づき、計画的な維持管理・更新 を実施する。

さらに、複数の輸送ルートの確保を図るため、関係機関と協議し、緊急輸送道路を補完する農林 道等の整備を計画的に推進する。

3. 港湾

拠点港において、救助活動を行うための施設となる耐震強化岸壁及び緑地等の整備を推進する。

拠点港(救助活動を行うため、拠点となる港湾)

港湾名	種別	管理者	備 考
橘港	重要港湾	徳島県	大潟地区

第3 緊急輸送ネットワークの整備

第1次・第2次緊急輸送道路については、橋梁・法面等の最新の基準や国の点検要領に基づく点検を行い、その結果により、緊急を要する箇所から順次整備を行う。また、第1次・第2次緊急輸送道路を補完する主要な幹線道路については、その整備促進に努めるものとする。

第12節 危険物等災害予防計画

【総務部、情報部、警防部】

第1 主旨

本市は、危険物等による災害を防止するため、関係各機関と連携し、法令の定めるところによる 保安体制の強化を実施し、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防隊の育成、及び防災思想 の啓蒙普及推進を図る。

第2 危険物災害予防対策

1. 保安教育

本市及び関係各機関は県とともに、危険物取扱業者及び、危険物取扱者(有資格者)に対し、 講習会・研修会等の実施で、危険物の保安管理に関する知識向上を図り、事業所施設の保安体制 強化に努める。

2. 規制の強化

本市及び関係各機関は県とともに、危険物施設所有の事業所に対し、下記事項を重点とした立入り検査を実施し、災害の発生と拡大防止を図る。

立入り検査の重点項目

- ◆ 危険物施設の位置・構造及び設備の維持管理の検査と指導強化
- ◆ 危険物の貯蔵・取扱・運搬・積載等の対応の検査及び安全管理指導強化
- ◆ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者の非常時の対応措置と指導強化
- ◆ 発災時の危険物施設に対する安全措置と指導強化

なお、市内の危険物大量貯蔵取扱事業所は、以下のとおりである。

危険物大量貯蔵取扱事業所(第4類危険物 1、OOOkl 以上)

令和元年12月現在 ※注1

事業所名	所 在 地
四国電力(株)阿南発電所	阿南市橘町幸野106番地
新日本電工(株)徳島工場	阿南市橘町幸野62番地1
王子製紙(株)富岡工場	阿南市豊益町吉田1番地3
電源開発(株)橘火力発電所	阿南市橘町小勝3番地
四国電力(株)橘湾発電所	阿南市橘町小勝1番地

3. 屋外タンク貯蔵所等の流出油事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク施設管理者には、不等沈下・漏洩事故等の防止 対策指導を行い、また流出事故発生を想定した、二次災害予防対策措置計画の指導を図る。

4. 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防隊組織整備の強化を図り、自主的な災害予防体制を確立させる必要がある。 また隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結、あるいは地区内の自主防災組織との協力 構築を図り、効率的な自衛消防力を組織化することが望まれる。

5. 災害リスクの確認

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

6. 化学的な消防資機材の整備

本市は、阿南市消防本部との連携により、多様化する危険物の災害対応のため化学消防車等の 整備推進を図り、化学消防力の強化に努めている。

各事業所においても、危険物災害の防止を図るため、必要とされる応急資機材の整備・備蓄 確保の推進を指導する。

なお、阿南市消防本部が所有する化学的消防資機材等は以下のとおりである。

阿南市消防本部所有の化学的消防資機材等

平成26年1月1日現在 ※注2

化学消	防車	製品等	<u> </u>
大型化学車	2,000L	たんぱく泡消火薬剤	6,200L
原液搬送車	4,200L	水成膜泡消火薬剤	500L
3号車	500L		

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

高圧ガス及び火薬類製造・販売事業所の施設管理者には、災害防止を図るため、県との協力のもと、保安教育の徹底、規制強化、輸送等の保安体制の整備・促進を指導する。

高圧ガス大量保有事業所

令和元年12月現在 ※注3

事業所名	所 在 地	電話番号	ガ ス の 種 類
新日本電工(株)徳島工場	阿南市橘町幸野62-1	(0884) 27-2111	酸素、窒素
日亜化学工業(株)新野工場	阿南市新野町入田3	(0884) 36-3121	炭酸ガス
日亜化学工業(株)辰己工場	阿南市辰己町1-19	(0884) 22-4477	炭酸ガス、窒素、酸素、アルゴン
新栄鉄工(株)	阿南市橘町鍋浦32	(0884) 34-3111	酸素、炭酸ガス
日亜化学工業(株)	阿南市上中町岡491-100	(0884) 22-2311	窒素、アンモニア、天然ガス、炭酸ガス、空気
(株)山本鉄工所阿南工場	阿南市辰己町1-8	(0884) 21-0037	炭酸ガス
王子製紙(株)富岡工場	阿南市豊益町吉田1	(0884) 22-2211	酸素、炭酸ガス、天然ガス
四国ガスエネクス(株)	阿南市辰己町1-15	090-5270-8407	天然ガス

液化石油ガス保有事業所

令和元年12月現在 ※注4

事業所名	所在地	電話番号	ガスの種類	
(株)スタン阿南事業所	阿南市橘町幸野107-13	(0884) 27-0644	30 t ×1基 20 t ×1基 0.5 t ×1基	所

火薬類製造・販売事業所

令和元年12月現在 ※注5

						13 1	0,01.2/3	
事	業	所	名	所	在	地	内	容
\ H / +	品製	造所	(岸重幸)	阿南市新野	町林 1	48番地1	打揚げ用	(販売含む)

【メモ】

第4 毒物・劇物災害予防対策

毒物・劇物の取扱い事業所施設管理者には、災害防止を図るため、県との協力のもと施設管理の適正化、応急措置体制確立等の整備・促進を指導する。

毒物・劇物製造事業

令和元年12月現在 ※注6

事業所名	所 在 地	保有主要品目名
日亜化学工業(株) 辰己工場	阿南市辰己町1-19	硝酸バリウム、硫化亜鉛、フッ化バリウム、臭化バリウム ユウロピウム付活フッ化臭化バリウム、フッ化臭化バリウム ユウロピウム付活フッ化塩化バリウム ユウロピウム付活フッ化臭化沃化バリウム、 ユウロピウム付活フッ化沃化バリウム、フッ化沃化バリウム
バイオ科学(株)第2工場	阿南市那賀川町工地562-1	サリノマイシンナトリウム、ラサロシドナトリウム

第5 放射線等災害予防対策

1. 放射性物質取扱事業所

放射性物質取扱事業所の施設管理者は、施設の防災機能の充実を図り、職員への定期的な教育・訓練を実施するとともに、自衛消防隊の組織充実と自主保安体制の確立を図る必要がある。

放射性同位元素保有事業所

平成31年3月31日現在 ※注7

事業所名	所 在 地
阿波製紙(株)阿南工場	阿南市津乃峰町新浜72-3
王子製紙(株)富岡工場	阿南市豊益町吉田1
O&Cアイボリーボード(株)徳島工場	阿南市豊益町吉田1
新日本電工(株)徳島工場	阿南市橘町幸野62-1
(株) 大一建設 那賀川右岸高潮堤防工事作業所	阿南市住吉町問屋前
陸上自衛隊 第14旅団 第14施設隊	阿南市那賀川町小延413-1
中幸建設(有) 南島漏水対策工事作業所	阿南市下大野町渡り上り446-1
(株)藤本建設 加茂地区築堤護岸外工事現場事務所	阿南市加茂町野上
(株) 湯浅土建 加茂地区低水護岸外工事作業所	阿南市吉井町皇神39-1

※注1~7 本データは、徳島県地域防災計画 資料編を参照した。

2. 放射性物質の基礎知識

<放射線と放射能>

不安定な原子(放射性同位元素)は、粒子や電磁波を放出して安定な原子となるが、この時放出される粒子や電磁波が"放射線"で、放射線を出す物質は"放射性物質"、放射線を出す性質(または強度)を"放射能"と称している。

放射線の種類は、 α 線・ β 線・ γ 線・中性子線等がある。

◆ 単位

放射能の強さや放射線の影響を表す単位は、以下のとおりとなる。

ベクレル (Bq)

放射線を出す性質(強度)の単位で、1秒間に壊れる原子の数(強さ)を表している。 実用的に用いられている単位キュリー(Ci)は、1Ci=3. 7×10^{10} Bq= 3.7×10^{10} Bq

• シーベルト (Sv)

放射線が人体に与える影響の度合いで、X線による胸部検診は、1mSv程度となる。

- シーピーエム、カウントパーミニッツ(cpm) 放射線測定器で計測される放射能の強さで、1分間に計測された放射線の数。
- グレイ(Gy)物体や人体の組織が受けた放射線の強さ

◆ 外部被ばくと内部被ばく

放射性物質が体の外にあり、体外から放射線を受けることを外部被ばくといい、外部被ばく線量は、地域の空間線量率と被ばく時間によって決定される。

放射性物質は、地域毎に分布する土壌の母岩によっても異なり、花崗岩地帯での土壌分布域では、比較的高いことが知られている。

放射性物質が体内に入り、体内から放射線を受けた場合を内部被ばくという。内部被ばく線量は、呼気あるいは摂取した飲料水や食品中の放射性物質の種類・量などに支配される。我々は年間約2mSvの放射線を体内・体外から受けているが、放射線被ばくの大きさは、人と放射性物質との距離が遠いほど、またその場所での滞在時間が短いほど小さくなる。

◆ 放射能汚染格付け図

セシウム(134+137)の放射能汚染格付け図(※注8)は、本市では1Bq/m²以下の「危険生が生じるリスクは極めて低い」ランクとなっている。

なお、この放射線量を測定する装置は、ガイガーミュラー計数管、比例計数管、電離箱などがあり、後者の二つは、エネルギーも計測することができる。

※注8 食品と暮らしの安全 No15web レポート、NPO 法人食品と暮らしの安全基金 参照

第6 複合災害予防対策

1. 複合災害の被害軽減化

同種または異種での自然災害が、同時にあるいはタイムラグを経て発生する複合災害の場合、 被害は想像を超え、復旧・復興対策での広域化・長期化が懸念される。

したがって、本論の一般災害に加えて、地域防災計画での地震・津波災害対策編に記す災害との複合災害の可能性も抽出し、市民の生命・身体・財産が保護できる予防対策も考慮しなければならない。

2. 本市で想定される複合災害

本市で想定される複合災害の種類を以下のとおりとする。

- (a) 地震災害(プレート境界型・内陸直下型)
- (b) 津波災害
- (c) 風水害(風害、水害、雪害、火災)
- (d) 大規模事故災害(大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故、海上事故災害)

第7 海上特殊災害予防対策

危険物積載船舶にあっては、海上災害防止の観点から、関係者間での保安教育訓練の徹底と防災 関係機関との連携強化によって、保安体制の確立を図る。

[メモ]			

第13節 林野火災予防計画

【各部各班】

第1 主旨

林野火災の発生または拡大の危険性が高い地域においては、県との協議により、林野火災特別地域を決定するとともに、林野火災特別地域対策事業計画の樹立等、総合的な林野火災対策の推進に努める。

第2 林野火災に強い地域づくり

本市は、阿南市消防本部、四国森林管理局(徳島森林管理署)及び県とともに、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱いによるものであり、本市は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災意識の向上を図るものとする。

また、防火管理施設、防火森林の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を 図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努め るものとする。

第3 火災気象通報

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に対して通報し、徳島県を通じて阿南市や消防本部に伝達される。

したがって、本市市長は知事から火災気象通報の連絡を受けたとき、あるいは気象状況が火災の 予防上危険であると想定されるときは、火災に対する警報を発し、消防団員等の動員体制配備と住 民への周知を図る。

なお、火災気象通報の基準は、本県の場合以下のとおりとなる。

火災気象通報基準

発表基準

「乾燥注意報」基準(実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下)と「強風注意報」基準(平均風速12m/s以上)と同一。

※注 降雨・降雪中は通報しないこともある。

第4 林野所有(管理)者等への周知

本市は、林野所有(管理)者等に対し、下記事項に対する周知を行い、林野火災発生の防止に努める。

指導の内容

- ◆ 枯れ草等の刈り取り
- ◆ 火気の始末徹底
- ◆ 消火用水利の確保
- ◆ 森林法 (昭和26年法律第249号) に基づく適正な火入れの実施
- ◆ 火災多発期の見回り強化
- ♦ 火災警報等の情報を得るための携帯ラジオ等の携行

第5 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

本市は、防火水槽の常備、林野火災用資機材の常備に努めるものとする。

また、林野火災は、隣接市町に及ぶ場合があるため、隣接市町と協議をして林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

本市は、発災後の経過(推移)に応じて被災者等に提供すべき情報整理と、市民等からの問い合わせに対応した情報伝達体制づくりに努める。

第7 防災知識の普及等

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、本市は 広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想 の徹底を図るものとする。

第14節 防災施設等整備計画

【総務部、情報部、対策部】

第1 主旨

本市各防災機関は、災害時において、迅速かつ的確な応急対策が実施できるよう、防災施設他必要資機材及び応急物資等を整備し、応急活動体制の整備を推進する。

第2 情報通信体制の運用管理

災害時での情報通信の重要性を考慮し、情報通信施設の耐震性強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線活用のバックアップ対策、デジタル化促進等の整備に努める。

本市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(JーALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、インターネット、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、県、本市、防災関係機関は、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの災害時における情報収集・伝達等への積極的な活用に努める。

県、本市、防災関係機関等が、災害時の情報提供等について、あらかじめ講じる対策について定める。

1. 総合情報通信ネットワークシステムの活用

本県では、平成9年度に県防災行政無線地上系システムと衛星通信システムが導入され、これにより県内市町村と全国の地方公共団体間で、防災情報と行政情報の伝達機能を有するネットワーク整備が図られた。

今後は、当システムの適正な運用・管理を行うとともに、災害時にはフル活用させる。

2. 各無線施設等の整備充実

本市は、自局の無線施設及び設備の定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保あるいは応 急用資機材の確保充実を図り、発災時での通信手段の確保に備える。

また防災行政無線局で、同報系についてはデジタル対応を実施し、情報伝達方式多様化への対応を図るとともに、移動系については衛星携帯電話による通信を確保する。

なお、アマチュア無線局の協力体制の整備を推進し、災害時における多重通信体制の確保に努める。

衛星携帯電話備付部局一覧

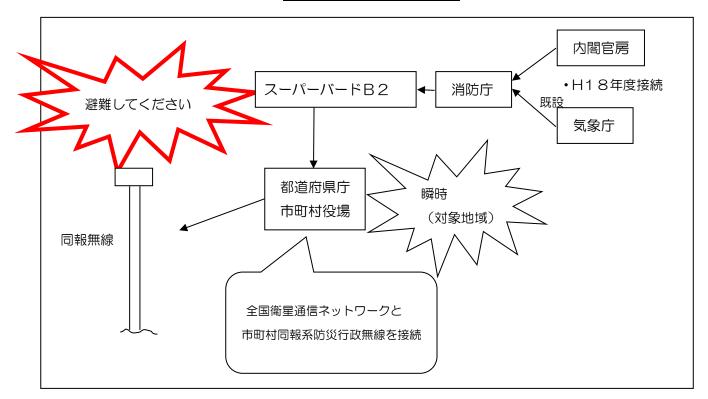
危機管理課 他	消防本部
5	3

3. 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

気象庁から伝達される緊急地震速報(平成19年10月1日運用開始)等の気象関係情報や、 国から送信される有事関係情報は、人工衛星(スーパーバードB3)より対象地域の地方公共団 体に送信され、市町村の防災行政無線を自動起動するシステムとなっている。

本市は、当システムの適正な運用・管理を行い、災害時に利用する。

J-ALERTについて



気象等に関する情報通報(例)

使从	用場面	警 報 音	音 声 放 送
緊急地震速報		緊急地震速報チャイム音 キュンキュン、サイレン、ピンポン	緊急地震速報。大地震です。大地 震です。
++1	ンセル報		先ほどの地震は誤報です。
津	大津波警報	消防サイレン1 3秒吹鳴、2秒休止×3回	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。
波	津波警報	消防サイレン2 5秒吹鳴、6秒休止×2回	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。
報	津波注意報	消防サイレン3 10秒吹鳴、2秒休止×2回	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。
(震度4以	度速報 以上の地震を観 る、自動放送)	消防サイレン2 5秒吹鳴、6秒休止×2回	震度〇の地震が発生しました。火 の始末をしてください。テレビ・ ラジオをつけ、落ち着いて行動し てください。

4. Lアラート(災害情報共有システム)による情報伝達体制等の整備・充実本市は、Lアラート(災害情報共有システム)を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

また、県、本市及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

5. GIS (地理情報システム) を利用した被害情報等の情報提供

6. 防災情報システムの充実

県は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、気象情報や災害情報等、総合的な防災情報等が共有できる「災害時情報共有システム」を円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化等を図っているが、本市も、県や防災関係機関との防災情報の共有化を進めることにより、災害対応の初動時における情報収集・伝達機能を強化し、機能の充実に努める。

また、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(JーALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、インターネット、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

災害時情報共有システムのイメージ

7. 通信施設の防災対策

発災時での電気通信設備の安全稼動体制整備を目指し、施設の防火・耐震化、あるいは補助電源 装置の設置を行うとともに、計画的な施設改修を図り、設備の防災対策に努める。

8. 各種データの整備保存

本市では、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)をしておく必要がある。

9. AI、SNS を活用した災害情報の収集・発信

県は、SNS による情報発信を努めるとともに、AI を活用し、SNS に投稿された被害情報等を収集できる体制整備を進める。

第3 防災拠点施設等の整備

防災拠点とは広義には避難場所や防災倉庫・救援物資集積所、応急復旧活動の拠点、防災活動の本部施設をいい、その役割と規模に応じて、以下のような分類がなされる。

- a. コミュニティ防災拠点
 - 地域住民の自主防災活動や緊急避難地に活用する自治会単位での拠点
- b. 地域防災拠点

市町村が実施する活動拠点で、短中期の避難地及びコミュニティ防災拠点の補完を行う公民 館単位での拠点→本市の場合は14区域

- c. 広域防災拠点
 - 広域応援のベースキャンプや緊急物資の配給基地を持つ都道府県の管轄区域に数箇所設置 される拠点→面積は50ha以上
- d. 防災機能を有する道の駅の整備 阿南市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

また防災公園は、火災等の二次災害時に住民の生命・財産を守り、避難地としての役割も有している。

したがって、一次避難場所及び避難路の機能を有する都市公園・近隣公園・緑道等の役割は大で、 上記防災拠点とともに、既設公園を有効利用するものとする。

第4 応急物資等の備蓄

1. 本市市民の対応と防災関係機関

大規模災害時は、多くの被災者が生じるため、防災機関の対応にも限界がある。

したがって、本市市民は家庭や近隣住民、自主防災組織間で、平時から防災意識の高揚に努め、 災害時には、『自らの命は自らが守る』ことを基本理念とし、救援体制稼動までは、自らの生活維持のための食料・飲料水他非常用生活物資の確保に努めることが重要である。このため本市は、 自ら備蓄することの必要性を市民に周知徹底するものとする。

なお、南海トラフ巨大地震対策の最終報告(内閣府、平成25年5月28日発表)では、各家庭に1週間以上の備蓄を求めている。

約1週間分の備蓄例

アルファ米11食、発熱剤付き食品4食、パンの缶詰め3食、袋入り保存パン2食、 レトルト食品3食、飲料水21リットル、乾電池4本、携帯電話充電器1台、 カセットコンロ1台、カセットボンベ3本、簡易トイレの袋(20枚入り)2箱

また、徳島県が策定した「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」では、県と市町村の役割分担を定め、国等からの支援物資が届くまでの「1日2食3日分」の備蓄を、住民、市、県がそれぞれ1日分ずつを確保することとしている。

一方、家屋倒壊等で備蓄物資が使用できなかった被災者には、食料や飲料水、あるいは生活必需 品などの供給を実施する必要があり、このような被害想定を考慮し、本市では必要となる応急物資 の備蓄確保に努める。

なお、発災直後に必要となる最低限の物資(投光器、テント、医薬品、防水シート、毛布等)の 備蓄・調達体制を確保するとともに避難所等における燃料や車両、ヘリコプター燃料の確保ルート も確立させておくものとする。

2. 給水体制の整備

本市は、災害時において飲料水供給が確保できるよう、浄水器の配備・給水タンク・ポリタンクの確保、応急配管・応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。下表のとおり、飲料水兼用耐震性貯水槽も3基設置済である。

耐震性貯水槽仕様(既設)

設置場所	完 成 年 度	貯 水 能 力
阿南駅前児童公園 (1)	平成19年11月	60t (6,700人分を3日間確保)
ゆたか野地区防災公園(2)	平成23年 6月	20t (2,200人分を3日間確保)
津乃峰地区防災公園 (3)	平成25年10月	40t (4,000人分を3日間確保)
(V):> L=7 (4) (0) (++b	て出いましなさい めんしつき	るのはは世界からの吐き世界を含ますてし

※注 上記(1)(2)は地下埋設型であり、給水口での津波堆積物からの防護措置を検討すると ともに、給水車が走行可能となる搬入経路対策が必要である。

3. 救命・救助に必要な資機材等の整備

災害救命・救助資機材は消防本部・警察・県が中心となるが、当機関での保有が困難なものは、 本市が整備・備蓄を行う。

また初動対応で必要となる輸送関係車両や大規模重機等は、民間からの応援調達を考慮した協定書締結整備を進める。

4. 医薬品等の備蓄

大規模災害時に必要な医薬品・衛生材料を迅速に供給するため、本市は阿南医療センターと協力し、医薬品等の備蓄に努めているが、今後は倉庫備蓄・ランニング備蓄も考慮し、医療救護整備を図るものとする。

また、医薬品等が届くまでの緊急用に、携帯型救急セット等を医療救護所の開設予定場所に配置する。

- ◇ 医療救護所を予定している学校等に備蓄する携帯型救急セット 診断識別連絡用具(聴診器・血圧計・記録用紙他)・蘇生吸引用具(手動式蘇生機・吸引器 他)・外科用具(外科剪刀・ピンセット他)・注射用具(注射器・注射針他)・衛生材料用具 (包帯・三角巾他)・医薬品(ボスミン注・ブドウ糖他)・発電機・処置用ライト
- ◆ ランニング備蓄医薬品(災害拠点・支援医療機関に備蓄) 鎮痛剤、シップ剤、外皮用軟膏、感冒剤、止しゃ剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、脱脂綿、 ガーゼ、包帯、絆創膏、その他協定による

第15節 ボランティア受入れ体制の整備及び運用に関する計画

【情報部、対策部】

第1 主旨

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみでの災害対応では限界が指摘されると同時に、災害ボランティアの多彩な活躍が注目された。

このため、被災者に対する救援活動が広範囲で長期にわたる場合等に、重要な役割を担う災害ボランティアについて、本市は社会福祉協議会を主体に、日本赤十字社の協力を得て、その受入れ体制と活動環境整備を以下のとおりとする。

第2 NPO・ボランティア等の連携と受入れ体制支援

NPOや組織化された専門ボランティアグループのみならず、未組織の一般ボランティアや地域外のボランティアが本市内で自主防災組織等と円滑な支援活動を展開するには受入れ窓口の設置等の整備が必要である。

このため、ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの育成、情報ネットワーク体制の整備、研修会開催、受入れ訓練の実施、関連組織間とボランティア間での情報交換対応、地元住民との理解周知、災害時の具体的活動マニュアルを記した『ボランティア災害活動マニュアル』 作成と受入れ体制整備を行う。

なお、円滑な災害ボランティア活動に必要となる資機材備蓄・確保方法も検討する必要がある。

第3 情報共有会議の整備・強化

県及び本市は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

県及び本市は、社会福祉協議会、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、県及び本市は、地域住民やNPO・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第5 専門ボランティアの活動への支援等

本市は、医療や救護・救助あるいは被災後の各種対応等の専門知識や特殊な技術を有するボランティア活動支援の整備に努めるが、特に被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士等の確保のため、有資格者を把握し、登録制度を取り入れる等の効果的な基盤づくりに努める。

• 被災宅地危険度判定士

宅地災害が発生した場合、宅地の被害状況や危険度判定を行い、二次災害を軽減・防止するエキスパート。

• 被災建築物応急危険度判定士

被災建築物の危険度を求め、居住可能か否かの判定を行うエキスパート。

(当判定により、帰宅困難者と帰宅可能者とのトリアージがなされる。)

なお、被害認定調査を行う専門職員の育成を図り、上記専門ボランティアとの協働を図ることも 考慮しなければならない。

第6 ボランティア災害活動マニュアル作成上の留意点

1. マニュアル作成の前提

災害時のボランティアニーズや活動には、以下のような特徴がある。

- 緊急性と公益性が高い。
- ニーズが多くかつ膨大となることがあるが、時間経過とともにニーズは変化する。
- 被災地が混乱し、的確な情報収集が困難なことが多い。
- 一般ボランティアの場合、特定地域に集中しやすい。

したがって、このようなことを踏まえ、受入れ体制整備と環境整備の構築を図る必要がある。

2. 応急対策時のボランティア活動

発災直後は危険性も高く、医療関係者以外では専門ボランティアに限定することが必要である。 要配慮者のうち、避難行動要支援者への対処は、福祉ボランティアの活動分野といえる。 なお生活支援期においては、避難所関連と在宅関連に区分した整備体制が望ましい。

3. 体制の確立

大規模災害では、現地本部と救援本部を設置し、救援の機能分担を図ることも必要となる。

4. 復興期のボランティア活動

被災地での復旧活動が進み、住民生活が落ち着く頃には、救援主体を地元に移行させる必要がある。

したがって、円滑な引継ぎが行われるように、記録整備を進めていかなければならない。

第16節 広域応援計画

【総務部、情報部、警防部】

第1 主旨

大規模災害が発生した場合の、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策を以下のとおりとする。

第2 市町村間の相互協定

本市では、現在、徳島市・鳴門市・小松島市との間で「徳島県4市の災害時相互応援に関する協定、平成8年10月1日」、米子市との間で、「災害時相互応援協定、平成17年6月22日」の防災相互応援協定他、最近では、「徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定書、平成24年10月5日」、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定、平成25年4月5日」、「鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定、平成25年12月25日」、「阿南市・御坊市パートナーシティ協定、平成26年11月17日」、「災害時における相互応援協定書(島原市)、平成28年7月22日」及び「阿南市・合志市パートナーシティ協定、令和元年10月1日」等も結ばれている。

今後も迅速かつ的確な応急対策が行われるよう、相互応援協定の追加整備に努めるものとする。

※協定条項は資料編を参照

徳島県4市の災害時相互応援に関する協定	No.38
災害時相互応援協定	No.42
徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定	No.67
徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	No.78
鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定	No.82
阿南市・御坊市パートナーシティ協定	No.94-3
災害時における相互応援協定(島原市)	No.94-12
阿南市・合志市パートナーシティ協定	No.94-13

第3 消防機関の相互応援

本市では、現在、「徳島県広域消防相互応援協定書、平成14年4月30日」「徳島県市町村消防相互応援協定、平成10年4月1日」の大規模災害に備えた消防機関協力が結ばれているが、今後も消防広域応援基本計画の策定により、派遣要請システム整備、代表消防機関設置、応援情報リスト構築により、消防広域応援体制の強化を図る。

※協定条項は資料編参照

徳島県市町村消防相互応援協定	No.40
徳島県広域消防相互応援協定	No.51

第4 民間団体等との応援・協力

大規模災害時には、民間企業や各団体等との各分野に渡る応援協力が必要となる。

現在、本市が締結している企業・団体は、資料編参照(第3編 No.41~)のとおりであるが、速やかな災害応急対策・災害復旧対策実施を図るため、企業・団体とのさらなる応援協力の構築・強化に努める。

第5 広域応援・受援計画の整備

大規模災害により、本市が被災した場合に、相互応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員などの受入れが効果的に行えるよう、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、体制の見直し等を行うとともに、情報連絡体制に関すること、集結場所及び活動拠点に関すること、活動内容等の調整に関すること、宿泊施設及び応援職員への対応に関することなどについて広域応援・受援計画の策定に取り組み、円滑な応急対策等が行えるよう、広域的な応援・受援体制を確立しておくものとする。

(1) 応援体制の整備

- ア 応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、県が策定した「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」に基づき、自らの災害対応のマネジメントや被災市町村の災害対応マネジメント支援を行える体制を整備するものとし、被災市町村への派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備する。
- イ 県及び本市は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制」、「徳島県災害マネジメント総括 支援員制度」等を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑 な活用の促進に努めるものとする。
- ウ 県及び本市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による 支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2)受援体制の整備

円滑に他の市町村、国、県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順、対象業務等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

(3) 広域避難体制の整備

- ア 県及び本市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大 規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力 体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体 的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう定めるものとする。
- イ 県は、鳥取県との「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に基づき、相互の広域避難を実施する際の避難者支援策について、「広域避難支援パッケージ」として事前に検討を進めておく。

第17節 避難行動要支援者対策計画

【総務部、情報部、対策部、警防部】

第1 主旨

大規模な災害時には、災害対応能力の低い避難行動要支援者(※注1)を含む要配慮者の犠牲が 多くなることが懸念される。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があること等から、土砂災害の情報伝達や避難誘導が必要となる。

特に、避難が必要と想定される区域においては、要配慮者の的確な対策を実施する必要があり、これらの避難行動要支援者に対する安全確保計画を以下のとおりとする。

※注1 避難行動要支援者

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)が一部改正(平成25年法律第54号、平成25年6月21日公布)され、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難確保のために特に支援を要する者をいう。

第2 社会福祉施設等対策

1. 社会福祉施設の安全確保等

社会福祉施設等利用者の大半は、上記の避難行動要支援者であり、施設管理は、BCP(事業継続計画本章 第20節 BCP(事業継続計画) 参照)の具体的な取組みとともに、施設構造物の耐震性確保に配慮し、土砂災害での危険性の有無、対策を講じる必要がある。

さらに、スプリンクラー設置や消防機関等への早期通報の可能な設備促進が図られるべきである。 本市は、土砂災害危険箇所等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治山・砂防・地すべり・急 傾斜地あるいは深層崩壊危険箇所の各対策事業を強力に実施するとともに、施設管理者への周知、 講習会の実施等に配慮する。

また、福祉避難所の指定を受けた社会福祉施設にあっては、避難者個別の支援方法を周知しておく必要がある。

2. 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、発災時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛消防隊を組織し、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を整備しておくものとし、必要に応じ、関係機関との連携のもと、施設相互間並びに地域住民や自主防災組織等との平時からの連携を図る。

3. 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設職員等が防災への基礎的知識や災害時の応急活動等への理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、適確な避難活動が行えるよう、防災訓練を実施するものとする。

特に、避難行動要支援者が利用している施設にあっては、職員が手薄となる夜間時(冬場)の防災訓練や地域特性を考慮した計画での実施とする。

4. 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、大規模災害時に備え、食料・飲料水、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

5. 個別避難計画の作成

- ア 市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- イ 市町村は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- ウ 市町村は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

6. 福祉避難所

ア 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

本市は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名 簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとする。

イ 福祉避難所の指定

本市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所(二次的な避難施設)の事前の指定に努めるものとする。

なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、市町村施設、宿泊施設等の活用を図り、 福祉避難所の確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることが ないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対 象者を特定して公示するものとする。また、事前の受入れ対象者を特定して公示する制度を活 用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、 要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるもの とする。

ウ 福祉避難所のマンパワー設備・器具等の確保

本市は、関係機関等の協力を得て福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・ 器具等についても不足に備えた調達・確保に努めるものとする。

エ 福祉避難所の周知

本市は、福祉避難所に関する指定状況や役割について、広く市民に周知するよう努める。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努めるものとする。

オ 福祉避難所の運営

本市は、[徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針]等を参考にマニュアルを作成のうえ、 訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営 管理体制の構築に努める。

カ 福祉避難所における感染症対策

本市は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針(新型コロナウイルス感染症対策編)」 等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円 滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

第3 在宅者対策

1. 防災知識の普及・啓発

本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者とその関係者に対し、災害時に速やかな対応が図られ、 教える命を救うという共助・公助体制を推進させるため、地域の防災訓練への積極的参加を呼び かけるなど、防災知識の普及・啓発に努める。

2. 要配慮者への対策

要配慮者の本市における解釈は、以下のとおりとし、要配慮者に対する支援が適切に行われるよう、事前に支援体制を確立し、情報の伝達や安否確認、避難所における支援などが実施できるようにしておく。

《要配慮者》災害時要援護者支援対策マニュアル(平成26年1月徳島県)から

- ◆ 高齢者(ひとりぐらし高齢者・ねたきり等高齢者・認知症高齢者)
- ◇ 身体障がい者(児)(視覚・聴覚平衡・音声言語・肢体不自由・内部障がい者)
- ◆ 知的障がい者
- ◇ 精神障がい者
- ◆ 発達障がい者
- ◇ 難病患者
- ◆ 好産婦
- ◆ 乳幼児、児童
- ◆ 外国人

3. 避難行動要支援者への対策

本市は、「阿南市避難行動要支援者避難支援プラン. 平成28年1月(平成29年2月改正)」を基に、要支援者への支援を迅速かつ適確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、情報伝達体制や避難誘導等支援体制の整備を図る。

《避難行動要支援者の範囲》

- ◆ 75歳以上の一人暮らし及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ◆ 要介護状態区分が要介護3から5の認定を受けている者
- ◆ 身体障害者手帳1級又は2級の視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由の者
- ◇ 療育手帳A1またはA2を所持する者
- ◇ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- - 小児慢性特定疾病
 - ・「重症患者」及び「高額かつ長期」該当者
 - 障害者総合福祉支援法上の障害福祉サービスを受けている難病患者
- ◆ 上記以外で市長が支援をする必要があると認めた者

《避難行動要支援者名簿の記載事項》

改正災対法(法第49条の10の第2項)規定の内容に基づき、以下のとおりとする。

- a)氏名、b)生年月日、c)性別、d)住所または居所、e)電話番号その他の連絡先
- f)避難支援等を必要とする事由、g)その他、避難支援等の実施に必要な事項

《名簿のバックアップと情報管理》

本市は、以下のバックアップ機能等を図る必要がある。

- ◇ データ管理のバックアップ機能実施
- ◆ クラウドでのデータ管理
- ◆ 県との連携を図る
- ◆ 紙媒体でも保存
- ◆ 情報セキュリティポリシーの遵守徹底

《名簿の更新と情報の共有》

転入・転居・死亡時には、速やかに名簿登録・削除等の更新を行い、これらの名簿情報は、支援者も共有する。また上記以外には、一定期間ごとに更新するものとする。

《名簿の共有者と情報管理》

本市においては、以下のとおりの共有者と情報管理手段を取る。

- 名簿共有者
 - a)消防機関、b)県警察、c)民生委員、d)社会福祉協議会、e)自主防災組織、f)その他、支援実施に携わる関係者
- 情報管理手段
 - a)施錠可能な場所での保管、b)必要以上の複製・コピーは不可
- c)情報共有者との定期的な取扱い状況の確認、d)個人情報に関する取扱い研修の実施

《名簿の活用》

本名簿は、以下の目的以外には使用しない。

- ◆ 防災訓練への参加呼び掛けなど防災に関する情報提供
- ◆ 避難のための情報伝達

- ◆ 避難行動要支援者の避難支援、安否確認、救助等
- ◆ 避難時以降の避難行動要支援者に対する対応
- ◇ 医療及び助産、福祉への支援
- ◆ 保健衛生、防疫、遺体の埋火葬等に係る対応
- ◆ 被災後の避難所・在宅での安全・安心な生活の確保

《避難行動支援で取り組むべき事項》

要支援者には、同意書を得た後に一人ひとりの個別計画を作成する必要がある。

この個別計画には、避難支援者情報・避難場所等情報も記入し、要支援者と支援者のマッチングプランで、避難訓練実施によって、より高度な避難対策を図る。

《避難行動支援者と共助力向上》

避難行動支援者は、各地域自治会・各自主防災組織等からのボランティア応募が主体となるが、 要支援者一人に対し、2人程度の支援者が望ましい。

また、本市住民は要支援者・健常者の区分がなく『地域住民全てが助かる』ことをスローガンに、避難支援関係者共々、保健・福祉に関する研修等に参加する必要がある。

※注 避難行動要支援者名簿様式、同意を得るための様式、個別計画の様式は、資料編 No.104 に参照した。

第4 外国人等に対する防災対策

発災時の被害を可能な限り少なくするためには、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人も、 防災に関する予備知識を得ていることが必要で、また迅速に正確な情報も得られるように配慮する ことが必要である。

情報弱者となりがちな外国人を、要配慮者と位置付け、本市では以下のような支援システムと救助体制の整備に努める。

- 1. 防災知識の普及啓発
 - 外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で 入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発を図る。
 - 在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進する。
- 2. 避難施設案内板等の外国語併記の推進

本市は、避難場所や避難経路等の案内板は、外国人にも理解しやすいシンボル化や外国語の併記整備を考慮する。

第5 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

本市は、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。

このため、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、阿南市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における調整連絡を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。

第18節 帰宅困難者対策計画

【総務部、情報部】

第1 主旨

被災時に、様々な理由で帰宅できず、避難せざるを得ない帰宅困難者の対応を以下のとおりとする。

第2 帰宅困難者に対する防災対策

1. 定義

帰宅困難者とは、以下のとおりで定義される。

(1) 従来の定義

発災時に、帰宅先までの距離が10km以内ならば帰宅可能者となり、10km~20kmでは、1km遠くなるたびに帰宅可能者は10%ずつ減少し、20km以上では全員が帰宅困難者となる。

(例)

100人の事業所職員のうち、10km以内は50人、11kmは20人、15kmが20人、20km以上が10人とすると、

20×1/10+20×5/10+10=22人 が帰宅困難者となる。

(2)係数からの算定

帰宅困難率(%)=(O. O218×外出距離)×100 上述の例からすると、

- 0. $0218(10\times50+11\times20+15\times20+20\times10) = 27\%$
- O. 27×100=27人 が帰宅困難者となる。

2. 検討事項

検討事項は、首都直下型地震帰宅困難者等対策協議会(平成23年9月。内閣府及び東京都)の基本方針を準用する。

- ◆ 一斉帰宅の抑制
- ◆ 一時滞在施設等の確保(旅館・ホテル・公共住宅空家の調達)
- ◇ 帰宅困難者への適切な情報提供手段
- ◆ 駅周辺等、混雑が予想される箇所での混乱防止
- ◆ 徒歩帰宅者の支援(コンビニエンスストア・ファミリーレストラン等との帰宅支援ステーションの締結等)
- ◆ 要支援者への配慮

2	帰宅困難者の発生を想定し	た訓婦学
o.	が七凶無百り尤工と心足し	ノノこ 訓戒 寸

本市各事業所あるいは、不特定多数の入場者が出入りする施設管理者には、以下に記す訓練等の実施を勧める。

訓練内容

- ♦ 職員あるいは顧客の混乱防止・誘導訓練
- ◆ 被災情報の収集・伝達訓練
- ◆ 安否確認及び情報発信訓練
- ◇ 徒歩帰宅訓練

【メモ】			

第19節 集落の孤立化対策計画

【各部各班】

第1 主旨

大規模災害での交通や通信等の遮断で、孤立状態となることが想定される集落については、連絡手段の確保・情報連絡員の配置等により、孤立化の未然防止を図るとともに、孤立化した地域にあっては、被災状況の早期把握・住民の救出・救助等の応急対策等を速やかに実施する体制確立が必要である。

このため、本市は県及び防災関係機関等との協力を得て、孤立化した地域住民の安全確保を図るものとする。

第2 孤立化集落対策

- 1. 孤立化のおそれのある集落の把握
- (1) 交通アクセスに障害が予想される集落
 - ◆ 集落につながる道路で迂回路がない。
 - ◆ 集落につながる道路で、冠水・落石・崩壊等の発生が予想される土砂災害危険箇所があり、 交通途絶の可能性がある。
 - ◆ 集落につながる道路で、トンネル・橋梁等の長寿命化対策がなされておらず、交通途絶の可能性がある。

(2) 通信手段の途絶による集落の把握

- ◆ 空中線の断絶等で、通信手段が途絶する。
- ◆ 多様な通信手段が確保されておらず、通信手段が途絶する。

2. 離島対策

本市は、蒲牛田岬の海上約6kmに伊島地区があり、発災時には常に孤立化の危険性がある。

第3 孤立化の未然防止対策

上記より想定される孤立化集落の未然防止対策は、以下のとおりとなる。

(1) 本市の対応

- → 孤立化のおそれが想定される集落は、自治会長等の代表者を災害情報連絡員として任命する 等、防災情報提供体制の整備を図るとともに、自主防災組織の育成・強化により、集落内の 共助体制の高揚に努める。
- ◆ 集落内に、学校施設・駐在所等の公共機関他防災関係機関がある時は、当機関の連絡手段活用の事前調整を実施する。
- ◆ 集落内のアマチュア無線使用者を調査し、使用者同意のもとでの連携が図られるように努める。
- ◆ 集落内で、救出・救助に要する緊急ヘリポート用地確保を検討する。

◆ 水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進する。

(2) 電気通信事業者及び道路管理者への対応

◆ 集落内の基地には、一般加入電話を災害時優先電話として指定するとともに、衛星固定電話・衛星携帯電話の地区内配置を検討する。

伊島漁協には、災害時の情報連絡及び特設公衆電話の機能を持つ孤立防止用超小型通信衛星電話が設置された。

◆ 孤立化のおそれのある集落では、危険箇所の補強等防災対策事業が重要で、護岸・岸壁の補 強対策や緊急輸送道路等の道路整備状況等については、県との定期的な情報交換を実施する ものとする。

(3) 想定孤立集落

本市内で予想される孤立集落は、県の南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)により、農村、漁村で以下の計7つの集落が想定されている。

また、地震、風水害等にともなう土砂崩れで想定される被害想定等から、新たに孤立化の危険性がある集落が予想され、以下の表にその集落がある地区を特定した。

本市内での予想される孤立集落

農村(県発表) 漁村(県発表)		その他危険性のある集落が存在する地区
熊谷町熊谷 山口町南谷 福井町土佐谷 福井町辺川	椿泊町 椿町蒲生田 伊島町瀬戸	太田井町宮平、太田井町松ノ岡、大井町中筋、大井町東平、加茂町大谷、加茂町吉元、加茂町宗田、加茂町惣道、熊谷町ヨノエ、熊谷町大谷、熊谷町丸山ノ下、吉井町帽子谷、吉井町野尻、吉井町日ノ浦、吉井町日塚口、長生町明谷中沢、長生町堂谷、長生町南川、長生町角ノ谷、見能林町白かい谷、見能林町いもじ原、見能林町猫谷、見能林町三谷、大潟町、津乃峰町新浜、新野町安行、新野町元信、新野町本田、椿町須屋西側、椿町須屋東側、椿町平松西側、椿町平松東側

※農村、漁村の7集落が県指定

【メモ】			

第20節 BCP(事業継続計画)

【総務部、情報部】

第1 主旨

事業継続計画(BCP-Business Continuity Plan)は、発災時に可能な限り重要な業務を継続させ、事業の早期操業を回復させるとともに、中断にともなう顧客取引の喪失やマーケットシェアの低下や企業評価低下等のリスクから企業を守る計画である。

本市は、各企業における防災力向上の役割をはたす当事業継続計画の推進を図る。

第2 BCP の策定支援

本市は、市内企業を対象として、BCP 策定の重要性・必要性の情報提供を行い、実施企業増加の推進を図る。

第3 BCP 策定の指針(案)

BCP 作成作業は、企業内での事務・業務の流れ、業務実施等の一連の行程における見直しと問題点の抽出・課題の洗い出し等が基礎であり、自社企業の現状そのものを診断・分析することにもなり、強い企業へと変身できるチャンスとなる。

以下、策定の指針となる項目例を挙げた。

【メモ】		

<u>項 目 例</u>

1.	総則
	(a)適用の範囲(Plan)
	この計画で扱う業務の内容
	(b)目的(Do)
	主な業務での生産時間軸との関連と生産目標
	(c)リスクの洗い出し(Check)
	想定されるリスク分析
	(d) 行動 (Action)
	事業を復旧(再開)させるための復旧計画
2.	緊急時対応計画
	(a)避難方法
	(b)連絡方法
3.	事業継続計画
	(a)役割と職務
	(b) 計画の実施
	(c)事業継続上での人員と物資確保
	(d)機能復旧(再開)のフロー
4.	復旧計画
	(a)役割と職務
	(b)計画のさらなる実施
	(c) 復旧上での人員と物資確保
	(d)安定企業としての復活・変身
5.	維持管理計画
	(a)事業実施上の品質維持
	(b) PDCA 体制
	(c)図上訓練の実施
	Plan □ Do □ Check □ Action □ Plan

第4 防災力向上の推進

企業は、事業活動実施において、事業所のある地域コミュティを構成する重要なメンバーであり、 地域住民とともに、自助・共助の精神に基づき、主体的かつ積極的に防災活動に取組む必要がある。

本市は、企業が NPO ボランティア団体他地域の自主防災組織等とのネットワーク形成が図られるよう支援し、またスパイラルアップの事業運営となるような整備構築を推進する。

防災力向上は『美しい自然と活力ある産業が調和し、心豊かに暮らせる定住交流都市 阿南』の 推進ともなるのである。 ───── 阿南市都市計画マスタープラン、平成23年3月 阿南市

第5 中小企業等の防災・減災対策の促進

本市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・ 減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第6 外出を控えさせるための措置

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第21節 石油コンビナート災害予防計画

【総務部、情報部、警防部】

第1 主旨

石油コンビナート区域の複合災害を防止あるいは軽減させるための予防計画は、徳島県石油コンビナート等防災計画の規定等により実施する。

第2 対象地区

本市は、政令で指定された石油コンビナート等特別防災区域で、区域内は工業地帯である。

区域総面積 799、897.87m²

区域内企業 第一種事業所 四国電力(株)阿南発電所

第二種事業所 新日本電工(株)徳島工場

第3 現地防災本部

1. 設置

防災本部長(知事)は、特別防災区域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合であって、緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると認めるときは阿南市長、阿南市 消防本部消防長または徳島海上保安部長の意見を聞いて設置する。

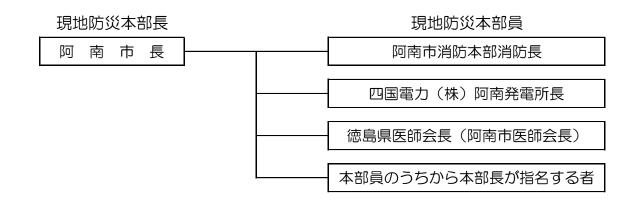
2. 設置場所

阿南市役所とする。ただし、災害の状況に応じて、防災本部長が指定する場所を現地防災本部とすることができる。

3. 廃止

防災本部長(知事)は、災害の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策が概ね完了したと 認めるときは、現地防災本部長(阿南市長)の意見を聞いて廃止する。

4. 組織



5. 所掌事務

- (1) 災害状況の把握
- (2) 関係機関の活動状況の把握
- (3) 関係機関が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- (4) 災害状況等の防災本部への報告
- (5) その他防災本部の指示事項

第4 本市及び本市消防本部の業務

本市と本市消防本部は、以下の業務を担当する。

- ◇ 災害情報の収集伝達に関する事項
- ◆ 地域住民の避難措置に関する事項
- ◆ 危険物・高圧ガス火災の防御に関する事項
- ◇ 防災資機材の整備に関する事項
- ◆ 危険物の規制及び指導監督に関する事項
- ◆ 係留船舶の火災防御と漏油の拡散防止に関する事項
- ◆ 関係企業の自衛防災組織の育成指導に関する事項

第5 災害予防計画

災害予防計画の概要は、以下のとおりである。

- (1)特別防災区域での災害を未然に防止するための危険物等災害予防計画の策定
- (2) 海上災害予防計画の策定
- (3) 防災関係機関及び関係企業の災害防止に必要な資機材の整備強化
- (4) 特別防災区域の災害防止に必要な訓練及び教育のための防災教育訓練計画の策定

なお詳細は、「第3章 第36節 石油コンビナート災害応急対策計画」を参照した。

第22節 雪害予防対策

【各部各班】

第1 主旨

本市は、豪雪時に被害を防止、あるいは軽減させるため、徳島地方気象台から発表される長期及び短期の気象情報等に注意し、雪害予防対策を以下のとおりとする。

第2 雪害対策

本市では、豪雪時には、特に交通の確保を図るべき上記道路区間の除雪及び大雪による倒木を防ぐために事前伐採するなど、南部総合県民局阿南庁舎と連携を保持しつつ、要員の配備計画を定め、雪害対策を図る。

1. 除雪対象区間等

県が徳島県雪害防止対策要綱に基づき実施の対象とする、本市の除雪区間は次表のとおりである。

除雪対象区間等

		T		
路線名		除雪区間		
		区間	延長(km)	
玉	195号	阿南市阿瀬比町~阿南市橘	10.1	
主	阿南鷲敷日和佐線	阿南市楠根町~阿南市界	12.4	
主	日和佐小野線	阿南市界~福井町小野	2.3	
主	由岐大西線	阿南市界~福井町大西	8.0	
主	阿南那賀川線	阿南市長生町〜那賀川町色ヶ島	8.3	
主	阿南小松島線	阿南市阿瀬比町~加茂町	12.8	
主	阿南相生線	阿南市橘町~阿南市界	17.5	
主	羽ノ浦福井線	阿南市上中町~福井	14.1	
主	富岡港線	阿南市福村町~富岡町	4.4	
主	阿南勝浦線	阿南市宝田町清水~上大野町持井	6.1	
_	阿南羽ノ浦線	阿南市那賀川町大京原~阿南市羽ノ浦町宮倉	5.8	
_	宮倉徳島線	阿南市羽ノ浦町宮倉〜羽ノ浦町界	0.3	
_	大林那賀川阿南線	阿南市那賀川町敷地~中島	8.7	
_	羽ノ浦(T)線	阿南市羽ノ浦町宮倉~宮倉	0.6	
_	阿南(T)線	阿南市富岡町今福寺町~今福寺	0.4	
_	見能林(T)線	阿南市見能林町清水~大作半	0.1	
_	阿波橘(T)線	阿南市津乃峰町東分~東分	0.1	
	新野(T)線	阿南市新野町信里~花坂	0.1	
	富岡港南島線	阿南市辰己町~上中町	5.5	
_	中林港線	阿南市見能林町清水~大作半	1.4	
_	蒲生田福井線	阿南市椿町平松~福井町日の地	14.6	

吸缩反	除雪区間	
路線名	区間	延長(km)
一 大京原今津浦和田津線	阿南市那賀川町大京原~小松島市界	4.8
ー 坂野羽ノ浦線	阿南市羽ノ浦町界〜羽ノ浦町中庄	1.8
ー 敷地羽ノ浦線	阿南市那賀川町黒地〜阿南市羽ノ浦町中庄	1.2
ー 勝浦羽ノ浦線	阿南市羽ノ浦町中庄~阿南市羽ノ浦町宮倉	4.9
一 中島古庄線	阿南市那賀川町中島~阿南市羽ノ浦町古庄	3.6
ー 蛭子原西の久保線	阿南市那賀川町中島蛭子原~西の久保	1.1
一 大井南島線	阿南市大井町大井~中大野町西条	10.5
一 山口釘打線	阿南市山口町久延~福井町釘打	8.1
一 我山中林富岡港線	阿南市大潟町~向町	10.4
一 津乃峰筒先線	阿南市津乃峰町東分~内原町筒崎	3.1
一 福井椿泊加茂前線	阿南市福井町大宮~椿町庄田	13.8
一 中島港線	阿南市那賀川町上福井~同中島	1.3
一 小勝島公園線	阿南市橘町鍋浦~阿南市福井町大原	2.7

資料引用:徳島県雪害防止対策要綱より

2. 凍結防止剤の配置

市が配置している凍結防止剤の配置箇所及び数量は次のとおり。

凍結防止剤の配置箇所及び数量(阿南市)

設置箇所	配布数 (袋)
新町橋	4
横見橋	4
	4
領家橋	2
交流橋	2
豊稔橋	2
<u> </u>	2
稲穂橋	2
鎧石橋	2
文化橋	2
新西方橋	2
長生橋	4
津乃峰橋	4
宝橋	2
会下橋	4
井関堤防取合	2
明谷橋	2
谷橋	2
藁野橋	2
平等寺橋(阿波銀行)	2
羽ノ浦駐在前団地	4 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 2 2 2 2 2 2 3 5 4 6
あすみが丘東	5
あすみが丘西	4
春日野入口の丘	6
小 計	70

設置箇所	配布数 (袋)
桑野住民センター	8
新野住民センター	10
福井住民センター	10
椿住民センター	10
加茂谷住民センター	15
大野住民センター	5
長生住民センター	5
見能林公民館	5
橘住民センター	3
羽ノ浦支所	5
那賀川支所	5
中野島総合センター	10 15 5 5 5 5 5 5 5 5
小計	84
防災倉庫(桑野川防災ステーション)	86
合 計	240

県が本市内で確保しておく凍結防止剤の配置は、以下のとおりであり、交通状況または道路の 凍結状況により計画的に散布し、交通の確保に努めるものとする。

凍結防止剤の配置(県)

配置箇所	配置先	凍結防止剤 数量(袋)
阿南市富岡町	阿南庁舎他阿南市3箇所	300
阿南庁舎管内	橋梁箇所	50

資料引用:徳島県雪害防止対策要綱より

3. 除雪機械

県のブルドーザ・グレーターその他除雪に使用する建設機械の投入計画は、次のとおりである。

防除機械投入計画

機械種別	台	数	運転日数	備考
グレーター		1	2	借上
作業車		2	2	県直営
小計		3		

資料引用:徳島県雪害防止対策要綱より

4. 各機関の対策

指定地方行政機関、指定公共機関は、各機関の定める防災業務計画に基づき、必要な対策を実施するものとする。特に次の機関はそれぞれの緊急措置を講ずるものとする。

(1)四国運輸局徳島運輸支局(応神町庁舎)

定期バスの運行確保を図るため、チェーン、スノータイヤの備付を指導するとともに、運行停止を行う場合は各バス会社は、事前にラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、その状況を利用者に広報する措置を講ずるものとする。

(2)四国旅客鉄道株式会社

旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、各駅長が四国旅客鉄道株式会社運輸関係指令 手続の定めるところにより、必要に応じ給食、医療等の手配をするが、非常時においては、市町村、 住民等の協力をもとめて応急体制をとり輸送の確保に努める。

(3)四国電力株式会社

雪害時における配電線路等電力設備に重大な障害を生ずることが予想される場合又は重大な障害が発生した場合は、防災業務計画の定めるところにより防災体制を発令し、電力の確保に努める。

第23節 原子力災害事前対策計画

【各部各班】

第1 計画について

1. 計画の目的

徳島県内には、「原子力災害対策指針」(以下「指針」という。)に規定された原子力施設は立地 せず、比較的離れた場所に立地している。

県外に立地する原子力施設のうち、本市と高浜発電所までの直線距離は約190km、 伊方発電所までも約200kmと、予防的防護措置を準備する区域(PAZ: Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km)及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective ActionPlanning Zone・原子力施設から概ね半径30km)の範囲にも本市は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が原子力災害対策を重点的に実施すべき区域より広範囲に拡散し、市民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

また、放射性物質及び放射線による影響は、いわゆる人間の「五感」には感じることができないなど、他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると、原子力発電所において事故が発生した場合、市民の心理的動揺、精神的負担など、市民生活に混乱をきたす事態も想定される。

こうした経過を踏まえ、本節と「第3章 第37節 原子力災害応急対策計画」は、災害対策基本 法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年、法律第156号、 以下「原災法」という)に基づき、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって 本市が取るべき原子力災害対策を定めたものである。

2. 計画の性格

本節と「第3章 第37節 原子力災害応急対策計画」は、本市地域に係る原子力災害対策の基本となるもので、国の防災基本計画・原子力災害対策編(平成24年12月、一部改訂、内閣府)及び県の地域防災計画・原子力災害対策編(平成27年12月、徳島県)に基づいて作成したもので、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように連携を図る。

なお関係機関は、想定される事態に対応できる対策を講じるとともに、不測の事態にも対処し 得る柔軟な体制整備が必要となる。

3. 本市における他の災害対策との関係

この計画は、『阿南市地域防災計画 平成31年3月. 阿南市防災会議』の「一般災害対策編第3章 第23節 原子力災害事前対策計画」及び「同編 第3章 第37節 原子力災害応急対策計画」として定めるものである。この計画に定めのない事項は、一般災害対策編及び地震・津波災害対策編に記載のある対策を参考に対処するものとする。

4. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、防災基本計画または本市の体制、組織等の見直し等により、修正の必要があると認める場合は速やかに変更する。

第2 災害の想定

1. 放射性物質または放射線の放出形態

原子力災害対策指針(平成24年10月、原子力規制委員会)による原子炉施設での放射線物質 または放射線の放出形態は、以下のように想定されている(核燃料施設は除く)。

放射性物質または放射線の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の 放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)となり、 移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

原子力災害対策指針 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態より抜粋

2. 対象とする原子力災害

この計画は、上記の放射性物質または放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出で、広範囲に災害を及ぼした福島第一原子力発電所事故を考慮し、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所事故を想定する。

第3 体制の整備

本市は、原子力災害に対して、国・県・原子力事業者・関西広域連合、その他防災関係機関との間で、確実な情報の収集・連絡体制を図る。

1. 警戒体制を取るための体制整備

本市は、警戒事態及び(立地道府県において震度5強以下の地震が発生した場合を除く)施設敷地緊急事態発生の通報を受けたとき、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の整備促進に努める。

2. モニタリング体制の整備

県は、平時または緊急時における周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握する 環境放射線モニタリングを実施する。

本市は、このモニタリング結果を市民に的確に通報する。

3. 飲食物の出荷制限、摂取制限

県は、国の示す基準(運用上の介入レベル(以下「OIL(※注)」という。))に基づき、あらかじめ飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を定めておくものとする。

なお原子力災害対策指針での飲食物摂取制限は、次項のとおりとなっている。

※注 O I L (Operation Intervention Level: 運用上の介入レベル)

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。

OILと防護措置(抜粋)

	基準の種類	基準の概要	;	初期設定値	防護措置	
飲食物	飲食物に係る スクリーニング 基準 (OIL3)	飲食物中の 放射性核種 濃度測定を 実施すべき地域を 特定する際の基準		ら1m:0.5 μ 空間線量率)	数日内を目途に 飲食物中の 放射性核濃度の 測定すべき区域を特定	
摂			核種	飲料水 牛乳 乳製品	野菜類・穀類 肉・卵・魚 その他	
取			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	1週間以内を目途に
制	0116	飲食物の 摂取を制限する	放射性セシウム	200Bq/kg	500Ba/kg	飲食物中の放射性核濃度の 測定と分析を行い
限	0110	際の基準	プルトニウム及び 超ウラン元素の アルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	基準値を越えるものにつき摂取制限を実施
\.\\Z			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

[※]注1 μ Sv/h (マイクロシーベルト/時)

4. 緊急時の保健医療体制の整備

本市は、県が行う緊急時での市民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

¹時間あたりの放射線被ばく量で、1シーベルト(Sv)=1,000ミリシーベルト(mSv)=100万マイクロシーベルト(μ Sv)※注2 Bq/kg(ベクレル/kg)

主に食料品や水・土壌中に含まれる放射能の総量で、1ベクレルとは、1秒間に1つの原子核が崩壊して放射線を放つ放射能の量。 放射能とは、放射線を発する能力のことをいうが、その能力を表すのがベクレル、人体が受ける放射線量を表す尺度がシーベルトである。

第4 情報伝達体制の整備

1. 市民等への伝達体制

本市は、特定事態または警戒事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報や防御手段について、情報を受取る媒体や受取り方に留意し、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制の整備に努める。

2. 複合災害時の伝達体制

本市は、複合災害における情報伝達体制確保に努めるとともに、常に的確な情報が伝達される体制と通信の整備を推進する。

3. 相談窓口の設置

本市は、市民等からの問合わせに対応する相談窓口設置の方法・体制整備を検討する。

4. 要配慮者等への伝達体制

本市は、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自主防災組織やボランティア組織等の協力を得るための情報伝達整備に努める。

第5 原子力防災に関する知識の普及と啓発

本市は、国、県、及び原子力事業者等と協力し、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、以下の広報活動実施を検討する。

- ◆ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ◆ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈及び放射線防護に関すること
- ◆ 緊急時に、本市、国、県等が講じる対策の内容に関すること
- ◆ 災害時要配慮者等への支援に関すること
- ◆ 緊急時に取るべき行動
- ◆ その他原子力防災に関する知識

【メモ】			

第24節 徳島県戦略的災害医療プロジェクトの推進

【各部各班】

第1 主旨

県及び医療関係機関、防災関係機関は、大規模災害時において、病院の機能停止をはじめ、長期の避難生活における身体・精神的疲労などが被災者の健康面に影響し、災害関連死が発生していることに鑑み、「震災時の死者ゼロ」の実現に向けた事前の防災・減災対策の強化はもとより、災害関連死をはじめとする「防ぎ得た死」をなくすため、「戦略的災害医療プロジェクト『基本戦略』」に基づき、平時から災害時への、また災害時から平時へのつなぎ目のないシームレスな医療提供体制の構築を図る。

第2 災害医療力の強化

1. 災害医療体制の構築

県は、本市、災害拠点病院、医師会、保健所等と連携し、医療圏域ごとの体制強化や応援・受援体制の構築を進める。

また、国や市町村、保健所、災害拠点病院のほか、製薬会社や医薬品卸売業者等と連携し、発災後の急性期における医療救護活動に必要な医薬品の確保、また、その迅速な供給に係るシステムの構築を進める。

2. 災害医療を担う人材育成

県は、災害時に的確な医療が提供できるよう、研修会や訓練を通じ、災害派遣医療チーム(DMAT)の体制強化と、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害医療コーディネーターなどの育成・強化を行う。

3. 災害対応力・機動力の強化

県は、災害医療体制の更なる強化に向け、医療支援組織との連携強化に取り組むとともに、自衛隊、警察、消防などの防災機関や関係団体との訓練、会議等での連携強化を行う。

また、医療や防災関係機関の連携による災害医療活動が円滑に展開できるよう、災害医療のサポート機能や、活動に必要な物資の供給体制を強化するため、関係機関の調整会議を行い、資機材整備や燃料の流通備蓄等を行う。

さらに、医療活動、応急活動、復旧・復興対策などが迅速かつ的確に展開できるよう、行政コマンダー機能・後方支援機能の強化のため、行政職員の研修や災害専門ロジスティックスチーム等の 養成・訓練を行う。

第3 要配慮者支援の強化

1. 災害時要配慮者への支援

高齢者、障がい者、乳幼児など災害時要配慮者について、発災時の円滑な避難や被災後の健康維持が得られるよう、多彩なサポート体制を整備する。

2. 医学的管理を必要とする要配慮者への支援

医学的管理を必要とする在宅患者などが災害時も同一水準の医療サービスを受けられるよう、支援体制の構築を進める。

第4 避難環境の向上

1. 生活の質を重視した避難所の運営

避難所を中心に被災者に対し、県・本市の災害対策本部やそのロジスティックス部門、災害医療 や保健衛生等の各災害時コーディネーター、感染症や栄養等各専門チームが連携し、効果的な支援 ができるよう体制整備を進める。

避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード (人道支援における国際基準)の理念に基づき、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に地域 ぐるみで取り組む。

2. 多様な避難環境の創出

避難生活を快適な環境で過ごせるよう、多様な避難環境の創出や、避難者が必要とする物資の 円滑な供給体制づくりに取り組む。

第5 情報共有機能の強化

1. 住民への情報提供、住民からの情報把握

いかなる災害時においても、住民が気象情報や避難情報を入手でき、ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、テレビ、ラジオ、無線、電話、インターネットなど、多様・多種化した通信・情報手段の確保に取り組む。

2. 医療や防災関係機関との情報共有

災害時の医療提供を迅速かつ的確に行えるよう、医療や防災関係機関の間の情報共有機能の向上と被災者の医療情報を把握できるよう、「災害時情報共有システム」の拡充・強化を進める。

第25節 大規模停電・通信障害への備え

【各部各班】

第1 方針

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。 このため、次により各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生の被害の軽減に努めるものと する。

第2 内容

1. 知識の普及・啓発

本市及び防災関係機関等は、あらゆる機会を通じて、市民等に対し大規模停電・通信障害に備 えた知識の普及・啓発に努めるものとする。例示としては次のとおりとする。

- (1) 大規模停電・通信障害発生の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATM やクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

2. 事前予防のための取組

本市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

3. 業務の継続に向けた取組

本市、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4. 訓練の実施

本市及び防災機関等は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

【各部各班】

第1 主旨

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要とされる職員を配備し、災害対応を行う必要がある。

この災害対策活動においては、災害対策本部を初め、発生した各種の内容に応じ、特別の組織を編成するが、各職員は役割分担を十分に理解するとともに、対策活動全体の流れも熟知していなければならない。

災害対策本部立ち上げの認識

- ◆ 災害対策本部設置(廃止)基準について全職員が認識する。
- ◇ 意思決定者不在時の対応を明確にし、速やかに災害対策本部立上げを実施する。
- ◆ 災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。

1. 関係法律との関係

本市は、災害対策基本法第10条の他、『本編 第1章 総則 第1節 計画の目的及び基本方針』に記す各種法律に基づき、災害応急対策を総合的に計画し、速やかな運用を図る。

2. 相互協力

法第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務がある。

この計画の運用に当たっても、関係機関は下より公共的団体及び住民個人を含め相互協力のもとに処理するものとし、関係機関及び関係者は確実に各々に課せられた責務を果たすこととする。

第2 災害対策連絡本部

1. 災害対策連絡本部の設置基準

災害対策連絡本部設置基準は、災害種別の区分によって、以下のとおりとする。

(1) 大雨・洪水・暴風・高潮

大雨注意報及び他の注意報が併せて発表され、災害の発生が予想されるとき、または台風が本市に接近するおそれがあるときで、災害対策連絡本部長が設置の必要を認めたとき。

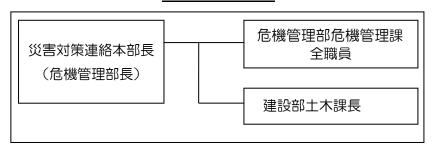
(2) 土砂災害

長雨または大雨注意報が発表され土砂災害が発生することが予想されるときで、災害対策連絡 本部長が設置の必要を認めるとき。

2. 災害対策連絡本部の組織体制

- (a) 災害対策連絡本部責任者は危機管理部長とし、部長不在時は危機管理課長が代行する。
- (b) 災害対策連絡本部は、本部責任者が召集する。
- (c) 召集する災害対策連絡本部員は、危機管理課全職員及び建設部土木課長とする。
- (d) 設置場所は、危機管理部長室または危機管理課内とする。

組織構成



3. 災害対策連絡本部の廃止基準

災害対策連絡本部は、災害対策連絡本部長が災害の危険性がないと判断した時、もしくは第一配 備体制の災害対策警戒本部あるいは第二〜第三配備体制の災害対策本部が新たに設置されたとき は、廃止する。

4. 災害対策連絡本部の事務分掌

災害対策連絡本部の事務分掌は、「本章 第2節 職員の動員配備計画」における阿南市災害対策 警戒本部及び災害対策本部の事務分掌を準用し、実施する。

第3 災害対策警戒本部

1. 災害対策警戒本部設置基準(第一配備体制) 災害対策警戒本部設置基準は、災害種別の区分によって、以下のとおりとする。

(1)大雨·洪水·竜巻·暴風·高潮

- 令 台風が本市を通過することが確実とされたとき。
- → 大雨警報及び他の警報が併せて発表され、災害の発生が予想されるとき。
- ◆ 国及び県より水防警報(準備)が発表され、災害の発生が予想されるとき。
- ◆ その他災害の発生が予想され、災害対策警戒本部長が設置の必要を認めるとき。

(2) 土砂災害

大雨、洪水警報及び他の警報が併せて発表され、土砂災害の発生が予想されるとき。

(3) 大規模火災災害

市内に火災が発生し延焼のおそれがあり、災害対策警戒本部長が設置の必要を認めるとき。

(4) 林野火災災害

山林に火災が発生し延焼のおそれがあり、災害対策警戒本部長が設置の必要を認めるとき。

(5) 危険物災害等

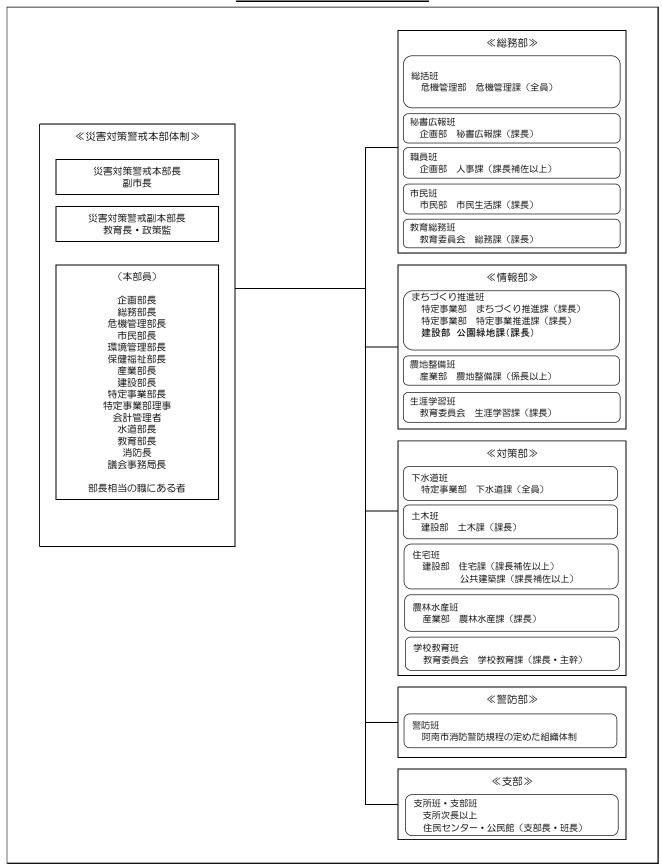
危険物等による災害が発生し、被害の拡大が予想され、災害対策警戒本部長が設置の必要を認めるとき。

2. 災害対策警戒本部の組織体制

- (a) 災害対策警戒本部の総括責任者は副市長とする。副市長が不在の場合には、教育長、政策監の順に代行する。
- (b) 災害対策警戒本部は本部総括責任者が招集する。
- (c) 招集する災害対策警戒本部員は、各部長、理事とする。
- (d) 設置場所は災害対策本部室とする。

【メモ】			

災害対策警戒本部組織構成



※注 各部・各班の人材が不足する場合は、部長・班長の判断によって、職員を増員し、災害対策本部の班編成に移行可能な準備も考慮しておくことが必要である。

3. 災害対策警戒本部の廃止基準

災害対策警戒本部は、市域に上記災害の危険性がなくなったとき、もしくは災害対策本部設置時に廃止する。

4. 災害対策警戒本部の事務分掌

災害対策警戒本部の事務分掌は「本章 第2節 職員の動員配備計画」における阿南市災害対策警戒本部及び災害対策本部の事務分掌を準用し、実施する。

第4 災害対策本部

1. 災害対策本部設置基準(第二配備体制・第三配備体制) 災害対策本部は、以下基準の災害種別によって設置する。

(1) 大雨・洪水・竜巻・暴風・高潮

- ◆ 大雨特別警報及び他の警報が併せて発表され、重大な災害の発生が予想されるとき。
- ◆ 指定河川の水位が氾濫注意水位を超え、さらに水位上昇により大規模な被害の発生が 予想されるとき。
- ◆ 国及び県より水防警報(出動)が発表され、災害の発生が予想されるとき。
- ◆ その他重大な災害発生が予想されるとき、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。

(2) 土砂災害

大雨、洪水警報及び他の警報が併せて発表され、重大な土砂災害の発生が予想されるときとする。

(3) 大規模火災災害

市内の延焼が拡大し、重大な災害になることが予想され、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。

(4) 林野火災災害

山林の延焼が拡大し、重大な災害になることが予想され、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。

(5) 危険物災害等

人的被害が拡大するおそれがあり、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。

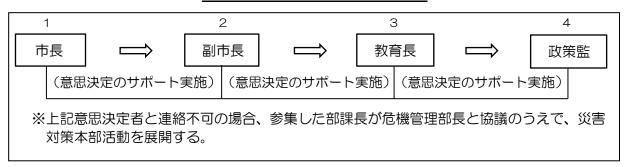
※ (1)及び(2)の自然災害では、市内に重大な災害が発生し、災害対策本部長が市全体で対処が必要と判断した場合、あるいは(3)~(5)のその他災害では、重大な災害に発展し、災害対策本部長が市全体で対処が必要と判断した場合は、全員配備体制(第三配備体制)に移行する。

2. 災害対策本部の組織構成

- (a) 災害対策本部長は市長とし、市長不在時は次図の意思決定で代行する。
- (b) 災害対策本部は本部総括責任者が召集する。

- (c) 召集する災害対策本部員は、各部長・理事とする。
- (d) 設置場所は、災害対策本部室とする。
- (e) 災害対策本部の組織構成は、「本章 第2節 職員の動員配備計画」参照。

災害対策本部設置の意思決定者



3. 災害対策本部の廃止

災害対策本部長は、災害の危険がなくなった時、あるいは発災後の応急対策がほぼ完了し、復旧・ 復興への足掛かりが可能となった時は、速やかに災害対策本部を廃止する。

なお廃止通知は、「本章 本節 第6 2. 災害対策本部設置通知」に準じ、処理する。

[メモ]		

第5 災害対策警戒本部または災害対策本部設置準備

災害対策警戒本部または災害対策本部設置準備は、以下の手順により実施する。

1. 庁舎内にいる来庁者及び職員の安全を確認し、来庁者を安全な場所へ誘導する。

1

庁舎の被害状況(建物・室内・電気・水道・通信機器)の把握、火気・危険物の点検を行う。
 →通信機器:総合情報通信ネットワークシステム、防災行政無線、
 電話、FAX、衛星携帯電話

1

3. 停電時は、自家用発電機による通信機器の機能確保を行う(確保できない時は、修理業者に連絡する)。

1

4. 本部長の判断により、災害対策警戒本部あるいは災害対策本部を災害対策本部室に設営する。 被害が激しく、災害対策本部室での設営が困難な場合は、阿南市文化会館(研修室)を代替施設 として使用する。

1

5. 県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置報告を行う。

県への連絡先

	1 災害時情報共有システム起動 必要事項入力送信				
	2 災害時情報共有システム不能の場合				
	① NTT回線				
	電 話 088-621-2716				
徳島県 伊藤田県安郊	FAX 088-621-2987				
危機管理環境部 	② 総合情報通信ネットワークシステム				
	電 話 *-2716				
	7036100				
	FAX 8099**2987				
	① NTT回線				
	電 話 0884-74-7273				
 南部総合県民局	FAX 0884-77-3851				
(地域創生防災部	② 総合情報通信ネットワークシステム				
<美波>)	電 話 *-0884-74-7273				
	FAX 8099**0884-74-9501				
	衛星電話 7036106				

6. 本部室にテレビ・パソコンを準備し、インターネットで防災機関や報道機関からの情報確保体制を取る。なお報道機関には、記者会見の実施を伝える。この時広報責任者は取材ルールの取決めを行う。



7. 本部室に市内地図・広域地図・災害状況掲示板等を準備する。

8. 応急対策に従事する職員の食料・飲料水の調達、宿泊場所の確保を行う。

第6 災害対策本部の編成と連絡

1. 編成等

災害対策本部の組織編成と本部会議開催要領は、以下のとおりとする。

(1)本部長(市長)と副本部長(副市長・教育長・政策監) 本部長は、災害対策本部を総括し、副本部長は本部長を補佐する。

(2) 対策本部会議

対策本部会議は、本部長・副本部長・各部部長(理事含む)をもって構成し、応急対策等で 的確・迅速な防災活動実施の基本方針を協議する。

なお、その庶務は、総務部総括班が担当する。

2. 災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を通知・公表する。

災害対策本部設置時の通知・公表

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者			
各部各班	庁内放送·電話(※注1)				
本市市民	報道機関・市ホームページ				
徳島県	災害時情報共有システム、総合情報通信ネット ワークシステム、NTT電話	総務部(総括班)			
報道機関	□頭、文書、NTT電話				
阿南警察署警備課	NTT電話他				
※注1 勤務時間外は自主参集もしくはNTT電話等となる。					

第7 支部の設置

災害対策警戒本部または、災害対策本部設置時には、住民センター・公民館には支部を置き、所管 区域内の災害対応が円滑に実施できるように、本部との連絡調整をとるものとする。

第8 現地災害対策本部の設置

発災時、特に激甚な被害が集中した地域にあっては、支部の管轄区域を一単位として、現地災害対策本部を設置し、速やかな応急対策活動を行う場合があるが、当設置の判断と職員の配備については、災害対策本部長が決定する。

なお名称は、「阿南市〇〇現地災害対策本部」とし、現地災害対策本部長を置く。

現地本部の事務分掌は、以下のとおりとする。

- ◆ 担当区域内の被害状況、災害応急対策の進捗状況、及びこれらに関する情報の防災機関・本部への連絡
- ◆ 担当区域内での要望の把握・抽出と要望事項の本部への伝達、本部の行う災害応急対策への 担当区域市民への広報
- ◆ 支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- ◆ 担当区域内の指定避難所に関する事務
- ◆ 本部長の現地視察等に関する日程等の連絡調整
- ◆ その他必要な事務

なお、現地災害対策本部長が担当区域内の災害応急対策がほぼ完了したと判断した場合、その旨を 災害対策本部長に連絡し、災害対策本部長が廃止を決定する。

第9 地域ごとの各組織との連絡

災害対策本部設置後は、本市関係職員だけでの対応は人員・人材の不足に至る場合も想定される。 したがって、災害対策本部と地域内での各組織団体等との連携で、以下の応急対策活動の実施に努 める。

地域内組織との連携活動

- ◆ 初動時の被害状況の把握・連絡と救出・救助
- ◆ 火災発生時の初期消火活動
- ◇ 避難指示時の避難誘導、避難者確認
- ◆ 避難行動要支援者を含む要配慮者の保護、生活支援
- ◆ 避難所運営マニュアルに基づく運営上のボランティア活動
- ◆ 災害時保健衛生活動マニュアルに基づく、要配慮者への保健衛生活動
- ◆ その他必要な活動

第10 体制の整備

第1 方針

県及び本市は、平常時からマニュアルの作成や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努めるものとする。

第2内容

1 人材育成等

(1) マニュアルの作成

県、本市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 人材の確保

県、本市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び本市は、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む。)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第2節 職員の動員配備計画

【各部各班】

第1 主旨

本市は、災害の種別に応じた迅速かつ的確な職員の動員配備体制を、以下のとおりとする。

第2 災害種別の配備基準

前節の活動配備体制を配備基準として表示すると、以下のとおりとなる。

配備基準

災害種別		《《宇动祭》市级大加压制	災害対策警戒本部体制	災害対策本部体制		
	古性別	災害対策連絡本部体制	第一配備体制	第二配備体制	第三配備体制	
			①台風が本市を通過することが 確実とされたとき ②大雨警報及び他の警報が併せ	①「顕著な大雨に関する情報」(線 状降水帯)が発表されたとき。		
	大雨洪水	大雨注意報及び他の注意報 が併せて発表され、災害の 発生が予想されるとき、ま たは台風が本市に接近する おそれがあるときで災害対 策連絡本部長が設置の必要 を認めるとき	て発表され、災害の発生が予想 されるとき	②大雨特別警報及び他の警報が併せ て発表され、重大な災害の発生が予 想されるとき		
	竜巻		③国及び県より水防警報(準備)が発表され、災害の発生が予想されるとき	③指定河川の水位が氾濫注意水位を 超え、さらに水位上昇により大規模 な被害の発生が予想されるとき		
気象災害	暴風高潮		4)その他災害の発生が予想され、災害対策警戒本部長が設置の必要を認めるとき	④国及び県より水防警報(出動)が 発表され、災害の発生が予想される とき	市内に重大な災害が発生し、市全体で対処が必要と災害対策本部長が認めるとき	
	间州			⑤その他重大な災害の発生が予想され、災害対策本部長が設置の必要を 認めるとき	が認めるとき	
		長雨または大雨注意報が発表され、土砂災害が発生することが予想されるときで、災害対策連絡本部長が設置の必要を認めるとき	土砂災害警戒情報が発表された とき	大雨特別警報、洪水警報及び他の警報が併せて発表され、重大な土砂災害の発生が予想されるとき		
	大規模 火災災害		市内に火災が発生し延焼のおそれがあり、災害対策警戒本部長が設置の必要を認めるとき	市内の延焼が拡大し、重大な災害になることが予想され、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき		
その他災害		消防本部からの通報を受け、協議により、連絡本部長が設置を必要と認めるとき。	山林に火災が発生し延焼のおそれがあり、災害対策警戒本部長が設置の必要を認めるとき	山林の延焼が拡大し、重大な災害に なることが予想され、災害対策本部 長が設置の必要を認めるとき	重大な災害に発展し、 市全体で対処が必要と 災害対策本部長が認め るとき	
	危険物 災害等		危険物等による災害が発生し、 被害の拡大が予想され、災害対 策警戒本部長が設置の必要を認 めるとき	人的被害が拡大するおそれがあり、 災害対策本部長が設置の必要を認め るとき		

【メモ】			

第3 動員体制

災害対策連絡本部・災害対策警戒本部・災害対策本部別の動員体制は、以下のとおりとする。

動員体制

体制別	役職区分等	体制
災 害 対	本部長	危機管理部長(部長不在の時は、危機管理課長が代行)
N 策 連 絡	(本部責任者)	心域自注即及(即及不正の間は、心域自注述及の「VII)
絡 本	本部員	危機管理課(課員全員)、土木課長
部	参集場所	危機管理部長室又は危機管理課内
	本部長	
災へ 害第	(本部総括責任者)	副市長
対 —	副本部長	教育長、政策監
策配 警備 戒体 本制	本部員	企画部長、総務部長、危機管理部長、市民部長、環境管理部長、保健福祉部長、 産業部長、建設部長、特定事業部長、会計管理者、水道部長、教育部長、 消防長、議会事務局長、特定事業部理事、部長相当の職にあるもの
部)	総括担当	危機管理課(課員全員)
	参集場所	災害対策本部室
(第二~	本部長 (本部総括責任者)	市長
害第	副本部長	副市長、教育長、政策監
害対策本部の第三配備体は	本部員	企画部長、総務部長、危機管理部長、市民部長、環境管理部長、保健福祉部長、 産業部長、建設部長、特定事業部長、会計管理者、水道部長、教育部長、 消防長、議会事務局長、特定事業部理事、部長相当の職にあるもの
制制	総括担当	危機管理課(課員全員)
	参集場所	災害対策本部室

運用上の留意点

- (1) 本庁以外の施設勤務者は、待機配置と同時にそれぞれの勤務場所において情報収集、伝達と警備にあたる。また、勤務外にあっては、自宅に最も近い本市勤務場所に自主参集する。
- (2) 他班への応援協力については、本部長からの指示伝達による。
- (3) 本部長は、災害の状況及び応急措置の推移により、激甚被害地区での集中的対策活動の必要性が生じたときは、 各対策本部に所属する職員を可能な限り管轄区域に配備するが、支部班長は支部において動員可能職員数を 把握しておくこと。
- (4) 災害対策本部設置後における防災関係の呼称電話は個人の「名指し」はせず、すべて対策本部と呼称すること。 (例 「○○から対策本部」 「ハイ 対策本部です」)

<u>動員体制表</u>

区	種		別	-	災害対策警戒本部	災害対	策本部
分	部	班	班長	災害対策連絡本部	第一配備体制	第二配備体制	第三配備体制
	《 総務部》 部長	総括班	危機管理課長	危機管理課	危機管理課	危機管理課	危機管理課
	危機管理部長	秘書広報班	秘書広報課長		秘書広報課	秘書広報課	秘書広報課
		職員班	人事課長		人事課	人事課	人事課
		市民班	市民生活課長		市民生活課	市民生活課	市民生活課
	副部長	教育総務班	教育総務課長		教育総務課	教育総務課	教育総務課
	企画部長	議会班	議事課長			議事課	議事課
本	総務部長	総務・	総務課長			総務課	総務課
4	会計管理者	財政班				財政課	財政課
	教育次長					企画政策課	企画政策課
	議会事務局長						行革デジタル戦略課
						ふるさと未来課	ふるさと未来課
		税務班	税務課長				税務課
							選挙管理委員会
							事務局
							監査事務局
			会計課長				
	// //= ±D ÷D \\	会計班			またべくり 世 海田	またべく 10 批准部	会計課
	《情報部》	まちづくり	まちづくり		まちづくり推進課 特定事業推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課 特定事業推進課
	部長 市民部長	推進班	推進課長		公園緑地課	特定事業推進課 公園緑地課	行止事業推進議 公園緑地課
	Andah					乙国际记录	五国冰地床
		農地整備班	農地整備課長		 農地整備課		農地整備課
	副部長	生涯学習班	生涯学習課長		生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課
١.	環境管理部長					人権教育課	人権教育課
庁	産業部長						図書館
	特定事業部理事	環境管理班	環境管理課長			環境管理課	環境管理課
						環境整備課	環境整備課
		環境保全班	環境保全課長			環境保全課	環境保全課
		地域支援班	人権・男女共同参画課			人権 • 男女共同参画課	人権・男女共同参画課
		商工政策班	商工政策課長			商工政策課	商工政策課
							野球のまち推進課
		文化振興班	文化振興課長				文化振興課
	《対策部》	下水道班	下水道課長		下水道課	下水道課	下水道課
	部長	土木班	土木課長	土木課	土木課	土木課	土木課
	建設部長						工事検査課
	-	住宅班	住宅課長		住宅課	住宅課長	住宅課長
			公共建築課		公共建築課	公共建築課	公共建築課長
		保険年金班	保険年金課長			保険年金課	保険年金課
	副部長	医師班	加茂谷診療			FIRST LATER	加茂谷診療所
	保健福祉部長		所長				2012日 1278171
	特定事業部長	医療衛生班	保健センター			保健センター	保健センター
	水道部長		所長		介護保険課	介護保険課	介護保険課
	7.2						葬斎場
		<u> </u>					

\boxtimes	種		別	,,,	災害対策警戒本部	災害対	
分	部	班	班長	災害対策連絡本部	第一配備体制	第二配備体制	第三配備体制
	《対策部》	福祉班	地域共生推進課長		地域共生推進課	地域共生推進課長	地域共生推進課長
	// YJ X/ LB //	1001112/21			20-2/ (<u>Titlelik</u>	生活福祉課	生活福祉課
	部長					こども課	こども課
	建設部長	農林水産班	農林水産課長	-	農林水産課	農林水産課	農林水産課
本							農業委員会事務局
	副部長	水道班	水道課長	-	水道課	水道課	水道課
	保健福祉部長						
	特定事業部長	学校教育班	学校教育課長		学校教育課	学校教育課	学校教育課
	水道部長						教育研究所
							青少年健全
							育成センター
		スポーツ	スポーツ振興			スポーツ振興課	スポーツ振興課
		振興班	課長				科学センター
庁		学校給食班	学校給食課長				学校給食課
		生活環境班	生活環境課長				生活環境課
	《 警防部 》	警防班	警防課長			阿克韦沙库黎库坦克	3の声致仏骨に従い
	部長				警防部については、 活動する。	四角11月的言的规划	-の事務刀手に促い
	消防長						
		支所					那賀川支所
	《支所・支部》				2 to 0 to 1 to 1	2 th	羽ノ浦支所
		支部			各住民センター ・各公民館	各住民センター ・各公民館	各住民センター ・各公民館
	那賀川支所						
	羽ノ浦支所						
	支部						
支	富岡支部(富岡公民館)						
	中野島支部						
	(中野島公民館)						
	宝田支部(宝田公民館) 長生支部						
	(長生住民センター・						
	長生公民館)						
	大野支部						
	(大野住民センター						
	• 大野公民館)						
	加茂谷支部						
部	(加茂谷住民センター						
l oh	・加茂谷公民館) 見能林支部						
	(見能林公民館)						
	桑野支部						
	(桑野住民センター						
	• 桑野公民館)						
	新野支部						
	(新野住民センター						
	・新野公民館)橘支部						
	パラスロック						
	橘公民館)						
	椿支部						
	(椿住民センター・椿						
	泊 連絡所・椿公民館)						
	福井支部						
	(福井住民センター						
	・福井公民館)那賀川支部						
	(那賀川公民館)						
	羽ノ浦支部						
	(羽ノ浦公民館)						
				•	•		-

						Ι.	
	安定期	(72時間から)	1 災害対策本部の設置・運営に関す ること。 3 県、阿南市消防本部及びその他関 係機関との情報連絡に関すること。 4 災害対策本部の指系部とびその他関 所機関との情報連絡に関すること。 4 災害対策本部の指示伝道に関す ること。 6 防災所無線、衛星携帯電話の 利用に関すること。 7 現地災害対策本部の設置・運営の 利用に関すること。 8 ペリコブター離発着場所等の連絡 調整に関すること。 9 ペリコブター離発着場所等の連絡 調整に関すること。 1 災害対策本部の限置・運営の 1 災害対策本部の限置・運営の 1 災害対策本部の限置・運営の 2 クイフライン情報の収集及び取りまと 2 クイフライン情報の収集及び取りまと 2 0 1 災害対策の総括に関すること。 11 災害対策の総括に関すること。 12 災害対策の総括に関すること。 13 防災金騰に関すること。 16 公共交通機関の情報に関すること。 16 公共交通機関の情報に関すること。 17 他の地方公共回体からの応援受 付及び核要請に関すること。 18 災害後期が表による企画立案及び 連絡調整に関すること。 16 公共交通機関の情報に関すること。 17 他の地方公共回体からの応援受 付及び核要請に関すること。 18 災害者の経済をこと。 19 災害対策本部の積散に関すること。 19 災害対策本部の積減に関すること。 19 災害対策本部の積減に関すること。 19 災害対策本部の積減に関すること。 19 災害対策本部の積減に関すること。 19 災害が資本の資本に関すること。 19 災害が資本の資本に関すること。 19 災害が資本の資本に関すること。 19 災害が資本の資本に関すること。 19 災害が資本の資本に関すること。 19 災害が資本の資本に関すること。 19 災害が資本の資本に関すること。 19 災害が資本の資本に関すること。 19 災害が資本の資本に関すること。 19 災害が資本が高速度の必要を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を	1 本部長の秘書に関すること。 2 住民に対する災害広報に関する こと。 3 韓道機関に対する災害情報の提 供及び連絡調整・取材ルール取り 決めに関すること。 4 災害の記録に関すること。	1 職員の動員、労務調整に関すること。 2 課長の出動連絡に関すること。 3 災害派遣職員に関すること。	1 各支部(支所・住民センター)及び連絡 所との連続調整に関すること。 2 機構所の総括に関すること。 3 義援金の配分関係に関すること。 4 機構所の閉鎖に関すること。 5 被災者の生活確保。	1 所管施設の応急復旧に関すること。 2 避難がり閉鎖に関すること。 3 所管施設の災害復旧事業計画の 策定と推進。
災害対策本部	第三配備体制	(24時間から72時間以内)	1 災害対策本部の設置・運営に 2 関するたと。 3 集、以間市計能が本部及びその 4 災害対策本部の連絡調整に関 すること。 5 株産権競争の収集及び取りま ために関すること。 6 好災方乗業、種里株帯電話 の利用に関すること。 8 かり二男・金の 8 がりまたと。 9 イフライン・精報の収集及び取り 2 ために関すること。 10 返電対策の機断に関すること。 11 災害対策の機関すること。 12 災害対策の総括に関すること。 12 災害対策の総括に関すること。 13 日本のに関すること。 14 次金機に関すること。 15 災害対策の総括に関すること。 16 公共交通機関の情報に関すること。 17 災害をがに関すること。 18 次電表を 18 次金機に関すること。 19 が金機に関すること。 16 公共交通機関の情報に関すること。 16 公共交通機関の情報に関すること。 17 次電表を 18 次金機に関すること。 19 次金機に関すること。 16 公共交通機関の情報に関すること。 17 後書表別法による企画立案及 ととかに機関すること。 18 次音表別を 19 がる機に関すること。 19 がる機に関すること。 10 が音を機関でること。 11 が音を 11 が音を 12 が音を 13 が音を 14 が音を 15 が音を 16 が音を 17 が音を 18 が音を	1 本部長の秘書に関すること。 2 住民に対する災害広報に関 すること。 3 難述機関に対する災害情報の 提供及び連絡調整・取材ルー ル取り決めに関すること。 4 災害の配録に関すること。	1 職員の動員、労務調整に関すること。2 課長の出勤連絡に関すること。3 災害派遣職員に関すること。		1 所管施設の被害状況調査及び 機能展保等の応急対策に関す ること。 2 学校教育施設関係の避難施設 開設に関すること。
災害対	発災直後 (201年間11日)		1 災害対策本部の設備・連出 1 災害対策本部の設備・連出 1 に関すること。 2 災害対策本部の連絡調整 1 に関すること。 2 版書対策本部の指示 4 災害対策を部の指示症 4 災害対策を部の指示症 2 成別すること。 5 被害権等の収集及び取り 7 現地災害が発率部の設置・ 1 現地災害対策本部の設置・ 1 現地災害対策本部の設置・ 2 フィフライン情報の収集及 3 カイライン情報の収集及 3 カイライン情報の収集及 5 カイライン情報の収集及 5 カイライン情報の収集及 5 カイライン情報の収集及 5 カイライン情報の収集及 5 カイライン情報の収集及 5 カイライン情報の収集及 5 10 通信機関の情報収集及 10 通信機関の情報収集及 12 災害対策の総括に関すること。 12 災害対策の総括に関すること。 13 自衛隊及び警察の応援要 請に関すること。	1 本部長の秘書に関すること。 日本日に対する災害広報に 関すること。 3 報道機関に対する災害情 報の提供及び連絡調整・取 材ルール取り決めに関する こ。。 4 災害の記録に関すること。	1 職員の動員、労務調整に関すること。2 課長の出動連絡に関すること。3 災害派遣職員に関すること。	1 各 支 部 (支 所・住 民 セン ペー) 及 (通路 介上の 通路 開整に関すること。 2 避難所の総括に関すること。 3 外国人の対応に関すること。 4 社会福祉協議会との連絡 開整に関すること。	1 所管施設の被害状況調査 及び機能機保等の応急対 策に関すること。 2 学校教育施設関係の避難 施設開設に関すること。
	第二配備体制		1 災害対策本部の設置・運営・廃止に関 1 災害対策本部の各部連絡調整に関するに 2 災害対策本部の各部連絡調整に関すると るに 2 以害対策本部の各部連絡に関すること。 2 投票が策本部の指示伝達に関すること。 2 被害情報等の収集に関すること。 5 被害情報等の収集に関すること。 6 防災行政無線、衛星携帯電話の利用 に関すること。 8 ライフライン情報の収集及び取りまと めに関すること。 9 ラインライン情報の収集及び取りまと がに関すること。 10 各班の参集確認に関すること。 10 各班の参集確認に関すること。 10 各班の参集確認に関すること。 10 各班の所管に属しない事項の 実施に関すること。	1 本部長の秘書に関すること。 生 民 に対する災害広報に関すること。 3 報道機関に対する災害情報の提供及 び連絡調整・取材ルールの取り決めに 関すること。 4 災害の記録に関すること。	1 職員の勤員、労務調整に関すること。 2 課長の出勤連絡に関すること。 3 災害派遣職員に関すること。	1 各支約(支所・住民センター)及び連絡 再との連絡調整に関すること。 2 避難所の総括に関すること。 3 外国人の対抗に関すること。 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。	日 所管施設の被害状況調査及び機能確保等の応急対策に関すること。 保等の応急対策に関すること。 2 学校教育施設関係の避難施設開設に関すること。 関すること。 3 他班の応援に関すること。
災害対策警戒本部	第一配備体制		1 災害対策警戒本部設置に関 4 あること。 2 災害対策警戒本部の連絡調 4 億島地方気象合からの気象 有制等の収集に関すること。 5 防災行政無線、衛星携帯電 5 防災行政無線、衛星携帯電 5 防災行政無線、衛星機帯電 5 防災行政無線、衛星機帯電 1 災害対策本部の設置検討に 2 災害対策本部の設置検討に 関すること。 8 災害対策本部の解散に 関すること。	1 本部長の秘書に関すること。 2 班員の参集に関すること。 3 住民に対する災害広報に関すること。 4 報道機関に対する災害情報 の提供及び連絡調整・取材 ルール取り決めに関すること。	1 職員の動員、労務調整に関すること。2 課長の出動連絡に関すること。	1 各支部(支所・住民センター) 及び漁業所との連絡調整に 関すること。 2 避難所の総括に関すること。	1 所管施設の被害状況調査及 び機能確保等の応急対策に 関すること。 2 学校教育施設関係との連絡 調整に関すること。 3 斑真の参集に関すること。
	災害対策連絡本部		1 次書対策連絡本部設置 「関サ今にと。 2 徳島地方像祭台からの 対象情報等の投集に関す すった。 3 被書情報の収集に関す 4 災害対策警戒本部また は災害対策警戒本部また は災害対策警戒本部また は災害対策警戒本部また 以害対策警戒本部の設置 体的に関すること。 5 災害対策連絡本部の解 限に関すること。 6 韓員の参集に関すること。 6 韓員の参集に関すること。				
	點		危機管理課	移書広報課	人事課	市民生活牒	教育総務課
			総括斑	秘書広報班	班員班		教育総務班
	箱		等			市民班	<u> </u>
₩:	下支	钷	₩	上			

				ů					
		安定期 (72時間から)	議員に対する災害状況の報告に 関すること。 2 教活教助物資の搬入及び機出に 関すること。	1 災害対策用の自動車の確保及び 配車に関するによった。 3 アマチュア無線への協力要請に関すること。 4 権勢ンステム機器類の管理に関すること。 5 終援勢助対質の準盤及び受付並びに支払いに関すること。 6 災害時の応急財政措置に関すること。 7 市有財産の管理に関すること。 7 市 有財産の管理に関すること。 8 復旧・復興事業からの暴力団排除に関すること。 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 2 の 2 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3	存支的への連絡調整(災害情報の 伝達)に関するによ。 と 災害状況の調査及び集計に関す ること。 及び書に伴う市税の減免、粉税猶予 及び申告等の期限延長に関すること。	 災害権に必要な物品の調達及び 日報に関すること。 以無関係機会の出籍に関すること。 義援金の受付に関すること。 義議金の受付に関すること。 裁議金の受付に関すること。 裁談金の支援に関すること。 核災者の生活確保。 災害復日事業に伴う財政援助及 び助成。 	1 河川情報の収集に関すること。 2 過路情報の収集に関すること。 3 報告情報の収集に関すること。 4 所管施設の被害状況調査に関すること。 5 所管施設の成態復旧資機材の確保 に関すること。 6 所管施設の応急復旧工事に関すること。 7 所管施設の応急復旧工事に関すること。 2 に関すること。 8 報災地の自然公園施設に関すること。 8 報災地の自然公園施設に関すること。 8 報災地の自然公園施設に関すること。 8 報災地の自然公園施設に関すること。 8 報災地の自然公園施設に関すること。 9 所管施設の災害復旧事業計画の 第定と推進。	1 所管施設の応急復旧に関すること。 2 所管施設の災害復旧事業計画の 策定と推進。	
災害対策本部	第三配備体制	錯綜期 (24時間から72時間以内)	1 騰員に対する災害状況の報告 に関すること。 2 救援教助物資の搬入及び機出 に関すること。	1 災害対策変機材の状況中個に 図すること。 ジニオダ無の自動車の所保及 び配車に関すること。 3 輸送に関すること。 1 に関すること。 所載ステム機器類の管理に 所すると、 例すること。 参援教助物資の準盤及び受付 並びに支払いに関すること。 1 災害時の応急財政措置に関すること。 7 災害時の応急財政措置に関すること。 7 災害時の応急財政措置に関すること。	1 春 支部への連絡調整(災害情報の伝達)に関すること。	1 災害等に必要な物品の関係及び任義に関するにと。	1 河川精樹の収集に関すること。 2 道路情報の収集に関すること。 3 被害情報の収集に関すること。 4 所管施設の被害状況調査に関う 5 ずること。 5 所管施設の機能保全等の応急 対策に関すること。 6 所管施設の応急復旧資機材の 確保に関すること。	1 耕地、水門、塩門、ため治等耕 地施設の被害調査及び災害対 策に関すること。 2 所管施設の応急復旧に関する こと。	
災害対策	******	発災直後 (24時間以内)		返告対策複様和の状況把 握に関するにと。 変書対策角の上。 変書対策角の画面の確保及び配車に関すること。 輸送に関すること。 オマチュル事業への協力要 請に関すること。 情報システム機器類の管理に関すること。			1 河川情報の収集に関すること。 と、 2 道路情報の収集に関すること。 と。 表書情報の収集に関すること。 と。 4 所管施設の被害状況調査 に関すること。	1 耕地、水門、樋門、ため池 等耕地施設の被害調査及 び災害対策に関すること。 2 所管施設の応急復旧に関 すること。	
	111111111111111111111111111111111111111	第二配備体制	1 班員の参集に関すること。 高額に対する災害状況の報告に関す ること。 3 救援救助物資の搬入及び搬出に関す ること。 4 他班の応援に関すること。	にという。 でき対策変機材の状況把握に関すること。 2、近季対策用の自動車の確保及び配車に関すること。 1、同野すること。 3、動法に関すること。 5、数援教助物資の準確及び受付並びに支払いに関すること。			1 河川情報の収集に関すること。 1 道路情報の収集に関すること。 3 被害情報の収集に関すること。 4 所管施設の被害状況調査に関すること。 と。	1 耕地、水門、塩門、ため池等耕地施設 の被害調査及び災害対策に関するこ と。 2 他班の応援に関すること。	
災害対策警戒本部	1	第一配備体制					河川情報の収集に関するこ 道路情報の収集に関すること。 と。	1 耕地、水門、福門、ため池等 耕地施設の被害調査及び災 害対策に関すること。 2 斑員の参集に関すること。	
	災害対策連絡本部						1 河川情報の収集に関すること。 通路情報の収集に関すること。		
	₽ K	*	機争調	財務が課 の国政策課 企画政策課 行 革 デンタル 軌路 ふるさと未来課	祝務課 滋幸管理委員会事務局 監查事務局	松野語	まちづくが推進課 特定事業推進課 公園繰地膜	農地整備課	
	描	74	議会班	総務・財政班	税務班	会計班	まち ごくり 権進野	農地整備班	
語 金									
₩	七十	支部			*	世			

	安定期 (72時間から)	1 施設利用者の安全確保に関すること (休日等、施設開館時に予災の場合) 各 本部(公民館)との連絡調整に 関すること。 3 所管施設の機能保全等の応急対策 に関すること。 4 所管施設の応急復旧に関すること。 5 避難所の閉鎖に関すること。 6 所管施設の災害復旧事業計画 の策定と推進。	所管施設の被害状況調査に関する 所管施製施設の開設に関すること。 所管施設の機能保全等の応急対策 に関すること。 被災地内のし尿、ゴミ処理に関する に関すること。 被災地内のし尿、ゴミ処理に関する に関すること。 所管施設の応急復旧に関すること。 が地内の関鍵に関すること。 が増売数の災害復日事業計画 の策定と推進。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。 こと。 2 仮設イルの設置に関すること。 3 災害時の公害に関すること。 4 他班の応援に関すること。	1 所管避難施設の開設に関すること。 すること。 3 住民からの要望に対する調整及び処理に対する記憶及が必要理に対する調整及び必 増工に関すること。 5 所管避難施設の閉鎖に関すること。 5 所管避難施設の閉鎖に関すること。 第定と推進。 6 被災者の生活確保。	「所管施設の被害状況調査に関する こと。 2 南工業関係者被害の調査報告に関すること。 すること。 3 所管避難施設の開設に関すること。 4 帰宅阻難者の支援に関すること。 5 災害救助用の支援に関すること。 5 災害救助用の支援に関すること。 6 親光施設等の災害対策に関すること。 7 南、工、鉱業の災害対策に関すること。 7 市、工、鉱業の災害対策に関すること。 7 市、工、鉱業の災害対策に関すること。 8 所管施設の災害技能
災害対策本部	第二部 第一部 第一部 第一部 第一部 第一部 第一部 第一部 第一部 (54時間から75時間以内)	1 施設利用者の安全確保に関すること(作日等、施設開館時に ること(作日等、施設開館時に 2 各文部(公民館)との連絡調整 に関すること。 3 所管施設の被害状況調査に関すること。 4 所管施製の機能保全等の応急 こと。 5 所管施設の機能保全等の応急 対策に関すること。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。 2 所管避難施設の開設に関すること。こと。 こと。 3 所管施設の機能保全等の応急 対策に関すること。 4 被災地内のし尿、ゴミ処理に関すること。	1 所管施設の被害状況調査に関 すること。 な影トイルの設置に関すること。 3 災害時の公害に関すること。 4 他班の応援に関すること。	1 所管避難施設の開設に関する 実施 2 東援教助物資の保管・仕分け に関すること。	所管施設の被害状況調査に関 2 商工業関係者被害の調査報告 2 商工業関係者被害の調査報告 に関すること。 3 所管避難施設の開設に関する 1 応と 4 帰宅関離者の支援に関すること。 と。 災害教助用の交類、寝具等生 活必需品の確保に関すること。
災害対	発災直後 (24時間以内)	1 施設利用者の安全確保に 関すること(作日等 施設開 電時に発送の場合) 全 女郎(公民館)との連絡 調整に関すること。 3 所管施設の被害状況調査 1 所管施設の被害状況調査 1 所管強難施設の開設に関すること。	- 2	1 所管施設の被害状況調査 に関すること。 2 仮設トイレの設置に関する こと。 3 災害時の公害に関すること。 4 他班の応援に関すること。	1 所管避難施設の開設に関するた。 するた。 2 教援教即物資の保管・仕分 けに関すること。	1 所管施設の被害状況調査 「関する」。 2 配業を定し、 報告に関すること。 3 所管避難施設の開設に関 4 毎宅困難者の支援に関す ること。
	第二配備体制	1 各支部(公民館)との連絡調整に関すること。 所管施設の被害状況調査に関すること。 3 所管避難施設の開設に関すること。 4 他班の応援に関すること。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。 2 被災地内のし尿、ゴミ処理に関すること。 数類の参集に関すること。 4 他班の広場に関すること。 5 所管避難施設の開設に関すること。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。 2 版員の参集に関すること。 3 災害時の公害に関すること。 4 仮設イレの設置に関すること。 5 他班の応援に関すること。	 1 住民からの要望に対する調整及び処理に関すること。 2 契提教助物資の保管・仕分けに関すること。 3 班員の参集に関すること。 	1 所管施設の被害状況調査に関すること。 2 商工業関係被害の調査報告に関すること。 2 近、3 班員の参集に関すること。 3 班員の参集に関すること。 6 成立、鉱業の災害対策に関すること。 6 観光施設等の災害対策に関すること。 7 所管避難施設の開設に関すること。 8 他班の応援に関すること。
災害対策警戒本部	第一配備体制	1 各 支部 (公民館)との連絡調整に関すると。 2 所管 態設 の被害状況調査に 3 所令 にと。 3 班員の参集に関すること。 4 所管避難施設の開設に関する こと。				
	災害対策連絡本部					
	點	在 本 本 本 本 の の 本 の の の の の の の の の の の の の	環境管理課	環境保全課	ふるさと未来課 人権・男女参画課	南工政策課 野球の末ち推進課
	班	生涯学習 生	環境管理班	環境保全班	范域支援 班	商工政策班
# 1	市大部	《情報館》 部長 市民部長 副部長 環境管理部長 薩業部長	*		七	

П				NO .	
	安定期	1 所管施設の被害状況調査に関する こと。新継施設の開設に関すること。 2 所管維施設の開設に関すること。 3 文化財の被害調査。 4 所管施設の災害復旧事業計画の 策定と推進。	所管施設の機能確保等の応急対策 「国事すること(国面排水種門の関門 操作。	1 道路、河川、橋梁及び漁港の被害 状況顕著に関するた。 2 地寸べり。急傾斜・七元等性盤災 害の被害状況調査に関すること。 3 集券の孤立化対策に関すること。 3 無券の孤立化対策に関すること。 5 所管 能吸 の係。後個 正事に関す ること。 6 建設、河川、橋梁及び漁港の機能 確保等の応急対策に関すること。 8 地寸べり。64億数・七元等性盤 2 地寸べり。64億数・七元等性盤 2 地寸へり。64億数・七元等性盤 2 地寸へり。64億数・七元等性盤 2 地寸へり。64億数・七元等性盤 2 地寸へり。64億数・七元等性盤 2 地寸へり。64億数・七元等性盤 2 地寸へり。64億数・七元等性盤 2 に同りること。 1 にの第者の確保に関すること。 1 にの第者の確保に関すること。 1 にの第者の確保に関すること。 1 にり 努為者の確保に関すること。 1 にり 努為者の確保に関すること。 1 にり 努為者の確保に関すること。	1 市営住宅等の被害状況調査に関す ること 力 市営住宅等の機能確保に係る応急 対策に関すること。 3 様災住宅の応急危険度判定及び応 急修理に関すること。 4 応急仮設住宅の雑設監理に関する こと。 5 様災住宅の被害権定に関すること。 6 所管施設の災害権 旧事業計画の 策定と推進。
災害対策本部	第二部備体制 錯綜期 錯綜期	(大年時日から7年時日以内) 大年時日から7年時日以内) すること。 万年産業施設の開設に関する こと。	カ音施設の機能確保等の応急 対策に関すること(層面排水額 門の期間操作。 の時期機能の被害状況調查、機能 確保等の応急が推に関すること (層面浄化センターの確認)。 3 所曾施設の被害状況調查、機 能循係等の応急が推に関すること (高面浄化センターの確認)。 7 不道施設の被害状況調查、機 都保等の応急が策に関すること (高面内及び期質川町の 下水道施設の被害状況調查、機 確保等の応急が策に関すること (下水道施設の被電及で設置) 下水道施設の被電及で設置 下水道施設の被電及で設置 下水道施設の被電及で設置 下水道施設の被電及で成設 下水道施設の被電及で成設 下水道施設の被電及で成設 下水道施設の被電及で成設 下水道施設の被電及で設置 下水道施設の被電及で設置 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の被電及で設置 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及で成設 下水道施設の機能及の低度 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及の低度 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及で成態 下水道施設の機能及の低度 下水道施設の機能及の低度 下水道施設の機能及の低度 下水道施設の機能及の低度 下水道施設の機能及 下水道施設の機能及び機能 下水道施設の機能及 下水道施設の機能を 下水道施設の機能を 下水道施設の機能を 下水道施設を 下水道施設の機能を 下水道施設を 下水道施設の機能を 下水道施設の 下域 下域 下域 下域 下域 下域 下域 下域 下域 下域	「道路、河川、橋梁及び漁港の を開発が調節でした。 を開発が開発して活済等地 最次書の被害状況調査に関すること。 また。 また。 国本の加工化対策に関すること。 に関すること。 に関すること。	1 市営住宅等の被害状況調査に 関するたと。 被災建築物のた急危険度判定 本部の設備等に関するたと。 3 市営住宅等の機能確保に係る 応急が質に関するたと。 5 応急を理に関するたと。 5 応急を理に関すると。 5 応急を建し関すると。 5 応急を理に関すると、 6 様災住宅の被害確定に関する こと。
災害対	発災直後	(24年間 NP) (24年間 NP) (24年間 NP) (24年 NP) (24年 NP) (25年 NP) (25F NP		1 道路、河川、橋梁及び漁港 の被害状況調査に関するこ と。 と。 地盤災害の被害状況調査 に関すること。 集等の孤立化対策に関す ること。 4 国土交通省、県との連絡調 整に関すること。	1 市営住宅等の被害状況調 ・ に関すること。 2 被災難業物の応急危険度 対策率等のの応急危険度 対策率部の設置等に関す ること。
	第二配備体制	1 所管避難施設の開設に関すること。 2 斑員の参集に関すること。	ト 所管施設の被害状況調査に関すること 所管施設の機能確保等の応急対策に 関すること。 関すること。 5 応急復旧資機材の確保に関すること。	1 道路、河川、橋梁及び漁港の被害状況間を「四型者」の問題に同事するに。 2 地才へり、急傾斜・土石流等地盤災害の核害状況調査に関するに。 こと、対域、原本の連絡調整に関すること。 5 道路、河川、橋梁及び漁港の機能確保等の応急対策に関すること。 5 道路、河川、橋梁及び漁港の機能確保等の応急が策に関すること。 7 光落者の確保に関すること。 8 緊急輸送路の確保に関すること。 8 緊急輸送路の確保に関すること。	1 市営住宅等の被害状況調査に関する こと。 2 市営住宅等の機能確保に係る応急対 策に関すること。
災害対策警戒本部	第一配備体制		1 所管施設の被害状況調査に 関すること。 2 斑真の参集に関すること。 3 所管施設の機能確保等の応 急対策に関すること。	1 道路、河川、椿梁及び漁港の 被害状況順元に関すること。 と地すべり、急傾斜・土石海等 地盤災害の核害状況調査に 関すること。 3 斑真の参集に関すること。	1 市営住宅等の被害状況調査 に関すること。 2 斑員の参集に関すること。
	災害対策連絡本部				
	監	文化振興課	點換	大 大 中 大 が が が が が が が が が が が が が	在 中 公 井 建
	莊	文化振興班	景 灣长上	14 大道	住宅班
₩.	市大部	《情報音》	() 女孩 ()	₹ 5	1
	. "		•••		

П		□ 4□ □		° ○ ¾ ==	数4 2 1 0 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2
	安定期	1 避難誘導並びに避難者の世話に関すること。 すること。 2 避難者の激送に関すること。 3 数援教助物資並びに食料の配給に関すること。 1 関すること。 4 被災者に対する各種保険給付に関すること。	1 医療救護所開設・運営についての指示助言に関すること。 2 医療救護業務についての指示助 言に関すること。	所管施設の被害状況調査に関すること。 こと ことを表表態所の開設・運営に関すること。 はずる 一部 の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	1 被保護世帯並びに要保護世帯の安否 2 所管施設の被害状況調査に関すること。 2 所管施設の被害状況調査に関すること。 3 災害時における高齢者、降がい者 2 のながいのある児童・住徒対策に関すること。 日本赤十字社等との事務連絡に、 別すること。 5 所管避難施設の開設に関すること。 6 衣服・糜具その他生活必需品の配給 に関すること。 6 本版・藤八七者支援施設、生活 (降がい、廃がい生安援施設、生活 (降がい、原がい生安援施設、生活 (降がい、原がい生ない。)。 3 (海本策のはまること。)。 9 災害教助法適用後の県担当部局 以のペッ対策に関すること。)。 10 ペット対策に関すること。)。 11 所管施援の災害権目等ること。)。 12 表別をこと。)。 12 表別をこと。)。 12 という対策に関すること。)。 13 実施を推進、 14 表別を記述を支援施設、生活 (15 でかが策に関すること。)。 15 というが第に関すること。)。 16 というが第に関すること。)。 17 に関すること。)。 18 表別を記述を表別を記述を表別を表別を記述を表別を記述を表別を記述。 18 表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別に関すること。)。 19 というが策に関すること。)。 11 所管施設の災害権日毒業計画の 12 児童の安全確保に関すること。
	第三配備体制 錯綜期 錯綜期	は 金属 200 元	1 医療救護所開設・運営について の指示助言に関すること。2 医療救護業務についての指示 助言に関すること。	1 所管施設の被害状況調査に関 すること。 3 換る日新、医療機関との運殺 すること。 3 換を目所、医療機関との運輸 調整に関すること。 5 所管避難施設の開設に関すること。 2 配置所及び在宅の被災者の健 底管理に関すること。 2 に 2 に 3 が必知用者の安全確保に関すること。 2 に 3 が必知用者のなる。 3 が必知用者のなる。 3 が必知用者のなる。 3 が必知者のを 3 がの場合。 3 とは、 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に	1 被保護世帯並びに要保護世帯 の安石及び住宅等の被害状況 部
災害対策本部	発災直後	1 避難誘導並びに避難者の 世話に関すること。 整難者の機法に関すること。 3 救援救助物資並びに食料 の配給に関すること。	1 医療救護所開設・運営につ いての指示助言に関すること。 2 医療教護業務についての 指示助言に関すると。	所管施設の被害状況調査 「関するに。 国域を施売の開設・運営に 関するに。 数を曲称、医療機関との連 終島開放の開設に関するに。 多数・開放の開設に関するに。 5 所管避難施設の開設に関するに。 5 所管避難施数の開設に関するに。 6 避難所及び在宅の被災者 6 避難所及び在宅の被災者 6 避難所及び在宅の被災者 7 施設利用者の安全所限に 1 施設利用者の安全所限に 1 施設利用者の安全の報災者 1 施設利用者の安全の報災者 2 施設利用者の安全の報災者 3 整準所及び年金の被災者 3 整準所及び年金の報災者 1 施設利用者の安全を記載。 3 整準所及び場合。 3 整準所及が有等の場合。 3 整準所限的第一位。 3 整準にの対策に関すること。 3 整準にの対策に関すること。 3 整準に関すること。 3 整準に関すること。 3 整準に関すること。 3 を対策に関すること。 5 元と。	1 接張護世帯並びに要保護世 株の安富女化在等の被害 状況調查に関すること。 2 所會施設の被害状況調查 1 [期すること。 3 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	第二配備体制	1 班員の参集に関すること。 2 遊離誘導並びに避難者の世話に関すること。 ること。 3 避離者の勝送に関すること。 4 救援救助物資並びに食料の配給に関すること。	1 医療数績所開設・適当についての指示的言に関すること。2 医療数績業務についての指示的言に関すること。3 関すること。	ト 所管施設の被害状況調査に関することを、 とを、	1 被保護世帯並切に要保護世帯の安否 及び住宅等の被害状況調査に関する こ。 と。 た。 が関すること。 が関すること。 が関すること。 の可能を設めが高端では関すること。 のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
災害対策警戒本部	第一配備体制				
	災害対策連絡本部				
	雝	保資件的課	加茂谷診療所	ない。 ないない を を を を を を を を を を を を を	生活宿社 課 地域 共生 電域 大学 は 大学
	班	保険年金班	医前班	医療衛生斑	生活福祉發生活福祉發
	能	(対策部) 部長 建設部長 国部長 保健福祉部長 抹行車業部長			
★	下支票	1		₩	七

(2/9)	П		اْد		6	10 E W	∂ ů	必 無 ら	16 7, E	A . 6		. 6
9)		安定期 (72時間から)	1 所管避難施設の開設に関すること。 なき いん 地東 いっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん は	1 ストロバングストングル間は「大利・3 こと。2 本行参集の保育士の割り振り。(調整を青土) アン・アン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	、四五年714日(大) 4 合同保育所の開設(被災保育所の 園児の受け入れ)。		6 所書階級の応義間に関すること。 7 職、林、水、衛産関係総営者への 災害融資に関すること。 8 熊、林、木、衛産関係製品の属評 被害に関すること。 9 所管施設の災害復旧事業計画の 策定と推進。	所管施設の被害状況調査に関することの こと。 市民への電話対応。 3 所管施設の機能確保等の応急対策 に関すること。 4 臨時終入に関すること。 5 値に後限計画の施策。 所管施設の災害復旧事業計画の 第元と推進。	1 所管施設の被害状況調査に関する こと。 2 小中学生の安全確保に関すること。 3 避難所の状況把握に関すること。 4 所管施設の災害復旧事業計画の 策定と推進。	1 所管避難施設の開設に関すること (スポーン総合センター外5施設)。 2 所管施設の災害復旧事業計画の 策定と推進。	1 所管施設の被害状況調査に関す 2 所管施設の機能確保に係る応急 対策に関すること。 3 災害時における学校給食に関する 2 によった。 4 所管施設の災害復旧事業計画の 策定と推進。	1 し尿及びゴミの回収に関すること。 2 所管施設の災害復旧事業計画の 策定と推進。
策本部	災害対策本部	第二配備体制 錯綜期 (24時間から72時間以内)	1 所管避難施設の開設に関する		3 保育がで成日でから四旦に 4 本庁令集の保育士の割り振り。 (調整保育士とて)	1 被災者に対する炊き出しに関 すること。 2 輸送用船舶の確保に関すること。 3 農・林・然・産産関係の検害状 沢調査に関すること。 4 所管施製の検害状況調査に関すること。 4 方管施製の検害状況調査に関すること。		1 所管施設の被害状況調査に関すること。 すること。 2 市長への電話対応。 3 所管施設の機能確保等の応急 対策に関すること。 4 臨時給火に関すること。 5 復旧・復興計画の施策。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。 すること。 2 小中学生の安全確保に関すること。 こと。 3 避難所の状況把握に関すること。	1 所管避難施設の開設に関する こと(スポーツ総合センター外 5施設)。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。 すること。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。2 し尿及びゴミの回収に関すること。
	災害対	発災直後 (24時間以内)	1 所管避難施設の開設に関するアプ	2 %=C。 2 %書時における乳幼児対策 に関すること(保育時間中の 場合)	3 保育所の被害状況調査に 関すること。			1 所曾施設の被害状況調査 「関すること。 2 市民への電話が記 3 所曾施設の機能確保等の 応急対策に関すること。 4 臨時給水に関すること。 4 臨時給水に関すること。 5 億旧・復興計画の施策。	1 所管施設の被害状況調査 に関すること。 2 小中学生の安全確保に関する こと。 3 避難所の状況把艦に関する こと。	1 所管避難施設の開設に関 すること(スポーン総合セン ター外5施設)。	1 所曾施設の被害状況調査 に関すること。	 所管施設の被害状況調査 に関すること。 し尿及びゴミの回収に関する こと。
		第二配備体制				1 農、林、水、畜産関係の被害状況調査 「関すること。 2 所管施設の被害状況調査に関すること。 2 3 班員の参集に関すること。 3 班員の参集に関すること。 4 被災者に対する炊き出しに関すること。		1 所管施設の被害状況調査に関すること。 2 既員の参集に関すること。 3 所管施設の機能確保等の応急対策に 関すること。 4 路時給水に関すること。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。 と。 2 小中学生の安全確保に関すること。 3 斑員の参集に関すること。	1 所管避難施設の開設に関すること。 2 斑員の参集に関すること。		
	災害対策警戒本部	第一配備体制										
)掌一覧表】		災害対策連絡本部										
【阿南市災害対策警戒本部及び災害対策本部の事務分掌一覧表】		點	保育所			農林水産課農業委員会事務局		永 述牒	学校教育課 教育研究所 青少年健全育成センター	スポーツ振興課科学センター	学校給食課	生活環境課
警戒本部及び3		班	福祉班(保育所)			農林水產班		斑檀	学校教育班	スポーツ振興班	学校給食班	生活環境班
可南市災害対策		距	《対策部》	部長 建設部長	副部長 保健福祉部長 特定事業部長							
Ë	₩	下支部	1				₩		任			

(2/2)			安定期 (72時間から)	阿南市浦防警防規程の定めた事務分 掌を実施する。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。2 班員の参集に関すること。	3 防災行政無線、衛星携帯電話の 利用に関すること。	4 食料、生活物資その他、教援物資配給機助に関すること。	5 支部班の応援に関すること。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。2 班員の参集に関すること。	3 防災行政無線、衛星携帯電話の 利用に関すること。	4 食料、生活物資その他、教援物資 配給援助に関すること。	5 支部班の応援に関すること。	1 防災行政無線の利用に関すること。 2 本部の心態結響を記すること。 3 数料、生活必需品での他、教援教助 4 物資配終援助に関すること。 5 所管配終援助に関すること。 5 所管配終援助に関すること。 5 所管配験を改立権値。 6 遊離所の閉鎖に関すること。
	災害対策本部	第三配備体制	錯綜期 (24時間から72時間以内)	阿南市消防警防規程の定めた事務分準を実施する。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。 すること。 2 班員の参集に関すること。	3 防災行政無線、衛星携帯電話 の利用に関すること。	4 食料、生活物資その他、教援 物資配給援助に関すること。	5 支部班の応援に関すること。	1 所管施設の被害状況調査に関すること。 すること。 2 班員の参集に関すること。	3 防災行政無線、衛星携帯電話 の利用に関すること。	4 食料、生活物資その他、救援 物資配給援助に関すること。	5 支部班の応援に関すること。	所管施設の被害状況調査に関 するたと。 2 最終的の開設に関すること。 3 防災行政無線の利用に関する。 4 本部との連絡調整に関すること。 5 食料、生活必需品その他、教援 教助物質配給援助に関すること。
	災害対		発災直後 (24時間以内)	阿南市浦防響防規程の定めた 事務分章を実施する。	1 所管施設の被害状況調査 に関すること。 2 班員の参集に関すること。	3 防災行政無線、衛星携帯電 話の利用に関すること。	4 食料、生活物資その他、救援物資配給援助に関すること	C。 5 支部班の応援に関するこ と。	1 所管施設の被害状況調査 に関すること。 2 班員の参集に関すること。	3 防災行政無線、衛星携帯電 話の利用に関すること。	4 食料、生活物資その他、教援物資配給援助に関すること。	5 支部班の応援に関すること。	1 所管施設の被害状況調査 「個すること。 2 避難施設の開設に関すること。 2 必要権設の利用に関すること。 3 防災行政無線の利用に関すること。 4 本部との連絡調整に関する。 5 全計・生活必需品その他、 数提教助物資配給援助に 関すること。
			第二配備体制	阿南市 消防警防規程の定めた事務分掌を実施する。									1 所管施設の被害状況調査に関すること 差離施設の開設に関すること。 3 防災行政無線の利用に関すること。 4 抵員の参集に関すること。 5 本部との連絡調整に関すること。
	災害対策警戒本部	一配備体制		阿南市消防警防規程の定めた事 務分掌を実施する。									1 遊難所の開設に関すること。 2 本部との連絡調整に関すること。 と。
讣掌一覧表】		災害対策連絡本部											
阿南市災害対策警戒本部及び災害対策本部の事務分掌一覧表】		8	ĸ	総務課 警防課 情報管制課 消防署 消防団	那賀川支所				羽ノ浦文所				各公民館
株本部及び		III	IG	警防班	那賀川班				羽ノ浦班				文部班
阿南市災害対策警	и	4	社 品	《警防部》本 消防長	《支所》				T ₁₀₀	₩	岩		《支部》

第4 職員の服務

1. 服務

本市職員は「阿南市職員防災初動マニュアル」に記す各部・各班の分担任務を再確認・チェックし、災害対策本部設営時の速やかな運営を図るとともに、以下事項の遵守に努める。

遵守事項(1)

- ◆ 平時から、災害に関する情報に留意し、発災時の準備・警戒・災害対策各本部の指示にしたがう。
- ◆ 本部立ち上げが想定される場合は、不急の行事・会議・出張等を中止する。
- ◇ 定時の勤務時間が終了しても、上長の指示があるまで退庁しない。
- ◆ 勤務場所を離れる場合は、上長と連絡を取り、所在地を明らかにする。
- ◆ 冷静な行動を取り、市民への不安・誤解を与えないように留意する。
- ◆ 家族の安否確認を行い、結果を上長に報告の後、退庁の必要がある時は許可を得る。

2. 勤務時間外の参集

勤務時間外の参集にあっては、以下事項の遵守に努める。

遵守事項(2)

- ◇ 平時から、発災時の自主参集基準、配備体制と担当任務内容を十分に習熟しておく。
- ◆ 特別な場合(※注1)を除き、作業しやすい安全な服装で参集する(腕章着衣の必要)。 ※注1 特別な場合とは、職員自身・家族・親族の身辺上の事故・災害をいう。
- ◆ 参集途上で、災害発生の現場を発見した時は、直ちに本部・最寄りの支部に連絡する。
- ◆ 参集途上では、周囲の被害状況を可能な限り把握し、登庁後、直ちにその内容を上長に報告する。
- ◆ 本庁参集が困難な場合は、最寄りの支部へ参集し、上長に連絡する。支部においては、支部長の 指示により各種支援を実施し、本庁参集可能後は速やかに各自配備体制箇所へ移動する。

[メモ]			

第3節 防災関係機関応援計画

【総括班】

第1 主旨

災害時の応急・復旧対策において、他市町村・県及び指定行政機関等との応援協定に基づく応援計画は、以下のとおりとなる。

第2 応援協力要請実施者

災害の種別によって必要とされる関係機関等との応援要請は、本市災害対策本部長(※注1) が実施する。

※注1 災害対策本部長は、以下本部長と称す。

なお本部長不在で、緊急を要する時は、本部長指定の代理者が実施する。

第3 応援要請の基準

本市自らが、市民の生命及び財産を保護する災害対策活動が困難な状況の場合、応援の要請を行うが、その詳細は以下のとおり。

- ◆ 本市の災害対策機能が停止、もしくは停止に近い緊急時。
- ◆ 本市の災害対策活動のみで不十分と判断される時。
- ◆ 本市の災害対策活動よりも他の防災関係機関活動が迅速で、しかも効果的である場合。
- ◇ その他特に必要と思われる時。

第4 応援協力の要請区分等

本部長は、県等との応援要請にあっては、以下の内容を文書によって伝達する必要がある。ただし、緊急を要する場合は、他の方法によるものとするが、後日速やかに文書を提出する。

- 1. 県に応急措置の実施または応援を求める場合
- (1) 災害救助法適用時
 - ◇ 災害発生の日時・場所
 - ◆ 災害の原因及び被害状況
 - ◇ 適用申請の理由
 - ◆ 適用を必要とする期間
 - ◆ 今までに実施した救助措置と今後措置
 - ◆ その他必要な事項

(2) 県への応援要請理由

- ◆ 災害の状況と応援要請の理由
- ◇ 応援要請の物資・資機材・器具の内容と数量
- ◆ 必要とする人員数
- ◆ 必要とする活動内容(人材区分)
- ◆ 応援を必要とする場所
- ◆ その他必要な事項

2. 指定行政機関への応援を県の斡旋で実施する場合

(1) 応援の要請

- ◆ 災害の状況と応援要請の理由
- ◇ 応援を希望する機関名
- ◇ 応援を必要とする場所
- ◆ 応援を必要とする活動内容
- ◆ その他必要な事項

(2) 職員派遣の要請

- ◇ 派遣斡旋を求める理由
- ◆ 派遣斡旋を求める職員の職種別人員数
- ◇ 派遣を必要とする期間
- ◇ 派遣職員の給与他条件
- ◆ その他必要な事項

3. 他市町村に応援を求める場合

- ◇ 災害の状況と応援要請の理由
- ◇ 応援を必要とする活動内容
- ◇ 応援を必要とする人員数
- ◆ 応援要請の物資・資機材・器具の内容と数量
- ◆ その他必要な事項

4. 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市は四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ◆ 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- ◆ 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- ◆ 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- ♦ 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施する ために必要な事務

第5 応援受入れ体制の整備

応援要請受入れ時は、以下の体制整備を図る。

1. 派遣部隊の受入れ準備

総括班(危機管理課・総務課)は、受入れ窓口として、以下の準備を行い、民間団体等への支援 要請も含め、関係各班に連絡する。

- ◇ 派遣部隊の到着場所
- ◆ 宿泊場所の確保
- ◆ 受入れ関係班との調整及び派遣部事務室の設置
- ◆ 食料・飲料水等の物資の確保
- ◆ その他受入れに必要な準備

2. 派遣部隊の受入れ手続

受入れ関係各班は、下記内容を記録し、総括班を通じて本部長に報告する。

- ◆ 派遣部隊の団体名称
- ◇ 派遣人員数
- ◆ 実施要請の業務内容
- ◇ 業務実施場所
- ◇ 派遣部隊の責任者名と連絡先

第6 広域応援部隊受入れ計画

1. 徳島県広域防災活動計画(平成30年3月. 徳島県)

南部1地域の拠点でもある本市の広域応援部隊の派遣規模等は、「地震・津波災害対策編 第2章 第16節 広域応援計画」に提示した。

2. 物資の調達

本市の広域物資輸送拠点は南部健康運動公園屋内多目的練習場、地域内輸送拠点は那賀川支所、 南部健康運動公園屋内多目的練習場の2箇所であるが、南部1地域として供給される支援物資予定 量は、以下のとおりである。

なお、上記箇所から市内各避難所への輸送は、原則として本市対策本部が担当する。

広域物資輸送拠点への支援物資(南部1地域)

食糧	調理粉乳(トン)	毛布	小児用おむつ	大人用おむつ	簡易トイレ	生理用品
(万食)		(枚)	(枚)	(枚)	(回)	(枚)
59.36	0.16	63,740	28,703	6,597	707,677	23,897

3. 活動拠点の選定及び開設

(1)活動拠点の選定

活動拠点は、被災者・被災箇所の最も効率的な場所で、かつ災害被害のない場所でなければならず、また応援部隊の宿泊施設(食事・炊事施設含む)や活動車両のスペースがある場所でなければならない。

(2) 管理者への要請

管理者には事前要請を行い、承諾のもとで使用するものとするが、この時、施設の開錠他立ち 入り禁止区域設定解除等を依頼する。

(3) 設営

設営は、応援部隊が実施し、総括班は必要とする燃料確保(補充)策を考慮するとともに、 部隊を補助する。

4. 活動拠点候補地一覧

活動拠点候補地は、以下のとおりである。

活動拠点候補地一覧

区分	名 称	管理者名	使用部隊等		
陸上	Jパワー& よんでんWaンダーランド	電源開発(株) 四国電力(株) 警察・消防・E			
11	那賀川支所	阿南市	阿南市職員等		
11	南部健康運動公園 (南部1地域拠点)	徳島県	警察•自衛隊		

※注 桑野川防災ステーション(阿南市富岡町)は、国土交通省那賀川河川事務所が、那賀川・桑野川 の災害対策活動の基地とした施設である。

また県南部圏域の災害対応機能強化のため設置された徳島県立南部防災館(海部郡海陽町)は、大規模災害時には防災活動拠点となる。

第7 各関係機関の協力及び経費負担

1. 各関係機関協力

- ◆ 他機関・他班から応援を求められた場合は、担当班の実務遂行に支障のない範囲で協力を 図る。
- ◆ 各機関の業務内容は、本部の事務分掌によるが、協力方法は各計画の進捗内容によるものとする。
- ◆ 各機関協力は、本部連絡会議の定めるところによる。

2. 協定の締結

ア 平常時から国、県及び本市関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を 進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める ものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手 続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- イ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避 難者の運送等)については、あらかじめ、県及び本市は、民間事業者との間で協定を締結して おく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構 築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- ウ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者 を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める ものとする。

3. 経費負担

- ◇ 国・県あるいは他市町村から応援協力を受けた職員給与・経費の負担は、災害対策基本法 または協定書規定の定めによるものとする。
- ◆ 指定公共機関等の協力にともなう経費の負担は、その都度、若しくは事前協議によって 定める。

第8 公共的団体等との協力体制の確立

県及び市町村並びに関係防災機関は、それぞれの所掌事務又は業務に関係する公共的団体及び防 災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくも のとする。

(1) 公共的団体

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、徳島県水難救済会、森林組合、中小企業等協同組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、アマチュア無線クラブ等。

(2) 協力体制の確立

県の各部局並びに市町村は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務、協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- イ 災害時における広報等に協力すること
- ウ 出火の防止、初期消火に協力すること
- エ 避難誘導、避難場所での救助に協力すること
- オ 被災者の救助業務に協力すること
- カ 炊出し、救助物資の調達配分に協力すること
- キ 被害状況の調査に協力すること
- (3) 応援に係る新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

応援職員の派遣に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用し、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第4節 自衛隊派遣要請計画

【総括班】

第1 主旨

災害応急対策の実施にあって、本市での対応が不可能あるいは困難と考えられる時で、自衛隊組織活動が有効と考えられる場合は、県知事に対し、自衛隊派遣の要請を行う。

第2 要請要領

1. 要請の手順

本部長が、自衛隊派遣の必要性があると判断したとき、知事に下記事項記載のうえ、要請を行う。

この時、緊急を要し、文書要請のいとまがないときは、電話または口頭をもって県に依頼し、事 後速やかに依頼文書を提出する。

派遣要請依頼書記載事項

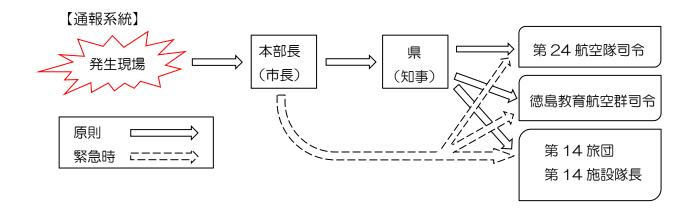
- a. 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b. 派遣を必要とする期間
- c. 派遣を希望する人員、航空機、その他の概数
- d. 派遣を希望する区域及び活動内容
- e. その他参考となるべき事項

2. 緊急要請

県との通信途絶等で、知事に対して上記依頼ができない時は、直接最寄りの自衛隊に通報し、 事後速やかに知事に文書提出を行う。

【要請自衛隊】

\diamond	海上自衛隊第24航空隊司令	-小松島市和田島町洲端4-3
		TEL(0885)37-2111.内線 213
	海上自衛隊徳島教育航空群司令	-板野郡松茂町住吉字住吉開拓38
		TEL(088)699-5111.内線 3213
	陸上自衛隊第14旅団長	-香川県善通寺市南町2-1-1
		TEL (0887) 62-2311.
		内線 2235または2208
	陸上自衛隊	-阿南市那賀川町小延413-1
	徳島駐屯地司令(訓練班)	TEL (0884) 42-0991.
		内線 230 または 302



第3 災害対策用ヘリポートの設置

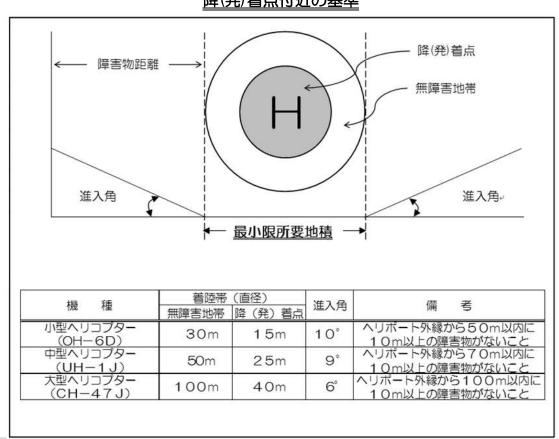
災害対策用ヘリポート
 本市は、災害対策用ヘリコプターの降着場を定め、市長は県に通知しておかなければならない。

2. 選定要領

降着場の選定要領は、以下のとおりである。

- ◆ 地表面は平坦で、よく整地・整理がされていること。
- ◇ 回転翼の回転によって、砂塵等が上がらない場所であること。
- ◆ 所要の地積があること。
- ◆ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと。





3. ヘリポート設置上の留意点

(1) ヘリポート標示

- ◆ 上空から確認できる風向標示の旗をたてるか、もしくは発煙筒を燃やす。
- ◆ 着陸地点に石灰・白布で H または〇標示を行う。
- ◇ 夜間に備え、簡易照明施設を用意する。

(2)危険防止

- ◆ 降(発)着時は風圧等による危険防止のため、関係者以外は接近させない。
- ◆ 降(発)着地点に物品等異物を置かない。
- ◆ 現地に自衛隊員が不在の場合、安全確保のために監視員を配置する。

ヘリポート降(発)着場一覧

				着陸可能な		場外離	養
場所	所 在 地	管 理 者	連 絡 先	ー ヘリコプター機種	他 用途	ドクター ヘリ	防災ヘリ
阿南市消防署	辰己町1-33	阿南市消防本部	22-1120	中型	避難場所•活動拠点	O	
辰巳工業団地	辰己町1-2	王子製紙(株)富岡工場	22-2211	十五	处于是1000円 101100mm		0
阿南光高等学校(宝田)	宝田町今市中新開10-6	流島県教育委員会教育総務課	(088) 621-3115	中型	11 • 11	0	0
阿南光高等学校(新野)	新野町室ノ久保12		11	中型	避難場所	0	0
阿南中学校	見能林町南勘高1) 阿南中学校長	22-0539	中型	避難場所•活動拠点	0	
阿南第一中学校	長牛町西方589-1	阿南第一中学校長	22-1404	中型	11 • 11	0	
阿南第二中学校	内原町竹の内口143-1	阿南第二中学校長	26-0203	中型	11 • 11	0	0
加茂谷中学校	加茂町南不け1	加茂谷中学校長	25-0012	中型	避難場所	0	0
一徳島駐屯地グラウンド	那賀川町小延413-1	徳島駐屯地業務隊長	42-0991	大型	——————————————————————————————————————	0	
かもだ岬温泉	椿町船瀬60-2	阿南市	21-3030	大型	11	0	0
横見那賀川河川敷	横見町長岡後2-1地先	阿南市公園緑地課	22-9293	大型	_	0	0
大野那賀川河川敷	中大野町大坪	阿南市スポーツ振興課	22-3394	大型	_	0	0
阿南市民グラウンド	新野町馬見2	阿南市スポーツ振興課	22-3394	中型	避難場所	0	0
伊島運動広場	伊島町前島	伊島漁協	33-1271	大型	_	0	0
桑野川河川防災ステーション	富岡町地先	国土交通省 那賀川河川事務所	22-6461	中型	避難場所	0	0
持井橋河川敷	上大野町北豊年地先	国土交通省 那賀川河川事務所	22-6461	中型	_	0	0
羽ノ浦町民グラウンド	羽ノ浦町宮倉沢田82	阿南市スポーツ振興課	22-3394	中型	避難場所•活動拠点	0	0
四電ワンダーランド	福井町舟端1	四国電力株式会社Jパワー& よんでんWaンダーランド	34-3251	中型	活動拠点	0	0
 阿南カントリークラブ	橘町江ノ浦88	阿南カントリークラブ	27-1814	大型	_	0	
南部ふるさとふれあい運動公園	橘町土井崎39-1	阿南市スポーツ振興課	22-3394	中型	避難場所	0	
津乃峰地区防災公園	津乃峰町西分213番1	阿南市公園緑地課	22-9293		避難場所	0	
椿町寺前ゲートボール場	椿町寺前73番地1				避難場所	0	
阿南医療センター	宝田町川原6番地1		28-7777		_	0	
伊島小・中学校	伊島町瀬戸3番地2	伊島小学校長	33-0302		_	0	
新野西小学校	新野町友常1番地	阿南市	22-3390		避難場所	0	
コート・ベール徳島	那賀川町みどり台1番地1		42-3441		_	0	

第5節 情報通信

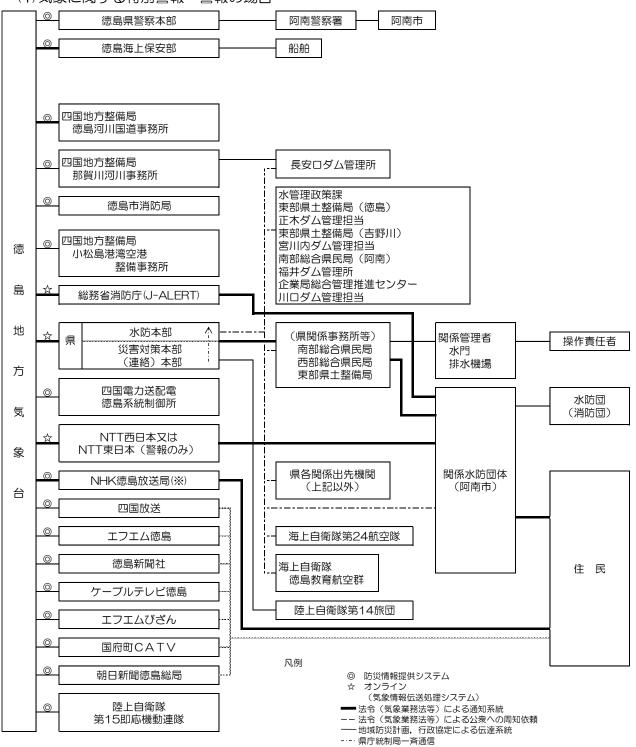
【総括班】

第1 主旨

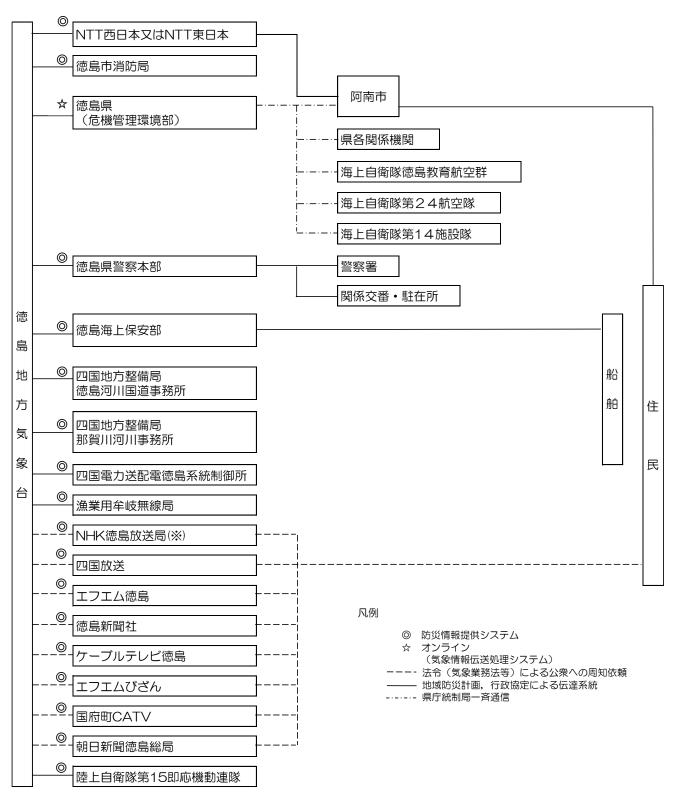
本市は、災害による被害の未然防止や減災対策を目的として、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な自然現象等を、予め定めた伝達系路によって、迅速かつ的確に防災関係機関及び本市住民に 周知する。

第2 気象に関する特別警報・警報・注意報・情報の伝達系統

(1) 気象に関する特別警報・警報の場合



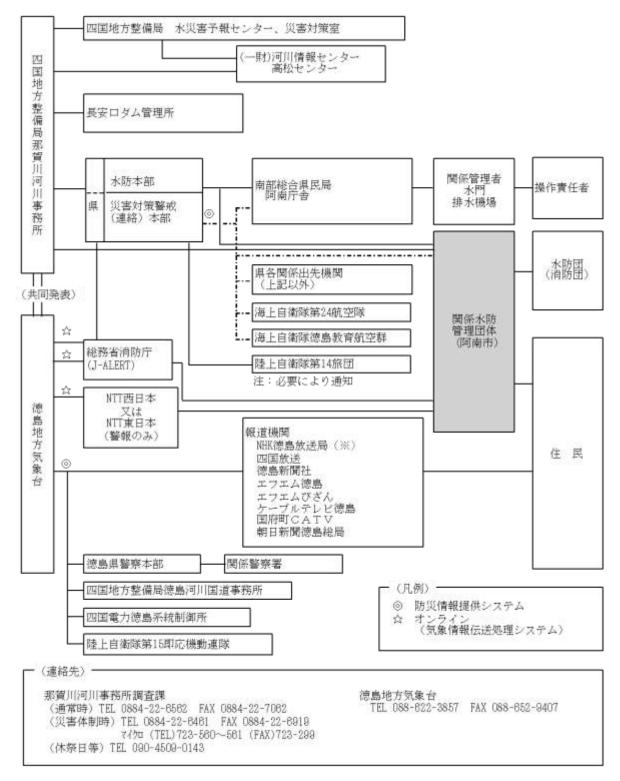
(2)気象に関する注意報・情報の伝達系統



※ 19 時 30 分~翌 09 時 30 分の時間帯に、NHK 徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

第3 水防計画(那賀川)の伝達

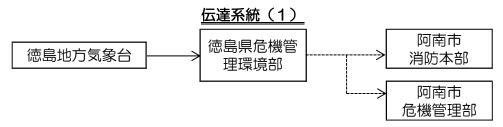
(3) 那賀川指定河川洪水予報の伝達系統



※ 19 時 30 分~翌 09 時 30 分の時間帯に、NHK 徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

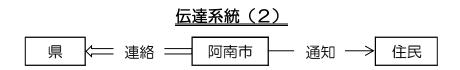
第4 火災気象通報の伝達系統

1. 火災の予防上危険な気象状況の伝達系統 火災の予防上危険な気象状況は、以下のとおりで伝達される。



2. 火災警報の伝達系統

火災警報は、上記伝達系統(1)に基づく通報を受けたとき、あるいは気象の状況が火災予防上 危険な場合、以下のとおりで伝達される。



第6節 情報及び被害状況等の収集報告計画

【総括班、まちづくり推進班】

第1 主旨

災害の発生にともなう被害状況等の情報収集及び報告は、以下のとおりとする。

第2 情報の収集及び報告

1. 方針

本市は、それぞれの所掌事務または業務に関して、積極的に職員を動員し、関係機関の協力を得ながら、災害応急対策活動実施に必要となる情報や被害状況等の収集にあたる。

2. 情報の収集・伝達

本市は、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、通信の途絶等で県に連絡できないときは、消防庁へ連絡する。

3. 情報の内容

収集・伝達すべき情報の内容は以下のとおりであるが、人的被害や本市住民の生命・身体の 保護に関連あるものを優先項目とする。

- ◇ 緊急要請事項
- ◆ 災害発生状況(原因・発生日時・発生した場所あるいは地域)
- ◇ 被害状況
- ◇ 災害応急対策実施状況
- ◆ 道路交通状況(道路被害・交通規制の状況等)
- ◆ 水道・電気・ガス等生活関連施設の被害状況と確保対策
- ◇ 避難状況
- ◆ 医療救護活動状況
- ◆ 住民の動静
- ◆ その他応急対策の実施に必要となる事項

なお、その他の防災関係機関で収集・伝達すべき情報は、以下のとおりとなる。

- ◆ 被害状況
- ◇ 災害応急対策実施状況
- ◆ 復旧見込み等

4. 情報の収集方法

本市は、固定電話・携帯電話・各種無線設備・衛星携帯電話を活用し、情報連絡員を被災地等に 派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況を把握する。

また、県、本市、防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対策業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、広報資料の収集は、以下のとおりとする。

- ♦ 状況に応じ、職員の現地派遣によって災害現場写真を撮る。
- → 現地災害対策本部開設の場合は、現地担当者が災害現場写真を撮る。

5. 異常な現象発見者の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長若しくは 警察官または海上保安官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- (3)(1)または(2)により通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報するとともに、住民その他関係の公私団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置を指示するものとする。
 - 徳島地方気象台
 - 徳島県知事(災害対策本部が設置されているときは同県本部長)
 - 阿南警察署、南部総合県民局その他の関係機関

第3 報告の基準

内閣総理大臣(消防庁経由)に報告すべき災害は次のとおりであり、報告にあたっては、火災・災害等即報要領により行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 本市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国 的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- (5) 河川の溢水・破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの

- (6) 雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- (7) 道路の凍結または雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- (8) 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお「火災・災害等即報要領」(昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号)に基づく災害以外の 火災等即報及び救急・救助事故即報についても報告するものとする。

→ 火災・災害等即報要領は資料編 No.97 参照

第4 報告責任者

災害にともなう被害状況の調査結果は災害対策の基本でもあり、災害対策本部長(市長)は、あらかじめ被害状況報告責任者を定め、集計結果を速やかに知事に報告する。

なお知事への報告ができない場合は内閣総理大臣(消防庁経由)に直接報告し、報告後速やかにその内容を知事に連絡する。

第5 報告の種別

被害状況の報告の種別は、以下のとおりとする。

- 1. 災害即報
 - 被害が発生したとき、直ちにおこなう報告
- 2. 中間報告
 - 発生報告の後に、被害状況が変化するたびに行う報告
- 3. 確定報告
 - 応急措置が完了し、当被害結果が明らかになったときの報告

第6 報告の方法

- (1) 原則として災害時情報共有システムへの入力による(ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する)。
- (2) 災害即報及び中間報告は原則として別紙様式の内容を電話または徳島県総合情報通信ネット ワークシステムにより速やかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法で報告す るものとする。
- (3)確定報告は必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

第7 本市の対応

- (1)市長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣(消防庁経由)に対し直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡するものとする。
- (2) 災害発生に伴い、消防機関へ119通報が殺到した場合、直ちに県及び国(消防庁)に報告するものとする。
- (3)「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、 第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、覚知後30分以内で可能な限り早く、分 かる範囲で報告する。

第8 連絡窓口

上記に記した連絡窓口は、以下のとおりである。

連絡窓口

	9:30 応		TEL	03-5253-7527
 消	分		FAX	03-5253-7537
 防	, 17:45 室	衛星系	TEL	*-0-048-500-90-49013
	平宿		TEL	03-5253-7777
庁 	日山直以室		FAX	03-5253-7553
	外 ^至	衛星系	TEL	*-0-048-500-90-49103
徳	危		TEL	088-621-2716
島	機 管		FAX	088-621-2987
	理	 総合情報通信ネット	TEL	*-2716
県	部	ワークシステム	FAX	8099**2987

第7節 災害情報広報計画

【総務部、情報部、対策部】

第1 主旨

災害時における本市市民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑、かつ効果的に実施するための 災害情報広報は、以下のとおりとする。

県、本市及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、女性、障がい者等要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

第2 被害情報の収集と広報機関

被害情報の収集は、情報部、対策部が行い、総括班に連絡する。

また総括班は、被害状況を取りまとめ、秘書広報班に伝達し、秘書広報班は他班の応援を得て、市民への広報を行う。

第3 広報の方法

秘書広報班が行う市民への広報手段は、以下のとおりとする。

- ◇ 防災行政無線(同報系)
- ◆ 広報車(下記参照)
- ♦ インターネットのホームページ
- ◆ 報道機関(下記参照)

<u>広報車一覧</u>

平成31年4月1日現在

本庁・支所	管理	車の種類	台数
	危機管理課	軽四乗用自動車	1台
	税務課	軽四乗用自動車	1台
阿南市役所	農林水産課	軽四貨物自動車	1台
	選挙管理委員会	軽四貨物自動車	1台
	スポーツ振興課	軽四貨物自動車	1台
水道課		軽四貨物自動車 小型貨物自動車	6台 5台
合 計			16台

報道機関一覧

名 称	媒体	所 在 地	電話番号
NHK徳島放送局	テレビ・ラジオ	徳島市寺島本町東1丁目28番地	088-626-5975
四国放送株式会社	11 • 11	徳島市中徳島町2丁目5番地2	088-655-7560
株式会社ケーブルテレビあなん	CATV	阿南市宝田町今市イシン坊27番地1	0884-23-0330
徳島県南メディアネットワーク株式会社	CATV	阿南市日開野町谷田485番地1	0884-22-1728
徳島新聞社	新聞	徳島市中徳島町2丁目5番地2	088-655-7373
株式会社FM徳島	コミュニティFM	徳島市幸町1丁目6	088-656-2111
市政記者室	テレビ・新聞	阿南市富岡町トノ町12番地3	0884-22-0049

第4 本市が実施する広報の内容

本市が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における市民の注意事項
- (2) 災害にかかる気象情報、被害状況の周知
- (3) 災害対策本部が実施しつつある災害対策の概要
- (4) 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を ともなう場合等の避難方法についての周知
- (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所での心得
- (6) 指定避難所の開設状況や混雑状況
- (7) 災害復旧の見通し
- (8) 電気・ガス・水道供給の状況
- (9) その他必要事項

第5 放送の要請

本部長は、緊急を要する場合で、全ての通信機能がマヒし通信手段に困難をきたしたときは、『避難情報の放送に係る申し合わせ、平成18年7月』で定めた協定により、放送局に放送を要請する。

第8節 災害救助法適用計画

【各部各班】

第1 主旨

災害に際し、食料品その他生活必需品の欠乏・住居そう失・傷病等で苦しむ被災者に対し、その保護と安心感の回復、及び社会秩序の保全を図るために実施する災害救助法の適用は、本計画の定めによる。

第2 実施責任者

災害救助法適用による救助は知事が行い、市長がこれを補助する。ただし、知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、市長が行う。

第3 救助の種類

災害救助法による救助の種類は、おおむね以下の事項となる。

- ◇ 収容施設(避難所、応急仮設住宅)の供与
- ◆ 炊き出しその他による食料品の給与
- ◆ 飲料水の供給
- ◇ 被服・寝具その他生活必需品の給与・貸与
- ◆ 医療及び助産
- ◇ 救助・救出
- ◆ 住居の応急修理(※注1)
- ◆ 学用品の給与
- ◆ 遺体の捜索及び処理
- ◇ 障害物の除去

〈生業に必要な資金、器具または資材の給与・貸与については、災害援護貸付金等の各種貸し付け制度が充実したことから、現在は運用していない。〉

※注1 住居の応急修理

建物・宅地等の安全性判断は、専門家の判断が必要となる。

【メモ】			

第4 災害救助法運用基準

災害救助法施行令第1条の定めにより、本市については、次のいずれかに該当した場合に適用される。

1 災害が発生した段階での災害救助法の適用(法第2条第1項)

(1) 適用基準1

本市内人口は、令和元年12月末現在で72、644人ゆえ、住家の滅失世帯数が80世帯以上の場合に適用対象となる。

発動基準1

		1
市町村区域内の人口	住家滅失の世帯数	
5,000人未満	30	
5,000人~15,000人未満	40	
15,000人~30,000未満	50	
30,000人~50,000未満	60	
50,000人~100,000人未満	80	該当
100,000人~300,000人未満	100	
300,000人以上	150	

(2) 適用基準2

徳島県内の被災世帯が 1、000 世帯以上で、本市内住家の滅失世帯数が40世帯以上で適用対象となる。

発動基準2-1

都道府県区域内の人口	住家滅失の世帯数	
1,000,000人未満	1,000	〈二 該当
1,000,000人~2,000,000未満	1,500	
2,000,000人~3,000,000未満	2,000	
3,000,000人以上	2,500	

徳島県人口 727、281人(令和2年2月1日現在) 徳島県HP 徳島県推計人口より

発動基準 2-2

市町村区域内の人口	住家滅失の世帯数	
5,000人未満	15	
5,000人~15,000人未満	20	
15,0000人~30,000人未満	25	
30,000人~50,000人未満	30	
50,000人~100,000人未満	40	該当
100,000人~300,000人未満	50	
300,000人以上	75	

(3) 適用基準3

徳島県内の被災世帯が5、000世帯以上で、本市被災世帯が多数である場合に適用対象となる。

発動基準3

都道府県区域内の人口	住家滅失の世帯数	
1,000,000人未満	5,000	該当
1,000,000人~2,000,000人未満	7,000	
2,000,000人~3,000,000人未満	9,000	
3,000,000人以上	12,000	

(4) 適用基準4

多数の者が生命あるいは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合に適用対象となる。

(5) 災害状況認定基準

住家被害の認定基準は以下のとおりである。

災害状況認定基準

滅 失 (1)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積が、 当住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額が その住家の時価50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊 ・半焼(2)	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば再使用できる程度である場合、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの。
住家の 床上浸水・土砂の 推積(3)	上記(1)(2)に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度である場合、 または土砂・竹林等堆積により一時的に居住することができない状態になったもの。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位。
住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造物の集合住宅等で、各部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、 それぞれ1住家として扱う。
※注 滅失住家と	は、住家の滅失世帯を基準としており、半壊住家は以下のように算定される。
滅失住家 1 世帯	全壊(全焼・流出) 半壊(半焼) 住家1世帯 上浸水 3世帯

2 災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用(法第2条第2項)

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定する「特定災害対策本部」、 「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたと き、当該所管区域内の市町村の区域内において、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に 救助を必要とする者がいるとき。

第5 災害救助法の適用手続

市長は、本市における災害が前述の適用基準のいずれかに該当するか、もしくは該当する見込みがある場合、直ちにその旨を以下の内容にしたがって、県知事に報告する。

なお、事態が急迫して、県知事による救助実施を待つことができない時には、施行令第8条の規定により、災害救助法による救助に着手することができる。

ただし、この場合も後日文書をもって知事に報告しなければならない。

適用手続内容

- (1) 災害発生の日時・場所
- (2) 災害の原因及び被害状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後とろうとする措置
- (6) その他必要な事項

第6 災害救助法による救助の程度・方法・期間、及び実費弁償の基準

災害救助法適用時の救助の程度・方法・期間等は、資料編 No.12 の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表に参照したが、特別な事情がある時には期間延長が許される場合がある。

第9節 消防活動範囲

【総務部、警防部】

第1 主旨

災害の拡大を防止するための消防活動について、本市が実施すべき対策は以下のとおりである。 なお、活動従事者は、自らの安全性に配慮したうえで、被害拡大防止対策を図る。

第2 基本方針

大規模火災を防御するためには、消防機関のみならず、本市市民や事業所職員も、出火防止や初期 消火に努める必要がある。

この観点から、消防活動の基本方針を以下のとおりとする。

1. 消火活動

- (1)本市市民・自主防災組織・自衛消防隊等は、自らの生命と財産を守るため、出火防止と初期消火活動を実施する。
- (2)本市消防本部警防班は、関係防災機関と連携を保ちつつ、同時多発火災も考慮し、明確な部隊指揮・部隊運用の消防活動を展開する。

2. 人命救助•救急活動

大規模災害にあっては、道路通行不能箇所等の活動障害も発生する可能性がある。 したがって、消防の人員・資機材活用で、優先的に人命救助・救急活動を実施する。

3. 安全避難の確保

火災発生件数が多く、延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域は、住民の安全確保を優先させた 活動を図る。

【メモ】			

第3 初動体制の確立

1. 災害対策本部の初動対応

(1) 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、情報収集体制を確立させる。

(2)特別配備体制の確立

有線電話・携帯電話、あるいはその他の方法で職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図る。

この時、招集伝達経路が不通の時は、阿南市消防警防規程第 101 条(1)~(4)に基づき、 自主参集するものとする。

(3) 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検と火気始末を行い、庁舎及び付属施設の被害状況を確認する。

2. 警防班の初期対応

災害の規模により、以下の第1次・第2次行動を行い、無線により情報管制課に報告する。

(1) 第1次行動

- ◆ 初動体制の確保 消防車両等に救援資機材・消火用ホース等を積載し、車両前で待機する。
- ◆ 車両の安全確保 消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地条件・施設構造を考慮 のうえ、消防車両等を安全な場所に移動させる。
- ◇ 災害状況の調査 一 庁舎付近の火災発生状況、あるいは周辺道路の通行障害状況を調べる。

(2) 第2次行動

- ◆ 資機材の確保 一 携帯用非常電源と非常用燃料を確保する。
- ◇ 災害状況の把握 ― 火災の発生・建物の倒壊・道路等の被害状況を知り、救急・救護等の情報収集に努める。

3. 出火防止の広報

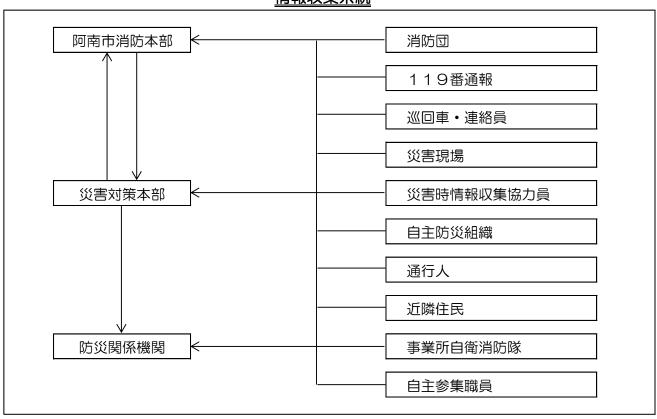
避難施設箇所も含む本市地域内の火気始末・出火防止等の広報を実施する。 特に、避難行動要支援者等を含めた要配慮者に配慮した広報を行う。

【メモ】			

第4 情報の収集

情報の収集は、以下の情報収集系統による。

情報収集系統



第5 火災防御活動

1. 初期対応後の火災防御活動

(1) 一般防御活動

消防隊は、第一次〜第二次行動(初期対応)後、直ちに消防車両を出動させ、本市内の木造家屋 密集地等の警戒活動と火災の発見に努め、火災早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。

また火勢の状況によって、応援隊を要請する。

(2) 市街地優先防御

市街地の火災防御活動を優先し、事業所火災に対しては、市街地への延焼拡大のおそれがある時に、局部防御実施と事業所の自衛消防隊活用を図る。

(3) 重点防御

現状の消防力で鎮圧が困難と想定される火災においては、延焼拡大の危険性が高い地域、及び 人命の保護と市民の財産に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を重点防御箇所とする。

(4)集中防御

多発火災で、現有消防力をはるかに上回る時は、河川・広幅員道路・耐火建築物を防御線と設定し、集中的な防御活動を行う。

2. 消防隊の運用

(1) 部隊指揮

- ◆ 消防長の指揮によって、本市内の消防活動を実施する。
- ◆ 初動期における消防隊運用は、消防長が決定し、迅速な消防活動を実施する。

(2) 部隊運用

- ◇ 出動部隊数は制限し、必要最小限の部隊で運用する。
- ◆ 参集職員で予備隊を組織し、増強隊としての運用を図る。
- ◆ 消防団との連携を密に取り、総合的な部隊運用体制の確立を図る。

3. 消防団の活動

(1)活動範囲

消防団の活動範囲は、原則として分団区域とするが、消防団本部あるいは災害対策本部からの 指示及び隣接区域の火災発生状況(被害発生状況)によっては、応援活動体制での支援を行う。

(2) 任務

任務の内容は以下のとおり。

- ◇ 消火活動及び各消防隊との連携
- ◆ 人命救助・救出及び避難誘導
- ◆ 中継送水等の相互応援
- ◆ 飛火警戒と残火処理
- ◆ その他命令による業務

r	メモ】				
L	~ L1				

第6 救助・救急活動

1. 救助•救急活動方針

原則として、救助・救急活動は、消防隊、救助隊及び救急隊で実施するが、消防長の指揮の もとに、防災関係機関との連携による救助活動も実施する。

なお、避難行動要支援者等の要配慮者の救助は、要支援者名簿活用によって実施する。

2. 活動の具体化

(1) 救助活動

◆ 正確な情報収集と冷静な分析で、人命の危険性が高いと判断された箇所(住居)からの救助 活動を行う。

また現場では、自力脱出不能者を優先救助する。

- ◆ 要救助者の安全に留意し、状況によっては重機等を活用する。
- ◆ 長時間に渡る救助活動では、交替要員を配備する。

(2) 救急活動

- ♦ 傷病者トリアージによって、順次救急搬送を実施する。
- → 搬送は、避難所内の応急救護所、あるいは医療機関とする。 なお、負傷者が多数の場合の応急救護所への搬送は、状況により付近住民あるいは自主防災 組織等の協力を求める。
- ◇ 医療機関には、診療・収容可否の確認によって、傷病者の状況提供を行い搬送場所を決定する。

第7 緊急消防援助隊の受入れ

1. 徳島県広域消防相互応援協定の活用

大規模火災発生時の鎮圧と多数の人命救助を要する時、『徳島県広域消防相互応援協定(資料編No.51 参照)』をもって、要請を行うものとし、この時の応援消防隊の受入れ場所を以下のとおりとする。

〔阿南光高等学校グラウンド……阿南市宝田町今市中新開10-6〕

なお、要請時の連絡方法は、消防無線県内共通波を使用するものとするが、通信困難な場合は、 伝達要員を確保し、要請の連絡を取る。

2. 大部隊の一次集結場所

避難者等で混乱・パニック状況にある場合の大部隊の一次集結場所は以下のとおりとし、災害規模・被害の内容等の区分によって、的確に振り分け・選定を行う。

なお、総合指揮所は、災害対策本部もしくは災害対策本部近隣地として、自衛隊・応援消防隊と の調整を図るものとする。

集結予定場所

場所	所 在 地	TEL	備考
阿南第一中学校 長生町西方589-1		22-1404	
阿南第二中学校	内原町竹の内143-1	26-0203	
阿南中学校 見能林町南勘高1		22-0539	
那賀川中学校 那賀川町苅屋370-1		42-0058	
情報文化センター 羽ノ浦町中庄上ナカレ16-3		44-5000	
羽ノ浦グラウンド 羽ノ浦町宮倉沢田82			

[※]その他の広域避難場所で、避難者に支障のない場所、あるいは大規模災害時における応援消防隊等の集結場所及び野営場所に関する協定で規定した場所も予定地とする。

3. 応援消防隊の指揮

応援消防隊が一次集結場所へ結集した時は、消防長は応援要請の事案(消火、救助・救急等)ご とに任務を振り分け、応援消防隊の指揮を執る。

4. 事業所の自衛消防隊への応援協力要請

消防機関が行う消火活動、救助・救急活動等で、被災から免れた事業所の自衛消防隊他、応急活動に要する重機・資機材を保有する事業所には、災害対策本部長が応援協力要請を行う。

→ 資料編第3編 No.66 大規模災害時における支援活動に関する協定参照 No.70 大規模災害時における支援活動に関する協定参照

【メモ】			

第10節 水防計画

【総務部、情報部、対策部、警防部】

第1 主旨

本計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定により、水防上必要な監視・警戒・通信・連絡・輸送、ダムあるいは水門・樋門等の操作、水防管理機関・水防管理団体等の運用を図るもので、阿南市水防計画及び徳島県水防計画に基づき、以下のとおりとする。

第2 実施責任者と義務

上記の主旨に基づき、本市は該当区域における水防活動を十分にはたすべき責任を有し、本市住民は市長または消防長より出動を命じられた場合は、協力しなければならない。

第3 水防体制

1. 水防体制

洪水または高潮に対する危険性が高まったとき、市長は水防活動を迅速かつ積極的に行うため に、水防本部を設置する。

2. 水防本部の組織

設置される水防本部の組織とその事務分掌は、本計画に定める災害対策本部の組織と事務分掌を準用する。

第4 河川水位基準等

河川水位基準(那賀川・桑野川・福井川)、あるいは河川水位用語の説明は、「第2章 第7節 水害予防計画」にその詳細を記した。

【メモ】			

第5 水防法に定める水防警報

国直轄管理河川及び県管理河川においては、各管理者が水防警報の内容について、水防管理者 (国→県→市)に通知する。

1. 水防警報の種類・内容

各管理者が通知する水防警報の種類・内容は、以下のとおりとなる。

水防警報の種類・内容

種	類	内容			
待	機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。			
準	備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動 の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。			
出	動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。			
解	除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。			
水位(適		水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知。 (「出動」を発令してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)			

2. 国土交通省直轄管理河川

(1)発令段階基準

直轄河川である那賀川・桑野川の警報発令段階と基準は、以下のとおりである。

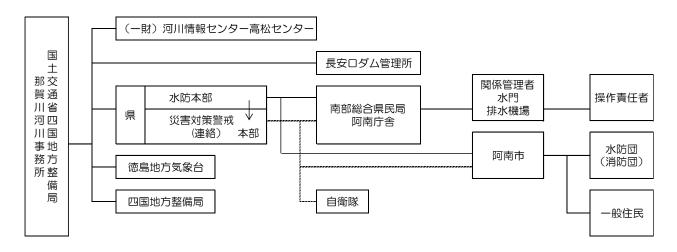
警報発令段階と基準

₩		発令段階					
河川名	基準水位観測所	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		
		待機	準備	出動	解除		
那賀川	古庄	氾濫注意水位以上に 達すると予想される とき。	位(3.5m)に達し、	水位が氾濫注意水位 (5.0m) に達し、な お上昇のおそれがあ るとき。			
桑野川	大原	氾濫注意水位以上に 達すると予想される とき。	位(3.4m)に達し、	水位が氾濫注意水位 (4.15m)に達し、 なお上昇のおそれが あるとき。	水防作業を必要としなくなったとき。		
上記以外に、	上記以外に、出動してから解除するまでの間、水防情報を適宜通知する。						

(2)連絡系統

発令される連絡系統は、以下のとおりである。

那賀川水防警報



3. 県管理河川

(1)発令段階と基準

県が管理する桑野川の国管理区間以外の区間及び福井川の警報発令段階と基準は、以下のとおりである。

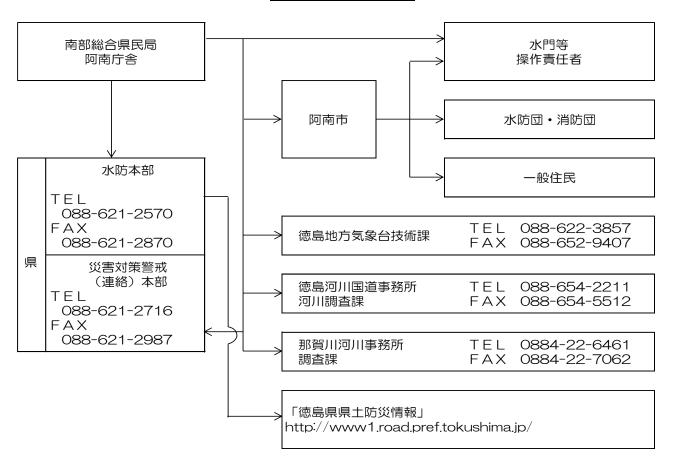
警報発令段階と基準

		発令段階					
河川名	基準水位観測所	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		
		待機	準備	出動	解除		
桑野川	内田橋	氾濫注意水位以上に達す ると思われるとき。	(2.8m) に達し、なお	水位が氾濫注意水位 (3.7m)に達し、なお 上昇のおそれがあると き。			
余 野川	新野	氾濫注意水位以上に達す ると思われるとき。	(1.3m) に達し、なお	水位が氾濫注意水位 (2.0m)に達し、なお 上昇のおそれがあると き。			
福井川	大西	氾濫注意水位以上に達す ると思われるとき。	(2.1m) に達し、なお 上昇のおそれがあると	水位が氾濫注意水位 (2.7m)に達し、なお 上昇のおそれがあると き。			

(2) 連絡系統

発令される連絡系統は、以下のとおりである。

<u>県管理河川水防警報</u>



第6 避難判断水位情報

洪水あるいは高潮等によって、住民に著しい被害を与えるおそれがあるものとして、国土交通大臣 及び県知事が指定した河川(「水位情報周知河川」という)については、避難判断水位(レベル3) を越えるときは、その水位状況を公表する。

1. 国土交通省直轄管理河川

避難判断水位情報

水系名	河川名	基準水位 観測所	避難判断水位 レベル3(m)	氾濫危険水位 レベル4(m)	水防管理団体
那賀川	桑野川	大原(無堤)	% 4.0	4.7	阿南市
那賀川	桑野川	大原(有堤)	5.3	6.10	阿南市
※ タイムラインに準じる					

2. 県管理河川

避難判断水位情報

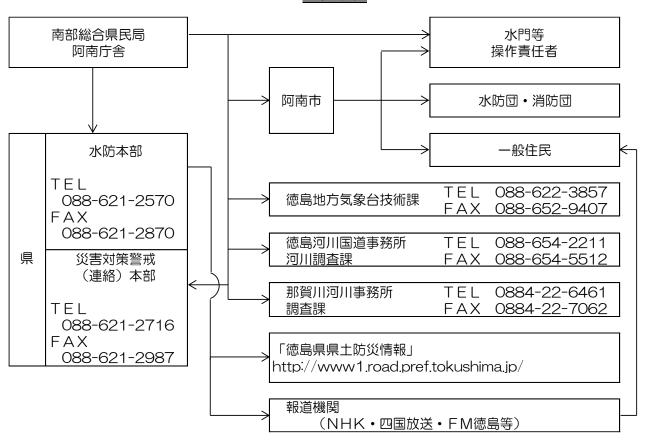
水系名	河川名	基準水位 観測所	避難判断水位 レベル3(m)	氾濫危険水位 レベル4(m)	水防管理団体
那賀川 桑野川 -		内田橋	% 4.0	4.7	阿南市
		新野	2.0	3.1	11
福井川	福井川	大西	2.7	3.3	11

※タイムラインに準じる

3. 避難判断水位到達情報連絡系統

対象水位観測所水位が、避難判断水位あるいは氾濫危険水位を越えたとき(及び下回ったとき) の連絡系統は以下のとおりで、必要に応じ、一般に周知する。

連絡系統



第11節 救助計画

【総務部、対策部、警防部】

第1 主旨

災害により、生命・身体に危害を受けた者、あるいは行方不明の状態にある者に対する捜索・救助の実施は、以下のとおりとする。

第2 実施責任者

被災者の救助及び捜索は、災害対策本部警防班が主体となり、県警察を含め、関係機関と連携をとり実施する。

また海上における遭難者の救助(行方不明の捜索を含む)は、市長からの要請により、徳島海上保安部が実施するものとし、さらに、徳島県水難救済会等の協力も考慮する。

第3 救助対象者

救助対象者は、おおむね以下のとおりとする。

- ◆ 火災時に火中に取り残された者
- ◇ 水害によって、水とともに流されたり、または孤立した地点に取り残された者
- ◆ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ♦ がけ崩れ・土石流・地すべり等により生き埋めになった者
- ◆ 交通事故も含めた大規模災害で救助を要する者

第4 救助体制の確保

発災時の救助体制確保は、原則として以下の要領で実施する。

- ◇ 災害が発生した場合、当該区域市民及び自主防災組織関係者は、住区周辺の巡回を行い 倒壊家屋・火災発生の有無を調査する。
- ◇ 火災発見時は、直ちに初期消火活動を行う。
- ◇ 災害対策本部各部各班は、速やかに本市被害状況を調査し、救助対象の有無を把握する。
- → 消防団は、消防団長のもと、救助必要人員の把握と救助機器の確認を行い、救助隊を結成する。
- ◆ 特に被害が甚大な場合、市長が県に対して救助の応援を要請する。
- ◆ 県は、日本レスキュー協会と『災害救助犬の出動に関する協定』を締結しているので、必要があるときは、県に日本レスキュー協会派遣の要請をする。

第5 救助活動

救助活動は、以下の要領で実施する。

- 1. 災害対策本部警防班は、関係機関等との相互協力によって、その管轄区域の救助方法を決定し、各救助隊結成によって、救助活動を行う。
- 2. 各関係機関(消防・警察・自衛隊等)が同一現場で救助にあたる場合は、災害対策本部で調整を 図り、速やかにかつ迅速に救助活動を行う。
- 3. 救出した負傷者は、傷病の状況に適合した救急病院へ搬送する。
- 4. 各救助隊は、当初目的地での活動終了時、二次目的地への救助体制を図る。

第6 災害救助法適用時の措置

災害救助法が適用されたときの救助措置は、知事(権限が委任された場合は市長)が実施するが、 費用の対象等は、以下のとおりである。

1. 対象者

- (1) 災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者
- 2. 期間

災害発生の日から3日以内とする。

3. 費用

(1) 借上費

舟艇、その他救助のために必要な機械・器具等の借上費

(2) 修繕費

救助のために使用した機械器具の修繕費

(3)燃料費

救助に使用した燃料費

4. 惨事ストレス対策

救出・救護活動を実施する各関係機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 安否不明者等の氏名等の公表

安否不明者等については、全国的な公表基準が策定されるまでの間は、県において公表方針を 策定し、迅速な捜索活動等に資するよう、その氏名等について情報の正確性に配慮して公表する ものとする。なお、県は、関係市町村に公表する内容を事前に連絡するものとする。

第12節 避難計画

【各部各班】

第1 主旨

大規模な災害時においては、多数の避難者発生が予想される。

本計画は、このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市長その他関係法令の規程に基づく避難措置を発令した実施責任者が、必要に応じて避難に関する可能な限りの措置をとることを定める。

また市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

したがって、本市では「避難情報の取組みに関するマニュアル 令和3年5月」を基に、避難指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達を行うものとする。

また、本市では、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

第2 実施責任者及び基準

避難措置に関する実施責任者と実施基準は、以下のとおりである。

実施責任者と実施基準

区分	実施責任者(関係法令)	措置	実施の基準
高齢者等 避難	市長	要配慮者への避難行動開始	避難行動に時間を要する者が避難を開始する 段階で、災害発生の可能性が高まった時とす る。
	市長(災害対策基本法第60条)	立退きの指示・立退	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 で、特に必要と認められる時とする。
	知事(き先指示	本市が災害対策基本法第60条の執務を実行できない事態の時とする。
避	警察官	立退きの指示・立退 き先指示	市長が立退きを指示することができない事態 の時、あるいは市長から要求があった時とす る。
難	(災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法4条)	警告及び避難の措置	危険な事態となった時、あるいは特に緊急を 要する場合で、危害を受けるおそれのある者 に、必要な限度で避難の措置を取ることがで きる。
示	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立退きの指示・立退 き先指示	市長が避難のための、立退きを指示することができない事態の場合、あるいは市長から要求があった時とする。
	自衛官 (災害対策基本法第63条) (自衛隊法第94条)	警告及び避難の措置	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、警察官がその場にいない時、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
区分	実施責任者(関係法令)	措置	実施の基準
避 難 難 緊 指急	知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条) (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水・高潮・地すべり等により、著しい危険 が切迫していると認められる時とする。
示	水防管理官 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水・高潮により、著しい危険が切迫していると認められる時とする。

第3 高齢者等避難の伝達・避難の指示

本市は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の拡大防止等を図るために、危険区域の居住者・滞在者等に、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとし、以下の方法により高齢者等避難の伝達・避難の指示を行う。

1. 避難の指示の判断

(1)台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害 のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。

また、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な 設定等に留意するとともに、指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりや すい時間帯における高齢者等避難に努めるものとする。

- (2) 災害が発生するおそれがあると認めるときは、計画された避難場所へ避難を求めるものとする。
- (3) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- (4) 市長は、法に基づき、避難のための立退きを指示し、急を要すると認めるときは立退きを指示 するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、これらについて速やか に県知事に報告する。
- (5) この場合において市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または 市長から要求があったときは、警察官または海上保安官は必要と認める地域の居住者、滞在者 その他の者に対し避難のための立退きを指示するが、その旨を速やかに市長に通知しなけれ ばならない。
 - また、当該災害による被害が甚大で、本市がその全部または大部分の事務を行うことができない場合は、本市が実施すべき措置の全部または一部を県が代行する。
- (6)本市は避難指示または避難指示の対象地域、判断時期について徳島地方気象台及び県に助言を求めることができる。

避難情報の区分

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難(要配慮者避難)	・要配慮者等、特に避難行動に時間を 要する者が避難行動を開始しなければ ならない段階であり、人的被害の発生 する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を 要する者は、計画された避難場所への 避難行動を開始
	・前兆現象の発生や、現在の切迫した 状況から、人的被害の発生する危険性 が非常に高いと判断された状況	・避難指示の発令後で避難中の住民 は、確実な避難行動を直ちに完了
避難指示	・堤防の隣接地等、地域の特性等から 人的被害の発生する危険性が非常に高 いと判断された状況	・指定緊急避難場所への避難が危険と 判断する場合、「緊急的な避難場所」 への避難や「屋内での安全確保措置」 をとる。
	・人的被害の発生した状況	・未だ避難していない対象住民は、直 ちに避難行動に移るとともに、そのい とまがない場合は生命を守る最低限の 行動をとる

[※] 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することも考慮しなければならない。

2. 洪水または高潮についての避難指示等

- (1) 市長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きを指示する。
- (2) 洪水または高潮により著しい危険が切迫している場合、知事あるいは知事の委任による県職員、または水防管理者は、水防法に基づき、立退きを指示することができる。 水防管理者が指示する場合においては、阿南警察署長にその旨を通知するものとする。

3. 地すべりによる避難指示等

- (1) 市長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きを指示する。
- (2) 地すべりにより著しい危険が切迫している場合、知事あるいは知事の委任による県職員は、危険と想定される区域内の居住者に対し、立退きを指示するものとする。この場合、阿南警察署長にその旨を通知するものとする。

4. 急傾斜地崩壊危険区域の避難指示等

市長は、急傾斜地崩壊危険区域で、崩壊の危険性が切迫している場合は、避難の立退きを指示する。

なおこの場合は、協力要請のために阿南警察署にその旨を通知する。

第4 警戒区域の設定

市長は、災害の発生により住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に危険性が切迫し

ている場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りの制限や、禁止をし、または退去を命じる。

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、または市長の委任者からの要請を受けたとき、 警察官・海上保安官は、市長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知 しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、または、市長の職権を行うことができる者が現場に居ない場合に限り、市長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

警戒区域設定の権限区分

法	律	実 施 者	設 定 権	目的
災害対策基本法	第63条第1項	市長		
11	第73条第1項	知事(市長がその全部または大部分の事務を行えない時)		
11	第63条第2項	警察官(市長もしくは市長の委任者が現場にいない時に、前者から要求があった時)	災害時の一般的な警 戒区域設定権	住民等の生命・身体 の保護を目的とする
11	第63条第3項	災害派遣を命じられた部隊の自衛官(市長もしくは市長の委任者が現場にいない時)		
水防法	第14条第1項	水防団長・水防団員、他消防機関に属する者	水防上緊急の必要性	
11	第14条第2項	警察官(上記の者がいない時、もしくは上記の者から要求があった時)	がある場所での警戒 区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場かれる。
消防法	第28条第1項 第36条	消防吏員あるいは消防団員	火災現場及び水災を 除く他の災害現場に	
11)	警察官(上記の者がいない時、もしくは上記の者から要求があった時)	おける警戒区域の設定権	

第5 避難誘導について

避難誘導の留意点は、以下のとおりとする。

- (1) 避難誘導は、警察官・消防団員・本市職員・自主防災組織・避難行動支援者が連携して実施する。
- (2)本市公共施設及び社会福祉施設等においては、各施設管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (3)誘導経路は安全確認を行い、危険箇所を避ける。 また危険箇所がある場合は、標識・なわ張り等を行い、事故防止に努める。
- (4) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒 避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風

等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(5)被害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

第6 避難所の開設

本市は、災害により、被災者を収容する必要があるとき、災害の種別・規模・位置等種々の状況を 考慮し、安全かつ、適切な避難所を選定し、速やかに開設する。

このとき、市長は避難所開設状況を、速やかに知事及び関係機関に報告する。

- 1. 一次避難場所(指定緊急避難場所等、資料編 No.15 参照) 火災の発生、あるいは延焼等の危険性があり、一次的に避難する広場、公園、グラウンド等。
- 2. 二次避難所(指定避難所等、資料編 No.16 参照)

上記災害の他、風水害で避難を余儀なくされ、施設建物内で寝泊まりする施設をいい、公民館、 体育館等が対象となる。

- ※災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)の施行後(平成26年4月1日)において、一次避難場所を異常な現象の種類ごとに見直し、指定緊急避難場所として指定する。二次避難所を指定基準等により公共施設等を指定避難所として指定する。
- 3. 本市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる ものとする。また、本市は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け 入れる方策について定めるよう努めるものとする。

4. 避難所の追加開設

市は災害発生の状況に応じ、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限りの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するものとする。また、野外テント、仮設物の撤去など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとし、また新野シームレス民泊推進協議会の民泊施設等を災害時における一時的な避難所として使用する。

それでも、収容人数が不足する場合は、知事又は隣接市町村と協議して所要の措置を講ずるものとする。

5. 避難所の安全性

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

6. 避難所開設の通知等

市は、避難所開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。

第7 避難所の選定と収容

本市は、避難所となる施設管理者の同意を得て、「指定避難所」を指定し(指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。)、住民への周知徹底に努め、避難行動要支援者を含む要配慮者に配慮して、社会福祉施設、あるいは旅館・ホテル等の事前協定による福祉避難所の指定(指定状況 資料編 No.65-1、65-2参照)にも努める。

また、周辺の避難所が被災した場合や、避難所の集約過程において、一定地域をカバーできる拠点避難所も選定する必要性がある。

なお避難所の選定・収容所は、次項のとおりとする。

- ◆ 洪水・高潮の場合は、低地・川沿い等以外の浸水被害のない高台
- ◆ がけ崩れ・土石流・地すべり等・土砂災害の危険性が高い場合は、危険区域外の場所
- ◆ 大規模火災の場合は、風向を考慮した飛び火の危険性がない場所
- ◆ 避難経路の安全性が確保でき、かつ近傍の場所
- ◇ トイレ・水道設備を有していること。
- ◇ 救援物資輸送等に必要な空地があること。
- ◆ 周辺に木造建築物が密集していないこと。

拠点避難所としては以下の機能も有すことが必要である。

- ◆ 建物の耐震化、LED太陽光照明灯など施設の安全性を確保
- ◆ 雨水タンク、防災井戸、太陽光発電装置などライフラインの整備
- ◆ 簡易トイレ、炊き出し用資材、テントなど避難生活等に必要な資機材等
- ♦ ヘリポート

第8 避難所の運営

1. 避難所の運営・管理

避難所の運営は、関係機関の協力のもと、本市が適切に行い、運営に関する事項を定めるものとする。この際、スフィア・スタンダード(人道支援における国際基準)の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努める。

本市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

避難指示を行う場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、避難所総括の事務分掌に基づく市民班は、速やかに「指定避難所一覧(資料編 No.16 参照)」により、所管部署に該当する避難所の開設を指示するとともに、職員を配置させる。なお、施設の使用に当たっては、施設管理

者と緊密な連絡をとり、管理全体に十分留意する必要がある。運営面では、指定避難所(二次避難所)における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃、衛生面で、避難者及び自主防災組織等の相互協力が得られるように努める。

また、本市は、避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に立った配慮を行う。

特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

なお、食料や生活必需品の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、 女性等に配慮するものとする。

また、本市は指定避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行えるよう努めるものとする。

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供や、拠点避難所への集 約等により、指定避難所(二次避難所)の早期閉鎖に努めることを基本とする。また、本市は県 とともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害 時に迅速に斡旋できるように努める。

本市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

本市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる ものとする。また、市は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入 れる方策について定めるよう努めるものとする。

2. 避難所の状況把握等

避難所の施設管理者は、自主防災組織内の各班長と協力し、避難者の日々の生活状況を把握する とともに、適切な運営管理を行う必要がある。

〔状況把握〕

- ◇ 避難者の住所・氏名・年齢等の個別調査、避難者総数、家族の安否
- ◇ 避難者の傷病状況・健康状況
- ◆ 不足用品
- ◆ 衛牛状況
- ◇ 被災状況・復旧状況等の正確な情報

〔運営委員会〕

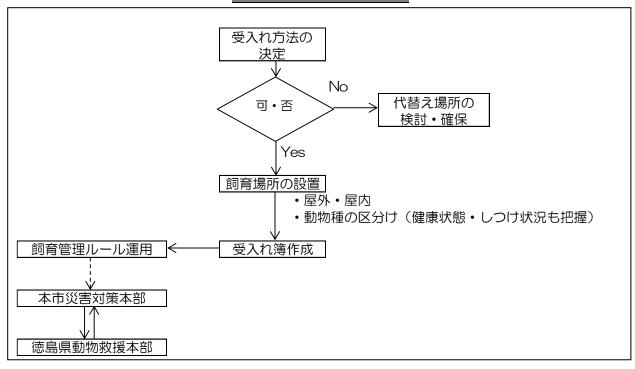
- ◇ 総務班…避難所の管理、災害対策本部との連絡調整、ボランティア受入れ体制のこと、 記録の保存
- ◇ 避難者確認班…名簿の登録管理、問い合わせへの対応
- ◇ 食料・物資班…食料・物資の調達・管理と配給、炊き出し・調理

- ◇ 救護班…医療・介護活動、要配慮者の支援
- ◆ 保健・衛生班…ゴミ・風呂・トイレ・掃除・衛生の管理、生活用水及びペット(※注1) の管理
- ◇ 情報班…情報の収集、避難者への正確な広報と記録
- ◇ 施設管理班…危険個所確認、防火、防犯

※注1 ペットの管理

避難所でのペット受入れは、『災害時のペット対策ガイドライン、徳島県動物愛護管理センター、平成24年9月』を準用するが、受入れの可否は、運営委員会によって、以下のとおりのフローで実施する。

ペット受入れまでの流れ



3. 教職員への協力要請

文教施設が指定避難所(二次避難所)となっている場合、出勤した教職員には、応急教育に支障 のない範囲で協力を要請する。

4. 本市市民及びボランティア団体等への支援要請

被災を免れた本市市民には、避難者への支援要請を広報するほか、ボランティア活動については、「第3章 第29節 ボランティア団体等支援計画」参照に基づき、支援の要請を行う。

5. 避難所における感染症対策

- (1) 県及び本市は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を検討するよう努めるものとする。
- (2)本市は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の 避難所(サブ避難所)の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等又は ホテルや旅館等の活用について検討する。

- (3)本市は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。
- (4) 本市は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。

第9 要配慮者への配慮

指定避難所への収容は、要配慮者を優先させ、要配慮者に配慮した施設運営に努める。 また避難者の健康管理に配慮し、必要に応じて保健師等の巡回健康相談等を実施する。 なお要配慮者への応急対策計画の詳細は、「本章 第24節 要配慮者応急対策計画」に記した。

第10 避難の周知徹底

1. 水防信号

水防法第20条第1項に基づく水防信号(昭和25年県規則第2号)の水防信号は、以下のとおりである。

第1信号 警戒水位(氾濫注意水位)に達したことを知らせる。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。

区分	警鐘信号			サイレン信号
第1信号	〇休止	〇休止	〇休止	約5秒 約15 秒 約5秒 約15 秒 約5秒 約15秒 〇—— 休止〇—— 休止〇—— 休止
第2信号	000	000	000	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約6秒 〇 休止〇 休止〇 休止
第3信号	0000	0000	0000	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 〇 休止〇 休止〇 休止
第4信号	乱打			約1分約5秒約1分約5秒 〇一一休止〇一一休止

(備考)

- ① 信号は適宜の時間継続すること。
- ② 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
- ③ 危険が去った時は口頭伝達または町内放送施設を利用し、周知させるものとする。

2. 避難場所等の周知と早期避難

本市は、円滑な避難の立退きを実施するため、本市市民に各種災害に対応した指定緊急避難場所 (一次避難場所)・経路他避難時の対処法等を周知させ、市民の生命・身体の保護を図る。

また、「自らの命は自らが守る」という自助の精神により、自主的な早期避難(事前避難)が重要であることの広報を行う。

第11 県知事に対する報告

市長は、災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを指示し、急を要すると想定されるときは 立退きを指示するとともに、また指定緊急避難場所(一次避難場所)・指定避難所(二次避難所)を 指示し、以降速やかに以下の事項を知事に報告する。

- ◇ 避難指示または立退き先の指示の区分
- ◇ 避難指示等発令の日時と危険対象区域
- ◇ 対象となる世帯数と避難者数

第12 災害救助法適用時の対象者数

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事(権限が委任された場合は市長)が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

1. 対象者

災害により現に被害を受けた者、または被害を受けるおそれのある者。

2. 期間

災害発生の日から7日以内とする。

3. 費用

- (1)避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費。
- (2)避難所が冬季(10月1日から3月31日)に設置された場合は、燃料費として別に定める額を加算。
- (3) 高齢者・障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算。

第13 避難所外避難者の支援対策

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者(以下「避難所外避難者」という。)に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、避難所等への移動など必要な支援を行うものとする。

1. 避難所外避難者の把握のための周知状況調査

本市は、避難所外避難者に対し、市町村または最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

2. 避難所外避難者の状況調査

本市は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、 食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な 情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

本市は、県に避難所外避難者の状況調査に協力を要請し、県は関係機関に支援を要請する。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要 支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

避難所外避難者の状況は、発災後3日以内に把握し、必要な支援を開始するよう努める。

3. 要配慮者に対する配慮

本市は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設または医療機関に移送する。

4. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する配慮

県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、 県及び市町村の防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリ アに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の 下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自 宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

5. 支援の実施

本市は、新たな避難先の提供(避難施設、テントなど)や食料・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導を県の支援も要請し、実施する。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起と、その予防法について積極的な情報提供に努める。

第13節 県消防防災へリコプター派遣要請計画

【総括班、警防班】

第1 主旨

大規模災害の発生で、災害応急対策の充実強化を図るには、広域的・機動的な県の消防防災へリコプター活用は欠かせない。

このことから、県消防防災ヘリコプターの派遣要請を以下のとおりとする。

第2 要請基準

市長は、災害が発生し、住民の生命・身体・財産を保護するため、緊急を要すると想定されるときは、県に対して、県消防防災へリコプターの出動を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプターの活動内容

災害時の県消防防災ヘリコプターの活動内容は、以下のとおりである。

- 1. 救急•救助活動
 - 医師・医療資機材、及び傷病者の搬送、行方不明者の捜索・救助を行う。
- 2. 災害応急活動

被災状況の調査・情報収集、災害情報(警報含む)の伝達広報、救援物資・応急派遣人員等の搬送を行う。

3. 火災防御活動

被災状況の調査・情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員・消火資機材等の搬送、火災消火活動 を行う。

4. その他

ヘリコプターによる対応が効果的である場合の活動を行う。

【メモ】			

第4 運航体制と出動要請手続

県消防防災へリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「徳島県消防防災へリコプター運 航管理要綱」及び「徳島県消防防災へリコプター緊急運航要領」の定めによる。

なお、県消防防災へリコプターの運航基地として、徳島阿波おどり空港内に徳島県消防防災航空隊 事務所を置く。

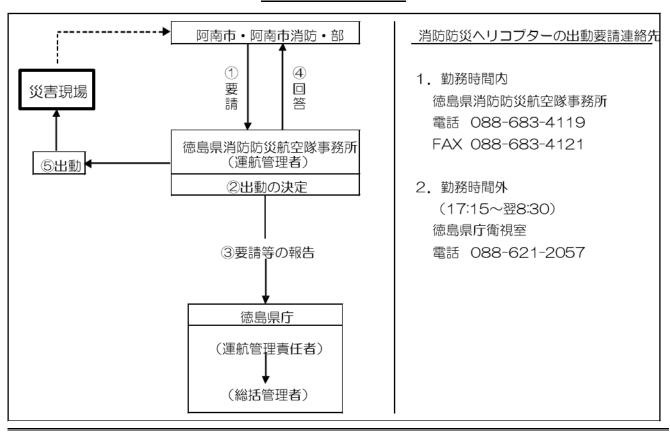
第5 飛行場外離着陸場の確保

本市は、災害時に県消防防災へリコプターの迅速な活動が実施できるように、拠点となる飛行場外 離着陸場の整備に努めるが、ヘリポート施設一覧は、「本章 第4節 自衛隊派遣要請計画 第3 災害 対策用ヘリポートの設置」に記した。

第6 緊急運航の要請及び出動のフロー

県に要請する場合の本市からの要請手順(フロー)は、以下のとおりである。

要請手順(フロー)



第14節 医療及び助産計画

【総括班、医師班、医療衛生班、警防班】

第1 主旨

災害によって、本市内の医療機関では対応が困難となった場合の医療及び助産対策は本計画の定めによる。

第2 実施責任者

被災者に対する医療・助産は、原則として本市が実施するが、対応が困難となった時は、隣接市町、 県の医療機関の応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された時は、知事(権限を委任された時は市長)が実施責任者となる。

第3 医療救護体制

1. 医療救護所

本市は、地域性・建物の耐震性・収容能力・機能性を考慮し、以下のとおりの医療救護所を開設するとともに市民に周知を図る。

医療救護所 内訳

ţ	地区名	医療救護所	地区名	医療救護所			
=	岡地区	富岡小学校	桑野•橘地区	阿南第二中学校			
宝	田地区	宝田小学校	新野地区	新野小学校			
中野島・長生地区		阿南第一中学校	福井•椿地区	福井小学校			
大野・	加茂谷地区	阿南支援学校	那賀川地区	那賀川中学校			
見能林地区		見能林小学校	羽ノ浦地区	羽ノ浦小学校			
※注1 使用施設は、医療救護に役立つ保健室他多目的スペースを用いる。なお指定期間は、							

※注1 使用施設は、医療救護に役立つ保健室他多目的スペースを用いる。なお指定期間は、 平成19年11月1日より、上記施設の管理運営に支障が生じるまでとなっている。

2. 医療救護班の編成

本市は、阿南市医師会との間で締結した「災害・事故時等の医療救護に関する協定」に基づき、 必要な医療救護班を派遣要請し、派遣された医療救護班は傷病者の治療を実施する。

また、本市は、AMDA との間で締結した「大規模災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、医療救護班を派遣要請し、AMDA から派遣された医療救護班は阿南市医師会と協力し、医療救護活動を実施する。

医療救護班は、阿南市医師会の協力により、医師1名、看護師2名、連絡員1名の4名をパーティとするが、状況に応じて、阿南市医師会の判断で、パーティ編成を変更することも可能とする。 なお、上記医師会での対応が困難な場合は、県に伝え、災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の医療従事者派遣を要請する。

要請内容

1. 必要人数(パーティ数) 2. 派遣要請期間 3. 派遣場所 4. その他必要事項

なお、状況によっては、県及び日本赤十字社徳島県支部は、自らの判断で派遣される。

3. 活動内容

(1) 医療救護所での活動

医療救護所では、以下の活動を重点的に実施する。

- ◇ 傷病者の傷病の程度判定(トリアージ)の実施※注1
- ◆ 後方医療救護機関へ傷病者の転送の要否と転送順位の決定
- ◆ 重傷者の応急処置と中等症者に対する処置
- ◆ 転送困難な傷病者と避難所等における軽症者の医療
- ◆ 妊婦及び褥婦手当
- ◆ 傷病記録及び災害対策本部への状況報告

※注1 トリアージ時の留意点

クラッシュ症候群の凝いがある傷病者も存在することから、問診が必要な場合もあることに 留意しなければならない。

(2) 応援要請

本市のみでの対応が困難な場合は、県及び隣接の市町に応援要請を行うが、この時、現地への 進入経路・交通状況を支援チームが掌握できる事前協議が重要となる。

4. 災害救助法適用時の医療及び助産

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班が実施し、助産にあっては助産施設機能のある医療機関に搬送する。

(1) 対象

- ◆ 応急的に医療を施す必要のある者で、災害で医療の途を失った者。
- ◇ 災害の発生日以前、または発災後7日以内に分娩した者で、助産の途を失った者(褥婦を含む)。

(2) 医療及び助産の範囲

- ◇ 診察
- ◆ 薬剤または治療材料の支給
- ◆ 処置・手術その他の治療及び施術と看護
- ◆ 病院または診療所等への収容
- ◆ 分娩の介助
- ◆ 分娩前及び分娩後の処置
- ◇ 脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給

(3)期間

- ◇ 医療の実施期間は、災害発生の日から14日以内とする。
- ◆ 助産の実施期間は、分娩した日から7日以内とする。

5. 後方医療救護体制

先に記した医療救護所で対応できない中等・重症者は、原則として救急医療圏ごとの2次救急医療機関(救急告示医療機関:阿南医療センター・原田病院)に収容し、当機関でも対応できない重傷・重篤患者は、3次救急医療機関(徳島赤十字病院・県立中央病院・徳島大学病院・県立三好病院)に収容する。

なお本地域の医療救護所で対応可能な他市町からの傷病者についても、要請ある時は十分な 対応を実施するものとする。

6. 県による調整

県は、被災地内の災害医療活動を調整するため、災害拠点病院に現地災害医療コーディネーター、 徳島大学病院に設置する徳島県周産期災害対策ネットワーク本部に災害時小児周産期リエゾンを 置き、被災地外への患者輸送、受入医療機関の確保及び医療救護班の配置に係る調整等を行う。 また、関西広域連合による広域医療体制等、広域的医療救護活動の調整を行う。

第4 応急医療需要の把握

本市地域内の応急医療の把握手段は以下のとおりとする。

- ◆ 要配慮者にあっては、指定避難場所と連絡を取り、安否確認を図り、応急医療必要者数を把握する。
 - (この時、安否不明の避難行動要支援者については、要支援者名簿により住居の居所を把握し、 支援者自身の健康状況を考慮し、救援・救出に向かう。)
- ◇ 医療を必要とする状態の住民者数と傷病状況を把握する。
- ♦ 市内医療機関の被害状況把握と応急医療対応可能か否かを確認する。
- ◇ 避難者から、避難時の状況を知り、被災箇所地で取り残された傷病者の有無を把握する。

第5 傷病者の搬送

傷病者の医療機関への搬送は、原則として本市対策本部が実施するが、本市で対応できない時は、 県・日本赤十字徳島県支部あるいはその他関係機関・県消防防災へリコプター等での要請支援により 実施する。

第6 医薬品等の確保

医薬品及び衛生材料は、「第2章 第14節 第44. 医薬品等の備蓄」によるものの他、各病院の 備蓄品を使用するものとし、不足時は市内医薬品取扱い業者あるいは県指定業者からの調達による。 血液の確保については県内の赤十字血液センターとの連携によるものとするが、これらの調達は 市長が実施する。

なお本市内での人工透析機器を備えた20床以上のベッド所有の病院、及び助産可能な診療所 等は、次のとおりである。

人工透析及び助産が可能な本市病院

名 称	所在地	電話番号 (0884)	人工 透析	助産	備考
玉眞病院	阿南市宝田町荒井20	23-0551	0		
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	28-7777	0	0	災害医療支援病院
阿南川島クリニック	阿南市羽ノ浦町岩脇神代地80番1	44-6556	0		

第7 挫滅症候群について

クラッシュ症候群とも呼ばれる。 瓦礫等で挫滅した筋肉から発生した毒性物質が、救出時の圧迫開放で、血流によって全身に運ばれ、臓器に致命的な影響を与え、死亡その他重篤な症状になる。

下記のような症状が見られたら、避難所や応急の医療救護所では困難となり、災害拠点病院か人工 透析可能な診療所・病院への搬送が必要となる。

- ◆ 2時間以上挟まれていた。
- ◇ パンパンに腫れ、点状出血(筋挫滅)がある。
- ◆ 尿が茶褐色に変色(ミオグロビン尿)している。
- ◆ 挟まれた部位の感覚がない(知覚マヒ)。
- ◆ 挟まれた部位が動かない(運動マヒ)。

この突然死に至る一刻を争う症状に対し、一般避難者の行える応急処置は、以下のとおりである。

- ◆ 臓器に悪影響を及ぼすカリウムやミオグロビンの血中濃度を下げるため、大量の水(1リットル以上)を飲ませる。
- ◆ 毒性物質の心臓・腎臓到達を防ぐため、挫滅部位より心臓側に止血帯法を行う。ただし、この行為は筋肉損傷・細胞壊死・神経マヒや損傷・知覚異常などのリスクをともなう。

【メモ】			

第8 災害時コーディネーター (医療・保健衛生・介護福祉・薬務) の調整

県は被災地での医療・保健衛生・介護福祉・薬務の各種支援を図るための災害時コーディネーターを配置し、避難所・医療救護所等への人材・資機材の的確な配備計画を整備している。

災害時コーディネーターの役割は以下のとおりであるが、本市も県との連携により、上記4分野の円滑な調整を図る。

災害時コーディネーターの役割

- ◇ 避難所における被災者ニーズと医療需要の把握
- ◆ 医療救護所の設置運営の総合調整
- ◆ 保健師活動の総合調整
- ◆ 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- ◆ 介護士等の活動の総合調整
- ◆ 県内・県外からの支援の受入れと配置調整

第15節 行方不明者・遺体の捜索及び収容・埋火葬計画

【総括班、医師班・医療衛生班、警防班】

第1 主旨

災害での死者の捜索・収容・埋火葬計画は以下のとおりとする。

第2 実施責任者

遺体の捜索・収容・埋火葬は、市長が警察・消防機関及び日赤奉仕団等の協力を得て行うが、災害救助法適用時は、知事(権限を委任された場合は市長)が行う。

第3 行方不明者・死者の捜索

- 1. 実施方法
- (1)本市は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。
- (2) 本市は、救助・救出に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて捜索活動を行う。
- (3) 捜索にあっては、警防班を主体に、警察・自衛隊・海上保安部及び漁協・地域住民・ボランティア等の協力のもとに実施する。

2. 応援の要請等

災害対策本部主体で捜索が実施できない場合や、遺体の流出等が疑われ、他市町村に存在すると 想定される時は、以下により応援要請を実施する。

- (1)県(危機管理環境部)に遺体捜索の応援を要請するが、緊急を要する場合には、隣接市町に応援を要請する。
- (2) 応援要請時は、以下の事項を連絡(伝達)する。
 - ◆ 遺体が埋没または漂着していると思われる場所
 - ◇ 行方不明者数と各自の氏名・年齢・性別・容姿・特徴・持物等
 - ◇ 応援を要する人数、他舟艇等の必要機器数量
 - ◆ その他必要な事項

3. 災害救助法適用時の基準

捜索期間は、災害発生の日から10日までで、捜索に要した舟艇等の機器借上費・購入費・修繕費・燃料費等を通常の実費精算で支給する。

第4 遺体の調査処理

遺体の仮安置所は、災害対策本部が決定し、医師が消防団その他奉仕団等の協力により処理を行う。検案には、阿南市那賀郡歯科医師会の協力を得る。

この時、警察等関係機関の応援あるいは遺族の協力を求めることもある。

- ◆ 遺体の洗浄・縫合・消毒
- ◆ 検案(死因特定の医学的検査)

災害救助法が適用された場合は、見分処理も災害発生の日から10日までで、遺体の洗浄・縫合・ 消毒・検案及び保存に要した費用は、通常の実費精算となる。

第5 遺体の埋火葬

市長が必要と認めた時の埋火葬方法等は、以下のとおりとする。

- ◇ 医療衛生班の葬斎場が主体となり、原則として火葬を行う。この時遺族への支給は棺・骨壺とする。
- ◆ 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後に埋火葬する。
- ◆ 身元不明者は、警察その他関係機関に連絡し、調査にあたるとともに、遺品の保管等身元確認の特徴となる事項記録後に埋火葬を行う。
- ◆ 被災地以外に漂着した遺体で、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取り扱いにする。

災害救助法が適用された場合は、遺体埋火葬も災害発生の日から10日までで、棺・骨壺・火葬費・輸送費は通常の実費精算とする。

<u>火 葬 場 所</u>

	名 称	所在地	電話番号				
	阿南市葬斎場	阿南市富岡町西池田51-3	(0884)22-0623				
※注	※注 被災状況から判断して、上記火葬場所での対応では不可能な場合、隣接市町・県への応援を要請する。						

第6 海上漂流遺体の捜索

災害時において、徳島県周辺海域に遺体が漂流する事態が発生したときは、本市は速やかに徳島海上保安部に応援要請を行う。

【メモ】			

第16節 障害物の除去計画

【総括班、維持管理班、農地整備班、下水道班、土木班、農林水産班、水道班】

第1 主旨

大規模災害発生後は、倒壊建築物(工作物)や山崩れ・がけ崩れ・土石流あるいは洪水等によって、 道路・河川・住居等に運ばれた土砂・竹木等が、緊急応急対策の実施に困難をきたすことが考えられる。

住民の生命・財産を維持し、日常生活に著しい支障を及ぼさないために、以下のような障害物の除去計画を定める。

第2 実施責任者の区分

障害物の内容によって、除去実施の責任者は以下のとおりとなる。

工作物の除去区分

内容	実施責任者
応急対策実施上の障害となる工作物	阿南市
水防上障害となる工作物	水防管理者•消防庁
道路、河川等の障害物	道路、河川の維持管理者
山崩れ・崖崩れ・土石流等によって住家、及び住家付近に運ばれた障害物	阿南市(※注)
その他施設、敷地内の障害物	施設、敷地内の所有者・管理者
※注 災害対策本部で困難な場合、知事に対して応援・協力を要請する。	

第3 機械機器の調達等

市長は障害物の種類・規模によって、本市所有の機械機器のみでは十分な対応ができない場合、協 定を交わした建設業者等の協力により、資機材を確保する。

この時、重機運転等、人員の供給にあっては、次節の労務需給計画による。

第4 災害救助法適用時の費用等

災害救助法が適用された場合の障害物除去は、知事(権限を委任された場合は市長)が実施するが、 費用の対象等は、以下のとおりである。

1. 障害物除去の対象

居室・炊事場等生活に欠くことのできない部分、あるいは玄関等に障害物が運び込まれ、居住できず、かつ自らの資力では、当該障害物を除去できない者が対象者となる。

2. 費用

対象となる費用は、ロープ・スコップその他除去に必要な機械・器具等の借上費または購入費、 輸送費及び賃金職員雇上費等となる。

3. 実施期間

災害発生の日から10日以内が対象となる。

4. 除去した障害物の集積と保管

- (1)居住者不明の除去障害物の集積場所は、市内の遊休地を選び、周辺の生活環境に配慮した集積 位置としなければならない。
- (2)除去障害物の保管方法は、盗難等の危険性を避けながら、保管日から14日間、その工作物名簿を公示する。

第5 災害廃棄物の処分

災害廃棄物の場合、どのような有害物質が含まれているか不明な場合が多く、遮水層や水処理施設のない場所での仮置き等は、環境対策上妥当とはいえない。

したがって、本市既設の処分場を集積所として利用することが得策となるが、施設利用が困難な場合は、あらかじめ以降の適正処理策定とともに、仮置きヤード適地を選定しておくことが重要である。

[メモ]			

第17節 労務需給計画

【各部各班】

第1 主旨

災害応急対策実施上で、必要な労務者等の雇上げを以下のとおりとする。

第2 実施責任者

労務者の雇上げは、多種に渡る職種が想定され、各々の応急対策機関の要請にしたがい、災害対策 本部長が実施する。

第3 支払いの基準

賃金等の支払額は、通常の慣行料金以内を原則とするが、法令その他により、別に基準がある場合はこの限りではない。

第4 従事命令または協力命令

災害対策基本法・災害救助法他、以下の法律の定めるところにより、各執行者は従事命令または協力命令を発することができる。

従事命令・協力命令の執行者

対象作業	命令区分	根拠となる法律	執行者	
災害応急対策事業	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長・警察官・海上保安官	
(災害応急対策全般)	다마 을 까	災害対策基本法第65条第2項		
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事	
(災害救助法に基づく救助)	協力命令	災害救助法第25条	N ⊅ 	
災害応急対策事業	従事命令	· 災害対策基本法第71条第1項	知事、または委任を受けた市長	
(災害救助を除く応急措置)	協力命令	· 火台划块至本心另 / 「未另 填	川争、みたは女任で文けたけ 文	
災害救助対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官	
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員	
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防団長、消防長	

第5 労務者の雇用方法等

- 1. 労務供給方法は、阿南ハローワーク(TELO884-22-2016)及び(社)徳島県建設 業協会阿南支部(TELO884-22-0023)で供給の要請を行う。
- 2. 土木・建築作業以外での労務作業内容は、概略次のとおりとなる。
 - ◆ 被災者の救助・救出に必要となる機械機器の操作者
 - ◇ 医療・助産対処時の患者・妊婦の移送
 - ◆ 飲料水供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配布者
 - ◇ 救援物資の整理・輸送・配分
 - ◆ 遺体の捜索と処分
 - ♦ 家畜・へい獣の処分

第6 その他

- 1. 医療、土木・建築作業関係者の雇上げ時は、従事内容に適した資機材器具持参が速やかな対応策となる。
- 2. 土木・建築の応急復旧作業は、事業規模に応じ、請負いあるいは委託作業とする。
- 3. 本労務需給計画は、非常時優先業務の継続実施が困難な場合での適用とする。

【メモ】				

第18節 給水計画

【水道班】

第1 主旨

災害のため飲料水の供給が困難になり、または水質汚染によって給水が確保できない場合の応急 給水は、以下のとおりとする。

第2 実施責任者

- 1. 飲料水供給の実施は市長が行うが、災害救助法適用時は、知事(権限を委任された時は市長)が実施する。
- 2. 本市において、飲料水供給が困難と判断された場合、市長は下記事項を知事に伝達し、供給要請を行う。
 - ◆ 供給人口
 - ♦ 供給水量
 - ◆ 供給期間
 - ◆ 供給場所
 - ◆ 必要とする給水用具(運搬車からの取水用具で、仮設水槽あるいはポリタンク等)

第3 確保水量

本市が実施する被災者への応急給水は、以下のとおりの3段階で必要水量を決定する。

- 1. 第1段階(発災時から3日目まで) 生命維持に必要な最低給水量の1人1日3リットルとする。
- 2. 第2段階(4日目から7日目まで) 飲料水に加え、炊事用水、トイレ用水水量を増加させ、1人1日20リットルとする。
- 3. 第3段階(8日目から発災後4週) 飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯用水とし、目安は1人1日100~250リットルとする。

第4 飲料水の供給

- 1. 飲料水が汚染していると想定される場合は、浄水滅菌後に供給する。
 - ◆ 濾水器による場合、確保した水源井戸では、地表面から水面までの距離は約4.0m以下が望ましい。

- 令 消毒は、塩素・さらし粉・次亜塩素酸ソーダを用い、外観等に異常がなく、かつ残留塩素検 出の後に、濾水作業後の給水とする。
- ◆ 登録済みの災害応急用井戸が飲料水として使用可能な場合は、積極的な運用を図る。
- 2. 被災地内での飲料水確保が困難な場合は、被災地に近い水源地を求める。
- 3. 飲料水が防疫その他衛生上で浄水の必要がある時、在宅避難者への供給時には、浄水剤も配布する。
- 4. 大規模災害時の当初では、供給時の混乱もあり、運搬給水方式よりも、拠点給水方式を優先させる。
 - ◇ 運搬給水方式は、主に給水車・タンク車によって、避難所・医療施設・社会福祉施設・防災 拠点施設への応急給水を実施する方式である。
 - ◆ 拠点給水方式は、耐震性貯水槽・消火栓・配水池等の給水地点から、避難所等の拠点地に応 急給水を実施する方式である。

第5 水道施設の応急復旧

医療施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に応急復旧を実施するが、その手順は以下のとおりである。

応急復旧の手順

1. 被害状況の把握(管路網図とのチェック)



2. 施設・管路被害箇所への職員配備及び市内水道工事事業者との応急施工



3. 応援を必要とする時は、『日本水道協会徳島県支部水道被害相互応援要綱』に基づく応援要請の実施

第6 県への要請

被害が甚大で、本市での対応が困難と想定される場合は、県への要請で、他市町村あるいは関係機関からの広域的な応援を受けるものとする。

[メモ]			

第19節 食料供給計画

【総括班、保険年金班、福祉班、農林水産班、支部】

第1 主旨

災害時における、被災者及び応急対策従事者への応急食料あるいは副食品の供給・炊き出し等は、 以下のとおりとする。

第2 実施責任者

食料等の供給・炊き出しは、市長が実施するが、災害救助法の適用を受けた時は、知事(権限を委任された場合は市長)となる。

この時、災害対策本部での直接実施が困難な場合は、県本部あるいは隣接市町に応援を要請する。

第3 応急食料

市長は、本市において応急食料の調達が困難なときは、知事にその斡旋を要請するものとする。

第4 食料供給需要の把握

下記の応急食料を必要とする対象者を参考に、避難者数、調理不能世帯者数、応急対策従事者数を把握する。

この時、乳児数及び調理に配慮を要する避難者数、要配慮者数の把握にも努め、適切な調理品目を 考慮する。

- ◆ 避難所の収容者数
- ◆ 住家被害で調理不能な世帯数(家族数)
- ◆ 住家被害で、縁故避難を実施している世帯数(家族数)
- ♦ 旅行者あるいは帰宅困難者で、食を得ることができない者
- ◇ 災害応急対策従事者

第5 食料供給能力の把握

1. 調理関係施設の被害状況把握

資料編 No.16 参照の調理設備を要する施設の被害状況を調査し、炊き出し・調理が可能かどうか把握する。

2. 公的備蓄・業者調達可能量の把握

公的備蓄量確認と小売業者・卸売業者保有の食料を把握する。

また協定済みの救援物資供給を利用する。

なお応急食料品目は、本市備蓄の保存食(乾パン)と調達する米穀・副食調味料であるが、上述のように調理に配慮を要する要配慮者等への品目は別途考慮しなければならない。

第6 食料供給活動の実施

1. 食料の調達

(1) 応急食料

上述のとおり、炊き出しまでの間は、乾パンや備蓄品とする。

(2) 米穀及び副食等

小規模災害の場合は、小売業者または卸売業者の保有分で調達するものとする。 災害救助法適用時の大規模災害にあっては、上記業者での保有分では不足すると想定され、この時は、知事に斡旋を依頼する。

(3)物資供給支援

資料編 No.41 参照の協定に基づき、「生活協同組合とくしま生協」等からの生活支援物資を受ける。

2. 食料の配給

避難者への食料等の配給は、対策部(保険年金班)が担当する。

また生活安定期前後からは、食料供給対象者を避難収容者に限定し、食料供給需要の明確化を図る。

なお、避難所生活においては、個別の食品アレルギーなどは考慮されていない場合が多く、物 資の提供に際しては、十分な配慮が必要である。

このアレルギーを引き出す可能性のある食品(及び添加物)は以下のとおりである。

アレルギーを引き出す可能性のある食品(及び添加物)

エビ、カニ、小麦、そば、卵、乳、落花生 アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、クルミ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、モモ、ヤマイモ、リンゴ、ゼラチン等

<u>対処法</u>

- ◇ アレルギーの有無を調査し、食事においては医師・栄養士等専門家の意見を聞き、 対処する。
- ◇ 避難者は食物アレルギーサインプレートをカバン・リュックなどに着けて、避難する。
- → 避難所内では、食物アレルギー災害時用ビブス(ゼッケン)を装着する。

3. 炊き出しの実施

炊き出しの従事者は、指定避難所の場合では自主防災組織の給食給水班等が共助の精神をもって、また在宅避難者の場合では、在宅者が自助の精神をもって行う。

なおこの時の食料応急供給の目安は、次のとおりである。

供給対象の目安

	目標とする供給量	備 考
被災者に、炊き出しを行う必要がある 場合	精米200g/1食•1人	
被災により、通常の供給が行えない場合の在宅避難者(トリアージ対象者)		災害救助法の適用を受け、県からの応急 供給が実施されている期間中は、当目安は 除外する。
災害応急対策従事者	精米300g/1食・1人	MINT: 9 00

4. 被災地から避難した本市市民への対処

- (1) 大規模な被害を受け、急遽本市域から避難した被災者にあっては、『り災届出証明書』等の呈示で、1ヶ月当り精米15kgを限度に供給する。
 - → 資料編 No.95 り災届出証明書 参照
- (2)避難者の市外滞留期間が長期にわたる場合は、正規の転入手続きによって本市からの供給は廃止する。

第7 液化石油ガスの供給等

炊き出し等に必要なLPガス及びガス器具が不足している場合、これらの供給・斡旋は本部長が実施するが本市での対応が困難な時、県に以下事項を伝達し、調達の要請を行う。

- ◇ 対象避難者数
- ◇ 必要とするLPガスの量
- ◆ 必要な器具の種類・数量
- ◆ 供給期間
- ◆ 供給地と配送ルート

【メモ】			

第20節 被服等生活必需品供給計画

【総括班、会計班、商工政策班、福祉班、支部】

第1 主旨

被災者に対する被服・寝具その他生活必需品の供給計画は次のとおりである。

第2 実施責任者

被災者への被服・寝具その他生活必需品の給与・貸与は災害対策本部長が実施するが、本部での実施が困難な場合は、県あるいは他機関に調達を要請する。

ただし、災害救助法適用後は、同法の規定により、知事(権限を委託された場合は市長)が行う。

第3 調達計画

商工政策班は、供給・貸与が必要な物資を調査し、調達物資の内容・数量・供給地を会計班に伝達する(会計班は、速やかに調達を行う)。

また、調達された物資は福祉班が避難所に運び、自主防災組織等の協力によって、被災者名簿登録者に配分する。

なお仕分けについては、個人からの小口混載の支援物資も考えられることから、ボランティア等の協力を求めて、迅速かつ的確に実施する。

◎物資調達・輸送調整等支援システム等の活用等

- (1) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第4 生活必需品の種類

生活必需品の品目の概略は以下のとおりとし、仕分け時のセレクト(選別)に注意する。

- ◇ 寝具(毛布・布団・枕)
- ◇ 被服(作業衣・婦人服・子供服・乳児服)
- ♦ 肌着(シャツ・ズボン下等)
- ♦ 身の回り品(タオル・靴・靴下・サンダル等)
- ◇ 炊事用具(鍋・釜・炊飯器・包丁・まな板・コンロ・バケツ等)
- ◆ 日用品(石けん・歯ブラシ・歯みがき粉・ティッシュペーパー・ラップフィルム)

- ◆ 光熱材料(マッチ・ローソク・ライター・固型燃料・木炭等)
- ◇ 育児用品(粉ミルク・おむつ・衣料等)
- ◆ 女性用品(生理用品)

第5 配給後の措置

上述のように、物資の配給は福祉班が実施するが、配給内容等は職員防災初動マニュアルの生活物 資等受入・配布簿及び生活物資等管理簿に記し、記録・保管する。

第6 物資輸送の交通手段

通常の陸上輸送は、本市及び資料編 No.21 参照の民間輸送業者が有する貨物自動車により、また海上輸送は民間船舶によるが、緊急を要する場合は自衛隊・徳島海上保安部等の協力を求める。

第7 孤立集落等への対処

交通及び通信等の途絶で、孤立状態にある被災者に対しては、孤立化の早期解消に努めながら、生活必需品等物資の円滑な供給を実施する。

また、在宅での帰宅困難者(避難トリアージ対象者)あるいは応急仮設住宅として供与した賃貸住 宅避難者や縁故避難により所在が把握できる市内に居住地を持つ避難者に対しても、物資提供を図 る。

第21節 感染症予防計画

【市民班、医師班、医療衛生班】

第1 主旨

被災地内、及び被災地周辺で発生する感染症予防の対策計画は、以下のとおりとする。

第2 実施責任者

感染症対策は、市長が『防疫組織』を編成・実施するが、被害が甚大で、広範囲にわたる感染症対 策時は、県に応援を依頼する等の対策を実施する。

なお特に知事が必要と認めたときは、『感染症法』の規定に基づき、予防・まん延防止・廃棄に必要な措置を講じる。

第3 感染症対策

感染症対象区域は本市全域を対象とし、特に浸水被害住居・便所・給水施設等の感染症発生の疑われる筒所とする。

第4 感染症対策の実施方法

感染症対策の活動は、以下の方法による。

- 1. 阿南保健所との連携により、対策が必要な区域への広報・伝達を行う。
- 2. 疫学調査は阿南保健所が実施するが、本市はこれに協力しながら、情報の的確な把握に努め、必要と認められる時は、健康診断を実施する。
- 3. 消毒等

感染症予防のため、被災地及び避難所あるいは井戸等の消毒やねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。 津波・浸水家屋での防疫のための消毒の目安は、次のとおりとする。

(1) 床上浸水家屋

減水後に床下消毒を行う。床・壁は逆性石鹸で拭き、器物は消毒する。便所の消毒は、衛生上の指導を行う。被災住居への支給品は、液体塩素系漂白剤及び、逆性石鹸等とする。

(2) 床下浸水家屋

減水後に汚物を除去し、清掃・通風実施を居住者に広報する。清掃完了後の住区ごとに、順次 消石灰を配布し、散布指導を行う。支給品は、液体塩素系漂白剤及び、逆性石鹸等とする。

4. 感染症予防及び感染症患者には、医療に関する法律第31条第2項の規定により、生活用水の供給を行う。また感染症患者が発生した場合は、保健所に伝達し、感染症指定医療機関に搬送する。

5. 予防接種

防疫上必要と考えられる場合は、臨時の予防接種を実施するとともに、避難所を含む被災地域内の感染症に係る予防教育と広報活動に努める。

第5 防疫用資材

防疫用資材は、以下を参考に一般販売店から緊急調達し、被災者等に配布する。

- ◇ 噴霧器
- ◆ 消石灰及び消毒薬品

- ◆ 昆虫駆除薬剤
- ♦ 検便用具
- ◇ 防疫用薬品資材

第6 報告

市長は、災害防疫実施要項(厚生労働省)により、阿南保健所を経由して、県知事に以下の事項を報告しなければならない。

- ◇ 感染症被害状況
- ◇ 防疫活動状況
- ◇ 災害防疫に要した所要見込経費
- ◆ その他必要な事項

第7 家畜防疫

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に、獣医師会、農業共済組合、市町村等の協力を得て、必要な家畜防疫及び家畜診療体制を構築し、次により対処する。

1 実施責任者

被災地における家畜防疫は、知事が関係機関と連携を図りながら実施する。

2 家畜の防疫

被災地における家畜防疫活動は、必要に応じ、次の方法により行うものとする。

- (1) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じ、家畜の伝染病の発生予防に努める。
- (2) 県は、家畜伝染予防法に基づき、家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病のまん延防止に努める。
- (3) 県は、家畜伝染病が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、通行の制限又は遮断、殺処分等の貿易措置を実施し、伝染病のまん延防止に努める。

3 家畜の診察

被災地域のみでの家畜診療体制が不十分である場合、被災地域においても、十分な家畜診療体制 を確保するため、獣医師会や農業共済組合等と連携し、被災地域以外からの人的・物的支援を実施す る。

第8 参考

本計画における防疫活動の法律等は、以下のとおりである。

防疫区分と法律等

区分	実施方法 及び 法律
疫学調査	保健師が主体となって、在宅患者の聞き込み調査を実施する。感染者と所見された場合は、県 の指示により、感染源・感染経路を調査する。
健康診断	消化器疾患を重点に、本市地域住民について、県の指示のもとで検便調査を行う。
消毒	感染症法第27条第2項と第29条第2項の規定により、県の指示のもとで消毒を行う。
ねずみ族・昆虫等 の駆除	感染症法第28条第2項の規定により、県の指示のもとで、指定区域内を対象に、ねずみ族・ 昆虫等の駆除を行う。
予防接種	予防接種法第6条の規定により、臨時の予防接種を行う。
給 水	感染症予防法第31条第2項の規定により、県の指示のもとで、生活用水の供給を行う。

第22節 保健衛生計画

【医療衛生班】

第1 主旨

本市は被災した市民の生命と生活環境の安全確保とともに、被災による二次的健康被害(災害関連疾患・災害関連死)を防ぐことが重要となる。

したがって本市では、災害時の保健衛生活動を「阿南市災害時保健衛生活動マニュアル、平成 27年3月」を参考とし、被災者の心身状態と生活実態把握により、市民全ての健康と環境改善に努 める。

第2 災害時(保健衛生)コーディネーター

災害時コーディネーターは、総括コーディネーター(徳島県保健福祉部)と圏域コーディネーター(保健所)に区分され、各々の役割は以下のとおりとなっている。

- 1. 総括コーディネーター
 - ◆ 各圏域、各分野のコーディネーターからの情報を集約し、保健衛生ニーズのアセスメント と各フェーズに応じた対応の総合調整
 - ◆ 災害拠点病院、県医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、栄養士会との連絡調整
 - ◆ 圏域間の人材、資機(器)材の調整等による圏域支援
 - ◆ 国、他都道府県への人材・資機(器)材等の要請と調整

2. 圏域コーディネーター

- ◇ 避難所等の公衆衛生、避難者の健康管理に係るアセスメントと対応の総合調整
- ◆ 地域における医療・福祉・介護に係る被災者ニーズのアセスメント、関係部門への情報提供と支援要請
- ◆ 震災復興に向けた市町村保健医療復興計画策定の支援

第3 健康相談等

医療衛生班は、圏域コーディネーターにコーディネート職員(保健衛生チーム)の協力を要請し、 避難所等を巡回し、被災者の健康状態実態調査を行う他、保健指導や健康教育及び環境整備に努め る。

また、在宅避難者にあっては、地域広報を行い、最寄りの指定避難所での相談指導を行う。

【メモ】			

第4 栄養・衛生指導

避難施設内での栄養指導・相談は、県及び栄養士会等関係団体の協力を得て、以下のとおり実施する。

- → 乳幼児、妊産婦、産褥婦、要配慮者への栄養管理指導と相談
- ◆ 糖尿病、腎臓病、心臓病、アレルギー疾患患者等の長期にわたる食事管理を必要とする者の 栄養管理指導と相談
- ◆ 避難所生活が長期にわたることの食生活上のケア
- ◆ 男女のニーズの違いによる食生活管理の留意点
- ◆ その他必要な指導・相談

また、市は地域住民に対し、食品衛生等のための指導及び広報に努め、以下の事項について啓発指導を行う。

- ◆ 手洗い、消毒の励行
- ♦ 食器、器具の消毒
- ◆ 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- ◆ 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

第5 派遣要請

本市の被災規模が甚大で、医療衛生班主体での対応が困難と判断された場合は、県を通じて他市町村へ管理栄養士・保健師の派遣を要請する。

第6 災害時保健衛生活動の体系

保健衛生活動の役割体系は「阿南市災害時保健衛生活動マニュアル、平成27年3月」によるものとする。

第7 トイレの確保対策

県及び徳島県災害時相互応援連絡協議会は、避難所における仮設トイレの必要数及びその調達、携帯用トイレの備蓄のあり方、衛生管理等の方針をまとめた「災害時快適トイレ計画」を平成29年3月に策定し、さらに計画を着実に推進するため、具体的なトイレ対策をまとめた「徳島県災害時快適トイレ計画」及びアクションプランを平成29年8月に策定した。

本市は、「災害時快適トイレ計画」及びアクションプランについて、阿南市地域防災計画、避難所整備、避難所運営等に活用するものとする。

[メモ]			

第23節 被災者のこころのケア

【医師班、医療衛生班】

第1 主旨

被災により、さまざまな精神症状に陥りやすい被災者へのこころのケアは、以下のとおりとする。

第2 被災者が陥りやすい精神症状

災害後に誰にでも起こりうる変化(例)

- ◆ 災害のことは考えたくないし、話したくない
- ◆ こころが動かず、周囲の人との間に壁ができて、疎遠になったように感じる
- ♦ 気分が高揚し、ハイな感じになる
- ◆ 気持ちが落ち着かなくなる
- ◇ 恐怖感・不安感におそわれる
- ◆ 孤独感や無力感を感じる
- ◆ 日常生活のリズムが乱れる、体調が整わない

また、精神科医師への照会が必要なときは次のとおりである。

- ◇ パニック発作や重い解離症状があるとき(健忘、遁走、離人等)
- ◆ 希死念慮、自殺企図があるとき
- → フラッシュバック、生々しい悪夢が頻発するとき
- ◆ 重度の抑うつ、不安状態があるとき
- ◆ PTSDの諸症状があり、生活に大きな影響を与えているとき(下記参照)

(参考) 厚生労働省 外傷ストレス関連障害の病態と治療ガイドラインに関する研究班編 2001「心的トラウマの理解とケア」

第3 心的外傷後ストレス症候群 (PTSD)

PTSD の場合、以下のような症状が、長期間続くので、特に注意が必要である。

- ◇ 災害時の悲惨なイメージ・思考・知覚をともない、著しい苦痛の回想・悪夢・幻覚が 持続的によみがえる。
- ◆ 外傷に関連する刺激回避により、一般的な反応(感情・感覚)が鈍くなる。
- ◆ 覚醒亢進のため不眠となり、集中力低下と、驚愕反応が異常となる。

第4 こころのケア

前記の精神症状に対するこころのケアの内容を以下のとおりとする。

- ◆ 精神科医師、臨床心理士、保健師等による精神保健に関する相談、カウンセリング、診察等 を行う。
- ◇ 県、医療機関、関係諸機関等の応援による精神保健指導・相談
- ◇ 避難所内でのやすらぎが与えられる被災者向けの講演・演芸会開催
- プライバシーに配慮した相談電話の設置
- ◇ 広報あなん及び情報広報誌等作成による、被災者に配慮した情報提供
- ◇ 幼・小・中学校での児童・生徒に対する精神的カウンセリング

また、被災者への対応には、以下の諸点に配慮する。

- ◇ 正常な生活に至る時期まで、物心両面にわたる人道的支援を継続する。
- 令 希望を持ち、生活再建を目指して歩み始められる援助を行う。
- ♦ 被災者の話を聞き、不安を軽減し、安心感をもたらす。無理に聴き出さず、容易に励ましたり、自分の考えを押し付けたりは控える。
- ◇ 不安・苛立ち等の異常な事態における正常な反応と、不眠・興奮等の専門機関へのつなぎが必要な状態について、正確なスクリーニングを行う。
- ◇ プライバシーへの配慮は必須。避難所等多くの人がいる場所では、特に配慮が必要。
- ◆ 多職種との連携を図り、支援者の応援要請を行う。
- ◆ 被災者・支援者とも身の安全、生活の安全を確保する。
- ◆ 公助として必要な支援を実施する。

以上のような配慮を図るが、本市職員を含め、支援担当者等の精神的・肉体的ケアも忘れてはならない。

第5 アニマルセラピー

生理的・心理的・社会的な利点として、動物を使ったアニマルセラピーがある。

避難所生活においては、動物と触れあうことで、その人に内在するストレスの低下や健康回復の手段ともなる。

ただ一方で、動物アレルギーを持つ避難者も存在するので、「本章 第12節 避難計画」における 『ペット受入れまでの流れ』に基づき、十分な検討のうえ実施することが重要である。

第6 災害時こころのケアチーム(DPAT)

本市は、県で編成される精神科医師、看護師等による「災害時こころのケアチーム(DPAT)」ならびに関係機関等と密接な連携を行い、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、 災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している 地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を含む精神的不調に対する予防を行う。

※注	DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team): 自然災害、航空機・列車事故、犯罪
	事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の
	支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた「災害派遣精神医療チーム」をいう。

【メモ】			

第24節 要配慮者への支援対策の実施

【市民班、地域支援班、医療衛生班、福祉班】

第1 主旨

避難行動要支援者を含む要配慮者への応急対策計画は、以下のとおりとなる。

第2 社会福祉施設等の対策

- 1. 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法により、速やかに利用者の避難を図り、安全確保を図る。
- 2. 被災地隣接の社会福祉施設等は、要支援度の高い被災者を優先し、緊急一時入所等の受入れに努める。
- 3. 被災した社会福祉施設等は、水・食料等の生活必需品と施設を維持するため必要とする職員数の 把握に努め、職員派遣の有無や利用者受入れの可否等を判断し、福祉避難所等の連携のもとで、要 支援者の支援を計画する。
- 4. 本市は、ライフラインの優先復旧や上記提供・支援を図り、被災した社会福祉施設の早期復旧を 行う。
- 5. 社会福祉施設等はその機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、 職員の派遣や利用者の受入について、相互の連携を図るとともに、福祉避難所への支援等に努める ものとする。

※注 社会福祉施設等

社会福祉施設等とは、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院をいう。

第3 障がい者及び高齢者対策

- 1. 本市は、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- 2. 本市は、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3. 本市は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- 4. 本市は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずる。

第4 児童に係る対策

本市は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うものとする。

また、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

第5 外国人に対する対策

本市は、被災した外国人等の迅速な把握に努め、外国語による各種必要な情報の提供に努める。 必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通 訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

第6 災害時(介護福祉) コーディネーターとの連携

被災地域において介護職員等の活動が円滑に実施されるよう、県が配置する災害時コーディネーターと連携を図る。

第25節 帰宅困難者対策計画

【総括班、市民班、商工政策班】

第1 主旨

『阿南市都市計画マスタープラン. 平成 23 年 3 月. 阿南市』による本市内の流出入就業者・通学者人口は、流出者数が6、861人、流入者数が8、054人である。

したがって、大規模災害時の時間帯にもよるが、旅行者等も考慮し、約8、000人程度の 帰宅困難者が想定される。

なお、徳島県が発表した『被害想定の第二次報告』による帰宅困難者は6、000人~6、100 人であった。

本市は、上記状況を踏まえ、帰宅困難者対策計画を以下のとおりとする。

第2 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、「第2章 第18節 帰宅困難者対策計画」記述の防災対策(検討事項)を実践し、以下のとおりとする。

(1) 一時滞在施設の確保

指定避難所への受入れ他、旅館・ホテルの借り上げ、公営住宅の空室利用等、一時的な避難所 手配を行う。

(2) 適切な情報提供

帰宅地等の被災情報、帰宅地までの交通情報、応急復旧対策情報等の適切な伝達提供を行う。

- (3)徒歩帰宅が可能な者については、被災状況の危険性有無を判断し、可能な限り帰宅させる等の対処を行う。→災害時帰宅困難者支援ステーション及び帰宅困難者支援協力店の所在地を伝達する。
- (4) 医療救護所等に収容された者は、傷病の状況によって、医療従事者が帰宅の可否を決定する。
- (5) 帰宅困難者名簿の記録は、商工政策班が管理・保管する。
- (6) 本市に住居を構える者が、本市以外で帰宅困難者となった者ときは、家族・親族からの通報を 待って、避難先との交信を行う。

【メモ】				

第26節 廃棄物の処理計画

【環境管理班、環境保全班、生活環境班】

第1 主旨

被災地におけるごみ処理・し尿くみ取り・災害廃棄物処理の実施は、本計画及び「阿南市災害廃棄物処理計画、平成28年3月」の定めるところによる。

第2 実施責任者

被災地のごみ処理・し尿くみ取り・災害廃棄物処理は市が実施するが、市自ら処理することが 困難な場合は、県に委託することができる。

第3 ごみ・し尿処理及び災害廃棄物処理

1. ごみの収集処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、開設避難所・応急仮設住宅での分別方法・収集場所・収集日を広報し、収集処理を実施する。この時、ごみの減量化促進の啓発も行う。
- (2) 災害廃棄物の処理も、緊急性等を考慮し、関係機関の支援活動を通じ、円滑かつ迅速に処理する。また災害ごみが多量に発生した場合の仮置場設置ヤードも確保する必要がある。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努力しながら、アスベスト等の有害物質の処理も実施する。
- (3) 災害廃棄物の仮置場を開設するときは、近接下流域に生活用水用の井戸がなく、かつ締まった 地盤を選定し、地面及び捨て場上面にはブルーシート保護で雨水浸透を防ぐとともに、定期的に 消毒を行う。

また周囲には素掘り水路を施工し、ヤード内への雨水侵入を防ぐ。なお基本的には、既設の最終処分場(もしくは最終処分場跡地)が望ましい。

阿南市のごみ処理施設

名 称	所 在 地	電話番号
エコパーク阿南	阿南市橘町小勝1番地5	(0884) 49-5823

2. し尿処理

(1)下水道施設(農業集落排水施設・コミュニティプラント施設他)・し尿処理施設の被害状況を 把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限とその対処法を住民に広報する。

(2)上記処理施設が復旧し、し尿の計画的処理が可能となるまで、住民に対し仮設トイレの提供等を考慮する。なお、指定避難所における仮設トイレは、女性専用も含め、50人/1基を目標とする。

仮設トイレ撤去時は、消毒を行い更地とする。

(3) 仮設トイレの排出量も加え、本市市内の総排出量を想定し、処理が困難な場合は、県に支援を要請する。

阿南市のし尿及び浄化槽汚泥処理施設

名 称	所 在 地	電話番号
阿南市クリーンピュア	阿南市熊谷町定方44番地	(0884) 21-5374

3. 災害廃棄物

災害廃棄物の処理は「阿南市災害廃棄物処理計画. 平成28年3月」に基づき行うものとするが、その組織体制等は以下のとおりとする。

◆ 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設の設置及び管理・運営、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力の在り方、住民等への啓発・広報等について、災害廃棄物計画において具体的に示すものとする。

また、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講するものとする。

- ◇ 県及び市町村は、津波被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理 を関係機関と検討する。
- → 県は市町村と連携して、平常時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。また、市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- ◆ 県及び市町村は、国と連携して、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努めるものとする。
- ◇ 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1) 組織体制

本市の災害廃棄物処理を統括する組織として、環境管理班内に「災害廃棄物特別担当」を設置し、総括責任者は環境管理部長とする。

総括責任者は総務担当、処理担当、広報担当、広域担当を配置し、それぞれ環境管理課の職員を リーダーに置く。また、担当者は環境管理課職員及び廃棄物処理業務経験者等から選任する。

(2)情報収集•連絡

災害時は、発災直後から「災害廃棄物特別担当」は、電話(固定、携帯)、防災無線(固定式、移動式)のほか、災害時情報共有システムにより情報収集を行うとともに、災害対策本部と連携し、 災害廃棄物に関する情報を一元管理する。

また、被害状況や災害廃棄物の処理状況は時間経過とともに変化するため、定期的・継続的に情報収集を行い、常に被災状況の把握に努める。

(3) 処理スケジュール

早期に復旧・復興を果たすため、災害廃棄物等の処理については3年間で終えることを目標とし、これに即した処理スケジュールを平常時に策定しておく。

災害発生後、全般的な被害状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物等の発生量、処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量などを踏まえ、予め策定した処理スケジュールの見直しを行い、 再構築する。

処理においては、道路障害物や倒壊の危険性のある家屋の解体撤去、有害廃棄物・危険物の回収、 腐敗性廃棄物の処理など緊急性の高いものを優先する。

時間経過に伴い、処理施設の復旧や増設、動員可能人員、資機材の確保、広域処理の進捗など状況が変化することから、適宜見直しを行い円滑な進行管理に努める。

<u>処理スケジュール</u>

	初年度		次印	丰度	三年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置堪設置						
仮設焼却炉設置等	中語・設置	江市				
災害廃棄物等の搬入	-			-	••••	
災害廃棄物等の処理						

4. 収集不能地域の処理

孤立集落となって、くみ取り車・運搬車による収集ができない区域は、車両の搬入が可能な 場所に、ドラム缶あるいは樽を配置する。

5. 処理計画での留意点

上記処理計画でのチェックリストは、以下のとおりである。

- ◆ 災害ごみ・し尿処理量の予測と収集・運搬・処理方法を策定する。
- ◆ 運搬・処理が本市で対応できないと予測される時は、県・隣接市町に応援を要請する。
- ◆ 倒壊のおそれがある住居等では、解体撤去を行う。
- ◆ 腐敗の早い可燃ごみは、早期に収集を行う。
- ◇ 仮置き場の環境対策を考慮して開設する。
- ◆ 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ等の分別収集を行う。
- ◆ がれき類の災害ごみ収集は、発災後1ヶ月以内を目標に実施する。

[【メモ】			

第27節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

【住宅班、地域支援班、福祉班】

第1 主旨

大規模災害時には、本市住居施設に甚大な被害が及び、応急仮設住宅建設対策が必要となる。 この時、自らの資力では住居確保あるいは応急修理ができない住民も多数存在すると想定される。 本計画は、この状況を考慮し、住居の応急修理と応急仮設住宅の建設計画等を以下のとおりとする。

第2 実施責任者

上記計画にあっては、市長が実施するものとするが、災害救助法適用時は知事(権限を委任された場合は市長)が行うものとする。

第3 住宅の応急修理

- 1. 修理の対象 修理実施の対象は、以下のとおりとする。
- (1) 住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活を営むことができない者。
- (2)災害のために住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者。
- 2. 修理の実施範囲と費用

住宅の応急修理は、居室・炊事場・便所等の日常生活に欠くことのできない箇所とし、修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

また、応急修理期間は、発災時から1ヶ月以内とする。

【メモ】			

第4 応急仮設住宅の建設

- 1. 入居対象者及び入居予定者の選定
- (1) 入居対象者及び入居予定者選定は市長が実施するが、この時地域支援班・福祉班を通じ、民生委員・児童委員等の意見や、被災者の資力生活状況を考慮のうえ決定する。
- (2) 入居資格は下記の『応急住宅に収容する被災者の条件』を準拠する。

応急住宅に収容する被災者の条件

- (1) 住宅が全焼・全壊または流出した者で、現に居住する住居がない者
- (2) 自らの資力では住宅確保が困難な者
 - a. 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b. 特定の資産がない寡婦・母子世帯
 - c. 特定の資産がない失業者
 - d. 特定の資産がない老齢者・病弱者・障害者
 - e. 特定の資産がない零細企業者
 - f. その他上記に準じる経済的弱者

※注 選考にあたっては、要配慮者を優先させ、仮設住宅団地内での コミュニティ形成が可能な配置割りを考慮する(要配慮者を孤立化させない)。

2. 応急仮設住宅

仮設住宅は、地域の実状、世帯構成等に応じて設定する。

3. 建設用地

建設予定地は、要配慮者にやさしい場所で、日常生活を送るうえで不便を強いられない以下の 適地とする。

- ◆ 本市・県・国等公共機関の所有地で、住宅建設に適した区域

4. 住宅の建設及び修理資材の確保

住宅の建設及び修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時に おける混乱等により確保することができないときは、県または本市が確保について斡旋を行うも のとする。

5. 着工期間等

建設着工は、災害発生の日から20日以内とし、供与期間は完成後2年以内とする。

第5 公営住宅等の斡旋

1. 空屋情報

早期に入居が必要となる要配慮者のため、応急仮設住宅建築計画と併行して、以下の空屋情報を収集し、状況に応じ、斡旋を奨励する。

- ◇ 市営住宅、県営住宅、市町村営住宅
- ◆ 民間の賃貸住宅
- ◇ 企業社宅、保養所

2. 仮設住宅建設上のその他留意点

- ♦ 被災戸数の把握により、供与する仮設住宅戸数と対象者決定の後に、広く本市市民に入居希望者を募る。
- ◆ 住宅の応急処理等も含め、当建設制度周知のための受付窓口を開設する。
- ◆ 住民自ら確保した「みなし仮設」の対応を検討し、条件等を住民及び関係機関に周知する。

第28節 義援金品受付 • 配分計画

【市民班、総務・財政班、会計班、地域支援班、商工政策班、福祉班】

第1 主旨

全国から寄せられた義援物品及び、知事あるいは日本赤十字社徳島県支部・(福)徳島県共同募金会から委託された義援金品の配分は、以下のとおりとする。

第2 義援物品の取扱いに関する広報

大規模災害で、必要とする物資等が不足している場合は、義援物品の募集を行うが、募集にあたっては、被災者が必要とする物資のみとし、その内容・数量等のリストと送付場所は、新聞・ラジオ・テレビ等報道機関の協力を得て、実施する。

第3 義援金品の受付

- 1. 義援金品の受付及び配分決定までの保管は、会計班が担当する。
- 2. 受付け時は、寄託者に領収書を交付するとともに市長の指定する預金口座に預け入れ、寄託者名・金額を記録する。
- 3. 義援物品の場合は、寄託者に領収書を交付し、一時保管として「文化会館」に収納する。なお文化会館での保管が困難な場合も想定し、代替保管場所も確保しておく。

第4 義援金品の配分

市長は、寄せ集められた義援金品を、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て配分するが、災害対策本部内で関係する本部員が被害の程度・対象者数等を考慮し、被災者に対し公平を期し、円滑に配分する。

【メモ】				

第29節 ボランティア団体等支援計画

【地域支援班】

第1 主旨

様々な災害応急対策の的確な実施においては、ボランティアの参加・協力が不可欠である。 したがって、県や(福)徳島県社会福祉協議会、(福)徳島県共同募金会、徳島県災害ボランティ ア連絡会、他関係団体との連携・協力を受けるための支援計画を以下のとおりとする。

第2 ボランティア団体等の協力

本市及び防災関係機関等は、各種NPO・ボランティア等からの協力申し入れにより、災害応急対策時の労務支援を依頼する。

1. ボランティアの受入れ

本市は、円滑なボランティア活動実施を図るため、地域支援班が阿南市社会福祉協議会及び近隣市町に協力を求め、発災直後に必要となるボランティア活動内容・必要人員・活動場所等を精査し、各団体に情報提供を行う。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

2. ボランティア団体の活動

本市がボランティア団体に依頼する活動内容は、以下のとおりとなる。

- ◇ 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ◇ 炊き出し、その他災害救助活動
- ◆ 高齢者介護、看護補助、障がい者支援、被災児童保護
- ◇ 災害廃棄物の撤去・清掃及び防疫活動
- ◇ 災害応急対策物資・資材の輸送・配分
- ◇ 応急復旧現場での軽易作業
- ◆ 災害応急対策事務の補助
- ♦ その他

3. 被災地におけるボランティア支援体制の確立

災害規模が甚大な場合で、多数のボランティア団体を受入れる時は、速やかな現地本部及び救援本部を設置し、災害対策本部との連携を図りながら、ボランティア支援体制を確立する。 この時、現地本部には、ボランティア・コーディネーターが必要となる。

4. 災害ボランティア現地本部開設

災害ボランティア現地本部の運営組織は、次のとおりとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について〜全社協VCの考え方」等を参考に、感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの運営に努める。

災害ボランティア現地本部組織

責任者	開設•運営	オブザーバー	スタッフ	開設予定本部
阿南市社会福祉協議会 会長	阿南市社会福祉協議会	ボランティア・ コーディネーター	・社協職員・民生児童委員・災害ボランティア登録者・地元ボランティア団体・その他ボランティア	ひまわり会館

5. 災害ボランティアとの協働活動

災害ボランティアとの協働活動では、以下のチェック項目も実施する。

- ◇ ボランティアの移動手段、宿泊場所の確保を行う。
- ◆ ボランティア活動時の安全性確保や被災者との接し方に関する注意事項の徹底を行う。
- ⇒ ボランティアと自治会、自主防災組織、消防団等との地域コミュニティを図る。

6. ボランティアに係る委託事務

県又は県から事務の委託を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第30節 輸送計画

【総括班、議会班、総務・財政班】

第1 主旨

道路交通網に多大な被害が発生し、陸上輸送に大きな支障をきたす場合の輸送計画は、以下のとおりとする。

第2 実施責任者

緊急輸送は、その応急対策を実施する防災関係機関が実施する。

また災害対策本部における活動車両の運用は、総務・財政班が担当するが、市有自動車(貨物自動車)で不足する場合は、(社)徳島県トラック協会県南支部、阿南合同タクシー組合、及び知事に応援を求めるものとする。

第3 緊急輸送等の対象

緊急輸送の対象は以下のとおりである。

- ◆ 医療・助産その他救護のため輸送を必要とする者
- ◆ 医薬品・医療用資機材の運搬
- ◇ 食料、飲料水等の救援物資の搬送
- ◆ 応急用資機材の搬入・搬出
- ◆ 災害応急対策要員の輸送
- ◇ 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- ◆ その他必要な輸送

第4 緊急輸送手段

目的地までの交通被害状況により、緊急輸送手段を以下のとおりとする。

- 令 貨物自動車、乗合自動車等の自動車輸送(バイク輸送含む)
- ◆ JR による軌道輸送
- ◆ 舟艇による海上輸送
- ◆ 航空機による空路輸送
- ◇ 人眉輸送

◎物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

- (1) 県、市町村及び防災関係機関は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等システム等を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第5 輸送力の確保

1. 確保・借上げの順位

自動車の確保・借上げは、以下の順位とする。

- 1. 市有自動車(貨物自動車)
- 2. 関係公共団体の車両
- 3. 輸送業者車両
- , 4. その他自家用車両等
- ※注 本市所有車両及び協定締結による輸送業者車両は、資料編 No.20~No.22 参照

2. 輸送の実施

各対策担当課で輸送力確保の必要性があるときは、総務・財政班に下記事項を報告する。 総務・財政班は、当事項を記録管理し、配車手配を行う。

報告事項

- 1. 輸送区間または借上げ期間
- 2. 輸送目的、輸送内容、輸送量、車両台数(舟艇数等)
- 3. 発着場所及び日時
- 4. その他

3. 物資等輸送のチェックリスト

物資等の輸送あるいは供給対策上のチェックリストは以下のとおりである。

- ◇ 避難者数・断水戸数等から、必要給水量・食料・生活用品数量を判断・調達し、避難所への 輸送車両確保と輸送を実施する。
- ◇ 物流業者と連携し、配送ルート・物資供給管理システムを構築し、緊急輸送実施機関に周知 する。
- ◇ 県・隣接市町・応援協定締結都市(米子市・御坊市・島原市・合志市)に支援物資調達を要請する。
- ♦ 外部からの救援物資受入れ可否の判断を行い、多様な情報手段で被災地外に広報を行う。
- ◆ 給水車・給水タンク等の応急給水時は、衛生管理を徹底する。

第31節 道路確保計画

【総括班、まちづくり推進班、土木班】

第 1 主旨

災害応急対策に従事する者、及び当対策に要する資機材等の緊急輸送を円滑に行うための不通 箇所での通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、以下のとおりとする。

第2 予想される状況

大規模な土石流発生や深層・斜面・法面崩壊、あるいは地すべり発生等では、路面の亀裂・陥没・ 隆起が発生したり、沿道沿いでは、電柱・街路樹・看板施設構造物の倒壊・火災が発生、橋梁・トン ネル等も大きな被害が予想される。

陸上の緊急輸送道路・避難経路となる主要道路では、車両・通行者の殺到で、交通はマヒ状態となり、またパニックに陥った運転者同士での交通事故も多発する。

第3 実施責任者

上記のような事象発生で、交通上危険性が大きいと考えられる場合、あるいは主要道路確保のための緊急対策道路工事の場合、本市市道は交通規制を実施し、市道以外は関係管理者と連絡を取り、交通規制を要請する。

この実施責任者等は、以下のとおりである。

交通規制の実施責任者

区分	実施責任者	内	容
交通規制	道路管理者	1. 道路の破損・欠壊等で、交通が危険 2. 道路に関連工事で規制の必要がある	
	数 家	 災害応急対策に従事する者、または物資等の緊急輸送を確保するため、場合→災害対策基本法第76条 	
	警察 公安委員会 警察署長 警察官	 道路上での危険防止、その他交通の 必要がある場合→道路交通法第4条 	1.5
		3. 道路の損壊や火災の発生その他等に 交通の危険が生じ、またはそのおる 法第6条第4項	
措置命令	道路管理者等	1. 車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となるでより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれたり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必あると認める場合。	
	災害派遣を命じられた 自衛官・消防吏員	1. 警察官がその場にいない時で、それ 車両の円滑な通行を確保する必要な 置実施後は、所轄の警察署長に報告	がある場合(ただし、当措

第4 実施要領

被災地への緊急輸送等で、必要とされる対処法は、以下のとおりである。

1. 災害地での交通処理

- (1)混乱時の交差点主要道路では、一般車両は近隣の公園や空地等退避可能な場所へ移動させ、緊急車両を優先させる。
- (2) 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官の指示にしたがうよう、 広報する。
- (3) 市民に、交通障害となる家財道具の持ち出しを禁止する旨の通報を行う。
- (4) 避難経路で、避難者と緊急通行車両が交錯した時は、避難者を優先させる。
- (5)特別な場合を除き、自動車による避難の自粛を求める。

2. 災害地周辺での交通処理

- (1)通行止め地点の手前に相当の距離を取り、要所に検問所を設ける。検問所地点では、緊急通行車両以外の車両通行禁止標識の設置とともに、周辺の災害状況、迂回路の有無等も明示し、交通秩序の維持を図る。
- (2)交通に支障をきたしている状況を速やかに把握し、仮設道路計画・復旧対策工事の実施を図る。
- (3) 災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両については、県知事または県公安委員会が交付する標章と緊急通行車両確認証明書を携行して、通行する(交付は阿南警察署長が行う)。

3. 交通規制及び道路交通情報の周知

道路被害に関する情報の市民への周知は、以下のとおりとする。

- (1)交通規制を行った場合は、適当な分岐点・迂回路線に標識板を設置し、速やかに広報車・報道等による広報活動を通じて、市民に周知する。
- (2) 不通箇所や復旧見込み等の道路交通情報は、広報車・チラシ・立看板等による伝達他報道機関を通じて、市民に周知する。

4. 運転者の取るべき措置

運転中に災害発生に関する気象・水象・地象の緊急警報を聞いたとき、運転者の取るべき措置は、 以下のとおりとする。

- ◆ 急ハンドル・急ブレーキを避け、安全な方法で道路の左側に停止させる。
- ◇ 停止後は、カーラジオ等で気象情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じた行動を取る。
- ◇ 避難するときは、できるだけ道路外の空地等に移動させておく。やむを得ず道路上に置いて 避難するときは、上記のように道路の左側に寄せ、エンジンを止め、エンジンキーは付けた まま窓を閉め、ドアはロックしない。
- ◇ やむを得ず車を利用するときは、道路の損壊・信号機の作動停止・道路上障害物に十分注意 すること。

5. 道路啓開

- ◆ 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。
- ◆ 道路管理者は、放置された車両や立ち往生する車両等が発生した場合には、緊急通行車両の 通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うも のとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うもの とする。
- ◆ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、 道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置された車両や立 ち往生する車両等の移動等について要請するものとする。
- ◇ 道路管理者は、民間団体等との応援協定等にも基づき、道路啓開等(雪害における除雪を含む。)に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第5 道路の応急復旧

- 1. 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施できるように、被害を受けた道路を速やかに復旧するように努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告・説明する。
- 2. 道路管理者は、災害応急対策実施上で重要かつ緊急を要する場合は、その他の道路管理者の応援協力、または知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。
- 3. 県は指定市以外の市町村が管理する指定区域外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の公示の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第6 交通マネジメント

- 1. 「徳島地区渋滞対策協議会(以下、「協議会」という。)」は、災害時における渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う。
- 2. 県は、市町村からの要請、又は自らが必要と認めた場合には、四国地方整備局徳島河川国道事務所に協議会の開催を要請することができる。
- 3. 協議会において、協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、協議会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- 4. 協議会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。
 - ※交通需要マネジメント:自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組。
 - ※交通システムマネジメント: 道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制 や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組。

【教育総務班、学校教育班、学校給食班】

第1 主旨

学校・教育施設の被害で、通常教育に支障をきたした場合の応急教育計画は、以下のとおりと する。

第2 実施責任者

本市での応急教育計画は、教育総務班・学校教育班・学校給食班相互協力のもとで実施する。

第3 被害状況の把握

上記担当班は、災害発生後、速やかに児童・生徒の安全性確保策を取りながら、教育関係施設及び その周辺と通学路の被害状況を学校長等を通じ、調査を実施する。

また被害状況は、災害対策本部に報告し、災害対策本部は県に連絡する。

第4 児童・生徒の保護

- 1. 学校等施設内での対応
- (1) 学校長等は、正確な災害情報の把握に努め、児童・生徒の不安解消を図りながら、的確な 避難対応を実施する。
- (2)教育施設及びその周辺と登下校路の危険箇所の点検及び避難経路の設定を行う。
- (3) 児童・生徒は、教職員の指導のもとにPTA等の協力を得て、集団下校等により全員を帰宅させる。

ただし障がいのある児童・生徒については、施設内で保護者(またはその関係者)に引きわた しを行う。

なお交通機関の利用者や留守家庭等で、帰宅できない者は、施設者側が保護する。

- (4)施設内での発災にあたっては、危険性を回避しながら、初期消火、救護・救出活動の対策 活動に努める。
- (5) 災害が予想され、登校前に休校と決定した場合は、直ちにその旨を広報他確実な方法で、全児 童・生徒(家族等)に連絡する。

この時の休校措置は、各学校長の判断により実施する。

2. 教職員の対処、指導基準

- (1) 災害時は、児童・生徒を教室等に集め、室内で安全な避難行動を取らせる。
- (2)学校担当者等は、学級名簿で氏名の確認を行い、身体異常の有無を聞き取りながら、学校長等施設管理者の指示によって、所定の避難場所へ誘導・退避させる。
- (3) 障害のある児童・生徒にあっては、あらかじめ作成した介助体制組織計画に基づき、援助を行う。
- (4) 児童・生徒の安全確保後は、学校長等の指示により、災害対策活動にあたる。

第5 文教施設の災害応急対策

1. 甚大な施設被害を受けた場合の対応

施設建物が全壊あるいは半壊等の被害となった場合、周辺地域社会の人々の協力を得ながら、 残存建物あるいは近接した遊休建物の安全性を調査し、臨時的にこれら施設を利用して、応急教育 を実施する。

なお上記施設がない場合は、仮設建物を建築し、応急教育を実施する。

2. 軽微な施設被害を受けた場合の対応

本市で直ちに復旧可能な被害施設の場合は、国庫負担事業の認定を待たずに応急復旧を行い、 教育を継続させる。

第6 応急教育の実施

1. 教育施設の確保

教育施設の被害により、授業が長期間の休校とならないように、学校教育班は、以下の効率的な施設利用を図る。

- ◇ 対処可能な被害箇所・危険箇所は早急に修理を行う。
- ◆ 被災を免れた学校施設との共用により、2部制授業を行う。
- ♦ 被害が甚大な校舎の場合、プレハブ校舎等の仮設建物を構築する。
- ◇ 被災を免れた本市公共施設を利用する。
- ◆ 教育施設が、指定避難所として開設されている場合、避難者代表者・自主防災組織 リーダー等と十分な協議を行い、応急教育の確保に努める。

2. 教職員の確保

学校教育班は、災害応急対策時の教職員確保を、次のとおりとする。

◆ 教職員は、原則として各所属校区に参集するものとするが、交通途絶で所属校区に 登校できない教職員は、最寄りの教育施設に参集する。

- ◆ 各教育施設管理者は、施設内参集教職員の人数を学校教育班に報告し、学校教育班は 災害対策本部を通じて県に連絡する。
- ◇ 通信の途絶または交通機関マヒ等で、所定の教職員が確保できない場合は、参集教職員での 授業割り振りで、応急教育を行う。
- ◆ 教職員の死傷者が多く、授業に支障をきたす場合、地域人材から教職員退職者または臨時 任用経験者等の応急教育に従事可能な教員免許所有者の臨時雇用を行う。
- ◆ その他県本部と連絡を密に取り、早期の通常教育復帰に努める。

3. 臨時休校等の措置

応急教育実施が困難な場合、臨時休校の措置を取るが、代替手段としては夏休み・冬休み等 の振り替え授業・補習授業によって、児童・生徒の教育環境悪化防止を図る。

第7 教材・学用品の給与

災害救助法適用時の被災児童・生徒への教材・学用品給与措置は、以下のとおりである。

1. 給与の対象

住家の全壊・全焼・流出・半壊・半焼及び床上浸水で、教材・学用品を失くし、就学上支障がある時を対象とする。

2. 給与の実施

知事(権限を委任された場合は市長)が、各学校長等の協力を得て、調達・支給を行う。

3. 給与の内容

給与の内容は、以下のとおりとなる。

- ◆ 『教科書の発行に関する臨時措置法、第2条』に規定する教科書
- ◆ 教育委員会に届出または承認を受けて使用している教材
- ◇ 文具類(ノート・鉛筆・消しゴム・クレヨン・絵の具・画筆・画用紙・下敷き・定規等)
- ◆ 通学用品(運動具、雨傘、カバン、雨靴等)

4. 給与の時期

給与時期は、教科書・教材にあっては、災害発生の日から1ヶ月以内、文具・通学用品にあっては、災害発生の日から15日以内となる。

第8 就学援助費の支給

災害救助法適用時、あるいは同等の激甚災害で、経済的理由から就学困難となった児童・生徒には、 市長が就学援助費(学用品関係費、医療費、給食費)を支給する。

また既に準要保護に認定されている児童・生徒には、就学援助費の再支給を行う。

第9 学校給食の実施

学校給食班による対応は、以下のとおりとする。

- 1. 施設・設備の応急対策 学校給食に係る施設・設備の応急対策を実施し、稼働可能な状態への復旧に努める。
- 2. 配送ルートの確認 学校給食配送車の通行可能なルートを確認する。
- 3. 物資の確保 所要の食材の確保を図り、学校給食実施の継続に努める。

第10 特記事項

応急教育実施時には、教職員が児童・生徒の一挙手一投足に注意し、ストレスを持った子供には、保健師・スクールカウンセラー等の協力を得て、適切なカウンセリング指導を実施する必要がある。 したがって、授業内容も明るい希望の持てる啓発教育を進める等の心の通った授業に努める。

【メモ】				

第33節 施設の応急対策計画

【各部各班】

第1 主旨

市民生活・社会経済活動に重要な役割をはたす公共土木施設・ライフライン関連施設・通信施設の管理者は、大規模災害発生後に、施設の緊急点検・調査を実施し、被災箇所の早急な機能回復を図る必要がある。

また被害拡大を含む二次災害防止を図ることも重要である。

本計画は、このことを踏まえ、以下の施設応急対策を実施する。

第2 公共土木施設

1. 河川•海岸施設

(1)基本方針

河川・海岸施設が、異常天然現象等で被災した場合、堤内地が浸水するなどの二次被害の危険性が高くなる。

したがって、被害を受けた堤防・海岸施設の早急な応急復旧を図るものとする。

堤体・護岸の破壊等には、施設内部(深部)への雨水浸透防止策として、ビニールシート等で 保護の後、速やかに復旧計画をたてて対策工事に着工する。また水門・樋門・排水機場施設等の 被害においては、稼働できなくなるおそれもあるが、土のう積み・矢板仮設等での仮締切りで内 水排除に努め、復旧対策実施を図る。

(3) 復旧計画

公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、速やかな復旧によって、公共の福祉を確保する。 なお、災害査定実施前に着工の必要があるときは、事前の工法協議により、応急復旧を行う。

2. 道路施設

(1) 基本方針

道路施設が被災した場合は、各道路管理者の連携のもとで、災害の種別に応じて緊急度の高い路線からの復旧工事とする。

また道路上での障害物除去は警察及び占用工作物管理者等の立会い・協力により、交通路の確保 を図る。

特に、避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

(2) 応急対策

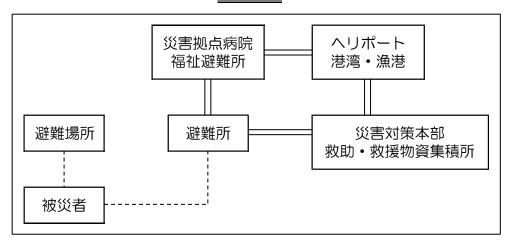
応急復旧は、通行の確保を主目的とし、復旧対策との整合性も考慮し、重量制限や片側通行などの制限を付して、仮復旧を実施する。

(3) 復旧対策

被災施設の地形・地質、地盤状況、重要度、構造規格等を考慮しながら、可能な限り通行止めは 回避させ、本復旧に取りかかる。

なお早期啓開を図る必要のある重点路線は、以下のとおりである。

重点路線



3. 港湾施設

(1)基本方針

背後地住民の生命・財産を守り、緊急物資の海上輸送確保を図る計画を以下のとおりとする。

(2)被害状況調査

港湾施設は、一般的に軟弱な地盤上での建設が多く、異常天然現象等で以下のような被害 (変状)が考えられる。

- ◇ 防波堤、護岸、防潮堤、水門等の沈下・転倒・滑動、クラック破壊
- ◆ 岸壁、物揚げ場等の傾斜、沈下、桟橋の挫折等
- ◇ ふ頭用地、臨港道路等の損傷、陥没、亀裂
- ◆ 岸壁、物揚げ場等の係留施設の破壊または荷物の積み卸しに重大な支障となる損壊
- ◆ 船舶の乗り上げによる施設破壊
- ◆ 航路標識、けい船浮標、浮桟橋の流出
- ◆ 木材の流出等による航路・泊地等の機能障害

(3) 応急対策

港湾施設は、水際線に近接し、先にも記したように軟弱地盤上での建設が多く、専門的知識が必要であることから、二次災害予防のためにも、早急な関係機関への協力を求め、施設の機能維持回復に努める。

(4) 復旧計画

前述の「本節 第2 1. 河川・海岸施設(3)復旧計画」に準ずる。

第3 鉄道施設

鉄道事業者の応急対策計画は、「地震・津波災害対策編 第3章 第34節 第3 鉄道施設」を準用する。

第4 電力施設

電力事業者の被災時における応急対策計画は、以下のとおりである。

1. 電力の供給計画

電力供給力が不足の事態には、電力負荷の重要度に応じた系統構成とし、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により、不足供給力の確保に努める。

2. 電気の保安

電気事業責任者は、被災時において送電を継続することが危険と認められる場合、あるいは阿南 警察署、本市消防本部等関係機関から要請があった場合、送電停止等の適切な危険予防措置を取 る。

なお送電停止にあっては、被害状況や需要家に及ぼす影響を考慮し、停電範囲の縮少と時間短縮に努め、実施後は、必要に応じ、技術員を現場に派遣し、電気施設保安に必要な措置を取る。 また、漏電火災等の二次災害防止に必要な電気の安全措置に関する広報を行う。

3. 被災時の応急復旧

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じて、電力の早期供給を目指し、関係各所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査・把握し、人員、資機材、機動力等を最大限に活用し、「四国電力防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき、復旧する。

(1) 発変電設備

仮設備等で早期の電力供給に努め、被災機器の復旧を図る。

(2) 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を実施し、被害線路の復旧を図る。

(3)配電設備

保安上支障のないかぎり、支持物、電線等の手持資材、既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送、あるいは移動用ケーブル、発電機車等の利用により、速やかな 復旧送電を図る。

(4)通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、回線種別に応じ必要最小限の回線数を迂回ルートに よって確保する。

また通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努める。

支持物が倒壊、折損、流出した場合は、健全な建築物、樹木等により応急的処置を講じる。

(5) 燃料電池自動車等の活用

県及び市町村は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

第5 LP ガス供給施設

被災時におけるLPガス販売事業者の応急対策計画は、以下のとおりである。

1. 被災時の緊急対応

(1) 火災発牛時

火災発見者から通報があった場合、もしくは自らが発見した場合、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺 LP ガス設備のバルブ閉止等で延焼防止に努める。

(2) 異常気象発牛時

被災によりLPガス設備が損壊または転倒した場合は、バルブ閉止等の緊急措置を講じる。

2. LP ガス販売事業者及び一般社団法人徳島県エルピーガス協会の対応

LP ガス販売事業者は、阿南警察署及び本市消防本部等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、 鎮静後は全力で復旧に望むものとする。

この時一般社団法人徳島県エルピーガス協会は、LP ガス販売事業者間の調整を行う。

(1) 広報活動

消費者に対しては、安全が確認されるまで、ガス栓は閉止し、使用しない旨の広報を行う。

(2)被災状況の把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LP ガス事業者は消費先の安全点検を実施し、被害状況調査を実施する。

(3) 容器の回収(処分)

災害によって、廃棄処分となった不要容器は、二次災害予防のため、速やかに回収に努め、このことを各種メディアを活用して、消費者に認知させる。

第6 水道施設

被災時における水道事業者の応急対策計画は、以下のとおりとする。

1. 復旧手順

(1) 応急対策人員

発災後、直ちに応急対策人員を動員し、被害状況の把握に努める。

(2)被害状況調査

水道各施設(取水・導水・浄水・送水・配水・給水施設)ごとに、人員を配置し、管網図に被害状況を早急にかつ的確に記載し、速やかな復旧計画を立てる。

(3) 復旧計画

対策に必要な人員体制、資機材調達内容を把握し、施設復旧の手順・方法と完成予定日を定め、 計画的な応急復旧対策を実施し、施設の被害状況、復旧見込み等を市民に広報する。

(4)優先順位

復旧にあたっては、緊急度の高い避難所・給水拠点・災害拠点病院・医療救護所・社会福祉施 設等防災上重要な施設を優先させる。

2. 支援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合、本部長は、近隣市町や県を通じ、広域的な支援要請を行う。

第7 下水道施設

下水道施設の応急対策計画は、以下のとおりとする。(農業集落排水施設、コミュニティプラント施設も同様とする。)

1. 復旧手順

(1) 応急対策人員

上記の「第6 水道施設(1) 応急対策人員」に準じる。

(2)被害状況調査

各下水道施設ごとに、人員を配置し、管網図に被害状況を早急にかつ的確に記載し、速やかな復旧計画をたてる。

(3)復旧計画

本市は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害 時の的確な対応を図る。

a) 管渠

緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

b) 処理場・ポンプ場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機及びエンジン直結 ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。 万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

(4) 優先順位

復旧にあたっては、生活環境保全対策上、重要施設箇所周辺を優先させる。

2. 支援要請

上記の「第6 水道施設 2. 支援要請」に準じる。

3. 災害広報

本市は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安 解消に努める。また、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止する よう周知する。

第8 通信設備

被災時における西日本電信電話(株)徳島支店、及び(株)NTTドコモ四国徳島支店の応急対策計画は、以下のとおりである。

被災時における通信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保とともに被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保することにある。

(1) 準備

- ◆ 電源の確保
- ◇ 予備電源設備、移動電源車の発動
- ◇ 移動無線機、移動無線措置局の発動

- ◇ 応急対策用車両、工具の点検
- ◆ 応急対策用資機材の把握
- ◇ 災害輸送対策
- ◆ 復旧要員の確保
- ◆ 通信設備の巡回点検

(2) 体制

災害の規模・状況等により、災害情報連絡室または災害対策本部を開設し、情報の収集・伝達及 び応急対策・復旧計画等の総合調整を図るとともに、県・本市・指定行政機関と連絡を密に取る体 制整備とする。

(3) 電気通信設備の応急措置

- ◆ 交換措置・伝送路切替措置による市外回線網の回復を図る。
- ◇ 可搬型無線機・応急復旧ケーブル布設により、必要限度の臨時市外中継回線を確保する。
- ◆ 指定避難所・医療救護所等に、臨時電報電話取扱所を開設する。
- ◆ 地域の孤立化を防ぐため、地域の主要場所と開設避難所に特設公衆電話を設置する。
- → 市街地の主要箇所に臨時公衆電話を設置する。
- ◇ 通信の疎通が困難となった場合は、電気通信事業法に基づき、利用制限の規制措置を行う。
- ◆ 災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常緊急電報・非常緊急電話として、 優先した通信を行う。

(4) 通信途絶時の広報内容

- ◆ 被災区間あるいは被災場所
- ◆ 同復見込み日時
- ◇ 通信途絶・利用制限の理由、及び内容
- ◆ 通信利用者への協力要請の内容
- ♦ その他

(5)『171』の開設

被災地に向けた電話が輻輳する場合、安否情報確認の災害伝言用ダイヤル『171』、インターネットによる災害用伝言板『Web171』、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

【メモ】			

2. 回復の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要 通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧 順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

(1)第1順位の復旧

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛関、及び輸送、通信、電力の確保に関係する機関に設置されるもの

(2) 第2順位の復旧

ガス、水道の確保に関係する機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの

(3) 第3順位の復旧

第1順位、第2順位に該当しないもの

第9 危険物施設

各種危険物施設の応急対策計画は、以下のとおりとする。

1. 火薬類

火薬庫あるいは火薬類の所有者・占有者は以下の対策を実施する。

- ♦ 貯蔵火薬類を安全な場所に移動させる余裕のある場合は、移動場所に見張人を配置させる。
- ◇ 所有している場所が危険で、移動に余裕がない場合は、水中に沈める等の安全な措置を講じる。
- ◆ 火薬庫の窓等は目塗土で完全に密閉し、木造部は防火措置を取り、必要に応じ周辺住民に避 難を警告する。
- ◇ 吸質・変質・不発・半爆等のため、原性能あるいは原形を失くした火薬類は、安全に廃棄するものとし、安定度に異常を呈した火薬類も廃棄する。

(2) 市の措置

本市は災害の予防に努め、災害の発生が予測されるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内での火気使用制限と関係者以外の退去を命じ、区域内住民には避難・立退きの指示と要配慮者等の避難支援や救出・救護活動を実施する。

2. 高圧ガス

高圧ガス製造・使用業者は、次の対策を実施する。

(1) 応急措置

- ◆ 事業所内の火気取扱いを直ちに停止し、施設の異常有無の点検を実施する。
- ◇ 施設・貯蔵所・充てん容器等が危険な状態になったときは、適切な災害発生防止のための措置を図る。
- ◆ 被害が発生し、または被害の発生が予測されるときは、直ちに関係機関に通報する。
- ◇ 必要な場合は、従業員及び周辺住民に退避の警告を行う。

(2) 市の措置

火薬類の措置に準じる。

3. 石油類・毒物及び劇物

石油類・毒物及び劇物の応急対策計画は、以下のとおりとする。

(1) 応急措置

- ◇ 施設内の使用火は完全に消火させ、施設内電源は保安経路を除き切断する。
- ◆ 施設内の主要部の補強・保護を実施し、自然発火性物質に対する保安措置を強化する。
- ◆ 施設内の消火設備を点検し、その性能を確認あるいは補修する。

(2) 市の措置

- ◇ 被害が広範囲にわたり、引火・爆発が発生、または発生のおそれがあるとき、施設関係者は 防災関係機関に連絡を取り、立入禁止区域の設定と、周辺住民の避難・立退きの指示を行う。
- ◇ 火災発生時は、警防班が消火にあたるが、災害規模・危険物の種類によっては、消火用薬剤の収集あるいは化学消防車の派遣等を関係機関に要請する。
- ◆ 流出・転倒あるいは浮上がったタンクは、使用停止を命じ、タンク内危険物の排出作業を実施させる。
- ◇漏油した箇所、及びその周辺は、ロープ等で明示し、係員を配置させる。

4. 放射性物質

放射性物質使用者の応急対策計画は、以下のとおりとなる。

(1) 応急措置

- ◆ 異常気象あるいは火災等で放射性障害が発生し、または発生するおそれのある場合は、 当該施設管理者等は、関係機関と緊密な連絡を取り、危険場所の認知及び、放射線量の 測定を行い、汚染区域拡大の防止を図るものとする。
- ◆ 被ばく線量は、作業者は5年間で100mSv(ミリシーベルト)以下、かつ1年間で50mSv以下となる限度の作業量で、妊娠の可能性がある女性では、3ヶ月間で5mSv以下、妊娠中の女性は1mSv以下の被ばく線量限度とする。
- → 大量放出またはそのおそれのある場合は、危険区域内所在地の避難誘導に当たるとともに、 立入り禁止区域を設定するものとする。
- ◆ 立入り禁止区域内にいた避難者等には、医療機関との連携により、ヨード剤を配給する。

♦ 放射線による人体への影響は次のとおりで、被ばくの影響には十分な配慮が必要である。

[全身被ばく]

7、000mSv > 100%の人が死亡 3、000~5、000mSv 50%の人が死亡

1、000mSv ≧ 10%の人が全身悪心・嘔吐

500mSv ≧ 血中リンパ球の減少がある 100mSv ≦ がんの増加は確認されない

50mSv ≦ 職業被ばく限度

[局部被ばく]

10、000mSv 急性潰瘍

5、OOOmSv 紅班、白内障

2、500~6、000mSv 不妊

3、OOOmSv 脱毛

500~2、000mSv 水晶体混濁

※注 放射線をあびてから、何年後かに障害が現れることがある。これを晩発効果といい、 被ばくを受けた人の子孫に障害が現れることを遺伝的効果という。

広島・長崎の被ばく者で、推定線量が3~15Svの場合には、白血病の発生には比例関係が見られた。放射線は、生体に対して、染色体異常やDNA損傷などを引き起こすことが知られている。

◆ 関連する法令やガイドライン

放射線障害防止に関する法令やガイドラインは、以下のとおりである。

- ・除染電離則(東日本大震災により生じた放射性物質で、汚染された土壌等を除染するための事業等に係る電離放射線障害防止規則)
- 除染ガイドライン (除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン)
- 特定線量下ガイドライン(特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のための ガイドライン)
- ※注 放射線障害が発生した現場に立ち入る作業責任者や労働者は、必要な健康診断を受け、事前に特別教育を受ける必要があり、下記テキストでの講習を受けなければならない。
 - ・除染等業務特別教育テキスト改訂版(平成 24 年 7 月、厚生労働省電離放射線労働者 健康対策室編)

• 特定線量下業務特別教育テキスト	(11	11	

第10 農業用施設

被災時の農業用施設の応急対策は、以下のとおりとする。

1. 頭首工・取水施設・排水施設等

施設管理者より、頭首工・取水施設・用排水路・水門・樋門・排水機場等施設の被害報告を受けた場合、人命を最優先し、避難指示の適確な判断と生活機能・経済活動の支障の有無を考慮し、本市施設にあっては、可能な限りの応急復旧を実施する。

また県・国有施設にあっては、本市施設の被害状況を取りまとめ、県・国へ報告する。

2. 農業用ため池

異常気象発生時の農業用ため池の施設管理者は、「第2章 第10節 第8 農業用ため池対策」に記す調査・点検項目にしたがい、緊急点検を実施し、本市に報告する。欠壊あるいは二次災害の危険性があると判断されたときは、下流域住民に速やかに連絡し、避難指示を行うとともに、以下のような応急対策を実施するものとする。

なお、調査・点検結果及び応急対策実施の有無等を県に報告する。

3. 緊急措置

- (1) 堤頂部で、法線方向に亀裂が発生していると、すべり破壊を起こす危険性があり、亀裂閉塞を行うとともに、雨水浸透防止の覆いを施す。
- (2) 堤頂部で、横断方向に亀裂が発生し、遮水部深度まで達している場合は、漏水あるいはパイピング(※注1)等による堤体破壊の危険性が高く、応急対策が必要となる。

※注1 パイピング

脆弱な地盤内で浸透水が集中するとパイプ状の水の通り道ができ、水とともに流動した土砂が地盤外へ吹き上げてくる現象をいう。

(3) 堤頂部に沈下が生じると、以降の降水で満水位を超え越流後に欠壊に至る可能性がある。余裕高が見込まれるかさ上げを行う。

4. 対策工

対策工は、生活機能・経済に与える影響等を考慮し、県との協議によって、以下の対策を行う。

- ◆ 基礎を通過するすべり破壊、軟弱地盤の沈下対策等を実施する。
- ◇ 塑性のある遮水性材料を用い、幅広の堤体とする。
- ◇ 沈下に備えて十分な余裕高を見込む。
- ◆ 堤体排水がスムーズとなるように、下流側に十分な通水能力を持たせたため池構造とする。
- ◇ 堤体浸食のない構造とする。

第34節 集落の孤立化対策計画

【総括班、市民班、地域支援班、土木班、警防班】

第1 主旨

大規模な災害によって、交通や通信・ライフラインが途絶した孤立集落の応急対策は、本市・県及 び防災関係機関が一体となり、孤立住民の安心・安全確保を図るため、以下の対策を実施する。

第2 孤立化した場合の対応

1. 本市の対応

- ◆ 孤立化した集落が発生、または発生したと想定される場合は、県に孤立集落の場所・世帯数・要配慮者数等の被災情報を提供する。
- → 孤立化集落内で、被災被害を受けず避難所の機能をはたすことが可能な施設が存在すると きは、当該施設を避難所として開設し、飲料水・食料品他必要とされる物資・備品の供給体 制を図る。

なお集落内のボランティアで、臨時避難所を開設したときは、集落内の自治会代表者(あるいは、自主防災組織の会長)と災害対策本部が連携を取る。

- ◆ 本市で可能な、交通・通信・ライフライン被害の早期の復旧対策を実施する。
- ◆ その他、必要な対策について、関係機関との連携を図る。

2. 県の対応

- ◆ 本市からの孤立化情報提供時は、消防防災へリコプターや職員派遣等を実施し、被災状況の 把握あるいは被災者の搬送等を行うとともに、消防・警察機関と連携を図り、適切な応急措 置を実施する。
- ◇ 被災規模に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を実施 する。
- ◇ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する 緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3. 電気通信事業者

- ◆ 孤立化集落との連絡手段確保のため、配置している衛星携帯電話を提供するとともに、 避難所内に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- ◆ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

4. 道路管理者

◇ 災害時相互応援協定に基づき、建設業団体等の協力により、道路の応急復旧を実施するとと もに、交通規制状況の伝達を行う。

5. 阿南警察署

◇ 孤立集落住民の安否確認・行方不明者の捜索・救出活動・交通規制等の実施を図る。

第35節 海上災害対策計画

【総括班、警防班】

第1 主旨

大規模な災害による船舶の衝突・転覆・火災・爆発・浸水による救難救助対策及び流出油対策は、 以下のとおりとする。

第2 海難救助対策

- 1. 海上事故情報等の連絡
- (1)海上事故の発生を知った場合、関係事業者は、速やかに徳島海上保安部等の関係機関に通報する。
- (2) 本市は、人的被害状況の情報とともに、被害規模の概括的情報を県に連絡する。
- (3) 本市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部開設状況等を連絡し、応援要請の有無を連絡する。

2. 活動体制

災害発生後、本市は速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部開設等の必要な措置を図る。

- 3. 搜索•救助•救急活動
- (1)海上災害等における捜索・救助・救急活動は、徳島海上保安部、あるいは民間団体と連携し、 迅速な措置を講じる。
- (2) 大規模な救難事故にあっては、本章第30節『輸送計画』を準用する。

4. 消火活動

船舶等の火災を発見したときは、速やかに火災発生状況を把握し、徳島海上保安部あるいは関係機関等に連絡する。

ただし、岸壁部に係留された船舶にあっては、連絡と同時に初期消火活動も実施する。

5. 相互協力

その他、徳島海上保安部あるいは関係機関から応援要請がある時に、余力のある場合は相互協力体制を実施する。

第3 緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動

本市は、被害の状況、緊急度・重要度を考慮し、陸上部においては警察機関・道路管理者と、海上部においては徳島海上保安部と連携し、交通規制、あるいは通行制限・禁止を行い、速やかな緊急輸送活動に努める。

なお、ここにいう緊急輸送とは、海上事故における傷病者、避難者の輸送、あるいは救助・救急に 必要な医師・看護師、救援物資、防除資機材の輸送等をいう。

第4 関係者への情報伝達

1. 海上災害情報の伝達

徳島海上保安部は、危険物等流出現場周辺海域における船舶の航行制限・禁止等の危険防止措置 や海上災害に関する情報を、関係者に周知・指導する。

2. 被災者の家族等への情報伝達

本市は、被災者の家族等への情報を把握し、海上災害の状況や二次災害の危険性に関する情報、 安否情報、各機関が活動中の施策に関する情報等、被災者家族が要求する情報提供に努める。

3. 市民等への的確な情報伝達

本市は、災害発生地、及び発生地周辺の市民等に対し、海上災害の状況、安否情報、災害対応状況等の情報を的確に伝達する。

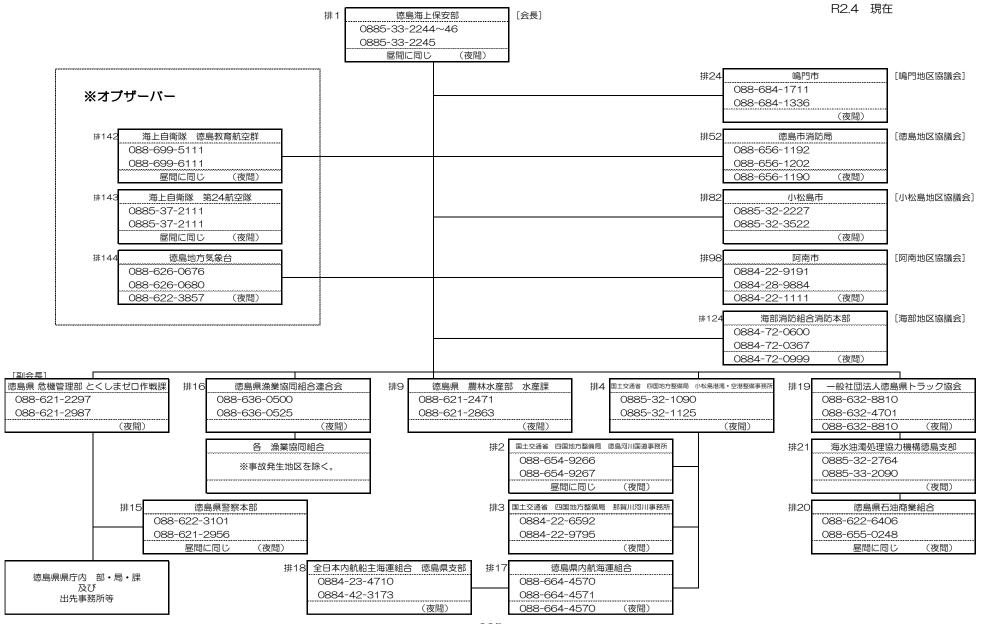
4. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本市は、発災後速やかに、関係者等からの問い合わせに対応できる連絡体制整備に努めるととも に、情報の収集・整理を行う。

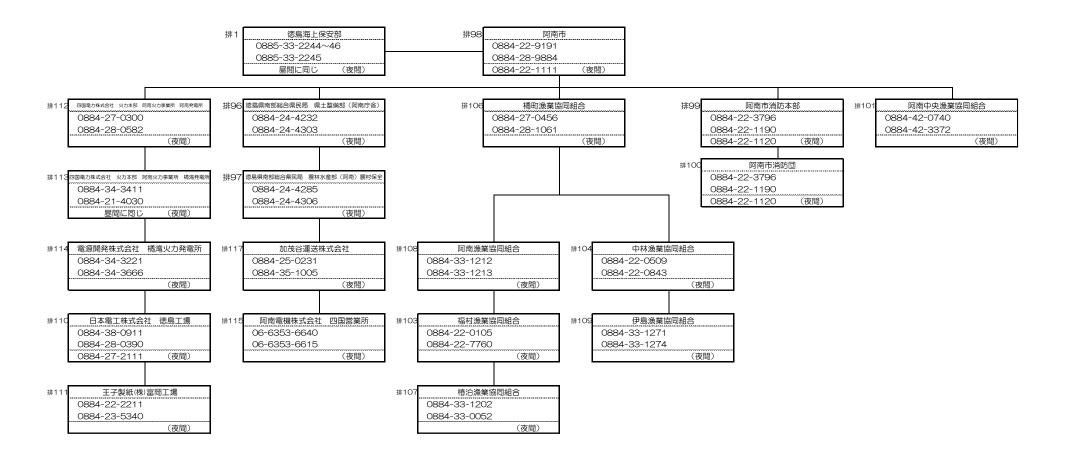
第5 流出油対策

- 1. 流出油等の事故が発生した場合、事故の原因者は、速やかに流出油の発生状況等を徳島海上保安部に連絡するとともに、拡散防止等の措置を講じる。
- 2. 海上での対処法、漂着の防止、流出油の回収処理にあっては、徳島海上保安部及び海上保安部内に事務局を持つ徳島県排出油等防除協議会、県、関係機関と連絡を取り、必要な応急対策を実施する。
- 3. 被害規模によっては、沿岸部住民に広報活動の実施・警戒区域の設定を行い、火気使用上の留意点を知らせる。
- 4. 当対策における情報伝達図は、次頁のとおりである。

情報伝達図(全域所属)



情報伝達図(阿南地区協議会)



第36節 石油コンビナート災害応急対策計画

【総括班、商工政策班、警防班】

第1 主旨

石油コンビナート区域での大規模災害にあっては、被害軽減を図るために、『徳島県石油コンビナート等防災計画』の規定等により、以下のとおりで実施する。

第2 基本方針

本計画は、以下の基本方針のもとに運用し、災害に対処するものとする。

- 1. 石油コンビナート等特別防災区域における災害防止は、第1次的責任を有する企業がまず 自衛防災組織によって防衛し、企業相互間の応援も受けながら、初期消火等にあたり、被害拡大を 防止する。
- 2. 消防機関その他の関係機関は通報に応じて、必要な装備・人員を動員し、応急措置を実施しながら、防災本部は連絡調整にあたる。
- 3. 非常事態時等にあっては、市長は県・国・自衛隊をはじめ、近隣市町に応援の要請を図る。
- 4. 人命尊重を第一義とし、早期避難・救出・救護等住民の安全対策を優先させる。

第3 対象

対象地区は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和51年政令第192号)に定める区域で、本市は、阿南市橘町幸野地内の四国電力(株)阿南発電所、新日本電工(株)徳島工場及びこれらの関係企業等の区域である。

第4 災害応急対策計画

計画の実施は、『徳島県石油コンビナート等防災計画、徳島県、平成27年度修正』に準拠する。

【メモ】			

第37節 原子力災害応急対策計画

【各部各班】

第1 基本方針

原子力事業者から警戒事象または特定事象の通報があった場合の対応、あるいは原子力緊急事態 宣言が発出された場合の緊急事態応急対策は以下のとおりであるが、原子力防災上必要と認められ るときも、当対策を適用する。

※注 原子力緊急事態宣言

原子力災害対策特別措置法第15条に定める原子力緊急事態に至ったときの、内閣総理 大臣による緊急事態宣言で、以下の事態で発出される。

- ◆ 原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で、500 μ Sv/h を検出した。
- ◆ 排気筒等通常放出場所、管理区域以外の場所、あるいは輸送容器から1m離れた地点で、通常事象の100倍の数値を検出した。
- ◇ 臨界事故の発生となった。
- ◇ 原子炉の運転中に、非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した 場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗した。

第2 情報収集・連絡体制の整備等

- 1. 情報の収集・連絡体制の整備
- (1)四国電力株式会社からの連絡

四国電力株式会社徳島支店は、伊方原子力発電所(愛媛県)において事故及び異常が発生した場合には、県にただちに連絡する。

(2) 関西電力株式会社等との情報伝達体制

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構は、高浜、 大飯、美浜、敦賀各原子力発電所(福井県)、高速増殖炉研究開発センター・もんじゅ(福井県)、 及び原子炉廃止措置研究開発センター・ふげん(福井県)において事故及び異常が発生した場合に は、関係機関に連絡する。

(3) その他の原子力発電所等の事故及び異常発生時の情報収集体制

上記以外の原子力発電所・原子力関係施設に関する事故及び異常発生時には、必要に応じ、立地府県等から情報収集を行う。

2. 災害情報等の伝達

県は、国、原子力事業者及び立地府県等から受けた通報・連絡事項を、必要に応じ本市を含む市町村等関係機関へ連絡する。

第3 緊急事態応急体制の確立

1. 事故対策のための警戒体制

(1)警戒体制

本市は、警戒事象または特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため、あらかじめ定められた警戒体制をとる。

(2)情報の収集

本市は、警戒事象または特定事象発生の通報を受けた場合、国、県との連携を図りつつ、事故の状況把握に努める。

2. 緊急時モニタリングの実施

本市が実施すべき緊急時モニタリングは、県の緊急時モニタリングセンターへの参画・協力で対処する。

3. 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) スクリーニング検査

本市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県の放射性物質による汚染状況の調査(飲料水、食品)に協力する。

(2) 飲食物の出荷制限、摂取制限等

本市は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び 県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除を実施する。

4. 緊急時の保健医療体制の確立

本市は、県が行う緊急時での市民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

【メモ】			

第4 市民への情報伝達

本市は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた以下の広報活動を行う。

- ◆ 原子力災害の状況
- ◆ 安否情報
- ◆ 医療機関などの情報
- ◆ 農畜水産物の安全性の確認
- ♦ 他

第5 広域避難対策

本市は、災害時相互応援協定締結市町村または県より、県境を越える広域避難の受入れ要請を受けたときに、受入れ協力が可能な体制の整備に努める。

1. 受入れ協議

本市は、以下に記載する理由がある場合を除き、被災者を受入れ、一時滞在用の避難所等を提供する。

- ◆ 本市も被災していること
- ◆ 被災者の受入れに必要となる施設が確保できないこと
- ◇ 地域の実状により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備 できないこと
- → その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断 されること

2. 広域避難の受入れ

県は、避難者を受入れるにあたり、避難元都道府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う 窓口を設置するとともに、広域避難の受入れを実施する本市運営の避難所を支援する。

なお、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要になった場合は、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、鳴門市、松茂町、北島町の1市2町が京都府舞鶴市の避難住民の受け入れを行うが、本市の場合は予備枠として受入れすることとなる。

3. 避難所の確保

本市は、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるとともに、必要に応じ、県と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

4. 避難者生活の支援及び情報提供

(1) 避難者の生活支援

本市及び県は、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等をとりまとめ、避難者に対し情報提供を行う。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(2) 避難者の情報提供

本市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供する。

5. 二次避難先の検討

県は、避難の長期化が見込まれる場合に備え、二次避難先として、旅館・ホテル、公営住宅、 民間賃貸住宅等の活用について備える。

第6 中長期対策

1. 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も、継続的に環境放射線モニタリングを行い、速やかに結果公表を行う。

その後、平時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

2. 各種制限措置の解除

原子力災害応急対策として実施した、立入り制限、あるいは飲食物の出荷制限・摂取制限の解除にあっては、本市は県との連携の基で、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言により実施し、関係機関に伝達する。

3. 市民等への的確な情報伝達活動

県は、本県内の空間放射線量率が平時よりも高い場合は、相談窓口の運用を継続する。 したがって、本市も引き続き、市民のニーズを把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関 情報、農畜水産物の安全性等の情報を、利用可能な様々な手段で、迅速かつ適切に提供する。

4. 風評被害等の影響の軽減

本市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通確保に向けた広報活動を行う。

特に農林水産物については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限、摂取制限等の情報発信に努める。

5. 避難者の生活支援継続と長期化への対応

本市は、国及び県と連携し、避難者等の生活支援に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給や、 その迅速な処理のための仕組み構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって、きめ細かな支援に努める。

補足説明(用語)

PAZ及びUPZ

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域で、

予防的防護措置を準備する区域を、PAZ (Precautionary Action Zone)、 緊急防護措置を準備する区域を、UPZ (Urgent Protective action Planning Zone)、 とし、原子力災害対策指針によって、区域の目安となる距離(半径)が規定されている。

2. モニタリング

原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視する こと。放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射 線モニタリングを緊急時モニタリングという。

3. 安定ヨウ素剤

原子力発電所等の事故で、放射性ヨウ素が呼吸や飲食によって吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。

その結果、甲状腺障害が起こるが、この障害を防ぐために服用する医療薬をいう。

4. 原子力被災者生活支援チーム

原子力災害で、原子力施設の応急措置あるいは避難区域の住民避難終了後に、環境大臣及び 原子力利用省庁の担当大臣を長とした被災者の生活支援を行うチーム。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針

【各部各班】

第1 主旨

大規模災害で、本市内が広範囲にわたり壊滅的被害を受け、社会経済活動に甚大な影響を及ぼした場合、高次でかつ長期に渡る大規模事業となる。

したがって、本計画においては、速やかな復旧・復興を図るため、県等の関係諸機関との協議を 基に、早急な原状復旧を基本としつつ、本市の都市計画マスタープラン及び総合基本計画と整合性 の取れた中長期的な計画復興を図った上で、復旧・復興の基本方針を定める。

第2 復旧・復興計画時の基本フレーム

近年の大規模災害被災地域での原状復旧・復興計画状況を参考とし、復旧・復興計画の基本フレーム(骨組み)を以下のとおりとする。

5項の基本フレーム

- (a) 被災者が主体となった自治的復旧・復興
- (b) 広域避難所生活〜仮設住宅生活〜恒久住宅生活に至る建設・転居が スムーズとなる生活復旧・復興
- (c)本市地場産業・地域資源再生の活力復旧・復興
- (d) 隣接市町を含む広域支援チームとの協働による交流復旧・復興
- (e))「阿南市総合計画2021▶2028」に沿った未来まちづくり復旧・復興

[メモ]				

第2節 復旧・復興対策

【各部各班】

第1 主旨

「阿南市総合計画 2021▶2028~咲かせよう夢・未来計画 2028~」は、第 5 次阿南市総合計画の成果と課題を踏まえ、その取組や目標が市民にとって身近で、かつ実効性の高い計画として策定している。

6分類の施策体系を定め、当総合計画と関連付けた復旧・復興計画とする。

第2 総合計画と復旧・復興施策(案)

復旧・復興計画時の基本フレームと乖離せず、阿南市総合計画と互換性を持った復旧・復興施策(案)は、以下のとおりとなる。

復旧・復興施策(案)1-1

	返□ • 復興肥東		
分類	阿南市総合計画2021▶2028	復旧・復興施策(案)	5項の基本 フレームNo.
道 路	・港湾施設整備・海岸保全整備への支援・市道の整備	防災機能復旧再生を図った道路整備	(d) (e)
交通	・阿南駅前広場及び駅周辺の骨格道路の整備推進・四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の整備促	リダンダンシーに配慮した、クシの歯構 造の交通ネットワーク整備	(d) (e)
網 • 湾	進 ・一般国道55号阿南道路と阿南インターチェンジ (仮称)を東西に結ぶ幹線道路の整備促進	湾港インフラ整備の回復と更地(被災跡地含む)の有効利用・臨海部発電施設等の整備計画継続	(c)
港の数	・地域活性化の拠点となる新たな「道の駅」の研究・市道の適正な管理・保全	被災復旧時の防災機能強化を図った生活 道路の再生	(c)
整備	・管理橋りょうの計画的な修繕 ・持続性のある地域公共交通の確保維持	海上交通機能の早期回復と離島居住市民 の利便性追求	(a)
住	・住宅の耐震化の推進 ・管理不全空き家の発生予防 ・居住誘導区域における防災対策の推進	住民が主役の自治的な集団移転等の整備 促進(レッドゾーン考慮)	(a) (b)
宅他公	・住宅政策の総合的推進 ・公民館の適正な管理の推進 ・牛岐城趾公園や阿南西部公園の良好な維持管理	再液状化等土地地盤状況も考慮した新 築・改築(耐震施工)促進	(b)
営施設		地域防災拠点施設の見直しと整備	(e)
設		広域避難所閉鎖後の学校機能の早期回復	(b)
		上水道施設の早期回復	(e)
水道	・水道施設の耐震化の推進による水道事業の基盤強化	居住者ライフラインの安心・安全追求	(e)
施設	・水道資産の適正な管理体制の構築・非常時における業務継続体制の構築と住民連携の	継続事業として実施	(e)
整備	推進 ・徹底した水質管理による安全・安心な水の供給	環境と調和した都市づくりの復旧・復興	(e)
		応急復旧にともなう点検整備と継続事業 の実施	(a) (e)

<u>復旧・復興施策(案)1-2</u>

分類	阿南市総合計画2021▶2028	復旧・復興施策(案)	5項の基本 フレームNo.
	・阿南市国土強靭化地域計画の推進・防災施設の整備・確保と物資・資機材の充実	被災時の教訓を生かした更なる防災対策 の推進	(a) (e)
		被災時の教訓を生かした被災の立場に 立った防災施設整備の構築	(a) (e)
防災	・事前復興ロードマップの整備・自主防災組織の育成・活動支援	避難場所・避難経路の見直しと修正	(a) (b) (c)
· 消	・ICTやIoTなど最新技術を活用した情報伝達手段の研究	被災時の教訓を生かした新たな自主防災 組織再編	(a)
防 体 制	・排水設備の整備 ・内水・外水浸水状況の検証と対策 ・想定最大規模の洪水ハザードマップの整備	震災時要援護者の支援と介護度に応じた 適切な福祉施設の実施	(a) (d)
の整	・高潮ハザードマップの整備 ・消防用施設及び車両等の充実	余震発生後の二次・三次災害発生に備え た緊急連絡・広報活動の早期施策	(a) (d)
備 • 充	・市民に対する応急手当普及活動の充実・阿南市火災予防査察規程に基づく査察の強化・消防団組織力の総合的強化・県下消防広域化の検討・救急隊員の技術・知識の高度化・救急要請時における「ロ頭指導」の充実・消防活動の迅速かつ持続継続可能な出動態勢の推	希望の持てる防災まちづくりの啓発、減 災意識への更なる啓発	(e)
実		大規模災害発生後の施設の点検整備と施 設の見直し・補強	(e)
		被災状況を考慮した土地利用計画の変 更・修正(住民の意見反映)	(a) (e)
	進	心のケアを重視した福祉活動の展開と女性の登用、広域支援チームとの協働	(a) (d)
保健・医療	健 ・成人・高齢者保健の充実 ・健康保持・増進と疾病の重症化予防 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・高齢者のための一般介護予防事業の充実 ・在宅医療・介護連携の推進 ・地域医療・救急医療体制の充実 ・医師確保のための阿南地域医療教育センター事業	広域に渡る被災箇所での様々な支援を生かした徳島県南部保健医療圏としての更なる医療体制の充実	(d)
- 衛		施設の点検整備と継続事業の実施	(e)
境の充実	の支援 ・ごみ処理施設の適切な運営 ・感染症対策に配慮した総合防災訓練及び避難所運営訓練等の推進	復旧・復興時の特別措置法等に基づく適切な災害廃棄物等の処理	(e)
河川整備	・県が管理する福井川等の河川整備・改修への支援 ・ダム改造・再生への支援 ・那賀川・桑野川の無堤地区における築堤工事等、 河川の整備改修事業の推進 ・国と連携した流域治水対策・事前防災対策の推進 【那賀川流域治水プロジェクト】 ・河川流域の津波対策の推進 ・準用河川の適正な維持管理	地震・津波災害からの早期回復・復興	(e)

第3 計画的復興

本市は、前述の復旧・復興施策(案)を基に、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を 図るために、復興に関する事務等を行う組織(震災復興本部)を設置する。また、当該本部内にお ける復興計画の策定を進める担当部署において、復興方針や復興計画に係る案の作成、既存計画(施 策)との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

1. 復興に関する調査

「本編 第3章 災害応急対策計画」において、災害時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、さらに 詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興 対策、生活支援対策など、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

(1) 建築物の被災状況に関する調査

本市は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

県は、本市の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行う。

(2) 都市基盤復興に係る調査

◇ 公園・緑地等の被災状況調査

国、県、本市は、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。

◆ その他の都市基盤復興に係る調査

国、県、本市は、港湾・漁港・治山・海岸・下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害 廃棄物の状況について調査する。

(3) 住宅の復興対策に関する調査

本市は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

県は、本市でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、災害公営住宅の必要量及びその他 必要となる住宅対策について把握する。

(4) 生活再建支援に係る調査

◆ 住家被害状況調査

本市は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、 半壊建物数及びデータ」等を基に、り災証明の根拠となる住家の被害状況を把握するととも に、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

◆ 震災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

◆ その他生活再建に係る調査

本市及び県は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、 社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要と なる被災状況について調査する。

(5) 地域経済復興支援に係る調査

本市及び県は、被災地全体の概要の把握に努め、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、可能な限り綿密に調査を行う。

◆ 事業所等の被害調査

本市は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被災について調査する。

◇ 地域経済影響調査

本市は、災害基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。このため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状態等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

2. 復興方針及び復興計画の策定

本市及び県は、大規模災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、 被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機 関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興方針及び復興計画を策定する。 復興計画を策定する際には、復興方針の策定、復興計画の策定というステップを経て行う。

(1)復興方針の策定

市民、事業者、市が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、一日でも早い復興に向け、復興法に基づき、国が定める復興基本方針に即して、県は、復興方針を策定し、遅滞なく公表するとともに、本市に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

(2)復興計画の策定

本市は、復興法に基づき、復興基本方針及び復興方針に即して、復興の具体の取組と事業をまとめた、阿南市未来まちづくり復興計画を策定する。復興計画の策定に当たっては、議会、市民、各専門分野における学識経験者など、様々な意見を反映させる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業の優先順位を明確化するとともに、各分野ごとの計画の整合も図る。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。

- ◆ 復興に関する基本理念
- ◆ 復興の基本目標
- ◆ 復興の方向性
- ◆ 復興の計画期間
- ◆ 復興計画の対象地域
- ◆ 分野別の復興施策
 - 環境・生活・衛生・廃棄物
 - · 保健 医療 福祉
 - ・ 経済・商工・観光・労働
 - ・ 農業・林業・水産業
 - · 公共土木施設
 - ・ 教育
 - · 防災 安全 安心
- ◆ 復興に関する行財政運営
- ◇ その他、復興法に規定する事項及び復興に関し必要な事項

(3)復興方針及び復興計画策定のプロセス

- ◆ 本市は、復興方針及び復興計画の策定にあたって、復興に関する事務等を行う組織(震災復興本部)の長が、議会、市民、関係機関の意見の反映に努めるとともに、専門的な意見を聴取するため、有識者等が委員となる阿南市災害復興まちづくり支援チーム(仮称)を招集し、復興方針(案)を諮問する。その後、阿南市災害復興まちづくり支援チーム(仮称)の答申を踏まえ、復興方針を決定し、担当部署において復興計画(案)を作成する。
- ◆ 復興計画に市民の意見を反映するとともに、議会や県、関係機関に対しても意見を求める。 その後、意見を集約し、県復興計画等との整合を図り、復興計画(案)を策定する。
- ◇ 阿南市災害復興まちづくり支援チーム(仮称)、震災復興本部会議の審議を経て、復興計画を決定し、公表する。

(4)復興方針及び復興計画の公表

市民や各関係機関が協働・連携して復興対策を推進するため、新聞やインターネット等の広報 媒体により復興施策を具体的に公表する。

3. 防災のまちづくり

本市及び県は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置 法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

また、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、 被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分 に配慮するとともに、復旧・復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促 進するものとする。

県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気 汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

県及び市町村は防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第3節 公共施設災害復旧事業計画

【各部各班】

第1 主旨

被災した公共施設の災害復旧事業は、原型復旧を原則とし、被災施設を可能な限り改良復旧するものであり、また再度の災害発生を防止するために新設を行う事業計画を立てるものとする。 したがって復旧計画は、施設の種類によって以下のとおりに区分される。

したがって復旧計画は、施設の種類によって以下のとおりに区分される。
第2 災害復旧事業計画 1.公共土木施設災害復旧事業計画 (1)河川
(2)海岸
(3)砂防設備
(4)林地荒廃防止施設
(5)地すべり防止施設
(6)急傾斜地崩壊防止施設
(7)道路施設
(8)港湾施設
(9)漁港施設
(10)下水道施設
(11)公園施設
【メモ】

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
(1)農地農業用施設
(2)林業用施設
(3)漁業用施設
(4)共同利用施設
3. 教育施設災害復旧事業計画
4. 水道施設災害復旧事業計画
5. 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画
6. 都市施設災害復旧事業計画
7. 住宅災害復旧事業計画
8. 社会福祉施設災害復旧事業計画
9. 官庁建物等災害復旧事業計画
10. その他の公共施設災害復旧事業計画
[メモ]

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

【各部各班】

第1 主旨

災害復旧事業にともなう行政上の執行区分は、以下の3区分となる。

- ◆ 県知事及び阿南市長の災害報告提出資料、及び災害調査結果より妥当とされて実施する 災害復旧事業
- ◇ 災害事象に関連した法律・予算執行により、国が全部または一部を負担(補助)する 災害復旧事業
- ♦ 特別の財政援助等により、激甚災害の指定を受け実施する激甚災害事業

これらの助成措置(補助)を含む財政援助内容は、以下のとおりであるが、新たな法改正で追加・ 削除があったときは、速やかに改訂する。

第2 法律により一部負担または補助するもの

- 1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2. 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- 3. 公営住宅法
- 4. 土地区画整理法
- 5. 海岸法
- 6. 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 8. 予防接種法
- 9. 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 10. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 11. 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- 12. 上下水道災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

13. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

第3 激甚災害に係る財政援助措置

- 1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (1)公共土木施設災害復旧事業
- (2)公共土木施設災害関連事業
- (3)公立学校施設災害復旧事業
- (4)公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (9)婦人保護施設災害復旧事業
- (10)感染症医療機関災害復旧事業
- (11) 感染症予防事業
- (12) 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外)
- (13) 湛水排除事業
- 2. 農林水産業に関する特別の助成
 - (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (4) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助
- 3. 中小企業に対する特別の助成
- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- 4. その他の財政援助措置
- (1)公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (5) 水防資機材費の補助の特例
- (6) 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 被災者の生活確保

【総括班、税務班、会計班、市民班、地域支援班、商工政策班】

第1 主旨

災害時には、多数の人々が生命または身体に危害を受け、あるいは住居、家財等が損壊するなど 悲惨な状況が予想される。

本計画では、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより市民の自力復興等を促進し、生活安定の早期回復を図る。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活支援に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用してきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を活用できる環境の整備に努めるものとする。

また、県は、被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その方の生活状況等を把握し、状況に合わせた様々な支援策を組み合わせ、生活復興について計画建てし、関係機関等が連携して支援する生活復興支援(災害ケースマネジメント)を先進事例を基に研究を進める。

第2 被災者生活再建支援金の支給

県は、『被災者生活再建支援法』に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

1. 適用基準

(1)対象となる自然災害

- ◆ 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した 市町村における自然災害
- ◆ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ◆ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ◆ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村であって、上記に規定する区域に隣接する市町村における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ◆ 住宅が全壊した世帯(「全壊世帯」)
- ◆ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その他やむを得ず解体した世帯(「解体世帯」)
- ◆ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期 避難世帯)
- ◇ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ◆ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

2. 支援金の支給額

被災世帯の区分	基礎支援金	加算支援金		計	
(損害割合)	住宅の被害程度	住宅の再建方法	去	ēΤ	
(1)全壊		建設•購入	200万円	300万円	
(50%以上) (2)解体	100万円	補修	100万円	200万円	
(3)長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	
(4)大規模半壊 (40%台)	^挨 壊 50万円	建設•購入	200万円	250万円	
		補修	100万円	150万円	
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	
(5)中規模半壊 (30%台)		建設•購入	100万円	100万円	
	_	補修	50万円	50万円	
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円	

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

3. 支援金の支給申請

(1)申請窓口 市町村

(2) 申請時の添付資料

基礎支援金:罹災証明、住民票等

加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)等

(3)申請期間

基礎支援金: 災害発生日から 13 月以内加算支援金: 災害発生日から37月以内

第3 災害弔慰金等の支給、貸付け

本市は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第32号)の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1. 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

政令で定める災害により死亡した市民の遺族

(2) 弔慰金の額

生計を主として維持していた場合 500万円以内 その他の場合 250万円以内

ただし、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を差し引いた額を支給する。

2. 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象者

市民が災害による負傷あるいは疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む) に精神または身体に著しい障害を受けた市民に支給する。

(2) 災害障害見舞金の額

生計を主として維持していた場合250万円その他の場合125万円

3. 災害援護資金の貸付け

(1)貸付け対象

災害救助法が適用された災害により被害を受けた世帯の世帯主 (所得制限有)

(2) 災害援護資金の貸付け条件

◆ 貸付け限度額

世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円~350万円 住居または家財の損害 150万円~350万円 世帯主の負傷、家財、住居等の被害の程度により異なる。

◇ 償還期間

10年(据え置き期間を含む)とする。

◇ 貸付利率

年3% (借置期間は無利子)

◆ 借置期間

3年(特別な事情のある場合は5年)とする。

- ◆ 償還方法年賦または半年賦
- ◆ 申込先 阿南市

第4 雇用機会の確保

1. 計画目標

ハローワーク阿南(以下「安定所」という。)その他の職業安定機関は、被災による離職者等に対し、職業の斡旋により職業の安定を図るほか、安定所は激甚災害における求職者給付の支給の特例措置法または災害時における求職者給付の支給に関する特例措置に基づく基本手当の支給により生活の安定・確保を図る。

2. 現況

安定所では、求職及び求人の申込みを受け、職業紹介を行うほか雇用保険法の規定による失業 給付を行っている。

3. 対策

本市は、徳島労働局に対して被災者への職業の斡旋について要請し、被災者の生活基盤の安定を支援する。

第5 市税等の減免等

1. 市税

本市は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)、または災害による市税の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に応じて適切な措置を講じる。

2. 国民健康保険税

本市は、被災した保険税の納付義務者に対し、阿南市国民健康保険税条例(昭和34年条例第 11号)により、国民健康保険税の減免等の措置を講じる。

3. 介護保険料

本市は被災した保険料の納付義務者に対し、阿南市介護保険条例(平成12年条例第2号)により介護保険料の減免措置を講じる。

4. その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には、市民生活への影響等を考慮し、使用料等については、それぞれの条例、 規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講じる。

第6 応急融資計画

本市は、災害により被害を受けたものに対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通または斡旋を行う。

1. 生活福祉資金(災害援護基金)

(1)貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの 融資を受けることが困難な世帯

(2)貸付限度額

150万円以内

(3)貸付条件

- ◆ 据置期間 6ヶ月以内とする。
- ◆ 償還期間 7年以内とする。
- → 利 子 無利子(連帯保証人有)または年1.5%(連帯保証人なし、措置期間中は 無利子)
- ◆ 保証人 原則として本市内の者
- ◆ 償還方法 年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還

(4) 申込方法

原則として市発行のり災届出証明書を添付し民生委員、あるいは市の社会福祉協議会へ申し込む。

2. 災害復興住宅資金

自然災害により、住宅の被害を受けたものに対し、(独)住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修並びに住宅の建設・購入に要する資金の貸付けを行う。

3. 災害対策資金

(1)融資対象

県内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、事務所及び主要 な事業用資産が天災地変により全壊、半壊、流出、浸水またはこれらに準ずる損害を受けたもの。

(2)融資条件

◇ 資金使途

設備資金または運転資金

- ◇ 融資金額
 - 設備資金5、000万円以内
 - 運転資金 3、000万円以内
- ◇ 融資期間
 - ・設備資金 10年以内とする。
 - ・運転資金 5年以内とする。
- ◇ 融資利率

年2. 15% (平成31年4月1日現在)

◆ 保証料

年0.85%以内

◆ 担保及び保証人

取扱金融機関及び保証協会の取扱うところによる。

(3) 申込先

取扱金融機関及び徳島県信用保証協会

【メモ】			

4. 農林漁業関係融資

(1)日本政策金融公庫資金

◇ 農業関係資金 農業基盤整備資金

農林漁業施設資金

農林漁業セーフティネット資金

◇ 林業関係資金 林業基盤整備資金

農林漁業施設資金

農林漁業セーフティネット資金

◇ 漁業関係資金 漁業基盤整備資金

農林漁業施設資金

漁船資金

農林漁業セーフティネット資金

(2)天災資金

『天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法』いわゆる天災融資法が 適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融資する。

(3) 県単農業災害対策特別資金

県が融資要綱で指定する災害により被害を受けた農業者が、天災資金を要綱で定めた利率以内で借受ける場合に、当該資金の融資機関に対して県及び本市で利子補給を行い、もって被害農業者の負担の軽減を図る。

(4) 県単林漁業災害対策特別資金

県が告示により指定した災害によって損失を受けた林漁業者に対し、再生産等に必要な経営資金または林漁業施設の復旧に必要な施設資金の融資の融通を円滑にする措置を講じて経営の安定に資する。

5. 勤労者ライフサイクル資金(災害費)

(1)融資対象

次のすべての要件を満たしている者

- ◆ 県内に住所を有している者
- ◆ 県内の事業所に1年以上勤務している者
- ◆ 労働金庫の借入条件を満たし、(社)日本労働者信用基金協会の保証を受けられる者
- ◆ 申込時現在の年齢が60歳以下の者
- ◇ 災害により、本人または二親等以内の親族の家屋、家財等に損害が発生した者

(2)融資条件

◇ 資金用途

災害により、本人または扶養家族の家屋、家財等に損害が発生し、それを復旧または購入するために必要な経費。

◇ 融資金額

500万円以内

◇ 融資期間

10年以内とする。

◇ 融資利率

年1.50%(令和元年8月1日現在)

◆ 保証料

労働金庫正会員 年O.7% 労働金庫その他会員 年1.2%

※ 詳細は窓口にて確認のこと

(3) 申込先

県内の四国労働金庫各支店

第7 生活相談

本市は、災害により被害を受けた市民が速やかに再起更生できるよう、市役所内等に相談窓口を 開設する。相談窓口においては、市民の早急な生活再建を図るための生活相談、弔慰金の支給及び 援護資金の相談を受けるとともに、本市の未来まちづくり復旧・復興計画の情報提供を行う。

また、徳島県は徳島県士業ネットワーク推進協議会と「大規模災害等発生時における相談業務の 支援に関する協定書」を締結しており、本市において対応が困難な場合は、県に要請するものとす る。

第8 安否情報の提供

本市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に 侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の 高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、県、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある 者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の 管理を徹底するよう努めるものとする。

第9 り災証明書の交付

1. 体制の整備

- (1)本市は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2)本市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (3)本市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 県は、本市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図るものとする。また、他の都道府県や民間団体との協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

2. 災害時の対応

- (1)本市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
- (2)本市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と 比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に 対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にば らつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市 町村へのノウハウの提供等を行うことにより、被災市町村間の調整を図るものとする。
- (4) 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

第10 被災者台帳の作成等

本市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する 事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める ものとする。

第11 資金の安定供給体制の構築

本市は、財務会計システム等が機能しなくなった場合においても公金の支払事務に支障が生じないようあらかじめ支払事務マニュアルの策定などの対策を行うものとする。